

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数					うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調に より監査結果を 出さなかった件 数
			うち取下げの あった件数 (A)	うち却下の 件数	うち期間途過 によるもの (B)	うち財務会計 上の行為でな いとしたもの (C)			
石川県	H30.4.1～H31.3.31	3					3		
	H31.4.1～R2.3.31	2		1		1	1		
	R2.4.1～R3.3.31	1					1		
福井県	H30.4.1～H31.3.31	0							
	H31.4.1～R2.3.31	0							
	R2.4.1～R3.3.31	1		1	1				
山梨県	H30.4.1～H31.3.31	1					1		
	H31.4.1～R2.3.31	0							
	R2.4.1～R3.3.31	2		2		1	1		
長野県	H30.4.1～H31.3.31	2		1			1		
	H31.4.1～R2.3.31	2		1			1		
	R2.4.1～R3.3.31	1					1		
岐阜県	H30.4.1～H31.3.31	2					2		
	H31.4.1～R2.3.31	1					1		
	R2.4.1～R3.3.31	0							
静岡県	H30.4.1～H31.3.31	2					2		
	H31.4.1～R2.3.31	2		1	1		1		
	R2.4.1～R3.3.31	0							
愛知県	H30.4.1～H31.3.31	3		2		1	1		
	H31.4.1～R2.3.31	14		13		12	1		
	R2.4.1～R3.3.31	14		8	1	1	6		
三重県	H30.4.1～H31.3.31	1		1					
	H31.4.1～R2.3.31	0							
	R2.4.1～R3.3.31	1					1		
滋賀県	H30.4.1～H31.3.31	8		6		3	3	2	
	H31.4.1～R2.3.31	10		9		5	4	1	
	R2.4.1～R3.3.31	8	3	4		4	1		

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数					うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調に より監査結果を 出さなかった件 数
			うち取下げの あった件数 (A)	うち却下の 件数	うち期間途過 によるもの (B)	うち財務会計 上の行為でな いとしたもの (C)			
京都府	H30.4.1～H31.3.31	1					1		
	H31.4.1～R2.3.31	1	1						
	R2.4.1～R3.3.31	4		1	1		3		
大阪府	H30.4.1～H31.3.31	8	1	1	1		6		
	H31.4.1～R2.3.31	1					1		
	R2.4.1～R3.3.31	0							
兵庫県	H30.4.1～H31.3.31	4					3	1	
	H31.4.1～R2.3.31	1		1		1			
	R2.4.1～R3.3.31	4		3	2	1	1		
奈良県	H30.4.1～H31.3.31	3					3		
	H31.4.1～R2.3.31	5		1	1		2	2	
	R2.4.1～R3.3.31	6		4	1	3	2		
和歌山県	H30.4.1～H31.3.31	1					1		
	H31.4.1～R2.3.31	2					2		
	R2.4.1～R3.3.31	1		1		1			
鳥取県	H30.4.1～H31.3.31	2		2					
	H31.4.1～R2.3.31	0							
	R2.4.1～R3.3.31	2					2		
島根県	H30.4.1～H31.3.31	2		2					
	H31.4.1～R2.3.31	0							
	R2.4.1～R3.3.31	0							
岡山県	H30.4.1～H31.3.31	1					1		
	H31.4.1～R2.3.31	0							
	R2.4.1～R3.3.31	1					1		
広島県	H30.4.1～H31.3.31	3		2		2	1		
	H31.4.1～R2.3.31	3		2			1		
	R2.4.1～R3.3.31	2		2		2			

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数 (A)	うち却下の 件数	うち期間途過 によるもの			うち棄却の 件数 (E)	うち勧告を 行った件数 (F)	うち合議不調に より監査結果を 出さなかった件 数 (G)
					うち期間途過 によるもの (B)	うち財務会計 上の行為でな いとしたもの (C)	うちその他の 理由のもの (D)			
大分県	H30.4.1～H31.3.31	2		1		1		1		
	H31.4.1～R2.3.31	3	1	1			1	1		
	R2.4.1～R3.3.31	1						1		
宮崎県	H30.4.1～H31.3.31	0								
	H31.4.1～R2.3.31	0								
	R2.4.1～R3.3.31	0								
鹿児島県	H30.4.1～H31.3.31	2		2			2			
	H31.4.1～R2.3.31	2		2		1	1			
	R2.4.1～R3.3.31	0								
沖縄県	H30.4.1～H31.3.31	3		3			3			
	H31.4.1～R2.3.31	1								1
	R2.4.1～R3.3.31	1		1			1			
合計	H30.4.1～H31.3.31	128	4	71	4	34	33	52	1	
	H31.4.1～R2.3.31	113	7	76	6	30	40	27		3
	R2.4.1～R3.3.31	109	7	67	12	23	32	35		

イ 請求事項等内訳表

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
北海道	① 知事 ② 違法な学校教育指導に係る出張旅費等の支出 ③ 出張旅費等の返還及び職員の処分	H30. 4. 23	2	H30. 4. 27 口頭陳述	① H30. 6. 1 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	有	E	1
北海道	① 知事 議会新庁舎の喫煙室設置について、改正健康増進法の趣旨に反し、道民の健康を損なうとともに、建築中である議会新庁舎において、喫煙室を追加設置した場合、設計変更に相当の経費が必要となる。 ③ 議会新庁舎を完全禁煙とし、道財政の無駄な支出を抑え、道民の健康増進を図ること。	R1. 7. 10	1		① R1. 8. 18 ② 取下げ 当該行為が予想されるものの、 ③ 相当の確実さをもって予測される場合ではないため	無	A	
北海道	① 知事 職員表彰(勤続30年表彰)について、勤続年数を満たしていれば、個々の能力を評価せず表彰し、経費を支出している。 ③ 当該表彰の廃止とともに、人件費削減の観点から分限免職制度等の適切な実施を求める。	(R2. 8. 21)	1		① R2. 9. 25 ② 却下 ③ 当該行為に違法性はない	無	C	
北海道	① 知事 河川用地の不法占用について、不法占用物(畜舎等)を撤去させず、占用許可し、永年利用させている。 ③ 河川法及び同法施行条例において、畜舎等工作物及び放牧地は、許可の対象ではないことから、許可の取消及び該当物の撤去を求める。	(R2. 9. 10)	1		① R2. 10. 30 ② 却下 ③ 当該行為は住民監査請求の対象外である	有	D	3
計	4件					有 2件 無 2件		
青森県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 議員の派遣決定及び交付した旅費の返還請求等の措置勧告	R1. 10. 16	1	R1. 10. 31 口頭陳述	① R1. 12. 5 ② 棄却 ③ 違法・不当とする理由は認められない。	有	E	1

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
青森県	① 知事 ② 違法・不当な支出 ③ 議員に交付した政務活動費の返還措置の勧告	R2. 6. 29	2	R2. 6. 30~R2. 7. 7 書面提出 (新型コロナウイルス感染症 対策のため)	① R2. 8. 24 ② 棄却 ③ 違法・不当とする理由は認めら れない。	有	E	2
計	2件					有 2件 無 0件		
岩手県	① 岩手県県北広域振興局長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 違法又は不当に支出した費用を算定し、受益者に 当該費用相当額を請求すること	H30. 7. 6	1	H30. 7. 26 口頭陳述	① H30. 8. 31 ② 棄却 ③ 当該公金の支出は違法又は不当 な公金の支出ではない	無	E	
計	1件					有 0件 無 1件		
宮城県	① 知事 ② 違法な支出(県議会議員の政務活動費において違 法な支出があるもの) ③ 県に生じた損害を填補すべく必要な措置・勧告を請 求	H30. 4. 26	1	H30. 5. 9~H30. 5. 16 希望なし	① H30. 6. 25 ② 棄却(一部却下) ③ 監査期間中に不当利得返還請求 権の時効が完成	無	E	
宮城県	① 知事 ② 違法な契約の締結(庁舎維持管理委託契約の受注 者は入札参加資格を有していない) ③ 契約の解除, 県が被った損害の賠償請求	(H30. 11. 14)	1		① H30. 12. 11 ② 却下 ③ 契約の違法性又は不当性が具体 的に摘示されていない	無	D	
宮城県	① 知事 ② 違法な契約の締結(庁舎維持管理委託契約の受注 者は入札参加資格を有していない) ③ 契約の解除, 県が被った損害の賠償請求	(R2. 3. 12)	1		① R2. 4. 9 ② 却下 ③ 契約の違法性又は不当性が具体 的に摘示されていない	無	D	
宮城県	① 知事 ② 違法・不当な契約の締結(県の方針が既に決定し ているのに県有施設再編に係る基本構想策定支援 契約を発注するのは違法かつ不当である) ③ 契約の解除, 既払金の返還, 未払金の支出差止, 県が被った損害の賠償請求	R2. 10. 1	1	R2. 10. 27 意見陳述書による口頭陳述	① R2. 11. 30 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性又は不当性は ない	有	E	1
宮城県	① 知事 ② 違法な契約の締結(復元船を解体する違法な計画 に基づき, 予算を作成して契約の締結と公金の支 出を行うのは違法である) ③ 違法な計画に基づく契約の締結及び公金の支出の 防止を請求	(R3. 2. 12)	5		① R3. 2. 26 ② 却下 ③ 予算が成立しておらず, 財務会 計行為が存在していない	無	D	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
計	5件					有 1件 無 4件		
山形県	① 知事 ② 選挙公約に掲げた事項の執行停止 ③ 知事の辞任または知事選挙の無効による再選挙	(R3. 3. 12)	1	R3. 3. 17~R3. 3. 30 書面による請求の補正依頼	① R3. 4. 27 ② 却下(不受理) 違法又は不当な財務会計上の行 為又は怠る事実についての主張 がなく、住民監査請求の要件を 満たしていない ③	無	C	
計	1件					有 0件 無 1件		
福島県	① 知事 ② システムの導入が違法・不当 ③ 知事に対する損害賠償請求	H30. 8. 27	1		① H30. 9. 30 ② 却下 ③ 所定の要件を具備していない	無	B	
福島県	① 知事 ② 雇用通知書の不備による休暇取得機会の喪失 ③ 関係規程の見直し	H31. 3. 20	1		① H31. 3. 29 ② 却下 ③ 財務会計上の契約ではない	無	C	
福島県	① 建築指導課職員 ② 損害保険請求権の不行使 ③ 損害保険請求権の行使	R1. 10. 2	1		① R1. 11. 1 ② 却下 ③ 損害が生じていない	無	D	
福島県	① 病院経営課長 ② 土地売却に係る問題点への不対応 ③ 土地売却に係る問題点への対応	R2. 1. 6	1		① R2. 2. 3 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当せず	無	C	
福島県	① 財産管理課長 ② 不当な県有地の管理及び処分 ③ 財産管理課長に対する損害賠償請求	R2. 1. 6	1	R2. 2. 14 口頭陳述	① R2. 3. 2 ② 一部棄却・一部却下 ③ 当該管理に違法性等はない	無	E	
計	5件					有 0件 無 5件		
茨城県	① 知事 ② 不適切な支出(政務活動費) ③ 各党派に対して支出した金額の返還請求	H30. 5. 17	2	H30. 6. 14 口頭陳述	① H30. 7. 26 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出でない	有	E	1
茨城県	① 指定されていない ② 対象行為を明らかにする書面の提出なし ③ 請求の具体的な記載がない	(H30. 5. 17)	1		① H30. 6. 6 ② 却下 ③ 対象職員等の特定、財務会計上 の行為の摘示、事実を証する証 拠としての書面の提出がない	無	D	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
茨城県	① 知事 ② 条令に基づく行政財産の使用料を徴収していない 県政記者会に提供している県庁舎施設について施 設使用基準など協定を結び、妥当な使用料、光熱 水費などを徴収する。	H30.5.22	1	H30.6.14 口頭陳述	① H30.7.26 ② 棄却 ③ 行政財産の使用 방법에違法・不 当な点はない	無	E	
茨城県	① 県工事事務所職員 ② 誤った位置に設置した境界杭の違法な支出 ③ 正しい位置への土地境界復元及びその費用の担当 職員及び境界隣接者への請求	H30.7.9	1		① H30.7.17 ② 取下げ ③ 不明	無	A	
茨城県	① 県公安委員会 ② 不当な駐車違反(駐車禁止以外の場所への駐車) の処分 ③ 請求者が納付した反則金の返還	(H30.7.20)	1		① H30.8.17 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
茨城県	① 県工事事務所職員 ② 誤った位置に設置した境界杭の違法な支出 ③ 正しい位置への土地境界復元及びその費用の担当 職員及び境界隣接者への請求	H30.8.3	1	H30.8.20 口頭陳述	① H30.10.2 ② 棄却 境界杭は正しい位置に設置し直 され、職員にも重大な瑕疵はな い	有	E	2
茨城県	① 知事 ② 不適切な支出(政務活動費) ③ 各会派に対して支出した金額の返還請求	H31.3.15	2		① R1.5.23 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出でない	有	E	3
茨城県	① 知事 ② 県が行う犬猫の殺処分は違法 ③ 犬猫の殺処分のための公金の支出の差し止め	H31.3.29	20	R1.5.15 口頭陳述	① R1.6.10 ② 棄却 ③ 法令に違反する点はない	有	E	4
茨城県	① 公安委員会 ② 不当な駐車違反(駐車禁止以外の場所への駐車) の処分 ③ 請求者が納付した反則金の返還	(H31.4.23)	1		① H31.4.26 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
茨城県	① 知事 ② 外国籍の職員の採用は違法 ③ 給与の返還請求及び外国籍職員採用の差止	R1.10.24	2		① R1.12.11 ② 棄却 ③ 職員の任用に違法な点はない	有	E	6
茨城県	① 知事 ② パートナーシップに基づく県営住宅への違法な入 居 ③ 入居による損害の請求、入居許可及びパートナ ーシップ証明書の交付差止	(R1.10.24)	2		① R1.11.19 ② 却下 ③ 損害の恐れがない。財務会計上 の行為ではない。	有	C	5

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
茨城県	① 県工事事務所 ② 請求人の柿の木の枝を切り損害を与えた ③ 請求の具体的な記載がない	(R2. 4. 2)	1		① R2. 4. 14 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
茨城県	① 県工事事務所 ② 工事の際、重機が道路に傷をつけた ③ 請求の具体的な記載がない	(R2. 4. 10)	1		① R2. 6. 8 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
茨城県	① 知事 ② 不適切な支出(政務活動費) ③ 各党派に対して支出した金額の返還請求	R2. 4. 21	2		① R2. 6. 30 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出でない	有	E	7
茨城県	① 指定されていない ② 橋梁の工事を土曜日に実施(国は週休2日) ③ 請求の具体的な記載がない	(R2. 4. 27)	1		① R2. 6. 8 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
茨城県	① 指定されていない ② 告知してある時間外の工事実施 ③ 請求の具体的な記載がない	(R2. 5. 12)	1		① R2. 6. 8 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
茨城県	① 県工事事務所 ② 作業員の健康管理や作業確認等手順の未実施及び 重機の道路の通行 ③ 請求の具体的な記載がない	(R2. 6. 16)	1		① R2. 8. 4 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
茨城県	① 指定されていない ② 県工事の作業現場の入り口が解放されており危険 ③ 請求の具体的な記載がない	(R2. 7. 6)	1		① R2. 8. 4 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
茨城県	① 指定されていない ② 県工事が降雨時や暗くなってからも実施 ③ 請求の具体的な記載がない	(R2. 7. 13)	1		① R2. 8. 4 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
茨城県	① 指定されていない ② 県が工事の作業に関する指導を放棄 ③ 責任ある処置	(R2. 8. 11)	1		① R2. 9. 24 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
茨城県	① 指定されていない ② 県が工事の作業に関する指導を放棄 ③ 責任ある処置	(R2. 10. 5)	1		① R2. 11. 25 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
茨城県	① 指定されていない ② 工事計画図等の送付、住民説明会の開催 ③ 請求の具体的な記載がない	(R2. 10. 23)	1		① R2. 11. 25 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
茨城県	① 指定されていない ② 橋梁の復旧工事が進まない、住民説明会の未開催 ③ 請求の具体的な記載がない	(R2. 11. 9)	1		① R2. 11. 25 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
計	23件					有 7件 無 16件		
栃木県	① 知事 ② 公金の支出(政務活動費) ③ 違法・不当な支出を返還させるための必要な措置	H30. 6. 5	1		① H30. 7. 25 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出は認められない	有	E	1
計	1件					有 1件 無 0件		
群馬県	① 知事 ② 公共工事現場への有害物質搬入事案の土壌分析調査等費用 ③ 原因者に対する費用の請求	H31. 2. 27	1	H31. 3. 12 口頭陳述	① H31. 4. 15 ② 棄却 既に費用の回収をしており、財産の管理を怠る事実は存在していない	無	E	
群馬県	① 知事 ② ずさんな財産管理(建設発生土)、法令違反状態の土地における業務委託は違法 ③ 残土量に見合う損害賠償請求、法令違反状態の解消命令	H31. 4. 18	1	R1. 5. 8 口頭陳述	① R1. 6. 3 ② 一部棄却、一部却下 (棄却) 残土の管理行為は、財務会計上の財産管理行為に当たらない (却下) 財務会計上の財産管理行為に当たらない	有	E	1
群馬県	① 県選挙管理委員会 ② 県議会議員選挙における選挙公営費の支出 ③ 選挙公営費の返還	R2. 1. 8	1	R2. 1. 27 口頭陳述	① R2. 2. 17 ② 棄却 ③ 違法性及ぶ不当性、財産の管理を怠る事実は認められない	有	E	2
群馬県	① 知事 ② 違法又は不当な公金(即位礼正殿の儀の参列及び献上に係る費用)の支出 ③ 支出された費用の返還	R2. 2. 4	1	R2. 2. 12 口頭陳述	① R2. 3. 9 ② 棄却 ③ 違法又は不当であるとは認められない	無	E	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
群馬県	① 知事 ② 違法又は不当な公金(職員の給与)の支出 ③ 県に生じた損害の回収	(R2. 2. 28)	1		① R2. 3. 16 ② 却下(不受理) 違法・不当な財務会計上の行為 ③ を対象としているとは認められない	有	C	3
群馬県	① 知事及び教育委員会 ② 違法又は不当な公金(教職員の退職手当)の支出 ③ 退職手当及び遅延損害金の回収	R2. 9. 3	1	R2. 9. 11 口頭陳述	① R2. 10. 12 ② 棄却 ③ 違法又は不当であるとは認められない	無	E	
群馬県	① 知事 ② 違法又は不当な公金(政務活動費)の支出 ③ 政務活動費及び支払から返還までの法定利息を加えた金額の返還	R2. 10. 1	1	R2. 10. 12 口頭陳述	① R2. 11. 11 ② 棄却 既に返還されており、県の損害 は補填されている。法定利息を 請求しないことが違法又は不当 であるとはいえない。	無	E	
群馬県	① 知事 ② 無断占有された県有地に係る建物の改築工事 ③ 改築工事の差止め	R2. 11. 13	1		① R2. 11. 17 ② 取下げ ③ 不明	無	A	
群馬県	① 知事 ② 違法又は不当な公金(補助金)の支出 ③ 補助金相当額及び支払から返還までの法定利息を加えた金額の返還	(R3. 1. 4)	1		① R3. 1. 25 ② 却下(不受理) ③ 所定の期間徒過により不適法	有	B	4
群馬県	① 知事 ② 資質に庇護がある顧問弁護士への報酬支払は損失 ③ 顧問弁護士との委託契約を破棄し、これまで支払った報酬の返還	(R3. 1. 27)	1		① R3. 2. 16 ② 却下(不受理) 違法若しくは不当な財務会計上 の行為又は怠る事実を対象とし ているとは認められない	無	C	
群馬県	① 知事 ② 不当な公金(視察旅費又は政務活動費)の支出 ③ 視察旅費又は政務活動費の返還	(R3. 3. 24)	1		① R3. 5. 13 ② 却下(不受理) ③ 所定の期間徒過により不適法	無	B	
計		11件				有 無	4件 7件	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
埼玉県	① 知事 ② 違法な補助金の支出(適格性がない者への補助金の支出) ③ 知事から補助事業者へ、補助金の返還及び利息の請求を行うよう請求	(H30.9.30)	1		① H30.10.11 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
埼玉県	① 知事 ② 違法な契約の締結(不当に安く財産を売却) ③ 知事に損害相当額を請求	H31.2.6	1	H31.3.4 口頭陳述	① H31.3.14 ② 棄却(一部却下) ③ 当該契約に違法性はない(一部却下は1年経過)	無	E	
計	2件					有 無	0件 2件	
千葉県	① 知事 ② 公金の賦課・徴収を怠る事実(不動産取得税) ③ 怠る事実の確認と是正	(H30.4.2)	1		① H30.4.18 ② 却下(不受理) ③ 請求人の主張を疎明する根拠が示されていない	無	D	
千葉県	① 知事 ② 公金の賦課・徴収を怠る事実(不動産取得税) ③ 怠る事実の確認と是正	(H30.6.4)	1		① H30.6.27 ② 却下(不受理) ③ 請求人の主張を疎明する根拠が示されていない	無	D	
千葉県	① 知事 ② 公金の賦課・徴収を怠る事実(不動産取得税) ③ 怠る事実の確認と是正	(H30.7.4)	1		① H30.7.24 ② 却下(不受理) ③ 違法又は不当とする理由の具体的摘示がない等	無	D	
千葉県	① 知事 ② 公金の支出(学校法人に対する補助金) ③ 知事に対する損害賠償請求	(H30.12.21)	1		① H31.1.25 ② 却下(不受理) ③ 違法又は不当とする理由の具体的摘示がない等	有	D	1
千葉県	① 知事 ② 公金の支出(学校法人に対する補助金) ③ 知事に対する損害賠償請求	(H31.1.22)	1		① H31.1.25 ② 却下(不受理) ③ 違法又は不当とする理由の具体的摘示がない等	有	D	1
千葉県	① 知事 ② 公金の支出(学校法人に対する補助金) ③ 知事に対する損害賠償請求	(H31.4.10)	2		① H31.4.24 ② 却下(不受理) ③ 違法又は不当とする理由の具体的摘示がない等	有	D	1
千葉県	① 千葉県病院局長 ② 財産の管理を怠る事実(損害賠償請求権等) ③ 病院局長に対する請求権等の行使を求める措置	(H31.4.15)	1		① H31.4.24 ② 却下(不受理) ③ 違法又は不当とする理由の具体的摘示がない等	有	D	2

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
千葉県	① 千葉県企業局長 ② 財産の処分(土地の入札分譲) ③ 企業局長に対する売買契約の無効、取消し等を求める措置	(R1.6.21)	1		① R1.6.25 ② 取下げ ③ 不明	無	A	
千葉県	① 千葉県企業局長 ② 財産の処分(土地の入札分譲) ③ 企業局長に対する売買契約の無効、取消し等を求める措置	R1.7.4	9	R1.7.18 口頭陳述	① R1.8.21 ② 棄却 ③ 処分に不合理な点はなく、裁量 権の濫用も認められない	無	E	
千葉県	① 千葉県企業局長 ② 契約の締結・履行(土地の売買契約) ③ 企業局長が売買契約の無効を主張すること等を求める措置	(R1.9.13)	1		① R110.10 ② 却下(不受理) ③ 同一人による同一の財務会計上 の行為を対象とする請求	無	D	
千葉県	① 千葉県企業局長 ② 契約の締結・履行(土地の譲渡契約) ③ 企業局長が譲渡契約の無効を主張すること等を求める措置	R1.11.13	1	R1.11.26提出 書面陳述	① R1.12.24 ② 棄却 ③ 契約にあたり、不合理な判断は 認められない	無	E	
千葉県	① 知事 ② 公金の支出(海外視察時の航空賃) ③ 知事が参加議員に航空賃の差額を返還請求することを求める措置	(R2.6.8)	1		① R2.7.2 ② 却下(不受理) ③ 違法又は不当とする理由の具体 的提示がない等	有	D	3
千葉県	① 千葉県警察本部長 ② 公金の支出(郵便料金) ③ 県警本部長に対する損害賠償請求	(R3.2.12)	1		① R3.3.15 ② 却下(不受理) ③ 違法又は不当とする理由の具体 的提示がない等	無	D	
計	13件					有 無	5件 8件	
東京都	① 知事 ② 契約の締結及び契約に係る補正予算の決定が違法・不当 ③ 契約の解除、補正予算の決定取り消し	(H30.5.14)	1		① H30.6.14 ② 却下 ③ 期間経過	無	B	
東京都	① 警視庁職員 ② 雑踏警備が憲法20条の政教分離に違反 ③ 雑踏警備に係る給与・交通費、費用の返還	(H30.7.25)	1		① H30.8.24 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	有	C	4
東京都	① 建設局東部公園緑地事務所管理課 ② 都立公園での政治集会及び政治的な慰霊碑の設置を認めた ③ 今後政治集会を実施させない、慰霊碑の撤去を設置者に指示	(H30.8.20)	1		① H30.9.13 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
東京都	① 知事 ② 契約がWTO政府調達協定に違反 ③ 契約の解除、再度入札による契約の締結	(H30.9.7)	1		① H30.10.4 ② 却下 ③ 損害が生じているとは言えない	無	D	
東京都	① 知事 都と契約締結した建設業者が刑事被告人であり、 ② 刑事被告人に多額の税金を支払うことが正義に反する ③ 契約の即刻解除	(H30.11.28)	1		① H30.12.25 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無	D	
東京都	① 知事 ② 調節池工事は効果ができないものであり、多額の 都民の税金を投入することは不当 ③ 契約の即刻解除	(H30.11.28)	1		① H30.12.25 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無	D	
東京都	① 知事 ② 調節池工事が着工されたことは違法・不当 ③ 工事中止及び契約解除	(H30.12.17)	1		① H31.1.24 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無	D	
東京都	① 知事 品川区が実施する障害者移動支援研修・外出支援 ② 事業委託契約は不当であり、これに対し都が25% の負担を行っていることは不当な公金の支出 ③ 適切な事業に公金の負担を行うこと、区へ契約の 改善等の指導	(H31.1.29)	1		① H31.2.28 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	D	
東京都	① 警視庁職員 ② 雑踏警備が憲法第20条及び第89条の政教分離違反 ③ 雑踏警備に係る給与・交通費、費用の返還	(H31.1.29)	1		① H31.2.28 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	有	C	4
東京都	① 知事 ② 審査請求を却下したことは違法 ③ 知事の辞任、職務を国が代執行	(H31.2.28)	1		① H31.3.14 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
東京都	① 知事 ② 審査請求を却下したことは違法 ③ 知事の辞任、職務を国が代執行	(H31.2.28)	1		① H31.3.14 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
東京都	① 知事 ② 審査請求を却下したことは違法 ③ 知事の辞任、職務を国が代執行	(H31.2.28)	1		① H31.3.14 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
東京都	① 知事 ② 審査請求を却下したことは違法 ③ 知事の辞任、職務を国が代執行	(H31.2.28)	1		① H31.3.14 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
東京都	① 知事 ② 審査請求を却下したことは違法 ③ 知事の辞任、職務を国が代執行	(H31.2.28)	1		① H31.3.14 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
東京都	① 知事 ② 審査請求を却下したことは違法 ③ 知事の辞任、職務を国が代執行	(H31.2.28)	1		① H31.3.14 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
東京都	① 知事 ② 審査請求を却下したことは違法 ③ 知事の辞任、職務を国が代執行	(H31.2.28)	1		① H31.3.14 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
東京都	① 知事 ② 審査請求を却下したことは違法 ③ 知事の辞任、職務を国が代執行	(H31.2.28)	1		① H31.3.14 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
東京都	① 知事 ② 訪問介護及び居宅介護支援を営む株式会社の事業 所が虚偽の指定申請を行ったことは不当 ③ 介護給付の返還等	(H31.2.14)	1		① H31.3.20 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	有	C	1
東京都	① 知事 ② 訪問介護及び居宅介護支援を営む株式会社の事業 所が虚偽の指定申請を行ったことは不当 ③ 介護給付の返還等	(H31.3.8)	2		① H31.3.20 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	有	C	1
東京都	① 知事 ② 区市町村の生活保護事務に係る管理を都が怠って いることなどが違法 ③ 知事ほかの職務執行の一切の停止勧告	(H31.3.20)	1		① H31.4.11 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
東京都	① 知事 ② 区市町村の生活保護事務に係る管理を都が怠って いることなどが違法 ③ 知事ほかの職務執行の一切の停止勧告	(H31.3.20)	1		① H31.4.11 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
東京都	① 知事 ② 区市町村の生活保護事務に係る管理を都が怠って いることなどが違法 ③ 知事ほかの職務執行の一切の停止勧告	(H31.3.20)	1		① H31.4.11 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
東京都	① 知事 ② 区市町村の生活保護事務に係る管理を都が怠っていることなどが違法 ③ 知事ほかの職務執行の一切の停止勧告	(H31.3.20)	1		① H31.4.11 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
東京都	① 知事 ② 区市町村の生活保護事務に係る管理を都が怠っていることなどが違法 ③ 知事ほかの職務執行の一切の停止勧告	(H31.3.20)	1		① H31.4.11 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
東京都	① 知事 ② 区市町村の生活保護事務に係る管理を都が怠っていることなどが違法 ③ 知事ほかの職務執行の一切の停止勧告	(H31.3.20)	1		① H31.4.11 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
東京都	① 知事 ② 区市町村の生活保護事務に係る管理を都が怠っていることなどが違法 ③ 知事ほかの職務執行の一切の停止勧告	(H31.3.20)	1		① H31.4.11 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
東京都	① 教育委員及び教育長 ② 学習読本の記述の誤謬は違憲・違法 ③ 作成等のために行った支出行為の違法の認定等	(H31.3.26)	96		① H31.4.26 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	有	D	2
東京都	① 元知事秘書 ② 数々の非違行為 ③ 給与等の返還等	(H31.4.12)	1		① R1.5.23 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無	D	
東京都	① 教育委員会 ② 育児時間を不正に取得した教諭へ給与を減額せずに支給したことは違法・不当 ③ 給与等の返還	(R1.5.28)	1		① R1.6.23 ② 却下 ③ 期間経過	無	B	
東京都	① 知事 ② 訪問介護及び居宅介護支援を営む株式会社の事業所が虚偽の指定申請を行ったことは不当 ③ 介護給付の返還等	R1.6.3	1		① R1.6.24 ② 取下げ ③ 取下げ書提出	無	A	
東京都	① 知事 ② 品川区が実施する障害者移動支援研修・外出支援事業委託契約は不適正 ③ 区の委託契約締結についての監査の実施	(R1.6.3)	1		① R1.7.10 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
東京都	① 知事 ② 訪問介護事業所の指定許可処分に事業者の虚偽申請がある ③ 訪問介護事業所の指定取消等	(R1.6.18)	1		① R1.7.10 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	有	C	3

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
東京都	① 知事 ② 区監査委員が住民監査請求書を受理しないことは 違法 ③ 請求書を受理するよう、助言または勧告	(R1.7.1)	1		① R1.8.8 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
東京都	① 教育長 ② 都立高等学校の日本放送協会放送受信料の支出が 違法・不当 ③ 支出額を渋谷区と同等の額まで下げること等	(R1.9.18)	1		① R1.11.7 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無	D	
東京都	① 元都議会議員 ② 業務遂行の妨害 ③ 政務活動費の返還	(R1.11.29)	1		① R2.1.16 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無	D	
東京都	① 教育長 ② 都立高等学校の日本放送協会放送受信料の支出が 不当 ③ 不用なテレビ受信機の売却等	(R1.12.4)	1		① R2.1.21 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無	D	
東京都	① 知事 ② 訪問介護事業所の指定許可処分に事業者の虚偽申 請がある ③ 訪問介護事業所の指定無効確認等	R1.12.25	2		① R2.1.8 ② 取下げ ③ 取下げ書提出	無	A	
東京都	① 知事 ② 訪問介護事業所の指定許可処分に事業者の虚偽申 請がある ③ 訪問介護事業所の指定無効確認等	(R1.12.25)	2		① R2.1.28 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
東京都	① 知事 ② サービス付き高齢者向け住宅が基準を満たしてお らず違法 ③ 補助金の返還	(R2.1.24)	2		① R2.3.19 ② 却下 ③ 期間徒過	有	B	5
東京都	① 教育庁 ② およそ300枚の開示決定通知書が送付されたことは 不当 ③ 開示決定通知書の電子交付選択	(R2.1.27)	1		① R2.3.19 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無	D	
東京都	① 都立高等学校長 ② 発送費が高額 ③ 発送費の返還	(R2.3.2)	1		① R2.4.23 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無	D	
東京都	① 下水道局長 ② 談合 ③ 談合の摘発等	(R2.3.18)	1		① R2.4.28 ② 却下 ③ 期間徒過	無	B	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
東京都	① 公益財団法人東京都環境公社 ② 議決に重大な瑕疵があり無効 ③ 助成金交付を行わない	(R2. 4. 10)	1		① R2. 5. 21 ② 却下 ③ 請求事項を特定できる程度の具 体性なし	無	D	
東京都	① 知事等 ② 談合 ③ 談合グループの解体等	(R2. 5. 27)	1		① R2. 6. 18 ② 却下 ③ 請求事項を特定できる程度の具 体性なし	無	D	
東京都	① 教育委員会 ② 放送受信料の支出が違法・不当 ③ 日本放送協会が放送法遵守しているかの確認	(R2. 6. 23)	1		① R2. 7. 30 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無	D	
東京都	① 小平市 ② 違法・不当な賦課・徴収 ③ 国民年金保険料の全額還付等	(R2. 9. 15)	1		① R2. 9. 24 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
東京都	① 産業労働局、(公財)東京しごと財団 ② 不法行為を行う業者に都税が支出 ③ 委託費用の全額返還等	R2. 10. 16	2	令和2年11月17日 新たな証拠の提出及び陳述	① R2. 12. 11 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由なし	無	E	
東京都	① 知事 ② 不当な公金の支出 ③ かさ上げと横断抑止柵の設置等	(R2. 11. 2)	1		① R2. 12. 24 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無	D	
東京都	① 知事 ② 都市計画決定は無効 ③ 経費の返還等	(R2. 11. 11)	597		① R2. 12. 24 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無	D	
東京都	① 知事 ② 違法な公金の支出 ③ 必要な措置請求	R2. 12. 28	1		① R3. 1. 14 ② 取下げ ③ 取下げ書提出	無	A	
東京都	① 東京港管理事務所 ② 違法な民事介入による財産権の侵害 ③ 必要な措置請求	(R3. 1. 12)	1		① R3. 2. 10 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
東京都	① 知事 ② 補助金支出が違法 ③ 補助金交付決定取消及び補助金返還	(R3. 3. 15)	3		① R3. 4. 27 ② 却下 ③ 期間徒過	無	B	
計		52件				有 無	7件 45件	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
神奈川県	① 県 ② 違法又は不当な公金の支出(中国遼寧省への職員の出張に係る旅費の支出は不当である) ③ 当該職員に対する出張旅費の返還請求	H30.10.3	1	H30.10.29 口頭陳述	① H30.11.29 ② 棄却 本件出張旅費の支出は不当な公金の支出に当たらない。また、当該職員に対する不当利得返還請求権が生じているとは認められないため、違法又は不当に財産の管理を怠る事実も生じていない。	無	E	
神奈川県	① 県 ② 県債について、補正予算で計上された以上の額を発行したことが違法、不当である。 ③ 記載なし	(H30.11.27)	1		① H30.12.14 ② 却下 ③ 請求期間経過	無	B	
神奈川県	① 県 ② 違法又は不当な公金の支出(団体に対する補助金等の支出は不当である) ③ 知事に対する損害賠償請求	H31.2.18	1	H31.3.14 口頭陳述	① H31.4.18 ② 棄却 本件補助金等の支出は違法又は不当な公金の支出に当たらない。	無	E	
神奈川県	① 県 ② 違法又は不当な公金の支出(市に対する補助金の支出は不当である) ③ 県の補助金支出は県に損害を与えるため、補助金交付決定について監査を求める。	H31.2.21	1	H31.3.14 口頭陳述	① H31.4.19 ② 棄却 補助金交付決定手続に不適切な点は認められず、市への補助金の支出は違法又は不当な公金の支出に当たらない。	無	E	
神奈川県	① 県 違法又は不当な財産の処分及び契約の締結(県の利益を損なわせるものであり、随意契約の締結も違法かつ不当である。) ② ③ 知事に対し、当該契約の締結等について損害の発生することのないよう、必要な措置を求める。	(R1.7.29)	1		① R1.9.26 ② 却下 本件請求がなされた時点で、本件行為がなされる可能性が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えているとは認められない。	有	D	2

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
神奈川県	① 県 違法又は不当な公金の支出(市議会選挙の結果に係る審査請求に対し職員等が行った点検作業のための旅費の支出は不当である) ② ③ 知事に対する損害賠償請求	(R1. 9. 17)	1		① R1. 10. 31 ② 却下 ③ 県の行為が違法又は不当であるとする理由を適時していない。	無	D	
神奈川県	① 県 違法又は不当な公金の支出(市議会選挙の結果に係る審査請求に対し職員等が行った点検作業のための旅費の支出は不当である) ② ③ 知事に対する損害賠償請求	(R1. 11. 5)	1		① R1. 12. 24 ② 却下 ③ 依然として、県の行為が違法又は不当であるとする理由を適時していない。	有	D	3
神奈川県	① 県 違法又は不当な財産の処分及び契約の締結(県の利益を損なわせるものであり、随意契約の締結も違法かつ不当である。) ② ③ 知事に対し、当該契約の締結等について損害の発生することのないよう、必要な措置を求める。	(R2. 3. 2)	1		① R2. 4. 16 ② 却下 ③ 本件請求の内容と同趣旨の住民訴訟が係属中であり裁判所の判断が下されていない中、本件請求を認めると、裁判所と監査委員が同時並行的に判断することとなるなど、一事不再理に反する結果となる。	有	D	4
神奈川県	① 県 違法又は不当な公金の支出(県が新型コロナウイルス感染症拡大防止のために支出した補助金等は不当である) ② ③ 知事に対する損害賠償請求	(R2. 6. 5)	1		① R2. 7. 7 ② 却下 ③ 県の行為が違法又は不当であるとする理由を適時していない。	有	D	5
神奈川県	① 県 違法又は不当な公金の支出及び財産の管理を怠る事実(県は県有財産であるクスノキの維持管理に予算を一切支出せず目的外に使っている。また、治療を行わないなど、財産の管理を放棄している。) ② ③ 知事及び県職員に対し、財産管理を適正に行うこと並びに目的外に使った金員の返還を求める。	(R2. 10. 22)	1		① R2. 12. 14 ② 却下 ③ 本件措置請求における請求人は、植物のクスノキであり、住民には当たらない。	有	D	6

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
神奈川県	① 県 違法又は不当な公金の支出及び財産の管理を怠る 事実(県は県有財産であるクスノキの維持管理に 予算を一切支出せず目的外に使っている。また、 治療を行わないなど、財産の管理を放棄してい る。) ② ③ 知事及び県職員に対し、財産管理を適正に行うこ と並びに目的外に使った金員の返還を求める。	R2. 10. 22	157	R2. 11. 13 口頭陳述	① R2. 12. 18 ② 一部却下・一部棄却 目的外に使ったとする支出のう ち、一部は請求期間を徒過して おり、その他の支出は違法又は 不当な公金の支出に当たらない。 また、違法又は不当に財産 の管理を怠る事実には当たるとは いえぬ。	有	E	6
神奈川県	① 県 違法又は不当な財産の処分及び契約の締結、履行 (県有財産の売却に当たり、競争入札によらず随 意契約により、違法かつ不当に低廉な価格により 売却した。) ② ③ 知事に対する損害賠償請求	(R2. 12. 25)	4		① R3. 2. 10 ② 却下 ③ 請求期間徒過	無	B	
計	12件					有 6件 無 6件		
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実(平成29年度政務活動費) ③ 議員に対する返還請求	(H30. 10. 15)	2		① H30. 10. 25 ② 却下(不受理) ③ 当該支出が違法不当なものであ ることが示されていない	無	D	
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実(平成29年度政務活動費) ③ 議員に対する返還請求	(H30. 11. 13)	2		① H30. 11. 30 ② 却下(不受理) ③ 当該支出が違法不当なものであ ることが示されていない	無	D	
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実(平成29年度政務活動費) ③ 議員に対する返還請求	(H30. 12. 5)	2		① H30. 12. 26 ② 却下(不受理) ③ 当該支出が違法不当なものであ ることが示されていない	無	D	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実(平成29年度政務活動費) ③ 議員に対する返還請求	(H31.1.21)	2		① H31.2.18 ② 却下(不受理) ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	無	D	
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実(平成29年度政務活動費) ③ 議員に対する返還請求	(H31.2.28)	2		① H31.3.25 ② 却下(不受理) ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	無	D	
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実(調査委員会に係る報償費及び旅費) ③ 委員に対する返還請求	(R1.5.10)	1		① R1.6.10 ② 却下(不受理) ③ 先行行為が財務会計上の行為の直接の原因といえることができるような密接かつ一体的な関係にあるとは認められず、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為には当たらない。	無	C	
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実(平成29年度政務活動費) ③ 議員に対する返還請求	(R1.5.13)	2		① R1.6.7 ② 却下(不受理) ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	無	D	
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実(平成26年度政務活動費) ③ 会派に対する返還請求	(R1.5.13)	1	R1.6.26 口頭陳述 陳述書提出	① R1.7.11 ② 却下 ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	無	D	
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実(平成29年度政務活動費) ③ 議員に対する返還請求	(R1.7.30)	2		① R1.8.29 ② 却下(不受理) ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	無	D	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実(平成26年度~28年度政務活動費) ③ 議員に対する返還請求	(R1. 8. 9)	1		① R1. 9. 6 ② 却下(不受理) ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	無	D	
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実(平成27年度政務活動費) ③ 会派に対する返還請求	(R1. 8. 14)	1		① R1. 9. 13 ② 却下(不受理) ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	無	D	
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実(平成27年度及び28年度政務活動費) ③ 議員に対する返還請求	(R1. 9. 26)	1		① R1. 10. 24 ② 却下(不受理) ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	無	D	
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実(平成27年度政務活動費) ③ 会派に対する返還請求	(R1. 10. 8)	1		① R1. 11. 6 ② 却下(不受理) ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	無	D	
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実(分譲用地を放射性汚泥の仮置き場として長期間に渡り使用している) ③ 用地使用の是正または改善	(R1. 10. 11)	1		① R1. 11. 12 ② 却下(不受理) ③ 当該使用が違法不当なものであることが示されていない	無	D	
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実(平成29年度政務活動費) ③ 議員に対する返還請求	(R1. 11. 29)	2		① R1. 12. 27 ② 却下(不受理) ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	有	D	1
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実(平成27年度政務活動費) ③ 会派に対する返還請求	R1. 11. 29	1		① R1. 12. 6 ② 取下げ ③ 不明	無	A	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実(平成27年度政務活動費) ③ 会派に対する返還請求	(R1.12.11)	1		① R2.1.17 ② 却下(不受理) ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	有	D	2
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実(平成26年度政務活動費) ③ 会派に対する返還請求	(R2.8.26)	3		① R2.10.21 ② 却下(不受理) ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	無	D	
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実(平成28年度政務活動費) ③ 会派に対する返還請求	(R3.3.9)	1		① R3.4.27 ② 却下(不受理) ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	無	D	
新潟県	① 知事 ② 財産管理を怠る事実(平成28年度政務活動費) ③ 会派に対する返還請求	(R3.3.9)	1		① R3.4.27 ② 却下(不受理) ③ 当該支出が違法不当なものであることが示されていない	無	D	
計	20件					有 2件 無 18件		
富山県	① 不明 ② 公金の支出(給与) ③ 不明	H31.1.16	1		① H31.2.6 ② 取下げ ③ 不明	無	A	
計	1件					有 0件 無 1件		
石川県	① 知事 ② 違法な支出(事務連絡費) ③ 違法支出分の返還勧告の実施	H30.7.12	1	H30.7.27 口頭陳述	① H30.8.29 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	有	E	1
石川県	① 知事 ② 違法な支出(事務連絡費) ③ 違法支出分の返還勧告の実施	H30.9.25	1	H30.10.11 口頭陳述	① H30.11.15 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	有	E	2

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
石川県	① 知事 ② 違法な支出(平成29年度交付分政務活動費) ③ 違法支出分の返還勧告の実施	H30.12.19	1	H31.1.8 口頭陳述	① H31.2.7 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	有	E	3
石川県	① 知事 ② 不当な財産管理等 ③ 財産の適正な維持管理等の実施	(R1.9.25)	1		① R1.10.8 ② 却下(不受理) ③ 請求要件を満たしていない	無	C	
石川県	① 知事 ② 違法な支出(平成30年度交付分政務活動費) ③ 違法支出分の返還勧告の実施	R1.12.17	1	R2.1.8 口頭陳述	① R2.2.6 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	有	E	4
石川県	① 知事 ② 違法な支出(令和元年度交付分政務活動費) ③ 違法支出分の返還勧告の実施	R3.2.1	1	R3.2.12 口頭陳述	① R3.3.22 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	有	E	
計	6件					有 5件 無 1件		
福井県	① 知事 ② 公金の支出 ③ 政務活動費の一部返還	(R2.6.23)	1		① R2.7.10 ② 却下 ③ 期間途過	無	B	
計	1件					有 0件 無 1件		
山梨県	① 知事及びリニア環境未来都市推進室長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 作成及び配送費の返還等	H30.4.17	11	H30.5.15 口頭陳述	① H30.6.14 ② 棄却 ③ 主張は理由がない	有	E	1
山梨県	① 森林環境総務課長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 県負担金の支出の差し止め等	(R2.12.7)	1		① R2.12.21 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
山梨県	① 知事及び森林環境総務課長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 県負担金の返還等	(R3.3.8)	1		① R3.3.23 ② 却下 ③ 同一請求人からの前回監査請求 と同一内容	無	D	
計	3件					有 1件 無 2件		

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
長野県	① 指定なし ② 公金の支出(職員録原稿を各部局と何度も往復させて作成する行為は職員の時間・労力の浪費) ③ ITを使って職員録を作成しHPに掲載	(H30.9.12)	1		① H30.10.10 ② 却下(不受理) ③ 請求の要件を具備していないため、適法な請求と認められない。	無	D	
長野県	① 知事、職員 ② 契約の締結、財産の処分(県有地を減額して売却する契約を締結し、譲渡した) ③ 知事、職員が損害を補填	H31.2.25	2 (うち団体1)	H31.3.14 口頭陳述	① H31.4.18 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	無	E	
長野県	① 指定なし ② 公金の支出(扶養義務を履行させられないため生活保護費が支給されている) ③ 扶養義務履行を裁判手続きで請求	(R1.6.3)	1		① R1.6.28 ② 却下(不受理) ③ 請求の要件を具備していないため、適法な請求と認められない。	無	D	
長野県	① 知事 ② 契約の締結、公金の支出(委託先の機械に問題があるが契約解除されていない) ③ 契約の解除と委託料の返還	R2.2.28	4	R2.3.26 口頭陳述	① R2.4.28 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	無	E	
長野県	① 警察本部 ② 契約の締結(入札で調達品の規格を限定したため一社入札となり調達価格が高額になった) ③ 契約を取消し再入札を行うとともに、その結果県に損害が生じたら補てんする。	R2.9.29	1	R2.10.20 陳述書提出	① R2.11.24 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	無	E	
計	5件					有 無	0件 5件	
岐阜県	① 岐阜県警察本部会計課 ② 違法又は不当な契約の締結(業者間の談合による高率な価格での落札) ③ 県が被った損害の補填をするために必要な措置	H30.8.7	1	H30.8.27 口頭陳述	① H30.9.28 ② 一部却下、一部棄却 ③ 法定請求期限の経過及び談合の事実が確認できない	有	E	1
岐阜県	① 知事 ② 怠たる事実(業者間の談合に基づく損害賠償請求) ③ 損害賠償請求	H30.11.26	1	H30.12.27 口頭陳述	① H31.1.16 ② 棄却 ③ 談合の事実が確認できない	有	E	2

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
岐阜県	① 岐阜土木事務所長 ② 違法又は不当な契約の締結(法的根拠のない道路 改築事業) ③ 丈量測量業務の停止、委託業務契約の解除、 支出した費用の返還の請求	R1. 12. 9	1	R1. 12. 26 口頭陳述	① R2. 1. 29 ② 棄却 ③ 契約の違法性・不当性が認めら れない	有	E	3
計	3件					有 3件 無 0件		
静岡県	① 知事 ② 違法不当な公金の支出(学校法人への補助金) ③ 補助金の返還請求	H30. 10. 25	1	H30. 11. 20 口頭陳述	① H30. 12. 20 ② 棄却 ③ 違法不当な公金の支出は存在し ない。	有	E	2
静岡県	① 知事 ② 違法不当な公金の支出(公益社団法人への補助 金) ③ 補助金の返還請求	H31. 1. 16	1	H31. 2. 13 口頭陳述	① H31. 3. 14 ② 棄却 ③ 違法不当な公金の支出は存在し ない。	無	E	
静岡県	① 知事 ② 違法不当な公金の支出(職員給与) ③ 該当する静岡県職員に支払した給与相当額の損害 賠償請求	R1. 5. 9	1	R1. 6. 12 口頭陳述	① R1. 7. 4 ② 棄却 ③ 違法不当な公金の支出は存在し ない。	有	E	1
静岡県	① 知事 ② 違法不当な公金の支出(購入代金の過剰支出) ③ 過払い分の返還請求	(R2. 2. 20)	1		① R2. 3. 23 ② 却下 ③ 期間経過のため	無	B	
計	4件					有 2件 無 2件		
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(ダムの水道用水の費用負担金) ③ ダム使用権設定申請の取り下げ等	(H30. 4. 23)	552		① H30. 5. 8 ② 却下(不受理) ③ 違法性・不当性の適示なし	有	D	1
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(民生委員・児童委員の活動費用弁償 費) ③ 弁償費の返還請求	H30. 7. 10	1		① H30. 8. 31 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	有	E	2
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(民生委員協議会活動費交付金) ③ 交付金の返還請求	(H31. 3. 22)	1	H31. 4. 1 口頭陳述	① H31. 4. 26 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(民生委員協議会活動費交付金) ③ 交付金の返還請求	R1. 6. 10	1		① R1. 8. 5 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	有	E	3
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(国際芸術祭の作品選定・制作・展示 業務に係る支出) ③ 支出した費用の返還請求	(R1. 8. 20)	1		① R1. 9. 4 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(国際芸術祭の芸術監督に対する報 酬) ③ 報酬の返還請求	(R1. 8. 22)	1		① R1. 9. 4 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(国際芸術祭の芸術監督に対する報 酬) ③ 報酬の返還請求	(R1. 8. 22)	1		① R1. 9. 4 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(国際芸術祭の芸術監督に対する報 酬) ③ 報酬の返還請求	(R1. 8. 23)	1		① R1. 9. 4 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(国際芸術祭の芸術監督に対する報 酬) ③ 報酬の返還請求	(R1. 8. 23)	1		① R1. 9. 4 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(国際芸術祭の芸術監督に対する報 酬) ③ 報酬の返還請求	(R1. 8. 23)	1		① R1. 9. 4 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(国際芸術祭の芸術監督に対する報 酬) ③ 報酬の返還請求	(R1. 8. 25)	1		① R1. 9. 4 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(国際芸術祭のキュレーター謝礼) ③ 謝礼の返還請求	(R1.10.15)	1		① R1.10.24 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無	D	
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(国際芸術祭の芸術監督に対する報酬) ③ 報酬の返還請求	(R1.10.15)	1		① R1.10.24 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(国際芸術祭の芸術監督に対する報酬) ③ 報酬の返還請求	(R1.10.18)	1		① R1.10.24 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(国際芸術祭の芸術監督に対する報酬) ③ 報酬の返還請求	(R1.10.18)	1		① R1.10.24 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(国際芸術祭の芸術監督に対する報酬) ③ 報酬の返還請求	(R1.10.20)	1		① R1.11.6 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(国際芸術祭の事業費) ③ 支出した費用の返還請求	(R2.1.15)	1		① R2.1.30 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(国際芸術祭の事業費) ③ 支出した費用の返還請求	(R2.5.25)	1		① R2.6.24 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(情報の漏えいに対する賠償金等の支出) ③ 賠償金及び漏えいの対応に要した費用の返還請求	R2.6.10	1	R2.7.6 口頭陳述	① R2.8.3 ② 一部棄却・一部却下 (棄却部分)違法性・不当性なし ③ (却下部分)事実を証する書面の提出がない	無	E	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
愛知県	① 教育委員会 ② 公金の支出(職員の給与等) ③ 給与の返還請求	R2. 6. 30	1		① R2. 8. 24 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	無	E	
愛知県	① 教育委員会 ② 公金の支出(顧問弁護士の報酬) ③ 報酬の返還請求	R2. 7. 6	1		① R2. 8. 31 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	無	E	
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(国際芸術祭の事業費) ③ 支出した費用の返還請求	(R2. 7. 13)	1		① R2. 8. 17 ② 却下 ③ 請求期間の徒過	無	B	
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(国際芸術祭の事業費) ③ 支出した費用の返還請求	(R2. 7. 17)	7		① R2. 9. 11 ② 却下 ③ 損害が生じない	有	D	4
愛知県	① 教育委員会 ② 公金の支出(訴訟代理人への謝金の支払い) ③ 謝金の返還請求	(R2. 8. 5)	1		① R2. 9. 11 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無	D	
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(顧問弁護士の報酬) ③ 報酬の返還請求	R2. 10. 30	1		① R2. 12. 22 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	無	E	
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(国際芸術祭の検証及び検討に係る第 三者委員会の委員に対する報酬等) ③ 報酬等の返還請求	R2. 12. 16	1		① R3. 2. 10 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	有	E	5
愛知県	① 教育委員会 ② 公金の支出(職員の給与等) ③ 給与の返還請求	(R3. 2. 19)	1		① R3. 3. 25 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無	D	
愛知県	① 教育委員会 ② 公金の支出(職員の給与等) ③ 給与の返還請求	(R3. 2. 22)	1		① R3. 3. 25 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無	D	
愛知県	① 知事 ② 財産の管理(道路占用料相当額の請求) ③ 占用料相当額の損害賠償請求	(R3. 3. 4)	1		① R3. 4. 26 ② 却下 ③ 請求の利益の喪失	無	D	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(顧問弁護士の報酬) ③ 報酬の返還請求	(R3. 3. 12)	1		① R3. 4. 26 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無	D	
愛知県	① 知事 ② 公金の支出(民生委員・児童委員の活動費用弁償費) ③ 弁償費の返還請求	R3. 3. 15	1	R3. 4. 28 口頭陳述	① R3. 5. 12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	無	E	
計	31件					有 5件 無 26件		
三重県	① 職員 ② 違法な業務委託契約手続きの実施(入札参加資格の設定が違法である) ③ 違法な業務委託契約手続きの差し止め	(H30. 4. 12)	1		① H30. 5. 11 ② 却下 ③ 相当の確実さをもって予測されない	無	D	
三重県	① 職員 ② 公園施設の管理に係る使用料の未徴収 ③ 公園施設の管理に係る使用料の徴収	R2. 5. 27	1	R2. 6. 30 口頭陳述	① R2. 7. 17 ② 棄却 ③ 当該公園施設の管理に係る使用料徴収に違法性はない	無	E	
計	2件					有 0件 無 2件		
滋賀県	① 知事等 ② 訴訟に関連して行われた種々の行為等が違法 ③ 知事等に対する損害賠償請求	(H30. 6. 11)	1		① H30. 7. 24 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
滋賀県	① 知事等 ② 訴訟に関連して行われた種々の行為等が違法 ③ 知事等に対する損害賠償請求	(H30. 7. 23)	1		① H30. 9. 20 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
滋賀県	① 監査委員、知事 ② 住民監査請求への対応 ③ 監査委員に対する損害賠償請求	(H30. 7. 30)	1		① H30. 9. 20 ② 監査委員が全員除斥され監査できない ③	無	D	
滋賀県	① 知事等 ② 公文書公開請求への対応 ③ 知事等に対する損害賠償請求	(H30. 8. 6)	1		① H30. 9. 20 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為でない	無	C	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
滋賀県	① 知事等 ② 違法な補助金の支出(補助対象となる活動がない、補助金の目的を達成していない) ③ 知事等に対する損害賠償請求、今後の支出の差し止め	H30.8.24	4	H30.9.10 口頭陳述	① H30.10.12 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該補助金に違法性はない	無	E	
滋賀県	① 知事等 ② 違法な契約の締結(地方財政法4条違反の土地買収) ③ 当該契約の破棄、相手方に対する用地補償費返還請求	H30.9.19	2	H30.9.26 口頭陳述	① H30.10.31 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無	E	
滋賀県	① 監査委員、知事 ② 住民監査請求への対応 ③ 監査委員に対する損害賠償請求	(H30.9.25)	1		① H30.11.20 ② 監査委員が全員除外され監査できない ③	無	D	
滋賀県	① 知事等 ② 財産管理を怠る事実(委託契約成果物の瑕疵の修補または損害賠償請求を怠っている) ③ 相手方に対する委託契約成果物の瑕疵の修補または損害賠償請求	(H30.12.25)	2		① H31.1.21 ② 却下(不受理) ③ 違法性が具体的かつ客観的に摘示されていない	有	D	1
滋賀県	① 知事等 ② 訴訟に関連して行われた種々の行為等が違法 ③ 知事等に対する損害賠償請求	(H31.4.15)	1		① R1.5.24 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
滋賀県	① 監査委員 ② 住民監査請求への対応 ③ 監査委員に対する損害賠償請求	(R1.6.11)	1		① R1.7.24 ② 監査委員が全員除外され監査できない ③	無	D	
滋賀県	① 知事等 ② 公金の徴収を怠る事実(行政財産使用料の免除が減免要件を満たさない) ③ 知事等に対する損害賠償請求等	R1.7.23	4	R01.7.30 口頭陳述	① R1.9.5 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該減免に違法性はない	有	E	2
滋賀県	① 知事等 ② 訴訟に関連して行われた種々の行為等が違法 ③ 知事等に対する損害賠償請求	(R1.7.16)	1		① R1.9.2 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
滋賀県	① 知事等 ② 訴訟に関連して行われた種々の行為等が違法 ③ 知事等に対する損害賠償請求	(R1.7.22)	1		① R1.9.2 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
滋賀県	① 知事等 ② 訴訟に関連して行われた種々の行為等が違法 ③ 知事等に対する損害賠償請求	(R1.7.22)	1		① R1.9.2 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為でない	無	C	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
滋賀県	① 監査委員 ② 住民監査請求への対応 ③ 請求対象行為の違法確認	(R1. 9. 11)	1		① R1. 11. 5 ② 監査委員が全員除斥され監査で できない ③	無	D	
滋賀県	① 監査委員 ② 住民監査請求への対応 ③ 請求対象行為の違法確認	(R1. 9. 11)	1		① R1. 11. 5 ② 監査委員が全員除斥され監査で できない ③	無	D	
滋賀県	① 監査委員 ② 住民監査請求への対応 ③ 請求対象行為の違法確認	(R1. 9. 11)	1		① R1. 11. 5 ② 監査委員が全員除斥され監査で できない ③	無	D	
滋賀県	① 知事等 ② 訴訟に関連して行われた種々の行為等が違法 ③ 請求対象行為の違法確認	(R1. 11. 21)	1		① R1. 12. 19 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
滋賀県	① 知事等 ② 訴訟に関連して行われた種々の行為等が違法 ③ 知事等に対する損害賠償請求	(R2. 6. 24)	1		① R2. 8. 20 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為でない	有	C	3
滋賀県	① 知事等 ② 訴訟に関連して行われた種々の行為等が違法 ③ 知事等に対する損害賠償請求	(R2. 6. 30)	1		① R2. 8. 20 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為でない	有	C	3
滋賀県	① 知事等 ② 訴訟に関連して行われた種々の行為等が違法 ③ 請求対象行為の違法確認	R2. 8. 17	1		① R2. 9. 7 ② 取下げ ③ 請求人の意向による	無	A	
滋賀県	① 知事等 ② 訴訟に関連して行われた種々の行為等が違法 ③ 知事等に対する損害賠償請求	R2. 8. 31	1		① R2. 9. 7 ② 取下げ ③ 請求人の意向による	無	A	
滋賀県	① 監査委員 ② 住民監査請求への対応 ③ 監査委員に対する損害賠償請求	R2. 9. 1	1		① R2. 9. 7 ② 取下げ ③ 請求人の意向による	無	A	
滋賀県	① 知事等 ② 訴訟に関連して行われた種々の行為等が違法 ③ 知事等に対する損害賠償請求	(R3. 2. 1)	1		① R3. 3. 18 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為でない	無	C	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
滋賀県	① 知事等 ② 訴訟に関連して行われた種々の行為等が違法 ③ 知事等に対する損害賠償請求	(R3. 2. 8)	1		① R3. 3. 18 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
滋賀県	① 知事等 ② 公金の徴収を怠る事実(行政財産使用料の免除が 減免要件を満たさない) ③ 知事等に対する損害賠償請求等	R3. 3. 3	4	(請求人から陳述を行わな い旨の意思表示があった)	① R3. 4. 13 ② 棄却 ③ 当該減免に違法性はない	有	E	4
計	2件					有 1件 無 1件		
京都府	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実(府議会議政務活動費の使途 に目的外支出が認められる) ③ 議員に対する返還請求	H30. 7. 4	1	H30. 7. 23 口頭陳述	① H30. 8. 31 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	有	E	2
京都府	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実(府営住宅の駐車場管理が 不適切) ③ 財産の管理を怠る事実の是正請求	R1. 12. 27	1		① R2. 1. 17 ② 取下げ ③ 請求人の都合による	無	A	
京都府	① 知事 ② 公金の支出(教諭への手当支給が不当) ③ 不当な公金支出に対する返還請求	(R2. 6. 23)	2		① R2. 7. 9 ② 却下 ③ 請求要件を欠いている	無	B	
京都府	① 知事及び関係職員 ② 公金の支出(大嘗祭の一連の儀式に要した経費の 支出が不当) ③ 不当な公金支出に対する返還請求	R2. 8. 21	12	R2. 9. 8 口頭陳述	① R2. 10. 5 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	有	E	2
京都府	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実(公共事業に伴う財産保全 を行っていない) ③ 財産の管理を怠る事実の是正請求	R2. 10. 8	1	R2. 10. 30 口頭陳述	① R2. 12. 2 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無	E	
京都府	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実(府営住宅の駐車場管理が 不適切) ③ 財産の管理を怠る事実の是正請求	R2. 12. 7	2	R2. 12. 25 口頭陳述	① R3. 2. 2 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無	E	
計	6件					有 2件 無 4件		

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 政務活動費の違法不当な支出に係る不当利得返還請求	H30. 5. 1	1	H30. 6. 6 口頭陳述	① H30. 6. 27 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性・不当性は認められない	有	E	1
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 政務活動費の違法不当な支出に係る不当利得返還請求	H30. 6. 6	1		① H30. 8. 3 ② 取下げ ③ 要件不備	無	A	
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 仮移転用地整備業務等に係る支出の損害賠償請求及び差止請求	H30. 6. 7	34	H30. 9. 12 口頭陳述	① H30. 10. 12 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性・不当性は認められない	有	E	2
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な契約及び公金の支出 ③ 印刷業務等に係る違法不当な契約及び支出の損害賠償請求	H30. 10. 15	1	H30. 11. 19 口頭陳述	① H30. 12. 14 ② 棄却 ③ 当該契約及び支出に違法性・不当性は認められない	無	E	
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 日本国際博覧会の誘致推進等に係る公費支出の損害賠償請求及び差止請求	H30. 11. 20	24	H31. 1. 15 口頭陳述	① H31. 2. 3 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性・不当性は認められない	有	E	3
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 選挙に伴う公費支出に係る不当利得返還請求	(H30. 12. 26)	1		① H31. 1. 28 ② 却下 ③ 請求対象期間経過	無	B	
大阪府	① 知事、関係職員 ② 違法・不当な公金の支出 ③ IRリーフレットの印刷に係る支出の損害賠償請求及び当該リーフレット配布の差止請求	H30. 12. 28	74	H31. 2. 6 口頭陳述	① H31. 2. 26 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性・不当性は認められない	有	E	4
大阪府	① 知事、関係職員 ② 違法・不当な公金の支出 ③ IRリーフレットの印刷に係る支出の損害賠償請求及び当該リーフレット配布の差止請求	H31. 1. 15	13	H31. 2. 6 口頭陳述	① H31. 2. 26 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性・不当性は認められない	有	E	4
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 日本国際博覧会誘致に関する調査の違法不当な公金支出に係る不当利得返還請求	R1. 5. 16	3	R1. 6. 14 請求人欠席	① R1. 7. 12 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性・不当性は認められない	無	E	
計		9件				有 無	5件 4件	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
兵庫県	① 知事 財産の管理を怠る事実(政務活動費を充当した県政報告紙作成等に係る費用について、県政報告とはいえない部分の割合に応じた支出相当額を知事に返還させていないこと) ② ③ 上記②について、違法・不当な支出を行った会派、議員から県に返還させること	H30.6.26	6	H30.8.3 口頭陳述	① H30.8.24 ② 棄却 県議会作成の「政務活動費の手引」で面積比率等により案分して除外すべき事項・按分率を定めているが、各議員が除外した記事部分・按分率は同手引が定める範囲を超えているとまで認めることはできない。 ③	無	E	
兵庫県	① 知事 財産の管理を怠る事実(犬の殺処分に係る費用の支出相当額を、知事から県に返還(補填)させていないこと) ② ③ 犬の殺処分に係る費用の支出相当額を県に返還させること、動物の殺処分について法令に沿わない違法な運用や行為を直ちに中止すること。	H30.9.3	4	H30.10.5 口頭陳述	① H30.11.2 ② 一部棄却、一部却下 殺処分に係る支出は法律及び条例に基づき実施されており、怠る事実の前提となる損害賠償請求権の存在は認められない。なお、動物の殺処分の中止は財務会計行為に該当しない。 ③	有	E	1
兵庫県	① 知事 財産の管理を怠る事実(政務活動費を充当した県政報告紙作成等に係る費用について、県政報告とはいえない部分の割合に応じた支出相当額を知事に返還させていないこと) ② ③ 上記②について、違法・不当な支出を行った会派、議員から県に返還させること。	H30.10.4	5	H30.10.30 口頭陳述	① H30.12.3 ② 棄却 県議会作成の「政務活動費の手引」で面積比率等により案分して除外すべき事項・按分率を定めているが、各議員が除外した記事部分・按分率は同手引が定める範囲を超えているとまで認めることはできない。 ③	有	E	2

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
兵庫県	① 公営企業管理者 契約の締結、履行(建物付きの県有地の売却に係る社会福祉法人との契約手続が違法または不当) ② 違法な公金の支出(社会福祉法人に帰属する建物の基礎部分の撤去・資材の再利用等に係る費用を県が支出すること) ③ 上記②の行為による財産処分、支出を原状回復させる等相当な措置を求める。	H31. 2. 15	3	H31. 3. 18 口頭陳述	① H31. 4. 16 ② 一部認容、一部棄却 売買契約につき、県に何らかの財産的損害が発生したと認めるべき事情はみられない。 建物解体工事は「丁寧な解体」を行う必要があり、企業庁において必要性を認めて実施したもので、直ちに違法と評価されるものではないが、その撤去費用は、特段の理由がない限り、本来は県負担に属さないものと考えられる。	有	F	3
兵庫県	① 知事 財産の管理を怠る事実又は公金の支出(A商店街振興組合は、業者からの見積書・請求書を偽造して補助金を請求し、県は当該請求に応じ公金を支出したこと及び当該公金相当額は同組合から未返還であること) ③ 不正受給された金員につき、A商店街振興組合から県に返還させるよう請求する。	(R1. 10. 23)	1	R1. 11. 27 口頭陳述	① R1. 12. 16 ② 一部却下、一部取下げ 神戸県民センター長は、所要の調査の上、R1. 12. 4付けでA商店街振興組合に対し、交付決定取消通知、返還命令、加算金請求及び納入通知書を発し、同組合は所要額の返還及び加算金の納入を行っており、監査する理由がなくなった。また、請求内容の一部は市補助事業であることから当該部分を取下げ(R1. 11. 28付)。	無	D	
兵庫県	① 知事 違法な公金の支出、契約の締結・履行(子どものための物品の購入等、公金の流用、公務員の信用失墜行為) 中央子ども家庭センター職員は非常識な時間に複数回電話をしてくるなど勤務実態(残業代など)を調査する必要がある。 ③ 県の職員平均と(同センター)対象者の比較、(児童)養護施設の選定基準や定員の穴埋め、ノルマ、評価方法の調査とともに必要な措置(公金の返還、懲戒処分)を請求する。	(R2. 5. 8)	1		① R2. 6. 11 ② 却下(不受理) 過去1年分の同センターの支出を包括的または、単に「流用」と記載するのみで、監査を求める対象を個別、具体的に特定していない。	無	D	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
兵庫県	① 議会事務局長 ② 違法な公金の支出(令和元年度分の政務活動費の支出) ③ 令和2年広島高裁判決で違法とされた額以上を政務活動費より充当した6議員の自動車リース料につき、違法・不当な支出として、県に返還させるよう請求する。	R2.12.24	3	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.22 ② 棄却 左記の判決は、自動車リース料への充当がローン購入(資産形成)に近いので違法と判断したもので本件に妥当しない。 また、兵庫県議会のルールでは、資産形成禁止の趣旨でリース終了後の自動車を議員が取得することを明確に禁じており、対象の6議員は当該ルールを遵守しているから、本件での政務活動費支出を、違法または不当とすることはできない。	無	E	
兵庫県	① 特定せず ② 違法な公金の支出(旅費の支出等) 旅費の返還、職員の懲戒処分、一時保護児童の医学診断に係る医療費が誰に幾ら支払われたのか調査を求める。	(R3.2.2)	1		① R3.2.17 ② 却下(不受理) 提出日において、本件旅費の支出日から1年を経過しており要件を満たしていない。	無	B	
兵庫県	① 特定せず ② 違法な公金の支出(旅費の支出等) ③ 旅費の返還、職員の懲戒処分を求める。	(R3.3.8)	1		① R3.3.31 ② 却下(不受理) R3.2.17付通知の理由とおり、監査を求めることはできない。 また、請求人は公文書公開決定にて当該支出にかかる旅行依頼簿等の公文書開示を受けた等の個人的事情を本請求において主張しているが、個別の住民の知・不知等は主観的事情であり、正当な理由があるものとは判断できない。	無	B	
計	9件					有 3件 無 6件		
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出(不透明な会計報告を容認し委託料を支出している) ③ 相手方に対する返還請求	H30.8.20	1	H30.9.10 口頭陳述	① H30.10.17 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性は認められない	無	E	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出(公園施設の設置について違法な許可手続をして、公金支出をしている) ③ 知事に対する公金支出差し止め	H30.9.14	60	H30.10.10 口頭陳述	① H30.11.9 ② 棄却 ③ 当該支出に関して違法性又は不当性は認められない	有	E	11
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出(政務活動費の使途基準に合致しない不適切な支出をした) ③ 相手方に対する返還請求	H30.12.25	4	H31.1.21 口頭陳述	① H31.2.21 ② 棄却 ③ 推認させる事実が認められなかった	有	E	12
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出(交付金の支出について、交付先で目的外に使用されている) ③ 相手方に対する返還請求	(R1.6.10)	8		① R2.7.12 ② 却下 ③ 監査請求期間徒過	無	B	
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出(政務活動費の使途基準に合致しない不適切な支出をした) ③ 相手方に対する返還請求	R1.12.19	3	R2.1.20 口頭陳述	① R2.2.14 ② 棄却 ③ 推認させる事実が認められなかった	有	E	13
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出、違法な契約の締結(違法な内容の委託契約を締結している) ③ 契約の解除、公金支出差し止め	R2.1.6	6	R2.1.31 口頭陳述	① R2.3.5 ② 合議不調 ③ 意見不一致	有	G	14
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出、違法な契約の締結(違法な内容の委託契約を締結している) ③ 契約の解除、公金支出差し止め、相手方への返還請求	R2.1.9	4	R2.2.4 口頭陳述	① R2.3.5 ② 合議不調 ③ 意見不一致	有	G	14
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出(完成検査をせずに工事請負代金を支出した) ③ 相手方・職員に対する返還請求、指名停止措置	R2.3.23	1	R2.4.9 口頭陳述	① R2.5.21 ② 一部却下・一部棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無	E	
奈良県	① 知事、校長、相手方 ② 違法な公金の支出(違法に随意契約を締結して工事請負代金を支出した) ③ 知事、所属長及び相手方に対する損害賠償請求	R2.9.29	5	請求人が予め辞退	① R2.11.25 ② 一部却下・一部棄却 ③ 県に損害が認められない	無	E	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出(政務活動費の用途基準に合致しない不適切な支出をした) ③ 相手方に対する不当利得返還請求	R2.12.23	3	R3.1.21 口頭陳述	① R3.2.18 ② 棄却 ③ 用途基準の違反が認められないため	有	E	15
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出(旅行の実態に基づかず、県費負担教職員旅費を支出した) ③ 相手方に対する不当利得返還請求	(R3.2.17)	1		① R3.3.17 ② 却下 ③ 監査請求期間徒過	無	B	
奈良県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実(河川敷地の不法占用に係る河川占用料相当額の徴収を怠っている) ③ 知事に対する損害賠償請求	(R3.3.2)	1		① R3.4.2 ② 却下 ③ 相手方から徴収済のため	無	D	
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出(政務活動費の用途基準に合致しない不適切な支出をした) ③ 相手方に対する不当利得返還請求	(R3.3.5)	5		① R3.3.26 ② 却下 ③ 相手方から返還済のため	無	D	
奈良県	① 知事 ② 違法な支出 ③ 知事に対する損害賠償請求	R3.3.16	1	R3.4.8 口頭陳述	① R3.5.13 ② 棄却 ③ 支出に違法性がない	無		
計	14件					有 無	6件 8件	
和歌山県	① 知事 ② 政務活動費の違法・不当支出 ③ 政務活動費の返還請求	H30.6.7	2	H30.7.5 口頭陳述	① H30.8.2 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無	E	
和歌山県	① 知事 ② 政務活動費の違法・不当支出 ③ 政務活動費の返還請求	R1.5.7	1	R1.6.14 口頭陳述	① R1.7.4 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無	E	
和歌山県	① 知事 ② 政務活動費の違法・不当支出 ③ 政務活動費の返還請求	R1.5.7	1	R1.6.14 口頭陳述	① R1.7.4 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無	E	
和歌山県	① 知事 ② 違法・不当な支出 ③ 違法・不当な支出の返還請求	(R3.3.11)	1		① R3.4.9 ② 却下 ③ 不適法な請求	無	D	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
計	4件					有 0件 無 4件		
鳥取県	① 県議会議員 ② 違法又は不当な政務活動費の支出 ③ 県が被った損害の補填	(H30.10.12)	1		① H30.11.8 ② 却下 ③ 請求の適格性の要件を欠く	無	D	
鳥取県	① 県議会議員 ② 違法又は不当な政務活動費の支出 ③ 県が被った損害の補填	H30.10.15	1		① H30.11.8 ② 却下 ③ 請求の適格性の要件を欠く	無	D	
鳥取県	① 知事 ② 産業廃棄物最終処分場に関する予算執行 ③ 予算執行の停止	R2.6.4	1	R2.7.2 口頭陳述	① R2.7.31 ② 棄却 ③ 請求に不当性がない	無	E	
鳥取県	① 知事 ② (公財)鳥取県環境管理事業センターが行う埋蔵文化財発掘調査 ③ 当該センターに対し、当該発掘調査を行わない旨の要請	R2.6.4	1	R2.7.2 口頭陳述	① R2.7.31 ② 棄却 ③ 請求に不当性がない	無	E	
計	4件					有 0件 無 4件		
島根県	① 知事外 ② 談合による不当に高い価格での契約締結により県に損害が発生 ③ 相手方に対する損害賠償請求	(H30.11.26)	1		① H30.12.27 ② 却下(不受理) ③ 事実証明書の添付なし	有	D	1
島根県	① 知事外 ② 談合による不当に高い価格での契約締結により県に損害が発生 ③ 公金の支出の差止め	(H31.2.5)	1		① H31.3.5 ② 却下(不受理) ③ 事実証明書の添付なし	有	D	2
計	2件					有 2件 無 0件		
岡山県	① 知事 ② 過去に支出された政務活動費の返還請求を怠る行為 ③ 違法に支出された政務活動費の各議員への返還請求	H30.4.23	1	H30.5.21 陳述会開催	① H30.6.18 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	有	E	1

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
岡山県	① 知事 ② 違法な補助金の支出 ③ 違法に支出された補助金の返還	R3. 3. 19	4	R3. 4. 13 陳述会開催	① R3. 4. 28 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	無	E	
計	2件					有 1件 無 1件		
広島県	① 広島県知事 ② 広島高速5号線トンネル掘削工事 ③ 行政行為の差し止め	(H30. 6. 28)	1		① H30. 8. 6 ② 却下 ③ 非財務会計行為	有	C	1
広島県	① 警察本部長及び担当職員 ② 警察本部顧問弁護士料の支払い ③ 顧問弁護士の解任	(H30. 10. 10)	1		① H30. 11. 1 ② 却下 ③ 非財務会計行為	無	C	
広島県	① 広島県知事及び担当職員 ② ひろしま森づくり事業補助金 ③ 事業施設の設計料額に相当する補助金の返還	H30. 10. 31	1	H30. 11. 28 口頭陳述	① H30. 12. 20 ② 棄却 ③ 期間途過、違法性等の摘示なし	無	E	
広島県	① 広島県知事(知事の諮問を受けた選定委員会) ② 広島南警察署建設工事のプロポーザル契約の差し 止め ③ 契約の差し止め	R1. 9. 13	3	R1. 10. 15 口頭陳述	① R1. 11. 7 ② 棄却 ③ 財務会計上の行為の違法性等の 摘示なし	無	E	
広島県	① 広島県知事 ② ひろしまトリエンナーレ2020に対する負担金 ③ 負担金の返還	(R1. 10. 30)	1		① R1. 11. 19 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性等の 摘示なし	無	D	
広島県	① 広島県知事(及び大会総合ディレクター) ② ひろしまトリエンナーレ2020に対する負担金 ③ 負担金の差し止め又は返還	(R2. 2. 13)	1		① R2. 2. 21 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性等の 摘示なし	無	D	
広島県	① 広島県知事及び担当職員 ② 県附属機関の委員等に対する報償費の支出 ③ 附属機関の違法性審査	(R2. 4. 28)	1		① R2. 5. 15 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性等の 摘示なし	無	D	
広島県	① 広島県知事及び担当職員 ② 西部子ども家庭センター一時保護施設要保護児童 の自殺 ③ 事案の調査及び一時保護のあり方の改善	(R2. 11. 27)	1		① R2. 12. 15 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性等の 摘示なし	無	D	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
計	8件					有 1件 無 7件		
山口県	① 知事 ② 不当な公金の支出(総理大臣展の開催は地方行政事務を逸脱している) ③ 知事に対して賠償請求	R2.11.11	1	R2.11.30 口頭陳述	① R3.1.8 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無	E	
山口県	① 知事 ② 不当な公金の支出(貴賓車の購入は不当である) ③ 知事に対して賠償請求	R2.11.26	1	R2.12.10 口頭陳述	① R3.1.22 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	有	E	1
計	2件					有 1件 無 1件		
徳島県	① 知事 ② 違法な契約の締結(官製談合による入札に基づく契約で県に損害を与えている) ③ 知事への損害賠償請求	H30.11.29	1	H31.1.10 口頭陳述	① H31.1.23 ② 棄却 ③ 談合があったとは認められず、請求人の主張には理由がない。	有	E	1
徳島県	① 知事 ② 違法な契約の締結(官製談合による入札に基づく契約で県に損害を与えている) ③ 知事への損害賠償請求	H30.12.17	1	H31.1.10 口頭陳述	① H31.1.23 ② 棄却 ③ 談合があったとは認められず、請求人の主張には理由がない。	有	E	1
徳島県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実(政務活動費) ③ 違法に支出された公金の返還	H30.12.26	1		① H31.2.4 ② 取下げ ③ 請求人の都合による	無	A	
徳島県	① 知事 ② 農業委員会の農地法申請での違法行為 ③ 監督官庁として農業委員会に対する法令遵守を求める	(R1.8.29)	1		① R1.9.25 ② 却下 ③ 県の財務会計上の行為ではない	無	C	
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出 ③ 不当利得返還請求権の行使	R1.12.4	1	R1.12.26書面の提出 R2.1.10口頭陳述	① R2.1.28 ② 一部却下・一部棄却 (却下)財務会計上の行為ではない ③ (棄却)違法又は不当な支出は認められず、請求人の主張には理由がない	有	E	2

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
徳島県	① 警察本部長、知事 違法な契約の締結(一般競争入札で、1者入札と なった落札率が2社以上が入札したものより高いの は、不適切な入札の執行である) ② ③ 企画書決裁欄に押印している職員の懲戒処分等を 求める	(R2. 1. 23)	1		① R2. 2. 28 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性又は 不当性を摘示しているとは認め られない	無	D	
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出 ③ 違法に支出された公金の返還	R3. 1. 5	1		① R3. 1. 25 ② 取下げ ③ 請求人の都合による	無	A	
徳島県	① 知事 ② 不当な公金の支出 ③ 不当に支出された公金の返還	R3. 1. 20	1		① R3. 1. 25 ② 取下げ ③ 請求人の都合による	無	A	
徳島県	① 知事 ② 不当な公金の支出 ③ 不当に支出された公金の返還	(R3. 2. 12)	1	R3. 3. 22 口頭陳述	① R3. 4. 9 ② 却下 ③ 期間徒過	無	B	
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出 ③ 違法に支出された公金の返還	R3. 2. 24	1	R3. 3. 22 口頭陳述	① R3. 4. 9 ② 一部却下・一部棄却 (却下) 期間徒過、財務会計上 の行為ではない ③ (棄却) 違法又は不当な支出は 認められず、請求人の主張には 理由がない	無	E	
計	10件					有 無	3件 7件	
香川県	① 知事 ② 契約の締結(香川県広報誌等配布業務委託契約) ③ 責任を有する者に対して損害の補填を求めるほ か、必要な措置を求める。	H30. 4. 3	1	請求人から行わない旨の意 思表示があった。	① H30. 5. 29 ② 棄却 ③ 主張には理由がないものと判断	無	E	
香川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実(平成28年度の政務活動 費) ③ 返還させることを求める。	H30. 6. 27	1	H30. 8. 9 口頭陳述	① H30. 9. 14 ② 棄却(一部却下) ③ 主張には理由がないものと判断	無	E	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
香川県	① 知事 ② 公金の支出(香川県市町立学校県費負担教職員である坂出市立岩黒中学校長に対する給与支出) ③ 責任を有する者に対して損害の補填を求めるほか、必要な措置を求める。	H31.1.31	1	請求人から行わない旨の意思表示があった。	① H31.3.26 ② 棄却 ③ 主張には理由がないものと判断	無	E	
香川県	① 知事 ② 公金の支出、公金の支出が相当の確実さで予測される(浄化槽維持管理強化指導業務委託料支出) ③ 責任を有する者に対して平成29年度の損害の補填を求め平成30年度の支出を止めさせるほか、必要な措置を求める、	H31.2.22	1	請求人から行わない旨の意思表示があった。	① H31.3.26 ② 棄却 ③ 主張には理由がないものと判断	無	E	
香川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実(平成29年度の政務活動費) ③ 返還させることを求める。	R1.6.28	2	R1.8.9 口頭陳述	① R1.9.10 ② 棄却(一部却下) ③ 主張には理由がないものと判断	無	E	
香川県	① 知事 ② 公金の賦課・徴収を怠る事実(県税の徴収) ③ 職員に損害を補填させるなどの必要な措置をとることを求める。	(R1.11.21)	1		① R1.12.25 ② 却下(不受理) ③ 要件を欠いた不適法な請求と判断	無	D	
香川県	① 知事 ② 公金の支出(新県立体育館建設に係る支出) ③ 新体育館建設を中止させるほか、必要な措置をとることを求める。	(R2.1.30)	1		① R2.2.26 ② 却下(不受理) ③ 要件を欠いた不適法な請求と判断	無	D	
香川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実(医療用マスク) ③ 責任を有する者に対して損害の補填を求めるほか、必要な措置を求める。	(R2.3.2)	1		① R2.4.23 ② 却下 ③ 理由がないものと判断	無	D	
香川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実(旧高松南署跡地) ③ 責任を有する者に対して損害の補填を求めるほか、必要な措置を求める。	(R2.5.20)	1		① R2.6.18 ② 却下(不受理) ③ 要件を欠いた不適法な請求と判断	無	D	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
香川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実(平成30年度の政務活動費) ③ 返還させることを求める。	R2. 6. 30	2	R2. 8. 7 口頭陳述	① R2. 9. 7 ② 棄却(一部却下) ③ 主張には理由がないものと判断	無	E	
計	10件					有 0件 無 10件		
愛媛県	① 知事 ② 公金の徴収を怠る事実(海岸の占用料) ③ 対象地域における占用料徴収を怠る事実解消のための必要な措置	H30. 4. 18	1	H30. 5. 2 口頭陳述	① H30. 6. 6 ② 棄却 ③ 公金の徴収権が発生していない。	有	E	1
愛媛県	① 知事 ② 公金の徴収を怠る事実(産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料) ③ 対象地域における審査料の徴収を怠る事実解消のための必要な措置	H30. 4. 18	1	H30. 5. 2 口頭陳述	① H30. 6. 6 ② 棄却 ③ 公金の徴収権が発生していない。	有	E	1
愛媛県	① 知事 ② 今治市が愛媛県に負担を求める予定の加計学園に対する補助金の支出 ③ 補助金の返還、次年度以降の補助金の支出を行わない措置	H30. 4. 24	5	H30. 5. 9 口頭陳述	① H30. 6. 14 ② 棄却 ③ 違法又は不当な点は認められない。	無	E	
愛媛県	① 知事 ② 平成29年度政務活動費の違法不当な支出 ③ 返還請求	H31. 4. 26	1	R1. 5. 16 口頭陳述	① R1. 6. 18 ② 棄却 ③ 請求人の請求には理由がない。	有	E	2
愛媛県	① 知事 ② 平成30年度政務活動費の違法不当な支出 ③ 返還請求	R2. 4. 30	1	R2. 5. 15 補足資料提出	① R2. 6. 22 ② 棄却 ③ 請求人の請求には理由がない。	有	E	3
愛媛県	① 知事 ② 違法不当な公金の支出(愛媛県戦略的情報発信プロジェクトに係る業務委託料) ③ 返還請求、損害の補填、懲戒処分その他必要な措置	R2. 5. 15	1	R2. 5. 29 希望なし	① R2. 7. 2 ② 棄却(一部却下) ③ 違法性・不当性はない	無	E	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
愛媛県	① 知事 違法不当な公金の支出(とべ動物園魅力向上戦略 検討事業及び県戦略的プロジェクト推進事業に係 る業務委託料) ② 検討事業及び県戦略的プロジェクト推進事業に係 る業務委託料) ③ 返還請求、懲戒処分、プロジェクトの廃止その他 必要な措置	(R2. 8. 20)	1		① R2. 10. 6 ② 却下(不受理) ③ 違法・不当とする事実及び具体的 根拠の摘示なし	無	D	
愛媛県	① 知事 ② 介護職員処遇改善加算の不正使用 ③ 同加算の返還請求、相当額の損害賠償請求	(R2. 9. 8)	3		① R2. 10. 29 ② 却下(不受理) ③ 県の財務会計上の行為ではな い。	無	D	
愛媛県	① 知事 ② 違法不当な公金の支出(まじめえひめプロジェク ト第二弾コラボレーション企画実施業務委託料) ③ 返還請求、損害の補填、懲戒処分その他必要な措 置	R2. 12. 28	1	R3. 1. 13 希望なし	① R3. 2. 8 ② 棄却(一部却下) ③ 違法・不当な契約の締結ではな い。	無	E	
愛媛県	① 知事 ② 違法不当な公金の支出(県デジタルマーケティング アドバイザー業務委託料) ③ 返還請求、損害の補填、懲戒処分その他必要な措 置	(R2. 12. 18)	1		① R3. 2. 8 ② 却下(不受理) ③ 請求期限徒過	無	B	
愛媛県	① 知事 ② 民間企業のPR記事への無償での職員出演 ③ 広告宣伝業務に係る報酬の支払い請求、損害の補 填、懲戒処分、その他の必要な措置	(R2. 12. 18)	1		① R3. 2. 8 ② 却下(不受理) ③ 違法・不当とする事実及び具体 的根拠の摘示なし	無	C	
計	11件					有 無	4件 7件	
高知県	① 知事 ② 高知県立大学の蔵書の処分 ③ 高知県立大学への損害賠償請求	(H30. 8. 29)	1		① H30. 9. 11 ② 却下 ③ 県の財務会計行為ではない	無	C	
高知県	① 知事 ② 高知県立大学の蔵書の処分 ③ 高知県立大学への損害賠償請求	(H30. 9. 14)	3		① H30. 10. 5 ② 却下 ③ 県の財務会計行為ではない	無	C	
計	2件					有 無	0件 2件	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
福岡県	① 知事 ② 私立外国人学校教育振興事業費補助金の支出について ③ 補助金の返還請求	R1. 5. 27	1	R1. 6. 24 口頭陳述	① R1. 7. 26 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	有	E	2
福岡県	① 知事 ② 林地開発行為者地位継承について ③ 「林地開発行為者地位承継届出書」の審議会への 諮問及び審議を求める	(R2. 3. 9)	2		① R2. 3. 30 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない	無	C	
福岡県	① 知事 ② 私立外国人学校教育振興費補助金の支出について ③ 補助金の返還請求	R2. 5. 26	1	請求人から不要の申出有り	① R2. 7. 22 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無	E	
計	3件					有 無	1件 2件	
長崎県	① 長崎県教育委員会 ② 怠る事実によりこうむった損害の補填・高校の教室 プレート、本の管理瑕疵 ③ 盗み出されたプレート等の返還請求、再発防止策 の策定	R1. 6. 17	1	R1. 7. 19 口頭陳述	① R1. 8. 14 ② 棄却 ③ 請求人がプレート等を返還しない。図書 の管理に係る改善策が示されている。	無	E	
長崎県	① 知事、議会事務局職員 ② 違法な公金支出・実態なき事務所賃料を政務活動 費に充当 ③ 不正受給による損害額を返還請求すること	R2. 3. 3	1	R2. 4. 6 口頭陳述	① R2. 5. 7 ② 棄却 ③ 政務活動費の修正報告及び不正受給分の返還 がなされ既に請求目的を達している。	無	E	
計	2件					有 無	0件 2件	
熊本県	① 職員 ② ・相談業務の不誠実な対応 ・相談業務管理の怠り ③ ・給与返金、停職・解雇 ・県と行政書士会との紹介料授受の調査 ・個別外部監査契約に基づく監査の実施	(H30. 5. 8)	1		① H30. 5. 28 ② 却下 ③ ・財務会計上の行為に該当しない。 ・個別外部監査契約に基づく監査の要件を 具備していない。	無	C	
熊本県	① 職員 ② ・漁業協同組合への違法な行政指導 ・漁業協同組合の損害発生 ③ 監査の実施	(H30. 8. 28)	1		① H30. 9. 28 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない。	無	C	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
熊本県	① 職員 ② 補助対象外工事への補助金の支出 ③ 工事費用に相当する補助金額の返還請求	(R2.3.6)	5		① R2.3.25 ② 却下 ③ 請求が1年を経過している。	無	B	
計	3件					有 無	0件 3件	
大分県	① 生活環境部浄化槽担当課長(循環社会推進課長) ② 未記載 ③ 最も重い処罰を要求する	(H30.5.14)	1		① H30.5.29 ② 却下 ③ 違法又は不当な財務会計上の行 為があることを摘示しない不適 法な請求である	無	C	
大分県	① 知事、農林水産部畜産振興課長 違法・不当な公金の支出(土壌・水質汚染を行う 業者への補助金支出は違法かつ著しく不当であ る) ③ 補助事業者に対し補助金を返還するよう勧告する 等適切な処置を行うこと	H31.1.15	1	H31.2.8 口頭陳述	① H31.3.14 ② 棄却 ③ 本件支出は違法又は不当なもの ではない	無	E	
大分県	① 知事 ② 債権の管理を怠る事実(法人県民税の賦課及び徴 収を怠っている) ③ 調査を行い税額を確定し徴収すること	R1.10.31	1		① R1.11.19 ② 取下げ ③ 請求人団体が本県住民と認めら れなかったため	無	A	
大分県	① 知事 ② 債権の管理を怠る事実(法人県民税の賦課及び徴 収を怠っている) ③ 調査を行い税額を確定し徴収すること	(R1.11.20)	3		① R1.11.21 ② 却下 ③ 事実証明書が提出されず不適法 な請求である	無	D	
大分県	① 知事 ② 債権の管理を怠る事実(法人県民税の賦課及び徴 収を怠っている) ③ 調査を行い税額を確定し徴収すること	R1.11.22	3	R1.12.11 口頭陳述	① R2.1.20 ② 棄却 ③ 違法又は不当に法人県民税の賦 課徴収を怠る事実はない	無	E	
大分県	① 大分県豊肥振興局長 ② 公金の支出(補助金) ③ 補助金交付決定の取消し、補助金を返還させるこ と	R2.10.1	1	R2.10.22 口頭陳述	① R2.11.26 ② 棄却 ③ 本件支出は違法又は不当なもの ではない	有	E	1
計	6件					有 無	1件 5件	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
鹿児島県	① 教育長 ② 県教委が行った債権回収 ③ 不作為(債権回収)の是正	(H31.1.4)	1		① H31.2.19 ② 却下 債権回収を怠ったという事実は ③ 具体的に示されておらず、請求 人の主張は憶測に過ぎない。	無	D	
鹿児島県	① 知事 ② 嘉徳海岸護岸工事事業に係る支出 ③ 公金支出の差止め、支出済公金の返還	(H31.1.31)	12		① H31.2.27 ② 却下 当該工事事業計画及び事業の過 程に著しく合理性を欠くと判断 するに足る理由や証拠が認めら れない。	有	D	1
鹿児島県	① 知事 ② 幼児教育無償化制度補助金の給付 ③ 支出済公金の返還、本件職員の懲戒処分	(R1.7.18)	1		① R1.8.16 ② 却下 県に多額の損害を与えていると ③ する主張を具体的に証明するも のとなっていない。	無	D	
鹿児島県	① 知事 ② 職員が行った補助金の申請 ③ 職員の処分	(R1.7.18)	1		① R1.8.16 ② 却下 補助金の申請及び職員の懲戒処 分は、法第242条第1項に定め る財務会計行為に該当しない	無	C	
計	4件					有 無	1件 3件	
沖縄県	① 知事・県警本部長 ② 違法・不当な公金支出(違法・不当な警備活動の ための公金支出等) 知事に対し、特定の警備活動に係る一切の公金の 支出を行わないことを求める。 ③ 県警本部長に対し、特定の警備活動のために県警 の警察官を派遣することを行わないことを求め る。	(H30.12.18)	162		① H31.1.22 ② 却下(不受理) ③ 請求事項を特定できる程度の具 体性なし	無	D	
沖縄県	① 知事・県警本部長 ② 違法・不当な公金の支出(違法・不当な警備活動 のための公金支出等) 知事に対し、特定の警備活動に係る一切の公金の 支出を行わないことを求める。 ③ 県警本部長に対し、特定の警備活動のために県警 の警察官を派遣することを行わないことを求め る。	(H30.12.28)	13		① H31.1.22 ② 却下(不受理) ③ 請求事項を特定できる程度の具 体性なし	無	D	

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)へ記載 した場合の、対 応する事件番号
沖縄県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出(県民投票実施に係る公金の支出) ③ 知事個人への損害賠償請求	(H31. 2. 22)	1		① H31. 3. 27 ② 却下(不受理) ③ 請求事項を特定できる程度の具体性なし	無	D	
沖縄県	① 知事 ② 違法・不当な契約の締結及び公金の支出(契約内容及び契約の相手方の選定過程において正当性・妥当性を欠く) ③ 知事・相手方に対する損害賠償請求	R2. 1. 10	4	R2. 1. 24 口頭陳述	① R2. 2. 21 ② 合議不調 ③ 意見不一致	有	G	3
沖縄県	① 教育委員会 ② 違法・不当な財産管理・公金支出(取得に係る経緯に違法性がある財産の保管・公金支出) ③ 当該財産の保管・公金支出の差止め等	(R3. 1. 15)	20		① R3. 2. 12 ② 却下(不受理) ③ 請求事項を特定できる程度の具体性なし	無	D	
計	5件					有 無	1件 4件	

ウ 法第242条の2による住民訴訟が提起された場合

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の状況 第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
1	北海道	知事に対する職員の出張旅費等(160万円)の返還請求	H30.6.28	○							○	○				R1.7.11札幌地裁請求棄却 R1.7.26判決確定	
-	北海道	知事に対し政務調査費(調査委託費)の支出に係る損害賠償請求権の行使を請求する事件	H24.1.25	○							○		○		○	H29.12.8札幌地裁一部請求棄却判決 H31.3.19札幌高裁一部請求棄却判決 R2.7.30最高裁上告受理申立て不受理決定	
2	北海道	知事に対し政務活動費(調査委託費及び人件費)の支出に係る損害賠償請求権の行使を請求する事件	H30.4.26	○							○		○			R2.6.25札幌地裁一部棄却判決 R3.4.15札幌高裁一部棄却判決 最高裁係属中	
-	北海道	十勝総合振興局長に対し河川工事の支出に係る損害賠償請求権の行使を請求する事件。	H30.3.7	○							○					H31.3.20札幌地裁請求棄却判決 R1.9.13札幌高裁請求棄却判決	
3	北海道	知事が行った河川敷地の占用許可処分の取消し、及び十勝総合振興局長が除却命令を行わないことの違法確認を請求する事件。	R2.11.25	○					○	○						札幌地裁係属中	
計		5件		5件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	4件	0件	1件	2件	0件	1件	

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の 状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が法定期間内に 行わない場合	議会、長その他の執行機関 又は職員が必要な措置を講 じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
1	青森県	知事に対して、議員の海外派遣に係る公金の不当利得返還請求を行うことを求める	R1. 12. 26	○							○						青森地裁係属中
2	青森県	知事に対して、政務活動費に係る不当利得返還請求を行うことを求める	R2. 9. 23	○							○						青森地裁係属中
-	青森県	知事に対して、政務調査費に係る不当利得返還請求を行うことを求める	H26. 9. 30	○							○						R1. 6. 27青森地裁原告一部勝訴 R2. 1. 30仙台高裁請求棄却 R2. 7. 31上告不受理決定
-	青森県	知事に対して、議員の海外派遣に係る公金の不当利得返還請求を行うことを求める	H28. 5. 13	○							○		○		○		H30. 10. 19青森地裁原告一部勝訴 R1. 5. 31仙台高裁控訴棄却 R1. 10. 16上告不受理決定
	計	4件		4件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	4件	0件	1件	1件	0件	1件	
-	宮城県	知事に対し、政務調査費ないし政務活動費に係る不当利得返還を請求	H29. 1. 10	○							○		○				R1. 5. 29仙台地裁一部認容 R1. 10. 29仙台高裁請求棄却
1	宮城県	知事に対する違法な契約締結に伴う損害金(3,624万円)の請求	R2. 12. 25	○							○						仙台地裁係争中
	計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	1件	0件	0件	0件	

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
-	秋田県	生活保護費加算認定漏れの賠償(3,672,511円)に係る①職員への求償請求、②職員へ求償請求しないことの違法確認請求	H29.6.23	○						○	○		○				R1.11.27秋田地裁請求棄却
1	秋田県	①補助金(1,000万円)の返還請求をしないことの違法確認、②補助金の不当利得返還請求	H30.6.11	○						○	○						秋田地裁係属中
2	秋田県	①補助金(1,000万円)の返還請求をしないことの違法確認、②補助金の不当利得返還請求	H30.8.6	○						○	○						秋田地裁係属中 (上記事件への共同訴訟参加)
3	秋田県	①補助金(1,000万円)の返還請求をしないことの違法確認、②補助金の不当利得返還請求	R2.11.27	○						○	○						秋田地裁係属中
計		4件		4件	0件	0件	0件	0件	0件	4件	4件	0件	1件	0件	0件	0件	
1	茨城県	県議会会派による政務活動費の支出の一部が違法であるとし、その違法な支出に係る金員(1,466,098円)を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求める請求	H30.8.21	○							○						水戸地裁係属中

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
2	茨城県	工事事務所長による工事費請負代金の支出が違法であるとし、当該支出額(199,937円)について、工事事務所長等に賠償命令等を知事に対して求める請求	H30.11.1	○							○						R2.11.27水戸地裁請求棄却 東京高裁係属中
3	茨城県	県議会会派による政務活動費の支出の一部が違法であるとし、その違法な支出に係る金員(11,162,512円)を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求める請求	R1.6.20	○							○						水戸地裁係属中
4	茨城県	犬猫の殺処分に係る公金の支出が違法であるとして、知事の公金の支出を差し止める請求	R1.7.9	○				○									水戸地裁係属中
5	茨城県	県営住宅の入居許可が違法であるとし、県営住宅入居者に不当利得返還請求することを知事に対して求める請求	H1.12.16	○							○						R2.8.27取下げ

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
6	茨城県	外国籍の者を職員に採用したことは違法であるとし、外国籍職員に対し支払った給与相当額について、当該外国籍職員に返還請求することを知事に対して求める請求	R2. 1. 8	○							○	○				R2. 12. 25水戸地裁請求棄却	
7	茨城県	県議会会派による政務活動費の支出の一部が違法であるとし、その違法な支出に係る金員(599,307円)を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求める請求	R2. 7. 20	○							○					水戸地裁係属中	
-	茨城県	薬剤師会に対する補助金の交付について、当該団体は補助対象に該当しないとして、支出した補助金(106,000円)の返還請求をすることを知事に対して求める請求	H29. 6. 30	○							○	○				H30. 2. 8水戸地裁請求棄却 H30. 7. 4東京高裁請求棄却 H30. 12. 11上告棄却及び上告不受理決定	
	計	8件		8件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	7件	0件	2件	0件	0件	0件	
1	栃木県	会派が交付を受けた政務活動費(H28(2016)年度分)の一部が違法な支出であるとして、これに相当する金員を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求めているもの	H30. 8. 23	○							○					宇都宮地裁係属中	

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の 状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
-	栃木県	会派が交付を受けた政務調査費(H20(2008)年度分)の一部が違法な支出であるとして、これに相当する金員を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求めていたもの	H22.8.10	○												H27.6.24宇都宮地裁請求一部認容 H30.8.2東京高裁請求一部認容 H31.2.28最高裁上告受理申立不受理	
-	栃木県	会派が交付を受けた政務調査費(H21(2009)年度分)の一部が違法な支出であるとして、これに相当する金員を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求めていたもの	H23.8.19	○												H29.6.29宇都宮地裁請求一部認容 H30.5.24東京高裁請求一部認容 H31.2.28最高裁上告受理申立不受理	
-	栃木県	会派が交付を受けた政務調査費(H22(2010)年度分)の一部が違法な支出であるとして、これに相当する金員を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求めていたもの	H24.8.22	○												H30.11.15宇都宮地裁請求一部認容 R1.11.27東京高裁請求一部認容 R2.9.10最高裁上告受理申立不受理	
-	栃木県	会派が交付を受けた政務調査費(H23(2011)年度分)の一部が違法な支出であるとして、これに相当する金員を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求めていたもの	H25.8.22	○												R1.7.18宇都宮地裁請求一部認容 R2.6.25東京高裁請求一部認容 R2.12.1最高裁上告受理申立不受理	

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
-	栃木県	会派が交付を受けた政務調査費(H26(2014)年度分)の一部が違法な支出であるとして、これに相当する金員を不当利得として会派に返還請求することを知事に対して求めていたもの	H28. 8. 5	○							○	○				R2. 1. 22宇都宮地裁請求棄却 R2. 9. 10東京高裁請求棄却	
	計	6件		6件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	6件	0件	1件	4件	0件	0件	
-	群馬県	知事に対し、萩生川西地区農道舗装工事の施工を決定した職員に損害賠償請求を行うよう請求	H27. 4. 30	○							○	○				H30. 3. 16前橋地裁請求棄却 H31. 3. 6東京高裁請求棄却	
-	群馬県	知事に対し、群馬県林業・木材産業再生緊急対策事業補助金の返還を請求	H28. 12. 27	○							○	○				R1. 10. 31前橋地裁請求棄却 R2. 6. 22東京高裁請求棄却 R3. 1. 12最高裁上告棄却・上告不受理	
1	群馬県	知事に対し、残土量に見合う損害賠償を請求	R1. 7. 4	○							○					前橋地裁係属中	
2	群馬県	県選挙管理委員会に対し、元議員に選挙公営費の返還を求めよう請求	R2. 3. 19	○							○	○				R2. 12. 23前橋地裁請求棄却	
3	群馬県	知事に対し、再任用職員に係る県に生じた損害を回収するよう請求	R2. 4. 16	○							○					前橋地裁係属中	

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
4	群馬県	知事に対し、森林環境保全整備事業並びに復旧治山事業に係る補助金の返還を請求	R3. 2. 24	○							○						前橋地裁係属中
	計	6件		6件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	6件	0件	3件	0件	0件	0件	
1	千葉県	知事に対する違法な補助金支出に伴う損害金の請求	H31. 2. 19	○							○						千葉地裁係属中
2	千葉県	病院局勤務医師に対し、当該医師に支給した給与等相当額を損害賠償ないし不当利得返還するよう病院局長に請求	R1. 5. 24	○						○	○						R3. 4. 13千葉地裁請求一部却下一部棄却 東京高裁係属中
3	千葉県	15名の県会議員に対し支払った旅費のうち、航空運賃の一部について支給根拠がないものとして、不当利得返還（合計11,706,750円）をするよう知事に請求	R2. 7. 31	○							○						千葉地裁係属中
-	千葉県	病院局長に対する違法な支出についての損害金（25,172,032円）の請求	H27. 12. 24	○							○	○					H29. 12. 22千葉地裁請求棄却 H30. 5. 17東京高裁控訴棄却 H30. 10. 25最高裁上告不受理
-	千葉県	病院長に対する違法な支出についての損害金（448,632円）の請求	H29. 1. 6	○							○	○					H30. 3. 2千葉地裁請求棄却 H30. 8. 8東京高裁控訴棄却 H30. 12. 18最高裁上告棄却・上告不受理

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の 状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
-	千葉県	精神保健指定医の資格を持たない医師に対し、同医師の診察の妥当性を検証するために要した検証費用相当額の損害賠償(28,710円)をするよう知事に請求	H29.11.21	○							○	○	○			H30.10.9千葉地裁請求棄却 H31.2.28東京高裁控訴棄却 R元.7.26最高裁上告棄却・上告不受理	
計		6件		6件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	6件	0件	3件	0件	0件		
1	東京都	知事は、東京都内の市区町村、株式会社X及びその関係者らに対して、東京都が支出した介護保険給付及び介護扶助費用の負担分相当額について不当利得返還請求又は損害賠償請求を行え。	H31.4.3			○					○					東京地裁係属中	
2	東京都	知事は、東京都教育委員5名及び教育長に対して、東京都教育委員会がオリンピック・パラリンピック学習読本等を東京都内の小・中・高校に配布した費用5538万3231円を請求せよ。	R1.5.24			○					○					東京地裁係属中	
3	東京都	知事は、東京都内の市区町村、株式会社X及びその関係者らに対して、東京都が支出した介護保険給付及び介護扶助費用の負担分相当額について不当利得返還請求又は損害賠償請求を行え。	R1.7.23			○					○					東京地裁係属中	

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
4	東京都	知事は、警視總監に対して、違法な公金の支出（宗教法人Xに対する雑踏警備費13万9461円）を請求せよ。	R1. 9. 9			○					○	○					R3. 2. 18東京地裁請求却下、棄却 東京高裁係属中
5	東京都	・知事は、株式会社X及びその関係者らに対して、サービス付高齢者向け住宅整備事業に係る補助金の支出（2671万9000円）を取り消せ。 ・知事が、上記Xらに対して、上記補助金の不当利得返還請求を怠っていることの違法確認 ・知事は、知事に対して、違法な公金の支出に係る金額（上記Xらに対する上記補助金の支出）を請求せよ。	R2. 3. 24			○				○	○	○					東京地裁係属中
-	東京都	・知事が、新銀行東京と他行との合併の差止めを怠っていることの違法確認 ・知事は、新銀行東京の合併により都が同行に出資した855億円が棄損することについて、元知事（設立行為自体）及び前知事（経営統合させたこと）に対して、855億円を請求せよ。	H29. 4. 28	○							○	○					H31. 3. 22東京地裁請求却下、棄却 H31. 4. 3控訴 R1. 8. 28東京高裁請求棄却、確定

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
-	東京都	知事は、都議会議員に対して、違法な政務活動費の支出（2代の自動車のリース代及びガソリン代）に係る金額（671,816円）を請求せよ。	H29. 5. 1	○							○	○	○				H30. 11. 30東京地裁請求却下、棄却確定
-	東京都	知事は、不当に高額な委託契約の相手方に対し、適正な額との差額（1億3475万7765円）の不当利得返還請求をせよ。	H29. 6. 8	○							○	○					H30. 8. 1東京地裁請求棄却 H30. 8. 14控訴 H31. 1. 17東京高裁請求棄却、確定
-	東京都	知事が、土地の元所有者に対し、土壌汚染対策費用の未請求分（782億円）の請求を怠っていることの違法確認	H29. 6. 21	○						○		○					H30. 9. 13東京地裁請求棄却 H30. 9. 25控訴 H31. 1. 30東京高裁請求棄却 H31. 2. 12上告・上告受理申立 R1. 8. 23最高裁上告棄却、上告不受理
-	東京都	知事は、知事及び市場の課長職に対し、豊洲市場の移転延期の判断により都が被った損害（築地市場の改良費。合計6197万6232円）を請求せよ。	H29. 12. 15	○							○	○					H29. 5. 25課長職に対する訴えの取下げ H31. 2. 26東京地裁請求棄却 H31. 3. 12控訴 R1. 7. 3東京高裁請求棄却、確定
	計	10件		5件	0件	5件	0件	0件	1件	4件	8件	3件	6件	0件	0件	0件	

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の 状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
-	神奈川県	県が再開発組合に負担した道路拡幅費用が高額であるとして、知事が当該組合等に差額を請求するよう求めるもの	H29. 6. 14	○							○	○				H30. 2. 28横浜地裁請求棄却 H30. 8. 30東京高裁請求棄却確定	
-	神奈川県	県の公の施設にあった県所有の版画が紛失したことについて、その責任は指定管理者にあるとして、知事が指定管理者に対する損害賠償請求権の行使を怠る事実は違法であることの確認を求めるもの	H30. 2. 8	○					○							H30. 9. 12横浜地裁請求棄却 H31. 2. 14東京高裁請求棄却確定	
1	神奈川県	A党県議団に所属する議員が政務活動費を不正受給したとして、知事に対して、県が同県議団に対して有する不当利得返還請求権の行使を求めるもの	H30. 4. 25	○						○	○					H31. 4. 17横浜地裁請求棄却確定	
2	神奈川県	県有地の利活用事業の売買・賃貸借契約締結及び一切の公金の支出並びにその他の義務の負担の差止を求めるもの	R1. 10. 18	○				○								R3. 5. 12横浜地裁請求棄却	

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
3	神奈川県	開披点検にあたり選挙管理委員に支出した選挙管理委員の報酬、交通費等が不当利得などとして、県が選挙管理委員に返還請求しないことの違法の確認を求めるもの	R2. 1. 29	○						○				○			R2. 9. 23横浜地裁請求棄却確定
4	神奈川県	県有地の利活用事業の賃貸借契約が地方自治法2条14項等に反して違法であることを理由に知事の職にある者に対する損害の請求を求めるもの	R2. 5. 14	○								○					R3. 5. 12横浜地裁請求棄却
5	神奈川県	宿泊療養施設として企業と締結した賃貸借契約及び、休業要請等に応じた事業者に対して支払う協力金の支出が違法であるとして、知事の職にある者に対する損害の請求を求めるもの	R2. 10. 2	○								○					横浜地裁係属中
6	神奈川県	リニア新幹線事業に係る金員の支払いが違法であるとして、知事の職にある者に対する損害の請求を求めるもの	R3. 1. 13	○								○					横浜地裁係属中
計		8件		8件	0件	0件	0件	1件	0件	2件	5件	0件	3件	0件	0件	0件	

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の 状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
1	新潟県	知事に対し、平成29年度の政務活動費に違法な支出があるとして、議員に返還請求するよう求めるもの	R2. 1. 27	○							○		○				R2. 10. 26新潟地裁請求棄却
2	新潟県	知事に対し、平成27年度の政務活動費に違法な支出があるとして、会派に返還請求するよう求めるもの	R2. 2. 14	○							○		○				R2. 10. 26新潟地裁請求棄却
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	2件	0件	0件	0件	
1	富山県	知事に対する違法な公金支出（衆議院議員選挙ポスター公営）に伴う不当利得返還請求	H30. 6. 18	○							○		○				H31. 2. 20富山地裁請求棄却（控訴なし）
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	
1	石川県	知事に対する事務連絡費支出損害賠償金請求	H30. 9. 25	○							○		○				R2. 8. 14最高裁上告不受理
2	石川県	知事に対する事務連絡費支出損害賠償金返還請求	H30. 12. 10	○							○		○				R2. 11. 6最高裁上告不受理
3	石川県	県議会議員に対する平成29年度交付分政務活動費返還請求	H31. 3. 8	○							○						R3. 3. 22金沢地裁請求棄却 名古屋高裁係属中

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
4	石川県	県議会議員に対する平成30年度交付分政務活動費返還請求	R2. 3. 6	○							○						R3. 4. 12金沢地裁請求棄却 名古屋高裁係属中
-	石川県	県議会議員に対する平成27年度交付分政務活動費返還請求	H29. 3. 8	○							○	○					R3. 1. 19最高裁上告棄却
	計	5件		5件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	5件	0件	3件	0件	0件	0件	
1	山梨県	知事及び職員に対する違法契約締結に伴う損害金(約1200万円)の請求	H30. 9. 12	○							○						R2. 6. 26甲府地裁請求一部却下、一部棄却 R3. 4. 28東京高裁請求棄却
	計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
-	岐阜県	用地取得に当たり特定の被補償者に対し支出した用地補償費相当額(約2300万円)について、被補償者に対し不当利得返還請求をすることを知事に求めるもの	H29. 1. 26	○							○	○					H30. 10. 31岐阜地裁請求棄却 H31. 3. 19名古屋高裁控訴棄却
1	岐阜県	違法な入札(指名競争入札)により県が被った損害を、入札業者に対し、賠償請求することを、知事に求めるもの	H30. 11. 22	○							○	○					R2. 9. 28岐阜地裁請求棄却 R3. 3. 18名古屋高裁控訴棄却

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
2	岐阜県	違法な入札（一般競争入札）により県が被った損害を、入札業者に対し、賠償請求することを、知事に求めるもの	H31. 2. 15	○								○					R2. 9. 28岐阜地裁請求棄却 R3. 3. 25名古屋高裁控訴棄却
3	岐阜県	県が締結した違法な測量委託契約に基づく委託料の支払いを、差し止めることを、土木事務所長に求めるもの	R2. 2. 21	○				○									R2. 12. 4岐阜地裁取下げ
4	岐阜県	違法な測量委託契約に基づき、県が委託業者に支払った委託料相当額について、知事及び元土木事務所長に対して賠償請求することを求めるもの	R2. 4. 27	○							○						岐阜地裁係属中
	計	5件		5件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	4件	0件	3件	0件	0件	0件	
1	静岡県	知事に対する不当利得(320万円)返還請求権行使請求	R1. 7. 30	○							○	○					R2. 12. 10静岡地裁請求棄却 東京高裁係属中
2	静岡県	知事に対する損害賠償請求権等の行使の請求	H31. 1. 11	○							○						R1. 12. 17取下げ
-	静岡県	知事に対する損害賠償請求権の行使の請求	H29. 6. 9				○				○	○					R1. 6. 27静岡地裁請求棄却 R2. 2. 5東京高裁控訴棄却・確定
	計	3件		2件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	3件	0件	2件	0件	0件	0件	

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の 状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
-	愛知県	知事に対する愛知県議会議員政務活動費の返還請求権行使の請求	H27.11.11	○							○						H31.2.28判決、原告一部勝訴 H31.3.11補助参加人が控訴 R1.9.19名古屋高裁棄却(確定)
-	愛知県	知事に対する砂防指定地内に無許可で設置された私道の撤去等の請求	H30.4.10	○							○	○					H31.1.31名古屋地裁却下
1	愛知県	知事に対する設楽ダム公金支出差止等の請求	H30.5.23	○							○						名古屋地裁係属中
2	愛知県	知事に対する民生委員・児童委員活動費用弁償費に係る不当利得返還請求権行使の請求	H30.10.2	○							○						R1.9.26原告取下げ
3	愛知県	知事に対する民生委員協議会活動費交付金に係る不当利得返還請求権行使の請求	R1.9.6	○							○						R3.3.8原告取下げ
4	愛知県	知事に対する国庫補助金の減額分等に係る損害賠償請求権行使の請求	R2.10.2	○							○						名古屋地裁係属中
5	愛知県	知事に対する違法な附属機関の設置に係る損害賠償権行使の請求	R3.3.12	○							○						名古屋地裁係属中
計		7件		7件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	7件	1件	0件	1件	0件	0件	

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
1	滋賀県	財産管理を怠る事実に係る相手方に対する損害賠償請求	H31. 2. 20			○					○						大津地裁係属中
2	滋賀県	知事に対する違法な使用料減免の取消しおよび損害賠償請求	R1. 10. 4	○					○		○						大津地裁係属中
3	滋賀県	知事等に対する違法な訴訟行為等に係る損害倍書請求	R2. 9. 23			○					○						大津地裁係属中
4	滋賀県	知事に対する違法な使用料減免による損害賠償請求	R3. 5. 13	○							○						大津地裁係属中
計		4件		2件	0件	2件	0件	0件	1件	0件	4件	0件	0件	0件	0件	0件	
1	京都府	知事に対する大嘗祭関連儀式参列に係る違法公金支出(374,171円)の返還請求	R2. 11. 4	○							○						京都地裁係属中
2	京都府	知事に対する府議の政務活動費(964,129円)にかかる返還請求措置の請求	H30. 9. 18	○							○						R2. 10. 19京都地裁請求認容 R3. 3. 25大阪高裁請求棄却(一審判決取り消し) 現在、原告が上告受理申立
-	京都府	知事に対する京都スタジアム建設に関わる違法公金支出の差止請求	H29. 8. 31	○				○				○					R1. 7. 16京都地裁請求棄却 R3. 2. 2大阪高裁請求棄却

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
-	京都府	知事、国及び関係職員に対するダム再開発事業負担金の支出に係る損害金の請求及び今後の負担金支出の差止請求	H27. 1. 23	○				○			○						R2. 6. 25京都地裁請求棄却 R3. 5. 28大阪高裁請求棄却
	計	4件		4件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	3件	0件	1件	0件	0件	0件	
-	大阪府	知事に対する、咲洲庁舎購入等に係る公金違法支出の損害賠償請求	H24. 1. 12	○							○		○				H29. 12. 7大阪地裁請求棄却 H30. 8. 30大阪高裁請求棄却
-	大阪府	知事に対する、行政財産使用料相当額の支払を求めないことの違法確認請求及び損害賠償請求	H24. 8. 17	○						○	○			○	○		H29. 3. 2大阪地裁請求棄却 H29. 11. 30大阪高裁一部認容 H30. 7. 13最高裁上告棄却、上告受理申立不受理
-	大阪府	知事に対する、ダム建設事務所長に対して賠償の命令をすること及び損害賠償請求又は不当利得返還請求をすることを求めたもの	H28. 3. 25	○							○	○	○				H30. 4. 27大阪地裁一部却下その余棄却
1	大阪府	知事に対する、政務活動費の違法支出に係る不当利得返還請求	H30. 7. 26	○							○		○				R2. 10. 30大阪地裁請求棄却
2	大阪府	知事に対する、仮移転施設用地整地業務等に係る公金違法支出の損害賠償請求及び差止請求	H30. 11. 8	○				○			○						大阪地裁係属中

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の 状況	訴訟の係属状況等	
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴			第12項の規定に基づく請求に対する支払い
3	大阪府	知事等に対する、日本万国博覧会の推進に係る公費支出の差止請求及び損害賠償請求	H31.2.28	○				○				○						R2.11.13大阪地裁一部却下その余棄却 大阪高裁係属中
4	大阪府	知事等に対する、IRカジノ推進に係るリーフレット配布の差止請求及び損害賠償請求	H31.3.18	○				○				○						R2.9.17大阪地裁一部却下その余棄却 R3.4.16大阪高裁請求棄却 最高裁係属中
	計	7件		7件	0件	0件	0件	3件	0件	1件	7件	1件	3件	1件	0件		1件	
-	兵庫県	知事に対し、兵庫県議会議員6名及び元議員2名に対して支出した政務活動費・政務調査費(24,189,985円)につき、当該議員らに対する損害賠償請求又は不当利得返還請求を行うよう求めたもの	H26.12.10	○								○			○		○	H29.4.25神戸地裁原告一部勝訴 H30.3.22大阪高裁原告一部勝訴 H30.12.6最高裁上告棄却
1	兵庫県	動物愛護センター所長に対し、動物愛護センターにおいてビーグル処分を使用した薬品代等(6,049円)につき、殺処分は違法であるとして、同センター職員に対する損害賠償請求を行うよう求める事件	H30.11.21	○								○						神戸地裁係属中

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の 状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
2	兵庫県	兵庫県議会議務局長に対し、兵庫県議会議員6名が所属する会派に対して支出した政務活動費のうち、議員が県政報告紙作成等費用に充当した相当額(2,117,568円)の不当利得返還請求を行うよう求める事件	H30.12.26	○							○			○			R3.4.22神戸地裁原告一部勝訴
3	兵庫県	公営企業管理者に対し、①建物付きの県有地売却に係る社会福祉法人との契約手続が違法又は不当であること②社会福祉法人に帰属する建物の基礎部分の撤去・資材の再利用等に係る費用を県が支出することは、違法な公金支出であったことをそれぞれ確認する事件	R1.5.8	○						○							R1.9.30 取下げ
	計	4件		4件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	3件	0件	0件	2件	0件	1件	
1	奈良県	平成25年度政務活動費に用途基準に適合しない目的外支出があり、これらの支出は不当利得に相当するものであるため、県に返還するよう県議会議員に命令することを知事に求めたもの	H27.5.22	○							○			○		○	H28.12.27奈良地裁原告一部勝訴(被告控訴) H29.1.18大阪高裁原告一部勝訴(被告控訴) H30.10.23上告不受理・確定

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
2	奈良県	平成23年度及び平成24年度政務調査費並びに平成25年度政務活動費に用途基準に適合しない目的外支出があり、これらの支出は不当利得に相当するものであるため、県に返還するよう県議会議員に命令することを知事に求めたもの	H27. 7. 16	○							○	○					H31. 1. 31奈良地裁被告勝訴（原告控訴） R1. 9. 20大阪高裁被告勝訴・確定
3	奈良県	平成25年度及び平成26年度政務活動費に用途基準に適合しない目的外支出があり、これらの支出は不当利得に相当するものであるため、県に返還するよう県議会議員に命令することを知事に求めたもの	H27. 12. 25	○							○		○		○		H31. 1. 31奈良地裁被告勝訴（原告控訴） R2. 2. 4大阪高裁原告一部勝訴・確定
4	奈良県	平成26年度政務活動費に用途基準に適合しない目的外支出があり、これらの支出は不当利得に相当するものであるため、県に返還するよう県議会議員に命令することを知事に求めたもの	H28. 7. 29	○							○		○		○		H31. 2. 19奈良地裁被告勝訴（原告控訴） R1. 11. 15大阪高裁原告一部勝訴・確定

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
5	奈良県	第32回国民文化祭奈良県実行委員会と受託会社との委託契約に係る支出は、地方自治法に規定する財務会計上の行為に含まれ、本県委託契約は、地方自治法及び自治法施行令に違反することから、知事は実行委員会会長に対し、不法行為に基づく損害賠償の請求及び受託会社に対し、不当利得に基づく返還請求をすることを求めたもの	H28. 9. 16	○							○	○					H30. 7. 19奈良地裁被告勝訴（原告控訴） H30. 12. 20大阪高裁被告勝訴・確定
6	奈良県	奈良県冬期誘客イベント「大立山まつり」実行委員会が受託会社との間で締結した企画製作運営業務に関する実行委員会会長及びその職員の行為は入札談合等関与行為に該当し、奈良県に対する不法行為を構成する。また、「大立山」の制作・監修者及び受託会社の行為についても、奈良県に対する不法行為を構成する。これら3者の行為は、民法719条の共同不法行為を構成するため、損害賠償請求をすることを求めるもの	H28. 12. 15	○							○	○					R1. 9. 26奈良地裁被告勝訴、確定

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
7	奈良県	平成27年度政務活動費に使途基準に適合しない目的外支出があり、これらの支出は不当利得に相当するものであるため、県に返還するよう県議会議員に命令することを知事に求めたもの	H29.1.25	○													H30.12.11奈良地裁被告勝訴(原告控訴) R2.1.31大阪高裁被告勝訴・確定
8	奈良県	平成27年度政務活動費に使途基準に適合しない目的外支出があり、これらの支出は不当利得に相当するものであるため、県に返還するよう各県議会議員に命令することを知事に求めたもの	H29.1.25	○													H30.12.12奈良地裁被告勝訴(原告控訴) 控訴審において上記事件と併合
9	奈良県	平成27年度政務活動費に使途基準に適合しない目的外支出があり、これらの支出は不当利得に相当するものであるため、県に返還するよう県議会議員に命令することを知事に求めたもの	H29.6.19	○													H31.2.19奈良地裁原告一部勝訴(原告控訴、被告附帯控訴) R2.2.11大阪高裁被告勝訴・確定

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
10	奈良県	平成28年度政務活動費に使途基準に適合しない目的外支出があり、これらの支出は不当利得に相当するものであるため、県に返還するよう県議会議員に命令することを知事に求めたもの	H30. 3. 16	○													R1. 9. 17奈良地裁原告一部勝訴（被告控訴） R2. 2. 6大阪高裁原告一部勝訴（被告控訴） R2. 11. 10上告不受理、確定
11	奈良県	都市公園法その他の法規の枠組みを潜脱する違法な手段で奈良公園内に高級リゾートホテルの建設を進めようとしていることに関し、本件土地の現状変更の差止めを求めるとともに、これに関連する一切の拘禁の支出の差止めを求めたもの	H30. 12. 11	○				○					○				R2. 1. 28奈良地裁被告勝訴（原告控訴） R3. 1. 21大阪高裁被告勝訴・確定
12	奈良県	平成29年度政務活動費に使途基準に適合しない目的外支出があり、これらの支出は不当利得に相当するものであるため、県に返還することを県議会議員に命令することを知事に求めたもの	H31. 3. 19	○													R2. 12. 15奈良地裁被告勝訴（原告控訴） 大阪高裁係属中

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
13	奈良県	平成30年度政務活動費に用途基準に適合しない目的外支出があり、これらの支出は不当利得に相当するものであるため、県に返還することを県議会議員に命令することを知事に求めたもの	R2. 3. 13	○							○						奈良地裁係属中
14	奈良県	地方政治調査業務委託契約は違法であることから、当該契約に基づく委託費の支出の差止め及び当該委託に関与した者に対する謝金等について損害賠償請求することを求めたもの	R2. 4. 2	○				○			○						奈良地裁係属中
15	奈良県	令和元年度政務活動費に用途基準に適合しない目的外支出があり、これらの支出は不当利得に相当するものであるため、県に返還することを県議会議員に命令することを知事に求めたもの	R3. 3. 17	○							○						奈良地裁係属中
	計	15件		15件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	14件	1件	6件	4件	0件	4件	
-	鳥取県	知事に対する平成24年度政務調査費の不当利得返還請求	H26. 7. 19	○							○		○		○		H30. 3. 16鳥取地裁原告一部勝訴 H30. 11. 27広島高等裁判所松江支部原告一部勝訴 R1. 6. 25 一部議員の上告棄却により高裁判決が確定。

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の 状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
1	島根県	知事に対する損害金の返還請求	H31.2.28	○							○	○					R1.11.13松江地裁請求棄却 R1.11.29控訴期間経過により判決確定
2	島根県	知事に対する損害金の返還請求	H31.4.19	○							○	○					R1.11.13松江地裁請求棄却 R1.11.29控訴期間経過により判決確定
計		3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	2件	1件	0件	1件	
1	岡山県	知事に対し、政務活動費のうち違法支出額(約115百万円)を県に返還するよう各議員に請求することを求めるもの	H30.7.18	○							○						岡山地方裁判所係属中
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	
1	広島県	・広島県監査委員がなした、住民監査請求却下の取消請求 ・知事に対する、トンネル掘削工事に関する広島県高速道路公社への出資金又は貸付金である16億7500万円の支出の差止め ・知事に対し、湯崎英彦に対する16億7500万円の損害賠償請求権の行使の請求	H30.9.3	○							○	○	○				R1.9.25広島地裁請求一部却下,その余はいずれも棄却
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	1件	0件	0件	0件	

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
1	山口県	知事に対する違法契約締結及び代金支出に伴う損害金(2,090万円)の請求	R3.2.18	○							○						山口地裁係属中
	計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	
-	徳島県	知事に対する議員へ違法に支払われた政務調査費(3,066,378円)について返還請求することを求める請求	H26.7.11	○							○			○		○	H29.11.29徳島地裁原告一部勝訴 H30.12.18高松高裁原告一部勝訴 H31.1.5判決確定
-	徳島県	知事に対する議員へ違法に支払われた政務活動費(3,015,524円)について返還請求することを求める請求	H27.8.21	○							○					○	H30.10.29徳島地裁原告一部勝訴 H30.11.12原告高松高裁へ控訴 R1.5.15取下げ
-	徳島県	知事に対する議員へ違法に支払われた政務活動費(2,000,069円)について返還請求することを求める請求	H28.8.10	○							○			○		○	R1.9.25徳島地裁原告一部勝訴 R1.10.11判決確定
-	徳島県	知事に対する議員へ違法に支払われた政務活動費(5,899,810円)について返還請求することを求める請求	H29.3.9	○						○	○	○					H30.6.13徳島地裁却下 H30.7.4判決確定
-	徳島県	知事に対する損害賠償請求を怠っていることが違法であることの確認を求める請求	H29.7.19	○						○				○			R1.5.29徳島地裁請求棄却 R2.11.27高松高裁控訴棄却 R2.12.16判決確定

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の 状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
-	徳島県	知事に対する公金(41,722円)について返還請求を怠っていることが違法であることの確認を求める請求	H29.8.2	○						○							H31.1.21徳島地裁請求棄却 H31.2.5判決確定
-	徳島県	知事に対する違法に支払われた公金(51,600,000円)について返還請求することを求める請求	H30.2.2	○							○						R1.5.15取下げ
-	徳島県	知事に対する相当額の賠償金を支払わせることを怠っていることが違法であることの確認を求める請求	H30.3.8	○						○		○					H31.2.27徳島地裁却下 H31.3.14判決確定
-	徳島県	知事に対する違法に支払われた公金(21,000,000円)について返還請求することを求める請求	H30.2.13	○							○						H31.2.18取下げ
-	徳島県	知事に対する違法に支払われた公金(206,700円)について返還請求することを求める請求	H30.3.14	○							○	○					R1.6.26徳島地裁却下 R1.7.11判決確定
1	徳島県	知事に対する委託契約相手への違法に支払われた損害(50,618,520円)の請求	H31.2.22	○							○						H31.4.16取下げ
2	徳島県	知事に対する土地改良区へ違法に支払われた公金(15,000円)について返還請求することを求める請求	R2.2.13	○							○						R3.2.24徳島地裁請求棄却 高松高裁係属中
計		12件		12件	0件	0件	0件	0件	0件	4件	9件	3件	2件	2件	0件	3件	

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
-	香川県	平成25年度政務活動費に係る不当利得返還請求行為請求	H27. 6. 8	○							○						高松地裁係属中
-	香川県	香川県議会議員の海外派遣に係る不当利得返還請求行為請求	H29. 11. 17	○							○						高松地裁係属中
	計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件		
1	愛媛県	知事及び東予地方局長に対する違法確認請求（占用料等の徴収義務を怠っていることの違法を確認する請求）	H30. 7. 30	○						○			○				H31. 2. 12松山地裁請求棄却 R1. 10. 3高松高裁控訴棄却 (確定)
2	愛媛県	平成29年度に議員3名に交付した政務活動費について、知事に対し不当利得返還請求を求めるもの	R1. 7. 18	○							○						松山地裁係争中
3	愛媛県	平成30年度に議員30名に交付した政務活動費について、知事に対し不当利得返還請求を求めるもの	R2. 7. 20	○							○						松山地裁係争中
	計	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	2件	0件	1件	0件	0件		
1	高知県	県有財産に損害を与えた行為に対して賠償請求（332,544,844円）を行うことを求めるもの	H30. 9. 25	○							○	○	○				R1. 9. 13高知地裁一部却下その余棄却 R2. 27高松高裁控訴棄却 R2. 10. 1最高裁上告棄却、上告不受理

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の 状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
-	高知県	政務調査費の支出が違法であるとして、知事に対して賠償(642,183円)を求めるとともに、今後の支出差止めを求めるもの	H29.3.1	○				○				○	○				H29.11.21高知地裁一部却下その余棄却 H30.5.31高松高裁控訴棄却 H30.10.25最高裁上告棄却、上告不受理
	計	2件		2件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	2件	2件	2件	0件	0件	0件	
1	福岡県	知事に対する、支出済みの教育振興事業費補助金のうち不適切と判断された支出に係る返還請求 監査委員に対する、住民監査請求の却下処分及び棄却処分の取消の請求	H30.5.29	○					○				○				R3.1.22福岡高裁請求棄却
2	福岡県	知事に対する、支出済みの教育振興事業費補助金のうち不適切と判断された支出に係る返還請求	R1.8.23	○					○								R3.1.20福岡地裁請求棄却・原告一部勝訴 福岡高裁係属中
	計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	
-	長崎県	知事に対する職員の借上車の利用に伴う損害金(169,750円)の請求	H29.12.1	○							○	○					H30.9.4長崎地裁請求棄却
	計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	
1	大分県	知事に対する違法な補助金支出に伴う損害金(1,406,000円)の請求及び業務委託契約の解除等	R2.12.3	○				○				○					大分地裁係属中

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
-	大分県	警察署におけるビデオカメラ設置事案に関して、違法な捜査により県には公用車の燃料代及び人件費(計24,698円)に相当する損害賠償請求権の行使を怠っていることの違法確認及び損害賠償の請求を求めもの	H29.9.13	○						○	○						R2.6.22大分地裁(一部却下・一部棄却) R3.1.28福岡高裁(棄却) 最高裁に係属中
-	大分県	不正な点数操作のありを受けて不合格となった元受験生に支払った損害賠償金(85,970,512円+遅延賠償)に対する求償権の行使を違法に怠っていることの違法確認及び損害賠償の請求を求めもの	H25.4.17	○						○	○		○	○			H27.3.16大分地裁(一部認容) H27.10.22福岡高裁(請求棄却) H29.9.15最高裁(破棄差戻し) H30.9.28福岡高裁(一部認容) R2.7.14最高裁(破棄自判)【確定】
計		3件		3件	0件	0件	0件	1件	0件	2件	3件	0件	0件	1件	0件	1件	
-	沖縄県	知事、関係職員及び相手方に対する違法な公金支出に伴う損害金(7,177万6,779円及びその利息)の請求	H24.12.20	○							○		○				H30.9.13最高裁上告不受理決定
-	沖縄県	知事に対して、国連人権理事会での演説のための旅費等として支出された公費(約96万円)の返還を知事個人に対して請求することを求めもの	H29.11.21	○							○		○				R1.10.24最高裁上告不受理決定

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の 状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
-	沖縄県	知事に対して、国連人権理事会での演説のため知事に同行した職員2名の旅費等として支出された公費（約131万円）の返還を当該職員2名に対して請求することを求めるもの	H30.2.6	○							○	○					R1.10.24最高裁上告 不受理決定
1	沖縄県	知事に対して、控訴権不行使により確定した1審判決に基づき原告へ支払った賠償金（約32万円）を違法として知事個人に賠償請求することを求めるもの	H30.5.15	○							○						R2.3.17最高裁上告 不受理決定
2	沖縄県	知事に対して、国連人権理事会での演説のため知事に同行した職員2名の航空券変更手数料等として支出された公費（5万円）の返還を当該職員2名に対して請求することを求めるもの	H30.5.16	○							○	○					R1.10.24最高裁上告 不受理決定

番号	都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担の 状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
3	沖縄県	①委託契約の解除をしないことが違法であることの確認を求め、②知事に対する債務不履行（委任契約に基づく善管注意義務違反）による損害賠償金（2,166万円）の支払い請求の義務付けを求め、③委託先に対する不当利得金又は不法行為による損害賠償金（2,166万円）の支払い請求の義務付けを求めるもの	R2.3.19	○							○						那覇地裁係属中 ①については原告により取下げ
	計	6件		6件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	6件	0件	3件	1件	0件	0件	
	合計	154件		146件	0件	7件	1件	13件	5件	22件	137件	12件	56件	20件	0件	13件	

② 市町村分

ア 住民監査請求の件数（総括表）

（単位：件）

都道府県名	期 間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数 (A)	うち却下の 件数	うち期間途過 によるもの			うち棄却の 件数 (E)	うち勧告を 行った件数 (F)	うち合議不調に より監査結果を 出さなかった件 数 (G)
					うち財務会計 上の行為でな いとしたもの (C)	うちその他の 理由のもの (D)	うち期間途過 によるもの (B)			
北海道	H30.4.1～H31.3.31	21		12	1	1	10	8		1
	H31.4.1～R2.3.31	15		13		2	11	2		
	R2.4.1～R3.3.31	6		4	1		3	2		
青森県	H30.4.1～H31.3.31	2		1	1			1		
	H31.4.1～R2.3.31	2		1			1	1		
	R2.4.1～R3.3.31	1		0				1		
岩手県	H30.4.1～H31.3.31	5		1			1	4		
	H31.4.1～R2.3.31	3		3	1		2			
	R2.4.1～R3.3.31	0		0						
宮城県	H30.4.1～H31.3.31	7		5	2	2	1	1	1	
	H31.4.1～R2.3.31	6		4	1		3	2		
	R2.4.1～R3.3.31	4		2			2	2		
秋田県	H30.4.1～H31.3.31	0		0						
	H31.4.1～R2.3.31	2		2			2			
	R2.4.1～R3.3.31	2		2			2			
山形県	H30.4.1～H31.3.31	0		0						
	H31.4.1～R2.3.31	9		7	1	1	5	2		
	R2.4.1～R3.3.31	1		0				1		
福島県	H30.4.1～H31.3.31	7		6	2		4	1		
	H31.4.1～R2.3.31	9		6	1		5	3		
	R2.4.1～R3.3.31	1		1			1			
茨城県	H30.4.1～H31.3.31	16		7	1	2	4	8	1	
	H31.4.1～R2.3.31	14	1	9	2	3	4	4		
	R2.4.1～R3.3.31	14		11	5	1	5	3		

都道府県名	期 間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数 (A)	うち却下の 件数	うち期間途過 によるもの			うち棄却の 件数 (E)	うち勧告を 行った件数 (F)	うち合議不調に より監査結果を 出さなかった件 数 (G)
					うち期間途過 によるもの (B)	うち財務会計 上の行為でな いとしたもの (C)	うちその他の 理由のもの (D)			
栃木県	H30.4.1～H31.3.31	5		1			1	3	1	
	H31.4.1～R2.3.31	4		4		4				
	R2.4.1～R3.3.31	6		3		2	1	3		
群馬県	H30.4.1～H31.3.31	5		3	1	1	1	1	1	
	H31.4.1～R2.3.31	5		2			2	2	1	
	R2.4.1～R3.3.31	5		3	2	1		1	1	
埼玉県	H30.4.1～H31.3.31	22	1	6	1	2	3	15		
	H31.4.1～R2.3.31	14		7	2	2	3	6	1	
	R2.4.1～R3.3.31	54		4	1	1	2	50		
千葉県	H30.4.1～H31.3.31	33		18		7	11	15		
	H31.4.1～R2.3.31	33		21	1	2	18	12		
	R2.4.1～R3.3.31	43	7	26	3	3	20	10		
東京都	H30.4.1～H31.3.31	109	1	86	3	40	43	20	2	
	H31.4.1～R2.3.31	351	1	323	10	177	136	23	4	
	R2.4.1～R3.3.31	78		60	4	38	18	17	1	
神奈川県	H30.4.1～H31.3.31	27	1	16	3	11	2	9	1	
	H31.4.1～R2.3.31	33	2	14	6	5	3	16		1
	R2.4.1～R3.3.31	46	0	19	5	8	6	25	2	
新潟県	H30.4.1～H31.3.31	12		3	1		2	7	1	
	H31.4.1～R2.3.31	10	1	3			3	5	1	
	R2.4.1～R3.3.31	11		9	1	2	6	2		
富山県	H30.4.1～H31.3.31	14		10	2	4	4	3	1	
	H31.4.1～R2.3.31	7	2	2		1	1	2	1	
	R2.4.1～R3.3.31	2		1		1		1		
石川県	H30.4.1～H31.3.31	3		2		2		1		
	H31.4.1～R2.3.31	4		2		1	1	2		
	R2.4.1～R3.3.31	11		7		7		4		

都道府県名	期 間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数 (A)	うち却下の 件数	うち期間途過 によるもの			うち棄却の 件数 (E)	うち勧告を 行った件数 (F)	うち合議不調に より監査結果を 出さなかった件 数 (G)
					うち財務会計 上の行為でな いとしたもの (C)	うちその他の 理由のもの (D)	うち期間途過 によるもの (B)			
福井県	H30.4.1～H31.3.31	2		2	1	1				
	H31.4.1～R2.3.31	1		1			1			
	R2.4.1～R3.3.31	1		1		1				
山梨県	H30.4.1～H31.3.31	0		0						
	H31.4.1～R2.3.31	3		2		1	1	1		
	R2.4.1～R3.3.31	3		1	1			2		
長野県	H30.4.1～H31.3.31	5		4	1	1	2	1		
	H31.4.1～R2.3.31	8		4	1		3	4		
	R2.4.1～R3.3.31	6		2		2		4		
岐阜県	H30.4.1～H31.3.31	69		20		2	18	48	1	
	H31.4.1～R2.3.31	146		21		16	5	125		
	R2.4.1～R3.3.31	113		24	1	2	21	87	2	
静岡県	H30.4.1～H31.3.31	15	1	4		3	1	10		
	H31.4.1～R2.3.31	6		4		2	2	2		
	R2.4.1～R3.3.31	15		6	3	1	2	9		
愛知県	H30.4.1～H31.3.31	39		17	3	3	11	21		1
	H31.4.1～R2.3.31	26		10	3	3	4	14	2	
	R2.4.1～R3.3.31	23		10		3	7	13		
三重県	H30.4.1～H31.3.31	10		6	2	3	1	4		
	H31.4.1～R2.3.31	16		10	1	5	4	6		
	R2.4.1～R3.3.31	10	1	4	1		3	5		
滋賀県	H30.4.1～H31.3.31	10	1	3			3	6		
	H31.4.1～R2.3.31	14		3	1		2	9		2
	R2.4.1～R3.3.31	7		2			2	5		
京都府	H30.4.1～H31.3.31	15	2	10	2	3	5	3		
	H31.4.1～R2.3.31	11		5			5	6		
	R2.4.1～R3.3.31	7		2			2	3	2	

都道府県名	期 間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数 (A)	うち却下の 件数	うち期間途過 によるもの			うち棄却の 件数 (E)	うち勧告を 行った件数 (F)	うち合議不調に より監査結果を 出さなかった件 数 (G)
					うち期間途過 によるもの (B)	うち財務会計 上の行為でな いとしたもの (C)	うちその他の 理由のもの (D)			
大阪府	H30.4.1～H31.3.31	45	1	13	1	5	7	29	1	1
	H31.4.1～R2.3.31	31	2	3		2	1	21	4	1
	R2.4.1～R3.3.31	34	1	20		16	4	9	1	3
兵庫県	H30.4.1～H31.3.31	21		10		2	8	11		
	H31.4.1～R2.3.31	29		15	1	2	12	13	1	
	R2.4.1～R3.3.31	35		10	1	2	7	22	3	
奈良県	H30.4.1～H31.3.31	9		3		3		4		2
	H31.4.1～R2.3.31	12		6	2	1	3	5	1	
	R2.4.1～R3.3.31	11		3		1	2	8		
和歌山県	H30.4.1～H31.3.31	4		2		2		2		
	H31.4.1～R2.3.31	7		5	2		3	2		
	R2.4.1～R3.3.31	0		0						
鳥取県	H30.4.1～H31.3.31	3		1			1	1	1	
	H31.4.1～R2.3.31	2		2			2			
	R2.4.1～R3.3.31	3		2	1		1	1		
島根県	H30.4.1～H31.3.31	1		1		1				
	H31.4.1～R2.3.31	3		0				3		
	R2.4.1～R3.3.31	2		0				2		
岡山県	H30.4.1～H31.3.31	10	1	1	1			8		
	H31.4.1～R2.3.31	10	2	4	2	1	1	4		
	R2.4.1～R3.3.31	20		5		2	3	10	3	2
広島県	H30.4.1～H31.3.31	30	1	27	2	6	19	2		
	H31.4.1～R2.3.31	51		47	23	1	23	2	2	
	R2.4.1～R3.3.31	62		59	23	9	27	3		
山口県	H30.4.1～H31.3.31	1		0				1		
	H31.4.1～R2.3.31	6		0				6		
	R2.4.1～R3.3.31	3		1			1	2		

都道府県名	期 間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数 (A)	うち却下の 件数	うち期間途過 によるもの			うち棄却の 件数 (E)	うち勧告を 行った件数 (F)	うち合議不調に より監査結果を 出さなかった件 数 (G)
					うち期間途過 によるもの (B)	うち財務会計 上の行為でな いとしたもの (C)	うちその他の 理由のもの (D)			
徳島県	H30.4.1～H31.3.31	2		1		1		1		
	H31.4.1～R2.3.31	4		2		1	1	2		
	R2.4.1～R3.3.31	9		3	2	1		6		
香川県	H30.4.1～H31.3.31	12	1	1			1	10		
	H31.4.1～R2.3.31	8	1	6	3	2	1	1		
	R2.4.1～R3.3.31	10		2	1		1	6		2
愛媛県	H30.4.1～H31.3.31	4		1		1		3		
	H31.4.1～R2.3.31	6		5		1	4	1		
	R2.4.1～R3.3.31	4		1			1	3		
高知県	H30.4.1～H31.3.31	4		2		1	1	1	1	
	H31.4.1～R2.3.31	3		3	1	1	1			
	R2.4.1～R3.3.31	4		2			2	2		
福岡県	H30.4.1～H31.3.31	11		1	1			10		
	H31.4.1～R2.3.31	13		6	1	2	3	6	1	
	R2.4.1～R3.3.31	25	1	10		1	9	14		
佐賀県	H30.4.1～H31.3.31	12	1	2	2			9		
	H31.4.1～R2.3.31	5		4	2	2			1	
	R2.4.1～R3.3.31	6		3	1	1	1	1	1	
長崎県	H30.4.1～H31.3.31	5		1			1	4		
	H31.4.1～R2.3.31	6		3	2		1	2	1	
	R2.4.1～R3.3.31	11		8		3	5	3		
熊本県	H30.4.1～H31.3.31	8		4	2	1	1	4		
	H31.4.1～R2.3.31	5		0				5		
	R2.4.1～R3.3.31	5		2		1	1	2	1	
大分県	H30.4.1～H31.3.31	0		0						
	H31.4.1～R2.3.31	9		5	2	3		4		
	R2.4.1～R3.3.31	3		2		1	1	1		

都道府県名	期 間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数 (A)	うち却下の 件数	うち期間途過 によるもの			うち棄却の 件数 (E)	うち勧告を 行った件数 (F)	うち合議不調に より監査結果を 出さなかった件 数 (G)
					うち期間途過 によるもの (B)	うち財務会計 上の行為でな いとしたもの (C)	うちその他の 理由のもの (D)			
宮崎県	H30.4.1 ~ H31.3.31	0		0						
	H31.4.1 ~ R2.3.31	3		1		1		2		
	R2.4.1 ~ R3.3.31	3		0				3		
鹿児島県	H30.4.1 ~ H31.3.31	1		0					1	
	H31.4.1 ~ R2.3.31	4		2			2	2		
	R2.4.1 ~ R3.3.31	2		2		1	1			
沖縄県	H30.4.1 ~ H31.3.31	5	1	2	1	1		2		
	H31.4.1 ~ R2.3.31	6		5		2	3	1		
	R2.4.1 ~ R3.3.31	4		2	1	1		1	1	
合計	H30.4.1 ~ H31.3.31	640	13	316	37	112	167	292	14	5
	H31.4.1 ~ R2.3.31	975	12	607	72	247	288	331	21	4
	R2.4.1 ~ R3.3.31	725	10	341	58	113	170	349	18	7

イ 請求事項等内訳表

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
北海道	札幌市	① 市長 違法又は不当な公金の支出(公の施設の指定管理にかかると協定違反等があるにも関わらず管理費の支出を行っている) ② 管理費の減額及び支出済み管理費の一部の返還を相手方に請求すること	H31.1.23	1	H31.2.21 口頭陳述	① H31.3.20 ② 一部棄却・一部却下 ③ 減額及び返還請求を行わなかったことに違法又は不当な事実は認められない	無	E	
北海道	札幌市	① 市長 違法又は不当な財産の処分(無償譲与) ② 市の被った損害の賠償及び無償譲与した備蓄品の速やかな補填	R2.3.13	1	請求人の希望により陳述は 行わなかった	① R2.5.8 ② 一部棄却・一部却下 ③ 当該無償譲与に違法又は不当は認められない	無	E	
北海道	札幌市	① 札幌市長 ② 違法又は不当な事業に対する補助金の交付 ③ 補助金の交付の防止又はすでに交付していた場合の損害の填補	(R2.3.24)	1		① R2.4.14 ② 却下(不受理) ③ 監査対象となる行為を特定していない不適法な請求である	有	D	1
北海道	札幌市	① 市長 違法又は不当な怠る事実(公の施設の指定管理にかかると協定違反等があるにも関わらず、管理の指定の取り消し等を行わず、管理の指定の取り消しに伴う管理費の返還請求を行っていない) ② 支出済み管理費の返還を相手方に請求すること	R2.4.20	1	R2.5.22 口頭陳述	① R2.6.17 ② 一部棄却・一部却下 ③ 管理の指定の取り消しを行わなかったことに違法又は不当な点は認められない	無	E	
北海道	札幌市	① 市長 違法又は不当な怠る事実(公の施設の指定管理にかかると協定違反等があるにも関わらず、管理の指定の取り消し等を行わず、管理の指定の取り消しに伴う管理費の返還請求を行っていない) ② 支出済み管理費の返還を相手方に請求すること	(R2.10.7)	1		① R2.10.27 ② 却下(不受理) ③ 一事不再理	無	D	
北海道	室蘭市	① 市長 ② 不当な契約の締結 ③ 契約の解除	R3.3.3	1	R3.4.5 口頭陳述	① R3.4.21 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無	E	
北海道	帯広市	① 市長 ② 市街地再開発事業補助金の支出及び駐車場の売却が不当と主張 ③ 市街地再開発事業補助金の支出差止及び既支出補助金の返還、駐車場の廉価処分に伴う差額の返還及び駐車場により得られたであろう賃料収入に相当する金額の返還を求める	H31.1.18	17	H31.2.12 口頭陳述	① H31.3.18 ② 一部却下及びその余は棄却 ③ 補助金の支出差止と既支出補助金の返還及び処分していなければ得られたであろう賃料収入に相当する金額については不適法な請求のため却下し、その余については請求に理由がないため棄却する	有	E	2
北海道	網走市	① 市長 ② 違法な公金支出 ③ 支出した公金の返還	H30.11.5	1		① H30.12.25 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
北海道	稚内市	① 市長 ② 土地・建物の購入に係る違法な財務会計上の行為 当該土地及び建物の売買代金相当の損害額を市長 から稚内市に返還させるなどの必要な措置を勧告 することを求める	H30. 6. 20	1	H30. 08. 13 口頭陳述	① H30. 8. 17 ② 棄却 ③ 売買代金の算定は適正に行われており、市に損害 を与えたとは言えない	有	E	3
北海道	稚内市	① 市長、その他の職員、相手方 ② 市有地を不法占拠され財産の管理を怠った。不法 物の撤去に職員の人件費を要した。 ③ 不法占拠により被った損害を補填するために必要 な措置を求める	(H30. 11. 7)	1		① H30. 11. 19 ② 却下(不受理) ③ 財産の管理を怠っている状況はすでに解消されて いる。人件費は公金の支出には該当しない	有	C	4
北海道	千歳市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出(審査、精査を怠ったこ とにより助成金が過剰に支払われた。) ③ 市長に対する助成金過剰支払分の返還請求	(R1. 8. 14)	1		① R1. 9. 11 ② 却下(不受理) ③ 助成金は公益財団法人が交付している(市及び道 からの交付金で造成した基金を財源とし、市は事 業計画の事前審査を担当)ため、市に損害は生じ ていない。	無	D	
北海道	深川市	① 市長 ② 経費の領収書の添付がない補助金の支出 ③ 補助金の返還請求もしくは相殺	H30. 7. 26	1		① H30. 9. 13 ② 棄却 ③ 請求の理由なし	無	E	
北海道	深川市	① 市長 ② テナント選定に疑義のある指定管理者への支出 ③ 指定管理料の返還請求	(R1. 10. 29)	2		① R1. 11. 22 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠く	有	C	5
北海道	深川市	① 市長 ② テナント選定に疑義のある指定管理者への支出 ③ 損害金の返還請求	(R2. 1. 16)	2		① R2. 2. 14 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠く	有	C	5
北海道	森町	① 町長 ② 違法な補助金の支出 ③ 補助金交付決定の撤回及び補助金の返還	(R1. 10. 2)	34		① R1. 11. 20 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を欠く	無	D	
北海道	留寿都村	① 村長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の破棄及び村長の給料自主返納	(H30. 5. 2)	1		① H30. 6. 22 ② 却下(不受理) ③ 実質的要件を満たしていない	有	D	6
北海道	留寿都村	① 村長 ② 入湯税の特別徴収義務者でなくなったことが違法 である ③ 入湯税課税の徹底	(H30. 5. 8)	1		① H30. 6. 22 ② 却下(不受理) ③ 実質的要件を満たしていない	有	D	7

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
北海道	留寿都村	① 村長 ② 施設への下水道未接続について ③ 事業者への下水道接続命令及び環境保全条例の制 定	(R1.12.30)	1		① R2.1.24 ② 却下(不受理) ③ 実質的要件を満たしていない	有	D	8
北海道	白老町	① 町長・職員 町の不作為による、バイオマス燃料化施設に係る 補助金返還及び起債繰上償還の支出は不当である と主張 ③ 白老町罰則規定に基づく町長・職員の処分	R1.10.11	1	R1.11.18 口頭陳述	① R1.12.6 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無	E	
北海道	豊浦町	① 町長 ② 違法な公金支出 ③ 公金の返還請求、町による議員への求償権の行使 及び経費等の負担請求	H30.4.16	1	H30.5.28 口頭陳述	① H30.6.15 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無	E	
北海道	豊浦町	① 町長 ② 違法な公金支出 ③ 補助金の返還	H30.6.13	1	H30.7.4 口頭陳述	① H30.8.10 ② 合議不調 ③	無	G	
北海道	日高町	① 前町長及び職員 ② 公有財産の不適正な運用による財務規則違反 ③ 内部事務の調査及び再発防止の徹底	H30.9.11	1	H30.10.24 口頭陳述	① H30.11.2 ② 棄却 ③ 町に損害をもたらす行為ではない	無	E	
北海道	芽室町	① 関係町職員及び請負業者 ・関係町職員は工事完了検査等を故意に怠った ② 関係町職員は公金の支出を故意に怠った ・請負業者に不当利得がある ・町長は監査委員に対し、賠償責任の有無及び賠 償額を決定することを求め、その決定に基づき賠 償を命じることを求める ③ 怠る事実の損害賠償を求める ・怠る事実の不当利得返還を求める	(H30.7.12)	2		① H30.9.7 ② 却下(不受理) ③ 監査委員の職務権限の範囲外であり、監査請求は 不適法である	有	D	9
北海道	芽室町	① 町長、監査委員及び関係町職員 ② 公金の支出に不法行為がある ③ 当該行為に対し損害賠償を求める	(H30.7.12)	2		① H30.9.7 ② 却下(不受理) ③ 監査委員の職務権限の範囲外であり、監査請求は 不適法である	有	D	9
北海道	芽室町	① 関係町職員 ② 工事の総括監督員らは、法令の規定に違反して町 に損害を空与えた 町長は監査委員に対し、賠償責任の有無及び賠 償額を決定することを求め、その決定に基づき賠 償を命じることを求める	(H30.7.12)	2		① H30.9.7 ② 却下(不受理) ③ 監査委員の職務権限の範囲外であり、監査請求は 不適法である	有	D	9

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
北海道	芽室町	① 関係町職員 ② 変更設計及び変更契約を故意に怠る不法行為がある ・町長は監査委員に対し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき賠償を命じることを求める ③ 怠る事実の損害賠償を求める	(H30. 7. 27)	1		① H30. 9. 21 ② 却下(不受理) ③ 監査委員の職務権限の範囲外であり、監査請求は不適法である	有	D	10
北海道	芽室町	① 関係町職員及び特定建設工事共同企業体 ② 建設工事の変更設計及び変更契約を故意に怠る不法行為がある 町長は監査委員に対し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき賠償を命じることを求める ③ 額を決定することを求め、その決定に基づき賠償を命じることを求める	(H30. 7. 27)	2		① H30. 9. 21 ② 却下(不受理) ③ 監査委員の職務権限の範囲外であり、監査請求は不適法である	有	D	11
北海道	芽室町	① 関係町職員 ② 部分修補工事及び部分修補工事完了検査等を故意に怠る不法行為がある ・町長は監査委員に対し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき賠償を命じることを求める ③ 怠る事実の損害賠償を求める	(H30. 7. 27)	2		① H30. 9. 21 ② 却下(不受理) ③ 監査委員の職務権限の範囲外であり、監査請求は不適法である	有	D	12
北海道	芽室町	① 関係町職員及び特定建設工事共同企業体 ・部分修補工事及び部分修補工事完了検査等を故意に怠る不法行為がある ② ・公金の支出に不法行為がある ・共同企業体に主任技術者の不設置及び履行遅延がある ③ 怠る事実の損害賠償を求める ・建設業法に基づく罰金を請求する	(H30. 9. 10)	2		① H30. 11. 2 ② 却下(不受理) ③ 請求の特定を欠くものとして不適法である	無	D	
北海道	芽室町	① 町長、監査委員及び関係町職員 ② 住民監査請求及び住民訴訟を故意に妨害したものである ③ 不法行為に係る公金支出の損害賠償を求める	H31. 2. 19	2	H31. 3. 28 口頭陳述	① H31. 4. 17 ② 一部却下、その余の部分は棄却 ③ 請求には理由がない	有	E	13
北海道	芽室町	① 町長、副町長、関係町職員及び工事請負業者 ・工事の設計変更及び変更契約を故意に怠っている ② ・公金の支出に不法行為がある ・請負業者は不当利得を得ている ③ 損害賠償の請求及び不当利得の返還請求を求める	(H31. 3. 8)	1		① H31. 4. 26 ② 却下(不受理) ③ 一事不再理の原則により、不適法なものである	有	D	14
北海道	芽室町	① 町長、監査委員、関係町職員及び弁護士 ② 監査を故意に怠る事実の公金の支出である ③ 損害賠償の請求及び不当利得の返還請求を求める	(H31. 3. 8)	1		① H31. 4. 26 ② 却下(不受理) ③ 正当な理由がなく請求期間を経過した不適法な請求である	有	B	15

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
北海道	芽室町	① 町長、副町長、関係町職員、監査委員及び弁護士 ② 支出負担行為を故意に怠り、法令又は予算に違反した共同不法行為である ③ 共同不法行為に対する損害賠償等請求である	(R1. 5. 22)	1		① R1. 7. 18 ② 却下(不受理) ③ 請求には正当な理由がなく不適法な請求である	無	D	
北海道	芽室町	① 町長、副町長、関係町職員、監査委員及び弁護士 ② 監査を故意に怠る事実、違法な公金の支出及び法令又は予算に違反した共同不法行為である ③ 共同不法行為に基づく損害賠償等請求である	(R1. 6. 3)	1		① R1. 7. 29 ② 却下(不受理) ③ 請求には正当な理由がなく不適法な請求である	無	D	
北海道	芽室町	① 町長、副町長、関係町職員、監査委員、選挙管理委員会委員長及び町議会議員 ② 監査を故意に怠る事実、違法な公金の支出及び法令又は予算に違反した共同不法行為である ③ 共同不法行為に基づく損害賠償等請求である	(R1. 6. 3)	1		① R1. 7. 29 ② 却下(不受理) ③ 請求の特定を欠くものとして不適法である	無	D	
北海道	芽室町	① 町長、副町長、関係町職員及び監査委員 ② 監査を故意に怠る事実及び違法な公金の支出に基づく損害賠償等請求である ③ 損害賠償請求を求める	(R1. 7. 11)	1		① R1. 9. 6 ② 却下(不受理) ③ 請求の特定を欠くものとして不適法である	無	D	
北海道	芽室町	① 町長、監査委員、選挙管理委員会委員長、弁護士及び請負業者 ・監査委員は、自己に関する事件については監査できない ② 監査の履行の行使を違法に妨害した ・修補工事及び修補工事完了検査等を故意に怠る不法行為である ・監査の履行を行使すること ③ 職員への損害賠償請求 ・請負業者への不当利得返還請求	(R1. 10. 25)	2		① R1. 12. 19 ② 却下(不受理) 請求は事実に基づかない単なる憶測や主観、思い込みであり、請求の特定を欠くものとして不適法である	無	D	
北海道	芽室町	① 町長及び監査委員 ・監査委員は、自己に関する事件については監査できない ② 修補工事及び修補工事完了検査等を故意に怠る不法行為である ③ 監査の履行を行使すること ・執行機関又は職員に対する違法確認	(R1. 12. 25)	1		① R2. 2. 20 ② 却下(不受理) ③ 求める措置は監査委員が主体的に行うものではなく、監査委員が判断できるものでもない	無	D	
北海道	芽室町	① 町長、監査委員及び弁護士 ・監査委員は、自己に関する事件については監査できない ② 修補工事及び修補工事完了検査等を故意に怠る不法行為である ③ 監査の履行を行使すること ・執行機関又は職員に対する違法確認	(R2. 1. 9)	1		① R2. 3. 5 ② 却下(不受理) ③ 求める措置は監査委員が主体的に行うものではなく、監査委員が判断できるものでもない	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
北海道	芽室町	① 町長、監査委員及び弁護士 ② 住民監査請求の「監査の結果」を「決定書」に偽計又は偽造した、有印虚偽公文書作成罪である ③ 監査の履行を行使すること	(R2. 8. 31)	1		① R2. 10. 28 ② 却下(不受理) ③ 事実に基づかない独自の考え方によるものであり、請求の特定を欠くものとして不適法である	無	D	
北海道	芽室町	① 町長、監査委員及び弁護士 住民監査請求の「監査結果の通知」を「決定書」に偽計又は偽造した、有印虚偽公文書作成罪である ③ 監査の履行を行使すること	(R2. 9. 11)	1		① R2. 11. 6 ② 却下(不受理) ③ 事実に基づかない独自の考え方によるものであり、請求の特定を欠くものとして不適法である	無	D	
北海道	芽室町	① 町長、関係町職員及び町議会議員 ② 故意に「造成工事」を「委託業務」に偽造し、故意に造成工事を妨害したものである 町長は監査委員に対し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき賠償を命じることを求める	(R3. 3. 8)	1		① R3. 4. 30 ② 却下(不受理) ③ 期間制限を徒過したことについて正当な理由は認められず、不適法な請求である	無	B	
計	13団体	42件					有 18件 無 24件		
青森県	青森市	① 市長 ② 公金の支出(補助対象外経費への補助金の交付) ③ 交付団体からの補助金の返還	(H30. 5. 24)	1		① H30. 6. 6 ② 却下 ③ 請求期間の徒過	無	B	
青森県	青森市	① 市長 ② 公金の支出(補助対象外経費への補助金の交付) ③ 交付団体からの補助金の返還	H30. 6. 9	1	H30. 7. 10 口頭陳述	① H30. 8. 6 ② 棄却 ③ 補助金については違法・不当であると認められない	無	E	
青森県	青森市	① 市長 ② 公金の支出(適正な地代の算定) ③ 地代を適正額に定め不当な公金支出の是正	R1. 11. 12	1		① R2. 1. 7 ② 棄却 ③ 公金の支出が不当であると認められない	無	E	
青森県	青森市	① 市長 ② 財産の管理(水路用地の適正な管理) ③ 水路用地に設置されている工作物等の撤去	R3. 1. 6	1		① R3. 3. 1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実には該当するとは認められない	有	E	1
青森県	むつ市	① 市長 ② 課税洩(賦課及び徴収を怠っている。) ③ 所有者に対する賦課・徴収の要求	(R1. 12. 13)	1	R2. 1. 8 口頭陳述	① R2. 2. 4 ② 却下 ③ 請求理由の消滅	無	D	
計	2団体	5件					有 1件 無 4件		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岩手県	盛岡市	① 盛岡市職員 ② 違法もしくは不当な財産の管理又は管理を怠る事 実 ③ 所定の赤せん道路の林道としての管理	(R1. 11. 6)	1		① R1. 11. 14 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の対象行為には当たらない。	有	D	1
岩手県	大船渡市	① 市長 ② 適正な財産の管理が行われていない ③ 是正の勧告	(R1. 10. 11)	1		① R2. 11. 28 ② 却下(不受理) 監査請求期間の制限の適用及び「適正な財産の管 理が行われていない」事実の特定を欠き要件を満 たしていない	無	B	
岩手県	陸前高田市	① 市長、会計管理者 ② 違法な財務会計行為(出納閉鎖日時点で、基金か らの繰替運用金が返還されずに存在している) ③ 財務会計に係る資料の提示・公開。不正処理が あった場合は、処理状況の提示・公開。	H31. 2. 28	1		① H31. 4. 25 ② 棄却 ③ 基金は財産であり、出納閉鎖という概念はない。 H31. 5. 31時点における繰替運用金については、H30 年度に振替えており基金財産を棄損した事実はない。	無	E	
岩手県	八幡平市	① 市長臨時代理者である副市長、農林課長 ② 無効な契約の締結及び不当な公金の支出(無効な 契約を原因とする不当な公金支出を行った。) ③ 市長臨時代理者である副市長及び農林課長に対す る損害賠償請求	(H30. 4. 15)	1		① H30. 6. 5 ② 却下(不受理) ③ 公金支出の違法性を摘示していない。	無	D	
岩手県	八幡平市	① 市長 ② 違法な財産管理(条例の規定を逸脱した行政財産 使用許可は市長の職権乱用で無効である。) ③ 行政財産使用許可の是正措置	(R1. 11. 21)	1		① R2. 1. 16 ② 却下(不受理) ③ 損害発生の可能性なし	無	D	
岩手県	雫石町	① 町長 ② 違法な契約の締結及びその契約に伴う違法な工事 費の支出 ③ 違法な契約を締結するに至った経緯の確認及び違 法に支出された工事費を関係職員へ請求する措置 を求める	H30. 8. 21	1	H30. 9. 3 本人が希望しないため未実 施	① H30. 10. 16 ② 一部却下、残りの部分について棄却 財務会計上の行為に該当しない部分及び1年を経 過した行為について却下。 ③ その他の部分について契約及び支出に違法性はな い。	無	E	
岩手県	大槌町	① 町長 ② 大槌町旧役場庁舎の解体に係る財務会計上の行為 等について ③ 当該行為に関し必要な措置を講じるよう勧告す ること等	H30. 6. 4	2	H30. 6. 5 口頭陳述	① H30. 7. 25 ② 一部棄却、一部却下 ③ 住民監査請求の対象行為ではない 等	有	E	2
岩手県	軽米町	① 地域整備課公営住宅建替工事担当者 ② 事業趣旨目的工事以外の工事を同時施工 目的工事とそれ以外の工事の費用区分を明確にす るよう是正を求める	H30. 6. 26	1	H30. 8. 10 口頭陳述	① H30. 8. 21 ② 棄却 ③ 請求人の主張する目的外工事は認められない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
計	7団体	8件					有 2件 無 6件		
宮城県	仙台市	① 交通事業管理者 ② 安全輸送及び増収に結びつかない図柄入りナン バープレートの市営バスへの導入のための支出 ③ 関わった職員への費用返還請求	R3. 3. 26	1	R3. 4. 13 意見陳述(口頭)及び 新たな証拠の提出	① R3. 5. 18 ② 棄却, 一部却下 ③ 請求に理由がない	無	E	
宮城県	石巻市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結及び公金支出 ③ 公募型買取市営住宅(新蛇田地区)に係る違法な 支出の返還命令請求	(H31. 1. 31)	3		① H31. 2. 25 ② 却下(不受理) ③ 期間徒過によるもの	有	B	1
宮城県	石巻市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ エレベーター設置の差し止め請求	H31. 2. 20	1	H31. 3. 20 口頭陳述	① H31. 4. 16 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無	E	
宮城県	石巻市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の管理を怠る事実 ③ 市長に対する損害賠償請求	(H31. 3. 6)	1		① H31. 4. 16 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為又は怠る事実には該当しない	無	C	
宮城県	石巻市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結及び公金支出 ③ 公募型買取市営住宅(湊東地区)に係る違法な支 出の返還命令請求	(R1. 12. 9)	3		① R2. 2. 21 ② 却下(不受理) ③ 期間徒過によるもの	有	B	2
宮城県	石巻市	① 市長 ② 不当な公金の支出、債務その他の義務の負担 ③ 県に対して求償全額弁済を拒否し再協議せよ	(R1. 12. 26)	1		① R2. 2. 21 ② 却下(不受理) ③ 非財務会計上の行為	無	D	
宮城県	石巻市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の管理を怠る事実 ③ 市長に対する損害賠償請求	(R2. 2. 18)	1		① R2. 3. 27 ② 却下(不受理) ③ 一事不再理	無	D	
宮城県	塩竈市	① 市長 ② 違法または不当な公金の支出 ③ 市長及び相手方に対する損害賠償請求	(H30. 10. 22)	1		① H30. 12. 17 ② 却下(不受理) ③ 請求人からすでに同一の事実について住民監査請 求がなされている。(一事不再理)	無	D	-
宮城県	塩竈市	① 市長 ② 違法または不当な公金の支出 ③ 市長及び相手方に対する損害賠償請求	(H30. 10. 30)	1	H30. 11. 28 口頭陳述	① H30. 12. 17 ② 却下(不受理) ③ 期間徒過	有	B	3
宮城県	白石市	① 市長 ② 広報の一部ページに不正確な情報の作成 ③ 広報発行費用の一部を返還請求	R2. 11. 9	1	R2. 11. 24 口頭陳述	① R2. 12. 23 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
宮城県	白石市	① 市長 ② 市政懇談会のコーディネーター(司会)外部委託 ③ コーディネーター(司会)に対する謝礼を返還請求	(R2. 11. 30)	1		① R3. 1. 13 ② 却下(不受理) ③ 法第242条第1項所定の要件を欠き不適法であるため。	無	D		
宮城県	角田市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出(特定神社の祭祀への出席に伴う市長交際費等の支出は不当) ③ 市が被った損害額の私費負担、支出に関与した職員の処分及び不当な公金支出について防止するための必要な措置	R1. 11. 14	2	R1. 12. 4 口頭陳述	① R2. 1. 8 ② 一部却下、一部棄却 一部却下:①請求要件を満たしていない。②請求期間を経過している。 ③ 一部棄却:市に損害を与えた事実はなく、請求人の主張は理由がない。	有	E	4	
宮城県	大崎市	① 市長 ② 交付金の返還事務(の怠り) ③ 返還事務の適切な執行	(R1. 8. 23)	1		① R1. 9. 10 ② 却下(不受理) ③ 請求要件を具備していない	無	D		
宮城県	大崎市	① 監査委員 ② (条例に基づかない)公金支出 ③ 公金支出の差し止め	(R2. 7. 7)	1		① R2. 7. 10 ② 却下(不受理) ③ 請求要件を具備していない	無	D		
宮城県	大河原町	① 町長 ② 契約の締結及び履行並びに公金の支出 ③ 弁明の趣旨、請求事実の認否、弁明の理由その他	R1. 5. 29	1	R1. 7. 18 請求人の代理人が来庁し、 口頭陳述が行われた。	① R1. 7. 26 ② 棄却 ③ 監査請求については理由がないものと認め、棄却する。	有	E	5	
宮城県	大郷町	① 当時の町長 ② 町が行うべきでない事業の執行 ③ 執行者等の責を問うもの。	(H30. 6. 25)	1	H30. 6. 25 口頭陳述	① H30. 7. 9 ② 却下(不受理) ③ 違法性、不当性を判断するものではない。	無	C		
宮城県	涌谷町	① 町長 ② 公金亡失並びに補正予算の事務処理 ③ 責任所在確定と損害賠償金請求	H30. 10. 2	1	H30. 10. 11 口頭陳述	① H30. 11. 27 ② 認容 ③ 措置請求全てについて措置を講じること	無	F		
計	9団体	17件					有 5件 無 12件			
秋田県	由利本荘市	① 市長(又は担当職員) ② 違法な工事の執行(保守点検業者の立会いを欠く。) ③ 市当局、事業者が相応の責任を取ることを要求	(R2. 4. 28)	1		① R2. 6. 11 ② 却下(不受理) ③ 市に損害が生じていない	無	D		
秋田県	由利本荘市	① 市企業管理者 ② 違法な契約の締結(契約相手が資格を欠く。) ③ 契約の無効の確認・取消、不当利得返還請求・賠償請求、契約の履行及び公金の支出の差止	(R3. 3. 12)	7		① R3. 3. 25 ② 却下(不受理) ③ 違法性、不当性を示す事実証明書の提出がない	無	D		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
秋田県	仙北市	① 市長 ② 公平さに欠ける用地買収 ③ 改修計画の見直し	(R2. 1. 28)	1		① R2. 3. 5 ② 却下 ③ 請求人の死亡により、請求理由の消滅	無	D	
秋田県	仙北市	① 仙北市長他関係職員 ② 工事費用を増大させたほか、基準に基づかない高額な用地買収 ③ なし	(R2. 3. 13)	1		① R2. 3. 31 ② 却下 ③ 事実を証する書類の提出がなく、住民監査請求の要件を満たしていない	無	D	
計	2団体	4件					有 無	0件 4件	
山形県	山形市	① 市長 ② 違法不当な支出(返還請求権の行使をしないことは、財産管理を不当に怠るものである。) ③ 政務活動費の交付に係る違法不当な支出について、返還請求権の行使をすることを勧告する。	R2. 3. 30	3	R2. 4. 3実施としたが中止 (コロナ感染防止のため請求人から中止の申し入れがあった)	① R2. 5. 21 ② 136件に対し、7件却下、11件棄却(一部却下)、118件棄却 ③ 収支報告書の訂正により、請求事由が消滅したものは却下。違法不当な支出が認められないものは棄却。	無	E	
山形県	新庄市	① 市長 ② 違法な対象用地の選定、違法な契約の締結 ③ 市長に対する損害の弁償	R1. 8. 16	2	R1. 9. 12 口頭陳述	① R1. 10. 10 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無	E	
山形県	小国町	① 町長 ② 違法な支出(町有地売却にかかる測量調査費) ③ 違法な公金の支出として町長に対して返還を求める	(H31. 4. 9)	2		① H31. 4. 26 ② 却下(不受理) ③ 違法・不当な財務会計上の行為でない	無	D	
山形県	小国町	① 町長 ② 安価な町有地売却 ③ 町長に対して損害賠償請求	(R1. 4. 9)	2		① H31. 4. 26 ② 却下(不受理) ③ 請求内容から事実が確認できない	無	D	
山形県	小国町	① 町長 ② 安価な町有地売却 ③ 町長に対して損害賠償請求	(R1. 8. 28)	2		① R2. 9. 17 ② 却下(不受理) ③ 違法・不当な財務会計上の行為でない	無	D	
山形県	小国町	① 町長 ② 違法な支出(町有地売却にかかる不動産鑑定業務委託) ③ 違法な公金の支出として町長に対して返還を求める	(R1. 8. 28)	2		① R2. 9. 17 ② 却下(不受理) ③ 違法・不当な財務会計上の行為でない	無	D	
山形県	小国町	① 町長 ② ボーリング調査にかかる行政財産目的外使用料の返還 ③ 町長に対して行政財産目的外使用料の返還を求める	(R1. 8. 28)	2		① R2. 9. 17 ② 却下(不受理) ③ 1年以上経過	有	B	1

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
山形県	小国町	① 町長 ② 監査委員たるに適しない者について罷免請求 ③ 町長に対して監査委員の罷免を求める	(R1. 8. 28)	2		① R2. 9. 17 ② 却下(不受理) ③ 違法・不当な財務会計上の行為でない	無	C	
山形県	小国町	① 町長 ② 違法な支出(温水プール解体工事費) ③ 違法な公金の支出として町長に対して返還を求め る	(R2. 3. 27)	2		① R2. 4. 21 ② 却下(不受理) ③ 違法・不当な財務会計上の行為でない	無	D	
山形県	飯豊町	① 町長 ② 違法な補助金の支出 ③ 補助金概算払の返還及び執行停止	R2. 4. 14	1	R2. 5. 7 口頭陳述	① R2. 6. 1 ② 棄却 ③ 当該補助金支出等に違法性はない	有	E	2
計	4団体	10件					有 無	2件 8件	
福島県	福島市	① 温泉地振興係 ② 公金の支出 ・個人所有の温泉管を財産区が費用負担したことは 不当なため、温泉管所有者に損害賠償金を請求 することを求める。 ③ 温泉地振興係に罰則を求める。	(H31. 3. 4)	1		① H31. 4. 8 ② 却下 ・請求期間が1年を経過しているため ③ 罰則は監査委員に求めることができる事項では ないため	無	B	
福島県	福島市	① 財産マネジメント推進室長 ② 公金の支出 財産処分等による損害額について相手方に損害賠 償を求める。	R1. 12. 25	1	R2. 1. 28 口頭陳述	① R2. 2. 19 ② 棄却 ③ 請求に理由がないため	無	E	
福島県	田村市	① 市長 ② 違法な補助金の交付 ③ 補助金交付に対する損害賠償請求ないし、不当利 得の返還請求	R1. 6. 19	11	R1. 7. 25 口頭陳述	① R1. 8. 14 ② 棄却 ③ 当該補助金交付に違法性なしにつき損害賠償ない し、不当利得に該当しない。	有	E	1
福島県	会津美里町	① 町長 町の不当なタイル修繕工事(町道敷のタイル破損 は、B氏宅駐車場のコンクリート及びアスファルト 敷き工事が原因で、町が修繕費用を支払うのは 不当) ② 工事依頼主(B氏)及びB氏宅駐車場工事施工者 に対しタイル修繕に係る一切の費用を弁償させる ことを求める。	R1. 7. 17	1	R1. 8. 22 書面陳述	① R1. 9. 12 ② 棄却 ③ 公金支出について不当なものとは言えず、会計手 続きも適正に行われている。	無	E	
福島県	玉川村	① 村長 ② 庁内の自販機の販売マージンが村の収入となっ ていない。 ③ 村長に対する損害賠償請求	(H30. 4. 20)	1		① H30. 5. 8 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項の要件に該当しない。	無	E	
福島県	玉川村	① 村長 ② 認定こども園運営費補助金が玉川村外の子どもに 対して支出している。 ③ 村長に対する損害賠償請求	(H30. 4. 20)	1		① H30. 5. 8 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項の要件に該当しない。	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
福島県	玉川村	① 村長 ② 臨時職員に対する雇用通知書の違法性 ③ 労働条件通知書の見直し	(H30. 11. 16)	1		① H30. 11. 28 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項の要件に該当しない。	無	E	
福島県	玉川村	① 村長 ② 損害賠償額の妥当性を欠く(不当) ③ 村長に対する損害賠償請求	H31. 1. 30	1	H31. 2. 28 口頭陳述	① H31. 3. 20 ② 棄却 ③ 不当にはあたらない。	無	E	
福島県	玉川村	① 村長 ② 不能欠損処分による歳入の欠落 ③ 不能欠損処分の全件調査	(H31. 3. 26)	1		① H31. 4. 11 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項の要件に該当しない。	無	E	
福島県	玉川村	① 村長 ② 村の新聞購読の必要性 ③ 村長に対する損害賠償請求、購読の解除	(R1. 8. 7)	1		① R1. 8. 29 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項の要件に該当しない。	無	E	
福島県	玉川村	① 村長 ② 物品売買契約締結が不当契約である。 ③ 村長に対する損害賠償請求	(R1. 8. 29)	1		① R1. 9. 25 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項の要件に該当しない。	無	E	
福島県	玉川村	① 村長 ② 業務委託契約が不当契約である。 ③ 契約の中止	(R1. 11. 13)	1		① R1. 12. 2 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項の要件に該当しない。	無	E	
福島県	玉川村	① 村長 ② 玉川村体育館解体工事が法令違反である。 ③ 予算執行の停止	(R2. 4. 23)	1		① R2. 5. 7 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項の要件に該当しない。	無	E	
福島県	大熊町	① 町長 ② 違法・不当な海外派遣事業の実施(必要性のない 事業であり参加役員の費用等は不当利得である) ③ 参加役員等に対する旅費等の返還請求	(H30. 5. 10)	5		① H30. 6. 1 ② 却下 ③ 期間徒過	有	B	2, 3
福島県	大熊町	① 町長 ② 違法・不当な不能欠損処理(滞納者への督促や差 押え等の措置なく税債権が時効により消滅した) ③ 町長及び関係職員に対する賠償請求	(R1. 7. 12)	3		① R1. 8. 30 ② 却下 ③ 違法・不当性が具体的、個 別的に指摘されていない	有	D	4
福島県	大熊町	① 町長 ② 違法・不当な不能欠損処理(滞納者への督促や差 押え等の措置なく税債権が時効により消滅した) ③ 町長及び関係職員に対する賠償請求	(R1. 9. 20)	3		① R1. 11. 1 ② 却下 ③ 既に訴訟中のため	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
福島県	大熊町	① 町長 ② 違法・不当な土地売買契約の締結(違法・不当な 価格算定、職権逸脱・濫用及び便宜供与の行為) ③ 町長及び関係職員に対する賠償請求	(R1. 10. 13)	3		① R1. 11. 15 ② 却下 ③ 期間経過	無	B	
計	5団体	17件					有 3件 無 14件		
茨城県	水戸市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 事業支出の差し止め、支出した金額の返還請求	(H30. 11. 15)	9		① H30. 12. 20 ② 却下(不受理) ③ 公金の支出の違法性又は不当性を摘示していない	無	C	
茨城県	水戸市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 事業支出の差し止め、支出した金額の返還請求	R1. 9. 24	16	R1. 10. 31 口頭陳述	① R1. 11. 15 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性又は不当性はない	有	E	1
茨城県	土浦市	① 市長 ② 違法又は不当な公金支出の事実及びその疑い。 ③ 受託料の返還及び損害賠償の請求並びに地方自治 法の規定する契約の履行の確保。	H30. 9. 26	1		① H30. 11. 22 ② 棄却 ③ 契約に違法性及び不当性は認められない	無	E	
茨城県	土浦市	① 市長 ② 路線価において違法又は不当な価格差がついてい る。 ③ 当該路線価を修正し、賦課処分する。	(H30. 11. 7)	1		① H30. 12. 25 ② 却下 ③ 市に損害なし	無	D	
茨城県	土浦市	① 市長及び広報広聴課長 ② 業務委託契約において監督又は検査がなされてい ない。 ③ 契約の履行の確保が確実に実現されるよう適切な 措置を請求する。	(R1. 5. 27)	1		① R1. 7. 10 ② 却下 ③ 市に損害なし	無	D	
茨城県	土浦市	① 市長及び広報広聴課長 業務委託料の単価の価格設定や、当該委託料の一 部を6月に支払う契約に関し、違法又は不当の事 実がある。 ③ 適正な単価設定についての交渉手続き及び6月支払 いを中止し、規則に則った支払いを実現するこ と。	(R1. 6. 14)	1		① R1. 8. 6 ② 却下 ③ 市に損害なし	無	D	
茨城県	土浦市	① 市長及び広報広聴課長 ② 業務委託について市が完了の確認をとっていない。 ③ 法令及び規則に則った支払いが実現可能となるよ う契約の更改を行う。	(R2. 5. 18)	1		① R2. 7. 13 ② 却下 ③ 市に損害なし	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
茨城県	土浦市	① 市長及び広報広聴課長 ② 業務委託契約において契約額の設定が不当である。 ③ 受託者と協議を行って過大な支払いに当たる部分の返済を求めるべき。	(R2. 5. 22)	1		① R2. 7. 13 ② 却下 ③ 市に損害なし	無	D		
茨城県	土浦市	① 市長及び広報広聴課長 ② 業務委託契約において契約額の設定が不当である。 ③ 支払いを取消し、公金回収のための適正な処置をとるべき。	(R2. 5. 25)	1		① R2. 7. 13 ② 却下 ③ 市に損害なし	無	D		
茨城県	土浦市	① 市長及び広報広聴課長 ② 業務委託契約において過大な算定は不当である。 ③ 契約の更改を行い、適正な公金の支払いを実現すべき。	(R2. 5. 29)	1		① R2. 7. 13 ② 却下 ③ 市に損害なし	無	D		
茨城県	土浦市	① 市長及び広報広聴課長 ② R2. 5. 15付住民監査請求の却下を不当とし、再請求するもの。 ③ 法令及び規則に則った支払いが実現可能となるよう契約の更改を行う。	(R2. 10. 2)	1		① R2. 11. 24 ② 却下 ③ 期限の徒過	無	B		
茨城県	土浦市	① 市長及び広報広聴課長 ② R2. 5. 25付住民監査請求の却下を不当とし、再請求するもの。 ③ 支払いを取消し、公金回収のための適正な処置をとるべき。	(R2. 10. 2)	1		① R2. 11. 24 ② 却下 ③ 期限の徒過	無	B		
茨城県	土浦市	① 市長及び広報広聴課長 ② R1. 6. 14付住民監査請求の却下を不当とし、再請求するもの。 ③ 適正な単価設定についての交渉手続き及び6月支払いを中止し、規則に則った支払いを実現すること。	(R2. 10. 26)	1		① R2. 11. 24 ② 却下 ③ 期限の徒過	無	B		
茨城県	土浦市	① 市長 ② 受託者として締結した業務委託に違法性又は不当性がある。 ③ 市に損害が生じており、前市長にその補填を求めることを勧告する。	(R3. 3. 30)	3		① R3. 4. 27 ② 却下 ③ 期限の徒過	無	B		
茨城県	古河市	① 市長及び指名委員会 ② 当該工事における指名業者の適否の判断及び業者の違反行為に対する市の対応や処分等について業者を指名した指名委員会及び市長の責任。また、業者への処分及び市の損害金(工事請負金額)の返還 ③	H30. 9. 5	51	H30. 9. 13 口頭陳述	① H30. 10. 25 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はなく、請求は理由がない	無	E		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
茨城県	石岡市	① 特別委員会(地方自治法第100条) ② 無用であるため、特別委員会に係る公金の支出が 違法もしくは不当 ③ 議員らに返還を請求せよ。	H30.10.24	1	H30.11.22 口頭陳述	① H30.12.11 ② 棄却 ③ 当該支出は違法もしくは不当とは認められない。	無	E	
茨城県	龍ヶ崎市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 支出の差し止め	(R2.2.13)	1		① R2.3.11 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を満たしていない	無	D	
茨城県	高萩市	① 市長 ② 不当な協定書の締結(土砂除去費用の全額を請求 すべきところ、市と相手方双方5割とした。) ③ 協定書の相手方負担を10割とし、残額を請求す る。	H30.5.28	1	H30.7.5 口頭陳述	① H30.7.25 ② 棄却 ③ 当該協定に違法性はない	有	E	2
茨城県	北茨城市	① 市長 ② 不当(必要書類不足)な公金の支出 ③ 不当支出の返還	H30.10.30	5	H31.1.29 口頭陳述	① H31.2.15 ② 一部に不当支出有り ③ 市長に返還措置勧告	無	F	
茨城県	北茨城市	① 市長 ② 不当(必要書類不足)な公金の支出 ③ 不当支出の返還	(H30.11.30)	1		① H30.12.30 ② 却下 ③ 1年超過	無	B	
茨城県	取手市	① 市長及び会計管理者 ② 不当な公金の支出及び予算計上(財産管理規則に 違反して設置した市営駐車場) ③ 支出された公金の返還及び予算の削除	(H30.4.12)	1		① H30.5.23 ② 却下(不受理) ③ 市に損害を与えていると認められない。また予算 の削除は請求対象外。	無	D	
茨城県	取手市	① 市長及び教育委員会 ② 不当な公金の支出(法的根拠のない調査委員会委 員謝礼) ③ 支出された公金の返還	(H31.1.30)	1		① H31.3.18 ② 却下(不受理) ③ 市に損害を与えていると認められない	無	D	
茨城県	取手市	① 市長及び教育長 ② 不当な公金の支出(違法な行為をした調査委員会 に要した経費) ③ 支出された公金の返還	(R1.5.17)	24		① R1.6.26 ② 却下(不受理) ③ 請求期間経過の正当な理由がない	無	B	
茨城県	取手市	① 市長及び関係職員 ② 不当な公金の支出(違法な手続きで支出した生活 保護費) ③ 支出された公金の返還	R1.7.11	1		① R1.8.22 ② 取下げ ③ 生活保護が取り消しとなったため	無	A	
茨城県	取手市	① 市長及び関係職員 ② 不当な公金の支出(不当な入院による医療費) ③ 支出された公金の返還	(R1.9.30)	1		① R1.11.27 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
茨城県	取手市	① 市長及び関係職員 ② 不当な公金の支出(違法な手続きの生活保護に係る移送費) ③ 支出された公金の返還	(R1.9.30)	1		① R1.11.27 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
茨城県	取手市	① 市長及び関係職員 ② 不当な公金の支出(違法な手続きの生活保護に係る入院費) ③ 支出した公金の返還	(R1.10.31)	1		① R1.12.25 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
茨城県	牛久市	① 市長、市職員 ② 違法な土地取得、廃道敷設定及び無償払下並びに合筆無効行為 ③ 土地の返還及び合筆の回復並びに諸費用の補償及び損害賠償	(H31.4.8)	2		① H31.4.26 ② 却下(不受理) ③ 市に損害が発生し又は発生しようとしているとは認められない	無	D	
茨城県	牛久市	① 市長、市職員 ② 違法な廃道敷設定及び無償払下行為 ③ 無償払下により町(当時)が逸失した利益の補填	(R1.5.17)	1		① R1.6.19 ② 却下(不受理) ③ 請求期限を経過している	無	B	
茨城県	牛久市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結(違法又は不当な高額契約により市に損害) ③ 請求者試算の契約金額と市契約金額との差額の補填	(R3.3.30)	1		① R3.5.7 ② 却下(不受理) ③ 請求期限を経過している	無	B	
茨城県	ひたちなか市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 返還,未然防止,情報の透明化等の措置	(H30.4.13)	1		① H30.5.17 ② 却下(不受理) ③ 地方自治法第242条に規定される住民監査請求の要件を具備していない	無	C	
茨城県	ひたちなか市	① 市長 ② 市税の滞納処分 ③ 必要な措置	(R2.7.31)	1		① R2.8.31 ② 却下(不受理) ③ 地方自治法第242条に規定される住民監査請求の要件を具備していない	無	C	
茨城県	常陸大宮市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実,公金の賦課又は徴収を怠る事実 ③ 原状回復,建築物の撤去指導,公金の賦課	R2.11.25	2	R2.12.23 口頭陳述	① R3.1.20 ② 棄却(一部却下) ③ 請求人の主張に理由がない	無	E	
茨城県	筑西市	① 市長 ② 違法・不当な支出 ③ 関係職員に損害を補填させるなどの措置を求める	R2.4.3	1	R2.4.10 口頭陳述(実施無し)	① R2.5.29 ② 棄却 ③ 違法・不当な事実はない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
茨城県	坂東市	① 市長及び職員 土地開発公社と市で締結した委託契約に基づく不 当な公金支出、その他違法又は不当な財務会計上 の行為(土地開発公社が発注した工事費用が過大 である) ② ③ 公社と市の委託契約に基づく公金支出の差し止め	(R2.9.4)	1		① R2.9.28 ② 却下(不受理) ③ 不適法(土地開発公社の支出等に関する請求)	無	D	
茨城県	かすみがうら市	① 市長 ② 震台厚生施設組合の新広域ごみ処理施設整備運営 事業に係る債務負担行為負担の支出 ③ 市長の本事業に係る公金支出の差し止め措置の請求	H30.9.27	61	H30.11.8 口頭陳述	① H30.11.22 ② 棄却 ③ 法の各関係規定に違反しているとは認められず、 差し止め請求には理由がないものと判断した。	有	E	4
茨城県	かすみがうら市	① 市長 ② 市職員に支出した給与の返還及び採用の取り消し 等 市長に対し、本件に関わる市職員のこれまでの給 与支払全額の返還を同市職員に対して求めるこ と、市長に対して損害賠償請求を行うこと、今後 の給与支出の差し止めを行うこと、及び同市職員 の採用の取消を行うこと、という各措置の請求	R1.7.24	459	R1.8.28 口頭陳述	① R1.9.26 ② 棄却 原因行為となる採用に違法はなく、また、市にお ける損害発生の実態も確認されなかった。よっ て、本件請求には理由がないと認めた。	有	E	5
茨城県	桜川市	① 総務部長・財政課長 ② 違法・不当な支出 ③ 損害金の返済	R2.3.30	1	R2.4.21 口頭陳述	① R3.5.7 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無	E	
茨城県	桜川市	① 総務部長・財政課長 ② 違法な契約の締結 ③ 債務負担行為の執行停止	R2.3.30	1	R2.4.21 口頭陳述	① R3.5.7 ② 棄却 債務負担行為が行われる可能性、危険性が相当の ③ 確実さをもって客観的に推測される程度に具体性 が無いため	無	E	
茨城県	鉾田市	① 市長 ② 物品購入契約(違法な支出により、市財政に重大 な損害を与えた。) ③ 市長に対する締結金額の返還	R2.8.31	10	R2.10.6 口頭陳述	① R2.10.26 ② 棄却 ③ 支出は正当なものであり、市が損害を被ったとは 認められない	無	E	
茨城県	茨城町	① 町長 ② 広報誌に掲載した決算報告における歳計余剰金の 内容の明確化 ③ 広報誌の掲載記事だけでは、歳計余剰金の使途が 不明であることから、内容の明瞭化を請求	(H30.12.25)	1		① H31.3.27 ② 却下(不受理) ③ 請求要件を満たしていない	無	D	
茨城県	城里町	① 町長 ② 財産管理を怠る事実、公金の支出 ③ 損害賠償請求、公金支出の違法性	H30.6.27	1		① H30.8.10 ② 棄却 ③ 損害賠償請求権がない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
茨城県	城里町	① 町長 ② 違法な契約の締結 ③ 随契理由の違法性	H30. 6. 27	1	H30. 7. 18 口頭陳述	① H30. 8. 10 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無	E		
茨城県	阿見町	① 町長 財務会計上の行為及び違法若しくは不当な公金の 支出(8年にわたる公共性及び事業性のある施設の 整備計画について、根拠のない凍結・再検討は町 に損害を与えている。) ② 上記②により町が被った損害の補てんを求める請 求(既に執行した税金、買収した整備予定地の固 定資産税収入、その土地の維持管理費用、指定管 理者予定者の契約解除にかかる損害賠償金) ③	H30. 9. 28	1	H30. 11. 13 口頭陳述	① H30. 12. 10 ② 一部却下・一部棄却 ③ 財務会計上の行為ではない(却下)/違法若しくは 不当な公金の支出があると認められない(棄却)	無	E		
計	19団体	44件					有 4件 無 40件			
栃木県	宇都宮市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出(政務活動費) ③ 損害を補填する必要な措置	H30. 10. 26	1	H30. 11. 15 口頭陳述	① H30. 12. 18 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出に該当しない	有	E	1	
栃木県	宇都宮市	① 市職員 ② 市の対応に対しての要望 ③ 請求人の担当職員を前任者に戻す措置等	(H31. 4. 17)	1		① R1. 5. 30 ② 却下(不受理) ③ 違法・不当な財務会計行為でない	無	C		
栃木県	宇都宮市	① 市職員 ② 特別定額給付金についての要望 ③ 特別定額給付金について	(R2. 5. 20)	1		① R2. 7. 3 ② 却下(不受理) ③ 違法・不当な財務会計行為でない	無	C		
栃木県	栃木市	① 担当職員 ② 違法又は不当な補助金の支出 ③ 補助金の返還	H30. 9. 25	1	H30. 10. 5 口頭陳述	① H30. 11. 2 ② 棄却 ③ 当該支出に違法・不当性はない	無	E		
栃木県	栃木市	① 市長 違法又は不当な覚書の締結、財産の貸付け、公園 施設設置許可、使用料免除、使用料の徴収を怠る 事実及び固定資産税免除 覚書の解除、公園施設設置許可に伴い廃止された 旧施設の原状回復、使用料減免の取消し、市長及 び幹部職員に対する損害賠償請求、固定資産税の 適正な課税 ② ③	R3. 2. 25	122	R3. 3. 15 口頭陳述	① R3. 4. 23 ② 棄却 ③ 当該財務会計行為に違法・不当性はない	無	E		
栃木県	鹿沼市	① 市長 ② 違法な支出行為(政務活動費の法的要件を欠く) ③ 相手方に対する損害補てん	H30. 6. 12	1	H30. 6. 21 口頭陳述	① H30. 7. 23 ② 棄却 ③ 違法な支出はない	無	E		
栃木県	小山市	① 市長 ② 不適正な政務活動費の支出 ③ 不適正な政務活動費の支出についての返還請求	H30. 9. 10	1	H30. 10. 1 口頭陳述	① H30. 11. 9 ② 勧告 ③ 政務活動費の一部返還	無	F		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
栃木県	那須烏山市	① 市長 ② 違法または不当な公金の支出 ③ 支出した事務局職員5名分給料9,117,900円の返還	(R2.7.15)	1	R2.7.29 口頭陳述	① R2.8.12 ② 却下(不受理) ③ 違法又は不当であることの実を証するような記載及び書面が添付されていない	無	D	
栃木県	壬生町	① 町長 ② 町議会議員報酬を上げる条例改正は違法である ③ 条例改正は無効、必要な法的措置を実施させる	(H31.4.9)	1		① R1.5.27 ② 却下 ③ 要件を満たしておらず対象とならない	無	C	
栃木県	壬生町	① 町長 ② 町消防団への割当寄附は違法である ③ 割当寄附の全廃、消防団へ十分な予算措置の実施	(R1.7.19)	1		① R1.9.10 ② 却下 ③ 要件を満たしておらず対象とならない	無	C	
栃木県	壬生町	① 町長 ② 町消防団への割当寄附は違法である ③ 割当寄附の全廃、消防団決算書の公開、寄附金の返還	(R2.2.25)	1		① R2.4.15 ② 却下 ③ 要件を満たしておらず対象とならない	有	C	2
栃木県	壬生町	① 町長 ② 町議会議員の期末手当引上げ条例改正は違法である ③ 引上げ手当分の賠償を求める	(R2.10.21)	1		① R2.12.14 ② 却下 ③ 要件を満たしておらず対象とならない	無	C	
栃木県	野木町	① 町長 ② 違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実 違法不当に徴収した料金を平成31年度・令和元年度の農業集落排水事業特別会計に付け替える措置 ③	R2.4.23	1	R2.5.25 口頭陳述	① R2.6.17 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無	E	
栃木県	野木町	① 町長 違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分 違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実 令和元年度に交付した政務活動費のうち、「違法・不当な支出の内訳」中の各議員の「視察に係る支出」について、返還請求の行使をしないことは、財産の管理を不当に怠るものであるから違法なので、各議員に対して野木町に返還するよう請求を求める ③	R2.5.27	1	R2.6.30 口頭陳述	① R2.7.22 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有	E	3
栃木県	那須町	① 町長及び町上下水道課 ② 不当行為の再発防止の是正措置要求 ③ 申入書に対する費用返還と再発防止の是正措置要求	(H30.6.1)	1		① H30.6.22 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象となる行為ではない	無	D	
計	8団体	15件					有 無	3件 12件	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
群馬県	前橋市	① 市長 ② 実態のない時間外手当の支給、正当な理由もなく 病気休暇を取得し給与を支給 ③ 相手方へ市が被った損害を請求	H30.7.2	1	H30.8.1 口頭陳述	① H30.8.28 ② 勧告 ③ 当該手当を返還させる措置を講ずること	有	F	1	
群馬県	前橋市	① 市長 ② 公金の賦課及び財産の管理を怠っている ③ 地下水汲み上げに対する賦課及び汲み上げ量の規 制など地下水資源と地域環境の保全	(H30.8.7)	3		① H30.8.14 ② 却下(不受理) ③ 要件を満たしていない	無			
群馬県	前橋市	① 市長 ② 在職中の行為により懲役刑が確定した元職員への 退職手当の支給 ③ 相手方へ退職金の総額の返還命令、決裁者へ利息 相当額の賠償請求	(R1.12.24)	1		① R元.12.26 ② 却下(不受理) ③ 要件を満たしていない	無			
群馬県	前橋市	① 市長 ② 公園用地の管理を怠っている ③ 必要な措置を行うよう請求	R2.10.21	1	R2.11.20 口頭陳述	① R2.12.16 ② 勧告 ③ 適切な財産管理に資する措置を講ずること	無	F		
群馬県	高崎市	① 市長 ② ガソリン等相当代金の公金の支出(職員による公 用車の目的外(私的)使用) ③ 不正に支払った給金及び不正に消費されたガソリ ン代金等の回収。	(R1.6.6)	1		① R1.6.28 ② 却下 財務会計上の行為の違法性・不当性が、具体的・客 観的な理由に基づき指摘されているとは認められ ないため	無	D		
群馬県	高崎市	① 市長 ② 区長報償金、町内事務取扱委託料の支出(算出の 根拠となる世帯数が水増しされたものである。) ③ 公金の返還	(R3.2.4)	1		① R3.2.19 ② 却下 ③ 請求期限を経過しているため	無	B		
群馬県	桐生市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 損害金返還	(H30.9.19)	1		① H30.11.9 ② 却下(不受理) ③ 違法性、不当性はなく要件を満たしていない	無	D		
群馬県	桐生市	① 市長 ② 違法・不当な契約の締結、履行 ③ 損害金返還	(R1.8.20)	1		① R1.10.4 ② 却下(不受理) ③ 違法性、不当性はなく要件を満たしていない	無	D		
群馬県	桐生市	① 市長 ② 不当に財産の管理を怠る事実 ③ 損害賠償請求権等の行使を怠っていた	R2.1.29	1	R2.3.9 口頭陳述	① R2.3.25 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠る事実なし	無	E		
群馬県	渋川市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 管理費用があるはずで、定義を明らかにし、計算 し、公表し、利息とともに返還を求める	(H31.3.8)	1		① H31.4.19 ② 却下(不受理) ③ 個別的、具体的な摘示なし	無	C		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
群馬県	渋川市	① 市長 ② 違法な補助金交付 ③ 不当利得の返還請求	(R3. 3. 8)	1		① R3. 3. 24 ② 却下(不受理) ③ 請求期間の徒過	無	B	
群馬県	みなかみ町	① 町長 ② 不当な工事 ③ 町有地に無断で発電施設が建設され財産管理を怠っている。必要な措置を講じるよう勧告を求める。	H30. 8. 8	1	H30. 9. 20 口頭陳述	① H30. 10. 5 ② 棄却 ③ 必要な是正措置を行っている	無	E	
群馬県	みなかみ町	① 町長 ② 実証実験に係る協定等への前町長・議員の関係及び引継ぎ、施設に対する疑義と職員が町長へ辞職を求めた越権行為について。 ③ 不明	(H30. 8. 17)	1		① H30. 9. 3 ② 却下 ③ 住民監査請求に対する補正要求書の提出なし	無	B	
群馬県	みなかみ町	① 町長 ② 違法・不当な契約締結 ③ 損害を算定し原因者に請求	R1. 8. 1	1	R1. 9. 9 口頭陳述	① R1. 9. 30 ② 一部勧告 仕様書等の提出を再度求め、安全性の確認、燃やせるごみ固形燃料化事業の支出について精査を行い、経費削減計画をたてること ③	有	F	2
群馬県	みなかみ町	① 町長 ② 違法・不当な契約締結 ③ 損害を算定し原因者に請求	R2. 3. 31	1	R2. 5. 11 口頭陳述	① R2. 5. 27 ② 棄却 ③ 同一人が同一の財務会計上の行為を対象として再度の住民監査請求をすることは許されないとした	無	E	
群馬県	みなかみ町	① 町長 ② 違法・不当な契約締結 ③ 損害を算定し原因者に請求	R2. 9. 18	1	R2. 10. 26 口頭陳述	① R2. 11. 16 ② 棄却 ③ 本件請求は住民訴訟の対象であると考えられるから、住民監査請求の事件に当たらない	無	E	
群馬県	板倉町	① 町長 ② 不当な公金の支出 ③ 不当に利得した公金の返還請求	(R2. 2. 2)	1		① R3. 2. 25 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
計	6団体	17件					有 2件 無 15件		
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(調査研究費等) ③ 政務活動費の返還請求	H30. 6. 1	6	H30. 7. 4 口頭陳述	① H30. 7. 27 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	有	E	1
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(調査研究費) ③ 政務活動費の返還請求	H31. 2. 13	3		① H31. 3. 20 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(調査研究費) ③ 政務活動費の返還請求	(H31.3.25)	3		① H31.4.23 ② 却下 ③ 同一の監査請求が再度行われたもの。	無	D	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 不動産の売買等 ③ 損害賠償請求	(R1.11.8)	1		① R1.11.27 ② 却下 ③ 期間経過	有	B	2
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 車載型無線電話装置の亡失 ③ 損害賠償請求	R1.11.28	1	R1.12.18 口頭陳述	① R2.1.17 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(資料購入費等) ③ 政務活動費の返還請求	R2.8.7	1	R2.9.10 口頭陳述	① R2.9.28 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(広報広聴活動費等) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(資料購入費) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(資料購入費) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(広報広聴活動費等) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(人件費等) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(資料購入費) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(広報広聴活動費等) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(資料購入費等) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(広報広聴活動費等) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(広報広聴活動費等) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(調査研究費) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(調査研究費等) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(資料購入費等) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(広報広聴活動費) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(事務所費) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(事務所費) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(事務所費) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(事務費) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(会議研修費) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(資料購入費) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(会議研修費等) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 一部棄却・一部却下 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(広報広聴活動費等) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 一部棄却・一部却下 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(広報広聴活動費等) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(会議研修費等) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(広報広報活動費等) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(広報広聴活動費) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(事務所費) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(広報広聴活動費) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(広報広聴活動費等) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(広報広聴活動費) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(資料購入費) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(広報広聴活動費) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(資料購入費) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(資料購入費等) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(資料購入費) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(資料購入費等) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(広報広聴活動費等) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(資料購入費等) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(広報広聴活動費) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 一部棄却・一部却下 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(広報広聴活動費等) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(広報広聴活動費) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 政務活動費の支出(事務費等) ③ 政務活動費の返還請求	R2.12.16	4	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 違法性・不当性はない	無	E	
埼玉県	川越市	① 職員 ② 不当な財務会計上の行為(不正応募による補助金の支出) ③ 補助金の返還	H30.5.10	1	H30.6.1 口頭陳述	① H30.6.28 ② 棄却 ③ 補助金の支出に違法性・不当性はない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
埼玉県	川越市	① 職員 ② 違法な財務会計上の行為(市民花壇の花苗支給に係る費用) ③ 市民花壇と異なるプランターへの花苗支給の取消し	(R1.11.18)	1		① R1.12.25 ② 却下(不受理) ③ 要件を欠いている	無	C	
埼玉県	川口市	① 市長・職員 ② 違法な公金の支出(他の団体との公平性を欠く。) ③ 某補助金交付団体への職員の関与をなくす	(H31.4.18)	不明		① H31.4.26 ② 却下(不受理) ③ 請求人住所氏名の記載がなく、補正を求めることができない	無	D	
埼玉県	川口市	① 職員 ② 違法な公金の支出及び財産の管理(公務性を欠く事務の実施に係る支出等) ③ 市が被った損害の填補	R3.2.25	1		① R3.4.23 ② 棄却 ③ 当該事務の実施の決定に著しく合理性を欠くところはない	無	E	
埼玉県	行田市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	(H31.1.10)	1	H31.2.15 口頭陳述	① H31.3.11 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象外	無	C	
埼玉県	行田市	① 市長 ② 違法、不当な契約の締結 ③ 前市長に対し市が被った損失補てん受託業者に対し不当利得返還請求	R1.11.29	3	請求人の意向により 実施せず	① R1.11.29 ② 棄却 ③ 請求人らの主張には理由がない	無	E	
埼玉県	飯能市	① 市長 ② 違法な公金の支出、契約締結 ③ 不当利得の返還請求	(H30.8.13)	2		① H30.10.5 ② 却下 ③ 請求の要件を欠くため	無	D	
埼玉県	飯能市	① 市長 ② 違法な財産管理、契約締結 ③ 必要な措置	(R2.7.21)	3		① R2.9.17 ② 却下 ③ 請求の要件を欠くため	無	D	
埼玉県	飯能市	① 市長 ② 違法な財産管理、契約締結 ③ 契約の取消し	(R2.12.10)	1		① R3.2.5 ② 却下 ③ 請求の要件を欠くため	無	D	
埼玉県	東松山市	① 市長 ② 違法な財務行為(民事差止訴訟の和解を無視している。) ③ 違法支出の損害賠償として市庫へ返還及び今後の支出差し止め	H30.11.1	2	H30.11.16 口頭陳述	① H30.12.19 ② 棄却 ③ 理由がないものと判断し棄却	有	E	3
埼玉県	春日部市	① 市長、こども未来部長 ② 違法・不当な指定管理料の支払 ③ 指定管理者への厳格な指導等	R2.6.19	3	R2.7.3 口頭陳述	① R2.7.22 ② 棄却 ③ 当該支払に違法性・不当性はない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
埼玉県	狭山市	① 市長 ② 高額な報酬の設定は地方財政法第2条1項に反する ③ 市長に対し公金の支出を行わないよう求める	H30. 6. 29	1	H30. 7. 23 口頭陳述	① H30. 8. 20 ② 棄却 ③ 当該報酬の設定に違法性はない	無	E	
埼玉県	狭山市	① 市長 ② 違法な契約の締結(シルバー人材センターは契約の相手方として不適当) ③ 契約の解除と入札のやり直しを求める	H30. 10. 12	1		① H30. 10. 29 ② 取下げ ③ 特定随意契約に該当することを請求者が理解したため	無	A	
埼玉県	狭山市	① 市長 ② 所有者の同意なく行われた給水装置工事の申込は違法である ③ 承認の取消しを求める	(H30. 1. 17)	1		① H31. 2. 18 ② 却下 ③ 財務会計上の行為が特定できない	無	D	
埼玉県	狭山市	① 市長 ② 債務負担行為の設定のない覚書、基本協定は無効である ③ 事業の差し止めを求める	R1. 9. 19	1	R01. 10. 15 口頭陳述	① R1. 11. 18 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有	E	4
埼玉県	狭山市	① 市長・副市長・市民部長 ② 指定管理者に対する債権保全措置を怠ったため、損害を与えた ③ 損害額の返還を求める	R2. 3. 30	1	R02. 4. 24 口頭陳述	① R2. 5. 25 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な財産の管理を怠った事実はない	有	E	5
埼玉県	深谷市	① 市長 ② 契約の締結並びに公金の支出が地方自治法第2条及び地方財政法第4条に抵触し違法である ③ 契約の解約、公金支出の停止	R2. 7. 29	2	R2. 8. 19 口頭陳述	① R2. 9. 23 ② 棄却 ③ 契約及び財務会計行為に違法性は認められない。	有	E	6
埼玉県	上尾市	① 教育長 ② 勤務実態の認められない時間の給与の支給 ③ 教育長の平成30年5月分給与の一部返還	H31. 2. 20	1	H31. 3. 15 口頭陳述	① H31. 4. 18 ② 棄却 ③ 違法又は不当とは認められない	無	E	
埼玉県	上尾市	① 市長・職員 ② 個人所有財産の工事費を公費で負担 ③ 工事費用と遅延損害金の返還	R1. 7. 1	6	R1. 7. 25 口頭陳述	① R1. 8. 28 ② 勧告 ③ 遅延損害金の返還	無	F	
埼玉県	上尾市	① 教育長 ② 公用車使用による出張費の不当支出 ③ 教育長の令和元年5月分出張費の一部返還	R2. 4. 24	1	R2. 5. 22 口頭陳述	① R2. 6. 22 ② 棄却 ③ 違法又は不当とは認められない	無	E	
埼玉県	朝霞市	① 市長 ② 条例が違法であることから、違法な公金の支出にあたる ③ 支出の差し止め	H31. 4. 5	1	H31. 4. 25 口頭陳述	① R1. 6. 3 ② 棄却 ③ 違法性なし	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
埼玉県	志木市	① 志木市長及び関係職員 ② 違法な契約の締結により市に与えた損害額の返還 ③ 契約の解除、市長及び関係職員に対する損害賠償請求	H30. 8. 30	1	H30. 10. 9 口頭陳述	① H30. 10. 29 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無	E	
埼玉県	桶川市	① 市長 ② 市が水路敷等を払下げた契約行為は、市が定めた事務処理要領の規定に違反している。 ③ 土地売買契約の取り消し	(H30. 7. 13)	1		① H30. 8. 1 ② 却下 ③ 当該請求は住民監査請求の要件を満たしていない	無	C	
埼玉県	桶川市	① 市長 ② 新庁舎建設工事に於いて、設計変更に伴い支払った工事代金は不当、違法な支出である。 ③ 不当、違法に支払った土地代金の返還	H31. 3. 13	16	H31. 4. 9 口頭陳述	① R1. 5. 13 ② 棄却 ③ 当該行為に違法性はない	有	E	7
埼玉県	桶川市	① 市長 ② 市が水路敷等を払下げた契約行為は、不当な財産処分である。 ③ 土地売買契約の取り消し	(H31. 4. 15)	1		① H31. 4. 26 ② 却下 ③ 当該請求は住民監査請求の要件を満たしていない	有	C	8
埼玉県	八潮市	① 市長、職員 ② 違法・不当な施設の管理を怠る事実、取壊、支出 ③ 市長、職員職員に対する損害賠償請求、施設の復元	R2. 3. 30	10	R2. 5. 12 口頭陳述	① R2. 5. 26 ② 棄却 ③ 怠る事実、取壊、支出の事実はない。	有	E	9
埼玉県	富士見市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 違法又は不当に支出した公金の返還	H30. 3. 19	1	H30. 4. 24 口頭陳述	① H30. 5. 25 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出にはあたらない	無	E	
埼玉県	富士見市	① 市長 ② 不当な財産の管理 ③ 適正な財産の管理	(H30. 9. 4)	1		① H30. 9. 21 ② 却下 ③ 請求対象事項の特定を欠いた不適法な請求	無	D	
埼玉県	富士見市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 違法又は不当に支出した公金の返還	(R2. 12. 14)	1		① R3. 2. 2 ② 却下 ③ 「正当な理由」がなく、請求期限を経過した不適法な請求	無	B	
埼玉県	蓮田市	① 市長 ② 違法な契約の締結による違法な支出差止等の請求 ③ 違法な契約による支出行為の防止	H30. 5. 2	3	H30. 6. 22 口頭陳述	① H30. 7. 11 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有	E	10
埼玉県	蓮田市	① 市長 ② 違法又は不当な権利変換計画 ③ 行政処分無効確認請求	(H30. 8. 24)	3		① H30. 9. 14 ② 却下 ③ 監査請求期間を経過したため	有	B	11

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
埼玉県	蓮田市	① 市長 ② 違法又は不当な権利変換計画 ③ 権利変換差止請求	H30.11.14	3	請求人の陳述希望なし	① H31.1.9 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有	E	12	
埼玉県	蓮田市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 特定施設建築物整備施工協定差止請求	H31.1.30	3	請求人の陳述希望なし	① H31.3.28 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有	E	13	
埼玉県	白岡市	① 市長 ② 都市整備部長に対する管理職手当の支給(職務執行を果たしていない者に対する管理職手当の支給は違法又は不当な公金の支出である。) ③ 都市整備部長としての職務履行	R2.4.13	6	R2.5.22 口頭陳述	① R2.6.5 ② 棄却 ③ 当該手当の支給に違法性又は不当性はない	無	E		
埼玉県	嵐山町	① 町長 ② 町長に対しての措置請求 ③ 違法な財務行為	H3010.12	3	H30.10.29 口頭陳述	① H30.10.31 ② 棄却 ③ 不当な財務会計行為はない	有	E	14	
埼玉県	小川町	① 町長 ② 違法又は不当な財務会計行為 ③ 行政区長報酬等の支払いの差し止め	H30.7.25	1	H30.8.24 口頭陳述	① H30.9.21 ② 棄却 ③ 違法、不当な財務会計上の行為は認められない	有	E	15	
埼玉県	小川町	① 町長 ② 違法又は不当な財務会計行為 ③ 違法支出への損害賠償として町庫への返還請求	H30.11.1	4	H30.11.26 口頭陳述	① H30.12.28 ② 棄却 ③ 違法、不当な財務会計上の行為は認められない	無	E		
埼玉県	小川町	① 町長 ② 違法又は不当な財務会計行為 ③ 行政区運営費交付金の支払いの差し止め	R2.4.3	1	R2.5.20 口頭陳述	① R2.5.29 ② 棄却 ③ 違法、不当な財務会計上の行為は認められない	無	E		
埼玉県	鳩山町	① 町職員 ② 職員の不作為等 ③ 損害額の賠償	R2.9.28	1		① R2.11.16 ② 棄却 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C		
埼玉県	東秩父村	① 村長、会計管理者、総務課長 ② 違法な支出(債権を持っていない者へ支払い) ③ 連帯して村に返還	H31.3.13	1	H31.4.4 口頭陳述	① H31.4.23 ② 棄却 ③ 損害を与えたと認められない	無	D		
埼玉県	東秩父村	① 補助金交付先団体 ② 補助金の流用 ③ 補助金の返還	R1.5.7	1		① R1.5.21 ② 棄却 ③ 請求要件を欠く不適法なもの	無	B		
計	21団体	90件					有 無	15件 75件		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア（総 括表）にカ ウントした 項目（A～ G）	様式ウ（法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合）の、対 応する事件番号
千葉県	千葉市	① 市長 違法又は不当な財産の取得・管理・処分、違法又は不当な契約の締結・履行、ないし、違法又は不当に財産の管理を怠る事実 ② ③ 千葉ポートアリーナ地下駐車場の管理及び運営、賃料について必要な措置を求める。	R2. 9. 23	1	R2. 10. 28 口頭陳述	① R2. 11. 18 ② 一部却下、一部棄却 ③ （却下）財務会計上の行為ではない。 （棄却）違法又は不当である理由がない。	無	E	
千葉県	市川市	① 市長 ② 違法・不当な契約の締結 違法状態を速やかに是正するとともに、今後違法・不当な契約が締結されないよう、必要な措置を速やかに講ずることを勧告することを求める。	R2. 2. 13	1		① R2. 3. 31 ② 棄却 ③ 当該契約に違法、不当な点は認められない。	無	E	
千葉県	市川市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 不当状態を速やかに是正するよう、必要な措置を速やかに講ずることを勧告することを求める。	R2. 8. 11	1	R2. 9. 2 口頭陳述	① R2. 10. 9 ② 棄却 ③ 当該行為に不当な点は認められない。	無	E	
千葉県	市川市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 不当状態を速やかに是正するよう、必要な措置を速やかに講ずることを勧告することを求める。	(R2. 8. 11)	1		① R2. 9. 4 ② 却下 ③ 期間経過	無	B	
千葉県	船橋市	① 放課後ルーム職員 ② 違法に公金の賦課、徴収を怠っている（おやつ代の賦課、徴収及び管理） ③ 放課後ルーム職員による徴収すべきおやつ代の賠償、関係職員の懲戒及び市内の放課後ルームにおけるおやつ代の賦課・徴収状況に関する調査	(H30. 9. 11)	1		① H30. 9. 28 ② 却下 ③ 財務会計上の行為にあたらぬ	無	C	
千葉県	船橋市	① 放課後ルーム職員 ② 違法な公金の支出（職員に対して支払われた給与） ③ 不当、違法に支払われた給与の市への返還、関係者の懲戒処分及び調査の実施	H31. 1. 21	1	H31. 3. 6 口頭陳述	① H31. 3. 18 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	無	E	
千葉県	船橋市	① 市長 ② 違法な公金の支出（交付金支出後の精算が適正になされていない） ③ 購入代金の返還及び役員の辞任	R1. 8. 29	1	R1. 10. 8 口頭陳述	① R1. 10. 25 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	無	E	
千葉県	船橋市	① 市長 ② 違法な公金の支出（支出対象の工事によって近隣住民の生活の利益が保護されなくなる） ③ 工事の差し止め	(R1. 8. 30)	2		① R1. 9. 20 ② 却下 ③ 市に損害が発生するとは認められない	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
千葉県	船橋市	① 市長及び担当課の職員 ② 違法な公金の支出(職員の職務専念義務違反に伴う給与支出は違法) ③ 防止、是正、損害補填等の記載は無し	(R1.12.24)	1		① R2.2.5 ② 却下 ③ 財務会計上の行為にあたらぬ	無	C	
千葉県	船橋市	① 担当課の職員 ② 保険給付の差し止め及び差し止めした保険給付額の保険料への充当を怠っている ③ 事務の是正及び本来であれば徴収できたはずの保険料の補填	(R2.6.24)	1		① R2.9.6 ② 却下 ③ 請求の対象が個別的、具体的に摘示されていない	有	D	1
千葉県	船橋市	① 市長 ② 違法な公金の支出(A町会への補助金交付は裁量権の逸脱または濫用) ③ A町会による返還または市長による賠償による補助金の補填	R3.2.8	1	R3.3.16 口頭陳述	① R3.4.6 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	無	E	
千葉県	館山市	① 市長 ② 違法な産業医の選任 ③ 違法性の確認、市長に対する損害賠償請求	(R3.1.4)	1	R3.1.13 口頭陳述	① R3.3.1 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由はない	無	B	
千葉県	松戸市	① 市長 違法又は不当な土地建物売買契約及び建築物賃貸借契約の締結。(不必要な土地建物売買契約の締結により市に損害を与え、異常な高額の建築物賃貸借契約により市に損害を与えた) ③ 市の被った損害を補填するために必要な措置をとるよう求める。	H31.2.1	1	H31.2.21 口頭陳述	① H31.3.18 ② 棄却 ③ 市長の裁量権を逸脱・濫用しているとは認められない。	無	E	
千葉県	松戸市	① 市長 行政財産使用許可条件に違反していることを知りながら黙認して行政財産を使用させ、かつ使用料の徴収も行っていない。 ③ 行政財産使用許可の取り消し請求	H31.4.10	1	R1.5.20 口頭陳述	① R1.6.4 ② 棄却 ③ 市長の裁量権の範囲内と認められる。	無	E	
千葉県	松戸市	① 市長 土地区画整理事業の採算性の低さ、高い減歩率による地権者の財産権への侵害、費用対効果の低さ、市が抱える訴訟リスクによる損害などにより違法又は不当な財務会計上の行為である ③ 土地区画整理事業の計画変更	R3.2.5	1	R3.3.10 口頭陳述	① R3.3.31 ② 棄却 ③ 違法又は不当な財務会計上の行為にあたらぬ	無	E	
千葉県	野田市	① 市長 ② 橋の修補等請求訴訟の提起 ③ 訴訟に関する支出の補填	(H30.8.9)	1		① H30.8.22 ② 却下 ③ 不当とする根拠がない	無	C	
千葉県	野田市	① 市長 ② 橋の修補等請求訴訟の提起 ③ 訴訟に関する支出の補填(8月9日分の再請求)	(H30.8.24)	1		① H30.9.3 ② 却下 ③ 不当とする根拠がない	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
千葉県	野田市	① 市長 ② 橋の修補等請求訴訟の提起 ③ 訴訟に関する支出の補填(8月9日分の再々請求)	(H30.9.5)	1		① H30.9.14 ② 却下 ③ 不当とする根拠がない	無	C	
千葉県	野田市	① 市長 ② 橋の修補等請求訴訟の提起に関する議会の議決 ③ 訴訟に関する支出の補填	H30.8.23	1	H30.9.27 口頭陳述	① H30.10.19 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無	E	
千葉県	野田市	① 市長 ② 空調設備設置工事での積算数値誤り ③ 差額を損害として補填	H30.8.27	1	H30.9.27 口頭陳述	① H30.10.24 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無	E	
千葉県	野田市	① 市長及び教育長 ② 空調設備設置工事におけるコストが低い熱源の導 入 ③ 差額を損害として補填	H30.9.11	4	H30.10.11 口頭陳述	① H30.11.8 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無	E	
千葉県	野田市	① 市長及び教育長 ② 空調設備設置工事における不法な積算価格の積上 げ ③ 既に支出した公金及び将来発生する見込の費用の 補填	H30.9.11	4	H30.10.11 口頭陳述	① H30.11.8 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無	E	
千葉県	野田市	① 市長 ② 行政文書開示請求却下異議申立却下取消請求訴訟 等の違法又は不当な提起 ③ 提起に要した費用の補填	(H30.11.9)	1		① H30.11.19 ② 却下 ③ 不当とする根拠がない	無	C	
千葉県	野田市	① 市長及び教育長 ② 指定管理者と他事業者間の便宜供与 提起に要した費用の補填及び便宜供与を止めさせ るための措置	H30.10.5	1	H30.11.8 口頭陳述	① H30.12.3 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無	E	
千葉県	野田市	① 市長及び教育長 ② 暖房機器の使用における市の実行計画との矛盾及 びコスト高 ③ 損害の補填及び組織統治の改善	H30.12.11	2	H31.1.22 口頭陳述	① H31.2.8 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無	E	
千葉県	野田市	① 市長 ② 前指定管理者に対する損害賠償請求の怠り ③ 損害賠償請求を行うよう勧告	H31.4.22	1		① R1.6.20 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無	E	
千葉県	野田市	① 市長 ② 補助金の支出 ③ 損害額の補填	R1.7.22	1	R1.8.23 口頭陳述	① R1.9.20 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無	E	
千葉県	野田市	① 市長 ② 指定管理者と他事業者間の便宜供与 ③ 損害額の補填	R1.8.27	1	R1.9.27 口頭陳述	① R1.10.25 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
千葉県	茂原市	① 市長 公金の賦課又は徴収を怠る事実(賃貸借契約により 市役所庁舎の一部を使用する借主に対する固定資 産税の賦課及び徴収) ② 借主に対する固定資産税の賦課及び徴収	(H30.9.7)	1		① H30.10.11 ② 却下 ③ 公金の賦課又は徴収を怠る事実に該当しない	無	C	
千葉県	成田市	① 議会議務局長 ② 政務活動費の精査を怠る事実 ③ 相手方に対し不正に支払われた政務活動費の返還 させる措置を求めること	H30.12.10	1	H31.1.9 口頭による陳述及び陳述書 の提出	① H31.1.30 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出はなく、請求に理由がない	無	E	
千葉県	佐倉市	① 市長 違法不当な公金の支出、契約の締結、履行、怠る 事実(業者選定に不正がある。契約金額が過大で ある。国有財産の利用計画変更申請を怠った。) ③ 公金の返還、契約締結の差し止め、事業の停止	R2.6.10	2	R2.7.17 口頭陳述	① R2.8.6 ② 一部却下・一部棄却 ③ 本件事業に違法性・不当性はない	有	E	1
千葉県	佐倉市	① 市長 違法不当な公金の支出、契約の締結、履行、怠る 事実(業者選定に不正がある。契約金額が過大で ある。国有財産の利用計画変更申請を怠った。) ③ 公金の返還、契約締結の差し止め、事業の停止	R2.6.15	102	R2.7.17 口頭陳述	① R2.8.6 ② 一部却下・一部棄却 ③ 本件事業に違法性・不当性はない	有	E	1
千葉県	旭市	① 監査委員 ② 市議会議員行政視察研修 ③ 市議会議員視察研修の支払い金額の7割返還を請 求。	(R1.10.7)	1		① R1.11.5 ② 却下(不受理) ③ 請求内容に違法性がない。	無	D	
千葉県	旭市	① 監査委員 ② 市議会議員行政視察研修 ③ 行政視察研修の中止・経費差し止めを請求。	(R1.10.16)	1		① R1.11.5 ② 却下(不受理) ③ 請求内容に違法性がない。	無	D	
千葉県	柏市	① 市長 ② 出張命令及び職務専念義務免除承認 ③ 理由がない②の不当利得に対する返還請求	H30.6.13	2	請求人希望せず	① H30.8.10 ② 棄却 ③ 当該行為に違法・不当性はない	無	E	
千葉県	柏市	① 市長 ② 契約相手の不法行為 ③ 相手方に対する損害賠償請求	R1.6.17	4	R1.7.29 口頭陳述 (請求人意向により未実 施)	① R1.8.14 ② 棄却 ③ 相手方の不法行為を断定できない	無	E	
千葉県	柏市	① 学校長及び教頭 ② 任意加入団体が入会を強制した。市が団体へ寄付 を割当した。 ③ 当該団体への加入意思確認を徹底させる旨の通知 発出、他	(R3.2.26)	1		① R3.3.18 ② 却下 ③ 市の財務会計上の行為ではない	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
千葉県	柏市	① 教育長及び校長 ② 任意加入団体が入会を強制した。市は団体からの 寄付受領手続を怠った ③ 当該団体への加入意思確認を徹底させる旨の通知 発出, 他	(R3. 3. 22)	1		① R3. 3. 31 ② 却下 ③ 市の財務会計上の行為ではない	無	C	
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の取得・管理・処分(課税処分についての違 法・不当性) ③ 固定資産税について、適正な評価額での賦課を求 める	H30. 5. 28	1	H30. 7. 3 口頭陳述	① H30. 8. 1 ② 棄却 ③ 当該賦課行為に違法性はない	無	E	
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の取得・管理・処分(課税処分についての違 法・不当性) ③ 固定資産税について、適正な評価額での賦課を求 める	(H30. 7. 27)	1		① H30. 9. 18 ② 却下 ③ 事実証明書の添付を欠く	無	D	
千葉県	市原市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 学童保育事業を違法・不当に委託したことによる 損害賠償請求	H30. 9. 21	1	H30. 11. 7 口頭陳述	① H30. 11. 16 ② 棄却 ③ 市からの委託料の支 出命令を違法・不当とする事由は認められない	無	E	
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 土地・建物に係る売買契約を解除し、市有財産に することを求める	(H30. 9. 21)	1		① H30. 11. 16 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘 示されているものとは認められない	無	D	
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 農地法違反の事務経費を千葉県知事に請求するこ とを怠る事実の確認を求める	(H31. 1. 15)	1		① H31. 3. 1 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘 示されているものとは認められない	無	D	
千葉県	市原市	① 職員 ② 契約の履行についての違法・不当 ③ 委託金の精算に係る返還金を実際より少なくして 損害を与えたことによる損害賠償請求	(H31. 1. 15)	1		① H31. 3. 1 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘 示されているものとは認められない	無	D	
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 売渡した市有財の売買契約を取消し、同市有財産 を市の財産とすることを怠っている事実を確認 し、是正させることを求める	(H31. 1. 23)	1		① H31. 3. 1 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘 示されているものとは認められない	無	D	
千葉県	市原市	① 市長 ② 契約の履行についての違法・不当 ③ 委託金の精算に係る返還金を実際より少なくして 損害を与えたことによる損害賠償請求	(H31. 3. 15)	1		① H31. 2. 27 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘 示されているものとは認められない	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 売渡した市有財産の売買契約を取消し、同市有財産を市原市の財産とすることを怠っている事実を確認し、是正させることを求める	(H31. 3. 15)	1		① H31. 2. 27 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘示されているものとは認められない	無	D		
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 政務活動費の不正受給を返還させなかったことにより被った損害を補てんさせることを求める	(H31. 4. 5)	1		① R1. 5. 21 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘示されているものとは認められない	無	D		
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 政務活動費の不正受給を返還させていない怠る事実を確認し、是正させることを求める	(H31. 4. 5)	1		① R1. 5. 21 ② 却下 ③ 具体的な違法・不当事由が記載されていない	無	D		
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 売渡した市有財産の売買契約を取消し、同市有財産を市原市の財産とすることを怠っている事実を確認し、是正させることを求める	(R1. 5. 7)	1		① R1. 6. 11 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘示されているものとは認められない	無	D		
千葉県	市原市	① 市長 ② 公金の支出 市長の給料の支出の差し止めを求める。また、給料の支出がされた場合は、支給相当額を損害賠償させることを求める	(R1. 7. 22)	1		① R1. 9. 5 ② 却下 ③ 事実証明書の添付を欠く	無	D		
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 売却した五井中央西2-24-4、同-5、同-59、同-60の土地(以下「一団の土地」という。)の売買契約を解除し、土地の所有権を市原市に戻していない事実を確認し是正させる措置を求める	(R1. 7. 23)	1		① R1. 9. 5 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘示されているものとは認められない	無	D		
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 政務活動費の不正支出相当額を損害賠償させることを求める	(R1. 7. 23)	1		① R1. 9. 5 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘示されているものとは認められない	無	D		
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 政務活動費の不正支出相当額を市議会議員に請求することを怠っている事実を確認し是正させる措置を求める	(R1. 7. 23)	1		① R1. 9. 5 ② 却下 ③ 財務会計行為等が違法・不当である事実・理由について具体的に摘示されていない	無	D		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 市長が売却した土地の売買契約を解除せず、市の 所有地にしていない財産の管理を怠る事実を確認 し是正させることを求める ③ 是正しない場合は土地の価格を損害賠償させるこ とを求める	(R2.1.20)	1		① R2.3.6 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘 示されているものとは認められない	無	D	
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の処分 ③ 土地・建物の売却の差し止めを求める	R2.3.2	1	R2.4.10 口頭陳述	① R2.4.28 ② 棄却 ③ 財産の処分に違法性・不当性はない	無	E	
千葉県	市原市	① 市長、副市長、部長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 売却した土地を返還させないことに関して、損害 賠償させることを求める。	(R2.3.24)	1		① R2.5.1 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘 示されているものとは認められない	無	D	
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 建物の購入を阻止しなかったため、市長に対し て、損害賠償を求める	(R2.3.27)	1		① R2.5.1 ② 却下 不要な不動産である事実・理由が示されていない ため、市長が購入を阻止しなかったことが違法・ 不当であるという事実・理由が摘示されていると は言えない	無	D	
千葉県	市原市	① 課長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 土地・建物の不動産鑑定のための支出を損害賠償 させることを求める	(R2.5.22)	1		① R2.6.22 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘 示されているものとは認められない	無	D	
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 売買契約を解除せず、土地・建物を市原市所有に 戻していない財産の管理を怠る事実を確認し、そ の是正を求める	(R2.5.29)	1		① R2.6.22 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘 示されているものとは認められない	無	D	
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 土地の売買契約を解除せず、それらの土地を市原 市所有に戻していない財産の管理を怠る事実を確認し、その是正を求める	(R2.5.29)	1		① R2.6.22 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘 示されているものとは認められない	無	D	
千葉県	市原市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 市議会議員に支出した金額合計額を損害賠償させ ることを求める。支出予定の当該市議会議員への 議員報酬の支出の差し止めを求める。	(R2.7.6)	1		① R2.8.28 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘 示されているものとは認められない	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 利益供与したことにより市に損害を与えたので、 損害賠償をすることを求める	R2. 8. 17	1		① R2. 9. 23 ② 取下げ ③ 再提出のため	無	A		
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 政務活動費を返還させないことで市に損害を与え たため、損害賠償させることを求める	R2. 8. 17	1		① R2. 9. 23 ② 取下げ ③ 再提出のため	無	A		
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実、違法な公金の支出 ③ 土地・建物を、市の財産に戻していない財産の管 理を怠る事実の確認と、違法な委託料の支出	R2. 8. 17	1		① R2. 9. 23 ② 取下げ ③ 再提出のため	無	A		
千葉県	市原市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 県へ損害賠償をしたことにより、市に損害を与え たので損害賠償をすることを求める	R2. 8. 17	1		① R2. 9. 23 ② 取下げ ③ 再提出のため	無	A		
千葉県	市原市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 違法な政務活動費の支出をしたことによる損害賠 償	R2. 9. 1	1		① R2. 9. 23 ② 取下げ ③ 再提出のため	無	A		
千葉県	市原市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 本来各議員が報酬から支払う振込手数料分を報酬 として支出したことが損害となったので、賠償す ることを求める	R2. 9. 2	1		① R2. 9. 23 ② 取下げ ③ 再提出のため	無	A		
千葉県	市原市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 元市議に支出した報酬により損害を被ったので、 支出分を損害賠償させることを求める	(R2. 9. 23)	1		① R2. 11. 18 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘 示されているものとは認められない	無	D		
千葉県	市原市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 違法な政務活動費の支出をしたことによる損害賠 償	(R2. 9. 23)	1		① R2. 11. 18 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘 示されているものとは認められない	無	D		
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 政務活動費を返還させないことにより市が被った 損害の損害賠償させることを求める	(R2. 9. 23)	1		① R2. 11. 18 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘 示されているものとは認められない	無	D		
千葉県	市原市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 違法な公金の支出で、市に損害を与えたので、そ の損害を賠償をさせることを求める	(R2. 9. 23)	1		① R2. 11. 18 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘 示されているものとは認められない	有	D	2	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 市長が、利益供与したことにより催告なしでの売買契約解除ができなくなったので、本来契約を解除して返還されるべき土地を市の所有に戻せなくなったため、土地更地評価額を損害賠償させることを求める	(R2. 9. 23)	1		① R2. 11. 18 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘示されているものとは認められない	有	D	2
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 市議の国保料滞納相当額を市に損害賠償させることを求める	(R2. 11. 5)	1		① R2. 12. 8 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実が特定されているものとは認められない	無	C	
千葉県	市原市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 議会資格審査特別委員会で使った費用相当額を、市に、損害賠償させることを求める	(R2. 12. 14)	1		① R3. 2. 9 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘示されているものとは認められない	有	D	1
千葉県	市原市	① 市長 ② 公金の賦課・徴収を怠る事実 市議の令和2年3月以降の国保料を、賦課徴収を怠っている事実を確認し賦課徴収しない場合は損害賠償させるか、徴収させることを求める。	(R2. 12. 14)	1		① R3. 2. 9 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘示されているものとは認められない	有	D	3
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 震偽装して売却した土地建物を再売買で市所有にしないことで被った損害相当額を賠償させることを求める	(R2. 12. 14)	1		① R3. 2. 9 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘示されているものとは認められない	有	D	3
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 市長小出譲治が、(株)新昭和へ違法行為までして利益供与をしたことにより、市原市に損害を与えたので、市長個人に985,472,000円を市原市へ損害賠償させることを求める	(R2. 12. 21)	1		① R3. 2. 9 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘示されているものとは認められない	有	D	4
千葉県	市原市	① 市長 ② 違法な公金の支出が相当の確実さで予測されること ③ 市原市が道路法第24条の承認による自費工事のための支出の差止めをさせることを求める	(R2. 12. 21)	1		① R3. 2. 9 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘示されているものとは認められない	無	D	
千葉県	市原市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 令和2年1月以降選挙管理委員4名に支払った報酬相当額を損害賠償させることを求める	(R3. 1. 5)	1		① R3. 2. 12 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘示されているものとは認められない	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 自費工事承認を取消さず、占用させているのが財 産の管理を怠る事実であることを確認し、占用料 相当額を賠償させることを求める	(R3. 2. 19)	1		① R3. 3. 31 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘 示されているものとは認められない	無	D	
千葉県	市原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 動産売買契約を破棄していないことでこれらの不 動産を市の所有に戻していないのが財産の管理を 怠る事実であることの確認を求める	(R3. 2. 19)	1		① R3. 3. 31 ② 却下 ③ 違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実が摘 示されているものとは認められない	無	D	
千葉県	流山市	① 市長、担当課職員 流山市財政白書の現状に対する不当性について ② (市民に対して有償販売している財政白書を、部 課長及び議員に無償配布している) ③ 議員と各部課長に無償配布している財政白書の代 金回収と、所管課職員の処罰並びに市長への給料 の減額を請求	H31. 1. 30	1	H31. 3. 14	① H31. 4. 5 ② 棄却 ③ 請求人の請求に理由がない	無	E	
千葉県	八千代市	① 市長、副市長、健康福祉部長、健康福祉部次長、 障害者支援課長 ② 不適切な審査による補助金の交付 第三者委員会による補助金の再審査、審査結果に 応じて補助金の返還請求及び告訴、請求対象者に 賠償責任を含めた懲戒処分、補助金交付要綱等の 見直し	R2. 1. 31	1	R2. 3. 4 口頭陳述	① R2. 3. 23 ② 棄却 ③ 審査手続が違法又は不当であったとはいえない	有	E	1
千葉県	我孫子市	① 市長、教育長、市職員 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 市長及び教育長への損害賠償請求	R1. 7. 11	1	R1. 8. 22 口頭陳述	① R1. 9. 9 ② 棄却 ③ 理由がないため棄却	無	E	
千葉県	我孫子市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 市長への損害賠償請求	(R2. 9. 15)	1		① R2. 10. 6 ② 却下(不受理) ③ 収支報告書訂正のため	無	A	
千葉県	鴨川市	① 市長及び副市長 ② 不正な行為で自己の利益を得たこと等 ③ 責任の追及	(R2. 2. 18)	1		① R2. 4. 13 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を欠くものである。	無	D	
千葉県	鴨川市	① 市長 ② 不当な契約の締結 ③ 市長に対する損害賠償請求	R2. 12. 21	1	R3. 1. 6 口頭陳述	① R3. 2. 2 ② 棄却 ③ 不当な支出と認められない	無	E	
千葉県	鴨川市	① 市長 ② 不当な契約の締結 ③ 市長に対する損害賠償請求	R2. 12. 21	1	R3. 1. 6 口頭陳述	① R3. 2. 2 ② 棄却 ③ 不当な支出と認められない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
千葉県	鎌ヶ谷市	① 市長 ② 業務完了を確認しないまま不当に支出した。 ③ 市長及び担当職員に対する損害賠償請求	H31. 3. 12	1	陳述の機会を与えたものの 請求人が辞退した	① H31. 4. 26 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由はない	無	E		
千葉県	君津市	① 農業委員会事務局長 ② 議事内容の早期周知の遅延 ③ 必要な措置	(H30. 9. 6)	1		① H30. 9. 18 ② 却下 ③ 財務会計行為ではない	無	C		
千葉県	君津市	① 市長 ② 不当な差押え解除 ③ 必要な措置	R2. 2. 19	1	陳述不要	① R2. 4. 8 ② 棄却 ③ 違法及び不当の事実はない	無	E		
千葉県	浦安市	① 市長 ② 市街地液状化対策事業の中止に対する措置請求 ③ 不当な公金の支出に対する適正な措置、工事中止 の主たる責任がある2名の住民への損害賠償請求	(H30. 12. 20)	1		① H31. 1. 30 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を満たさないと判断	無	D		
千葉県	四街道市	① 市長 ② 違法及び不当な行為、契約 ③ 市長及び職員に対する損害賠償請求等	(H31. 4. 16)	1		① R1. 7. 10 ② 却下(不受理) ③ 期間経過等	無	B		
千葉県	四街道市	① 市長 ② 違法及び不当な行為、怠る事実 ③ 市長及び職員に対する損害賠償請求等	R1. 12. 4	1	R1. 12. 9 口頭陳述	① R1. 12. 16 ② 棄却 ③ 違法性、不当性はない	無	E		
千葉県	四街道市	① 市長 ② 違法及び不当な行為、怠る事実 ③ 市長及び職員に対する損害賠償請求等	(R1. 9. 12)	1		① R1. 11. 22 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為外等	無	C		
千葉県	四街道市	① 市長 ② 違法及び不当な行為、怠る事実 ③ 市長及び職員に対する損害賠償請求等	(R1. 10. 1)	1		① R1. 12. 13 ② 却下(不受理) ③ 客観的事実に基づかない等	無	D		
千葉県	印西市	① 市長 ② 不当な課税決定処分(容易且つ当然の確認作業を 怠った) ③ 損害賠償請求	(H30. 5. 31)	1		① H30. 6. 15 ② 却下(不受理) ③ 不適法な請求	無	D		
千葉県	印西市	① 市長 ② 不当な課税決定処分(容易且つ当然の確認作業を 怠った) ③ 損害賠償請求	H30. 12. 4	1	H30. 12. 25 口頭陳述	① H31. 1. 31 ② 棄却 ③ 違法性なし	無	E		
千葉県	印西市	① 市長 ② 備品購入(法の趣旨に反する) ③ 損害賠償請求	(H31. 4. 18)	1		① R1. 5. 14 ② 却下(不受理) ③ 不適法な請求	無	D		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
千葉県	印西市	① 市長 ② 違法な支出 ③ 損害賠償請求	(R1. 7. 29)	1		① R1. 8. 27 ② 却下(不受理) ③ 不適法な請求	無	D	
千葉県	印西市	① 市長 ② 違法な支出及び契約締結 ③ 損害賠償請求	(R1. 9. 17)	1		① R1. 9. 20 ② 却下(不受理) ③ 監査委員全員が除斥となり監査を実施できない	無	D	
千葉県	印西市	① 市長 ② 不当な公金の支出(補助金交付要綱の裏づけを欠く) ③ 補助金返還	(R2. 4. 28)	1		① R2. 5. 21 ② 却下(不受理) ③ 不適法な請求	無	D	
千葉県	印西市	① 市長 ② 不当な公金の支出(補助金交付要綱の裏づけを欠く) ③ 補助金返還	R2. 6. 25	1	R2. 7. 28 口頭陳述	① R2. 8. 20 ② 棄却 ③ 違法性なし	無	E	
千葉県	印西市	① 市長 ② 公金の支出による損害 ③ 損害賠償請求	(R3. 2. 8)	1		① R3. 2. 25 ② 却下(不受理) ③ 不適法な請求	無	D	
千葉県	南房総市	① 市長 ② 公金の支出(行政区運営交付金の使途が不正) ③ 行政連絡員へ交付した交付金の返還請求	(R2. 12. 1)	1		① R2. 12. 15 ② 却下 ③ 請求要件を欠いている	無	B	
千葉県	大網白里市	① 市長 ② 違法な契約の締結(無効な契約に基づく市有地の売却は違法) ③ 契約が無効であることの確認、名義返還請求	(H30. 7. 24)	1	H30. 8. 9 口頭陳述	① H30. 8. 31 ② 却下 ③ 市に現実に発生している具体的な損害について主張がなく、現に損害は発生していない	無	D	
千葉県	大網白里市	① 市長 ② 同上 ③ 同上	(H30. 10. 17)	1		① H30. 10. 26 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を欠く	有	D	1
千葉県	白子町	① 町長 ② 固定資産税の賦課徴収(故意に賦課徴収せず) ③ 賦課徴収の是正、町長に対する損害賠償請求	R3. 2. 26	1	R3. 3. 23 口頭陳述	① R3. 4. 22 ② 棄却 ③ 賦課徴収を是正した。損害が発生しない。	無	E	
計	24団体	109件					有 11件 無 98件		
東京都	千代田区	① 区長 ② 違法あるいは不当な契約行為(契約変更に関して区議会の議決手続きを経していない) ③ 工事の凍結、改めて区議会の議決を行うべき	H30. 11. 30	1	H30. 12. 25 口頭陳述	① H31. 1. 25 ② 勧告 ③ 契約変更に関して区議会の議決手続きを経ること	無	F	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
東京都	千代田区	① 区長、教育長 ② 違法又は不当な補助金の交付決定 ③ 交付決定の取り消し及び補助金の返還	R2. 2. 17	9	R2. 3. 17 口頭陳述	① R2. 4. 15 ② 棄却 ③ 交付決定は違法又は不当ではない	無	E	
東京都	千代田区	① 職員 ② 基本的人権の無視 ③ 担当ケースワーカーの変更	(R2. 6. 2)	1		① R2. 6. 19 ② 却下 ③ 財務会計行為に当たらない	無	C	
東京都	中央区	① 区長 ② 政務活動費の違法な支出 ③ 違法に支出された政務活動費の返還請求	(H31. 1. 30)	1		① H31. 2. 21 ② 却下 ③ 区への損害が発生していないうえ、誤記控除・誤 記修正により措置が講じられている	無	D	
東京都	中央区	① 区長 ② 違法かつ不当な公金の支出 ③ 業務委託料の返還請求	(R2. 5. 18)	1		① R2. 6. 22 ② 却下 ③ 違法かつ不当とする事実が確認できない	無	C	
東京都	港区	① 区長 ② 違法な公金の支出 ③ 不当な補助金の返還	(H30. 12. 11)	1		① H31. 1. 10 ② 却下 ③ 本件支出の違法性・不当性を具体的かつ客観的に 摘示しているとは認められない。	有	D	1
東京都	港区	① 区長 ② 不当な公金の支出 再開発組合理事の不適格性 ③ 補助金の執行停止 再開発組合理事に対する監査	(H30. 12. 27)	1		① H31. 1. 25 ② 却下 ③ 財務会計上の行為にあたらなため、住民監査請 求の対象とならない。	無	C	
東京都	新宿区	① 区長ほか関係職員 ② 保育料の賦課を怠っている ③ 損害の補填	(R1. 10. 8)	1		① R1. 11. 8 ② 却下 ③ 怠る事実を個別具体的に摘示したと認められな い。	無	D	
東京都	新宿区	① 区長ほか関係職員 ② 保育料延滞金の賦課を怠っている (区立認可保育園) ③ 損害の補填	R1. 10. 9	1	R1. 11. 21 口頭陳述	① R1. 12. 13 ② 勧告 ③ 怠る事実の解消のために必要な措置を講ずるよう 勧告する。	無	F	
東京都	新宿区	① 区長ほか関係職員 ② 保育料延滞金の賦課を怠っている (私立認可保育園及び子ども園) ③ 損害の補填	R1. 12. 18	1	R2. 1. 27 口頭陳述	① R2. 2. 13 ② 勧告 ③ 怠る事実の解消のために必要な措置を講ずるよう 勧告する。	無	F	
東京都	新宿区	① 区長ほか関係職員 ② 保育料の滞納処分を怠っている (区立認可保育園) ③ 損害の補填	(R1. 12. 17)	1		① R2. 1. 7 ② 却下 ③ 違法性の根拠に欠ける。	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
東京都	新宿区	① 区長ほか関係職員 ② 保育料の滞納処分及び債権管理を怠っている (区立認可保育園) ③ 損害の補填	(R2. 1. 16)	1		① R2. 2. 13 ② 却下 ③ (滞納処分)区の裁量行為である。(債権管理)監査 対象となる怠る事実を特定できない。	無	D	
東京都	新宿区	① 区長ほか関係職員 ② 保育料還付加算金の発生 ③ 損害の補填	(R2. 11. 10)	1		① R2. 12. 16 ② 却下 ③ 適法な支出である。	無	D	
東京都	新宿区	① 区長ほか関係職員 ② 自己情報開示請求に要した費用の未徴収 ③ 損害の補填	(R2. 12. 24)	1		① R3. 1. 22 ② 却下 ③ 区の判断に違法性不当性は認められない。	無	D	
東京都	新宿区	① 区長ほか関係職員 ② 補正予算に基づく違法不当な契約締結及び履行 ③ 契約の履行の中止	(R2. 12. 28)	1		① R3. 1. 22 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の前提である議会の議決(予算の 成立)は請求対象でない。	無	C	
東京都	文京区	① 区長等 ② 委託料不払による国及び東京都への交付金一部返 還 ③ 委託料支給及び交付申請に係る業務改善、交付金 相当額の補填、職員の適正な処分	(R1. 11. 1)	2		① R1. 11. 19 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	有	C	2
東京都	文京区	① 区長等 ② 委託料不払による国及び東京都への交付金一部返 還 ③ 委託料不払に伴う交付金一部返還に対する職員へ の損害賠償請求	(R1. 12. 27)	2		① R2. 1. 30 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	有	C	3
東京都	文京区	① 区長等 ② 委託料不払による国及び東京都への交付金一部返 還 ③ 委託料不払に伴う交付金一部返還に対する職員へ の損害賠償請求、再発防止体制を求める請求	(R2. 3. 31)	2		① R2. 4. 8 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	有	C	4
東京都	文京区	① 区長等 ② 特殊車両通行認定に伴う特別区道損耗 特殊車両通行認定の取消、損害を補填するため事 業者への損害賠償請求、認定を行った職員等によ る損害補填 ③	(R2. 11. 30)	14		① R2. 12. 25 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	有	C	5
東京都	江東区	① 区長 ② 江東区議会政務活動費の違法・不当な支出 ③ 政務活動費の返還請求	R1. 5. 9	4	R1. 5. 30 口頭陳述	① R1. 7. 5 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無	E	
東京都	江東区	① 区長 ② 区長交際費の違法、不当な支出、議長交際費の私 的な支出 ③ 区長交際費、議長交際費の返還請求	R1. 12. 26	5	R2. 1. 10 口頭陳述	① R2. 2. 19 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
東京都	江東区	① 区長 ② 防災備蓄用ラジオ配布等業務委託の見直し等 ③ 契約の見直し等必要な措置の勧告要求	R2. 9. 15	7	R2. 9. 29 口頭陳述	① R2. 11. 12 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無	E	
東京都	品川区	① 区長、福祉部長 ② 障害者団体への違法な補助金の交付 ③ 区長および福祉部長に対する損害賠償請求	(H30. 7. 23)	1		① H30. 8. 27 ② 却下 ③ 法第242条第1項に規定する要件を欠くため	無	D	
東京都	品川区	① 区長 ② 違法または不当な行政財産の使用許可(自動販売機の設置) ③ 損害の補てんおよび適正な財産管理の措置	(H30. 9. 20)	1		① H30. 10. 24 ② 却下 ③ 法第242条第1項に規定する要件を欠くため	無	D	
東京都	品川区	① 福祉部長 ② 違法または不当な随意契約の締結 ③ 公募による事業者の決定と契約の締結	(H30. 11. 13)	1		① H30. 12. 25 ② 却下 ③ 法第242条第1項に規定する要件を欠くため	無	D	
東京都	品川区	① 福祉部長 ② 違法または不当な随意契約の再締結 ③ 公募による事業者の決定と契約の締結	(H31. 1. 15)	1		① H31. 2. 27 ② 却下 ③ 法第242条第1項に規定する要件を欠くため	無	D	
東京都	品川区	① 福祉部長 ② 不適正な随意契約の締結 ③ 適正な価格による契約の締結	(H31. 3. 11)	1		① H31. 4. 24 ② 却下 ③ 法第242条第1項に規定する要件を欠くため	無	D	
東京都	品川区	① 区長 ② 客観的根拠の不備による委託金額の算出 ③ 客観的根拠に基づく金額による委託契約の締結	(H31. 3. 11)	1		① H31. 4. 24 ② 却下 ③ 法第242条第1項に規定する要件を欠くため	無	D	
東京都	品川区	① 障害者福祉課職員 ② 違法な施設定員の取扱いによる損害 ③ 該当職員に対する損害賠償請求	(H31. 3. 22)	1		① H31. 4. 24 ② 却下 ③ 法第242条第1項に規定する要件を欠くため	無	D	
東京都	品川区	① 施設整備課職員 ② 新築工事における違法な工期延長の契約 ③ 該当職員に対する損害賠償請求	(H31. 4. 22)	1		① R1. 5. 29 ② 却下 ③ 法第242条第1項に規定する要件を欠くため	無	D	
東京都	品川区	① 施設整備課職員 ② 客観的根拠の不備による委託金額の算出 ③ 該当職員に対する損害賠償請求	(R1. 5. 7)	1		① R1. 6. 20 ② 却下 ③ 法第242条第1項に規定する要件を欠くため	無	D	
東京都	品川区	① 福祉部長 ② 違法または不当な随意契約の締結 ③ 規則に基づく契約の締結	(R1. 6. 10)	1		① R1. 7. 26 ② 却下 ③ 法第242条第1項および第2項に規定する要件を欠くため	無	B	
東京都	品川区	① 区長 ② 新築工事における工期延長の増額経費 ③ 区長に対する損害賠償請求	(R1. 6. 11)	1		① R1. 7. 26 ② 却下 ③ 法第242条第1項に規定する要件を欠くため	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
東京都	品川区	① 施設整備課職員 ② 客観的根拠の不備による工事請負契約 ③ 該当職員に対する損害賠償請求	(R1.6.14)	1		① R1.7.26 ② 却下 ③ 法第242条第1項に規定する要件を欠くため	無	D	
東京都	品川区	① 施設整備課職員 ② 客観的根拠の不備による監理業務の委託契約 ③ 該当職員に対する損害賠償請求	(R1.6.25)	1		① R1.7.26 ② 却下 ③ 法第242条第1項に規定する要件を欠くため	無	D	
東京都	品川区	① 区長 ② 施設基本設計等業務委託の不当な随意契約の締結 ③ 区長に対する損害賠償請求	(R1.9.18)	1		① R1.10.25 ② 却下 ③ 法第242条第1項および第2項に規定する要件を欠くため	無	B	
東京都	品川区	① 区長 ② 新築工事における工期延長の増額経費 ③ 区長に対する損害賠償請求	(R1.9.18)	1		① R1.10.25 ② 却下 ③ 法第242条第1項および第2項に規定する要件を欠くため	無	B	
東京都	品川区	① 区長 ② 新築工事における工期延長の増額経費 ③ 区長に対する損害賠償請求	(R1.9.18)	1		① R1.10.25 ② 却下 ③ 法第242条第1項および第2項に規定する要件を欠くため	無	B	
東京都	品川区	① 区長 ② 違法または不当な随意契約の締結 ③ 区長に対する損害賠償請求	(R1.9.18)	1		① R1.10.25 ② 却下 ③ 法第242条第1項に規定する要件を欠くため	無	D	
東京都	大田区	① 人権・男女平等推進課長 ② 財産(図書)の適正な管理を怠る ③ 占有者からの返却・弁償を求める	H30.12.14	1		① H30.12.21 ② 取下げ ③ 理由の記載なし	無	A	
東京都	大田区	① 総務部長、人権・男女平等推進課長 ② 指定管理者の管理施設において財産(図書)の適正な管理を怠る。 ③ 指定管理者に対する管理監督責任を果たしていない。	(H30.12.26)	2		① H31.1.28 ② 却下 ③ 指定管理者の業務を管理監督する行為は、「財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為又は事実」とは認められない。	無	C	
東京都	大田区	① 人権・男女平等推進課長 指定管理者に対して指導監督した文書が存在しない。 ② 指定管理者から図書管理を行ったという報告文書は存在しない。 指定管理者に対する管理監督責任を果たしていない。 ③ 指定管理者の指定は住民監査請求の対象とすべき。	(H31.1.31)	2		① H31.3.1 ② 却下 ③ 指定管理者の業務を管理監督する行為及び指定管理者の指定は、「財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為又は事実」とは認められない。	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
東京都	大田区	① 区长ほか ② ①必要のない不動産鑑定契約の締結 ②不当に安い金額での土地の賃貸借契約の締結 ③ ①無駄な支出があったので弁済 ②貸付料の差額の補填	R1. 10. 15	15	R1. 11. 14 口頭陳述	① R1. 12. 11 ② ①却下 ②棄却 ③ ①請求期間をこえているため ②貸付料金について合理性があり、不当とは言えない。	無	E	
東京都	大田区	① 区长ほか ② 土地建物の交換契約 ③ 契約の履行の差し止め	R1. 11. 5	18	R1. 12. 5 口頭陳述	① R1. 12. 26 ② 棄却 ③ 違法、不当な点は認められない。	無	E	
東京都	世田谷区	① 世田谷福祉事務所全職員 ② 生活保護法に基づく公金不支出 ③ 世田谷福祉事務所全職員の免職等を求める。	(H31. 3. 11)	1		① H31. 4. 11 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 世田谷福祉事務所全職員 ② 生活保護法に係る申請の却下通知 ③ 世田谷福祉事務所職員全員の免職等を求める。	(H31. 3. 15)	1		① H31. 4. 11 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 生活保護法に基づく介護扶助 ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1. 6. 6)	1		① R1. 7. 5 ② 却下 ③ 生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上の行為に該当しない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 生活保護法に基づく出産扶助 ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1. 6. 6)	1		① R1. 7. 5 ② 却下 ③ 生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上の行為に該当しない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 生活保護法に基づく教育扶助 ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1. 6. 6)	1		① R1. 7. 5 ② 却下 ③ 生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上の行為に該当しない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 生活保護法に基づく葬祭扶助 ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1. 6. 6)	1		① R1. 7. 5 ② 却下 ③ 生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上の行為に該当しない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 生活保護法に基づく住宅扶助 ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1. 6. 6)	1		① R1. 7. 5 ② 却下 ③ 生活保護法第11条第1項第3号に規定する住宅扶助に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上の行為に該当しない。	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 生活保護法に基づく生業扶助 ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1. 6. 6)	1		① R1. 7. 5 ② 却下 生活保護法第11条第1項第7号に規定する生業扶助 ③に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上 の行為に該当しない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 生活保護法に基づく医療扶助 ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1. 6. 6)	1		① R1. 7. 5 ② 却下 生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助 ③に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上 の行為に該当しない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 生活保護法に基づく生活扶助 ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1. 6. 6)	1		① R1. 7. 5 ② 却下 生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助 ③に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上 の行為に該当しない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 生活扶助申請の却下(その1) ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1. 9. 5)	1		① R1. 10. 11 ② 却下 生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助 ③に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上 の行為に該当しない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 生活扶助申請の却下(その1の2) ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1. 9. 5)	1		① R1. 10. 11 ② 却下 生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助 ③に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上 の行為に該当しない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 生活扶助申請の却下(その2) ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1. 9. 5)	1		① R1. 10. 11 ② 却下 生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助 ③に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上 の行為に該当しない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 生活扶助申請の却下(その3) ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1. 9. 5)	1		① R1. 10. 11 ② 却下 生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助 ③に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上 の行為に該当しない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 生活扶助申請の却下(その4) ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1. 9. 5)	1		① R1. 10. 11 ② 却下 生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助 ③に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上 の行為に該当しない。	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 生活扶助申請の却下(その5) ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1.9.5)	1		① R1.10.11 ② 却下 生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助 ③に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上 の行為に該当しない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 生活扶助申請の却下(その6) ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1.9.5)	1		① R1.10.11 ② 却下 生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助 ③に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上 の行為に該当しない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 生活扶助申請の却下(その7) ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1.9.5)	1		① R1.10.11 ② 却下 生活保護法第11条第1項第1号に規定する生活扶助 ③に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上 の行為に該当しない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 住宅扶助申請の却下(その1) ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1.9.5)	1		① R1.10.11 ② 却下 生活保護法第11条第1項第3号に規定する住宅扶助 ③に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上 の行為に該当しない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 住宅扶助申請の却下(その2) ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1.9.5)	1		① R1.10.11 ② 却下 生活保護法第11条第1項第3号に規定する住宅扶助 ③に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上 の行為に該当しない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 住宅扶助申請の却下(その3) ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1.9.5)	1		① R1.10.11 ② 却下 生活保護法第11条第1項第3号に規定する住宅扶助 ③に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上 の行為に該当しない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 住宅扶助申請の却下(その4) ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1.9.5)	1		① R1.10.11 ② 却下 生活保護法第11条第1項第3号に規定する住宅扶助 ③に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上 の行為に該当しない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 住宅扶助申請の却下(その5) ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1.9.5)	1		① R1.10.11 ② 却下 生活保護法第11条第1項第3号に規定する住宅扶助 ③に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上 の行為に該当しない。	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 住宅扶助申請の却下(その6) ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1. 9. 5)	1		① R1. 10. 11 ② 却下 生活保護法第11条第1項第3号に規定する住宅扶助 ③ に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上 の行為に該当しない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 生活支援課職員 ② 住宅扶助申請の却下(その7) ③ 生活保護申請に対する却下処分の是正等	(R1. 9. 5)	1		① R1. 10. 11 ② 却下 生活保護法第11条第1項第3号に規定する住宅扶助 ③ に係る請求人の申請に対する却下は、財務会計上 の行為に該当しない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 公園緑地課職員 ② こどものひろば公園改修 ③ 改修に関する情報公開、工事の差止等	(R1. 10. 16)	8		① R1. 11. 7 ② 却下 形式的には財産の管理等を問題としつつも、実際 は、当該公園の改修事業そのものに対する異議で あると認められ、法第242条第1項に規定する住民 ③ 監査請求の要件である財務会計上の行為の違法又 又は不当性を問うものとは認められない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 世田谷区長 ② 本庁舎の整備 ③ 本庁舎整備計画の停止等	(R2. 12. 7)	1		① R3. 1. 14 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的に摘 示しているとは認められない。	無	C	
東京都	世田谷区	① 世田谷区教育委員会・本件職員 ② 教職員等からの学校給食費の徴収 ③ 食材費のみとしている徴収金額の是正	R3. 1. 7	1		① R3. 2. 24 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当に公金の賦課又は徴収を怠る事 実に該当するとは認められない。	有	E	6
東京都	世田谷区	① 世田谷区長 ② 本庁舎の整備(その2) ③ 本庁舎整備計画の停止等	(R3. 3. 26)	1		① R3. 4. 26 ② 却下 ③ いかなる財務会計上の行為についてそれが違法又 は不当であるとして監査を求めるのかを具体的に 示して特定していない。	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
東京都	渋谷区	① 区長他 ② 違法不当な財務会計上の行為及び財産の管理を怠る事実 (1) 区長は、新公園及び新駐車場の施設計画に係わって平成29年6月22日に事業用定期借地権設定契約を締結した。また、同日までに宮下公園の用地を行政財産から普通財産に転換し、告示により宮下公園を廃止した。本件契約及び普通財産への転換は、違法かつ不当な財務会計上の行為又は行政上の行為であり、また、財産の管理を怠る事実があると認められる。 ③ (2) 区長及び本件契約及び普通財産への転換に関係する区職員に対し、本件契約の解除、本件契約を前提とした行為の一切の差し止め、普通財産への転換の関係者に対する損害賠償請求及び不当利得返還請求をさせるなど、区の被った損害の補填等のために必要な措置を講じるよう請求する。	(H30.6.19)	2		① H30.7.18 ② 却下 本件契約が違法かつ不当と主張する具体的な主張はなく、区長が財産の管理を怠り、区が被った損害についても具体的に特定されていない。 行政財産から普通財産への転換について、その ③ 違法、不当とされる具体的な主張はされていない。 公園の廃止により失われた価値が、新公園によって維持継承又は回復することが困難であるとする具体的な主張はされていない。	有	D	7
東京都	渋谷区	① 区長 ② 事業用定期借地権設定契約の無効確認及び損害補填 (1) 区が締結した新公園の事業用定期借地権設定契約における賃料は正常な支払賃料に比べて極めて低額であり、適正な対価なくして不動産を処分したものである。 (2) 区が締結した事業用定期借地権設定契約における年額賃料は、請求人が入手した不動産鑑定評価書によると、区に支払われる年額賃料が年間5億4000万円以上も低くなっている。区が行った不動産鑑定は、高層化を前提としない鑑定となっていること、また、鑑定から契約締結直前までの約2年間に地価が大きく上昇していることを区長は認識していて、そのうえで故意に低い賃料を設定した。	H30.6.21	35		① H30.8.17 ② 棄却 区は、不動産鑑定会社2社による鑑定結果を得ており、賃貸面積単価、年額支払賃料率分は、不動産鑑定士所有の統計資料などを引用していて、不動産鑑定に不明な点や重大な問題はない。また、区の鑑定額より本件事業者提案額が上回っていたため、事業者提案額をもとに基本協定が締結されている。 3階を限度とした商業施設を整備する不動産鑑定の結果を参考として、宿泊施設の追加評価を行っており、評価額に加算されている。 ③ 本事業は、30年以上にわたる長期の事業用定期借地権契約であり、基本協定では、その間の経済情勢等の変動により土地建物価格に予期しがたい重大な影響が生じた場合に協議を行う趣旨と解することができ、その行使は区長の裁量に委ねられている。 よって、いずれの点においても、区が損害を被った事実は認められない。	無	E	
東京都	渋谷区	① 区長等 ② 財務会計上の怠る事実 区長は、公社と新公園整備事業者間の基本協定書、確認書において、駐車場の閉鎖に対する営業補償金の減額に応じさせ、2億4454万5千円の区民財産及び公社の株式を毀損させた。 ③ 区が所有する公社の株式の価値が毀損されるなどの損害を受けているため、区長は公社等に対して損害賠償をすべきであるが、損害及び損失の補填、回復するための行為を行わないことは怠る事実であり、違法である。	(H30.12.19)	1		① H31.1.28 ② 却下 公社と新公園整備事業者間で締結した営業補償金において、2億4454万5千円の区民財産および公社の株式を毀損させたのであれば、その根拠を明確にしたうえで、区が被った損害について具体的かつ客観的な適示をすべきところ、そのような適示はされていない。	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア（総 括表）にカ ウントした 項目（A～ G）	様式ウ（法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合）の、対 応する事件番号
東京都	渋谷区	① 区長 ② 財産の管理を怠る事実、財産の取得 (1) 区民会館の平成29年度の利用実績に基づき、平成30年1月から現在まで開館していれば、952万7,000円の収入が得られたはずとして、区長は渋谷区に同額を返還すべきである。 ③ (2) 第一種市街地再開発事業において特別区道路線を廃道にし、一方、別の特別区道路線を拡幅するが、施設建築建物8Fの床を特定分譲で取得する予定であるとして、道路減少分の鑑定評価額（6,500万円）と取得床の鑑定評価額（12億8,000万円）の間に12億円以上の差があり、特定分譲で取得するのは違法である。	(R1.6.17)	1		① R1.7.26 ② 却下 (1) 区民会館を区民の利用に供することなく現在に至っていると述べられているのみであり、財務会計上の行為又は怠る事実について違法又は不当とする具体的な理由が摘示されていない。また、区民会館の平成29年度の利用実績をもとに、最も高い利用料を乗じ、平成30年1月から現在までの18月分の損害を952万7000円と積算するのは請求人の主観的な見解であって、具体的な損害額と識別することはできない。 ③ (2) 区道第630号路線(本件請求では、「区道第530号路線」と表記されている。)の廃道、区道第623号路線の拡幅、施設建築建物8Fの床の特定分譲での取得について述べられているが、何をもって違法又は不当としているのか明確ではなく、また、請求人が提出した資料等によっても損害発生の可能性が認められず、加えて住民監査請求の対象となる財務会計行為を特定することもできない。	無	D	
東京都	渋谷区	① 区長等 ② 財産の取得・管理・処分 (1) 不要なテレビの売却を求める。 ③ (2) 高性能なスキャナを買わないため、情報公開の手続が長く電子交付ができないことやNHKの視聴者数と時間を明確にするよう求める。	(R1.7.1)	1		① R1.7.26 ② 却下 (1) 役所の業務にテレビを不要とする理由、テレビを所有することにより区にどのような損害が生じているかが摘示されていないため、違法又は不当とする財務会計行為が特定できない。 ③ (2) 本件請求とは別の主張であり、住民監査請求の対象となり得ない。	無	D	
東京都	渋谷区	① 教育委員会 ② 財産の取得・管理・処分 ③ 不要なテレビの売却及び生徒と保護者によるテレビの必要性のアンケート実施を求める。	(R1.7.4)	1		① R1.7.26 ② 却下 不要なテレビの売却について、請求人の主観的な見解を述べたものであり、違法又は不当とする理由が摘示されていない。アンケートの実施は、住民監査請求の対象とならない。	無	D	
東京都	渋谷区	① 区長等 ② 財務会計上の行為のいずれにも該当しない ③ 情報公開手数料の返還を求める。	(R1.7.4)	1		① R1.7.26 ② 却下 ③ 情報公開手数料を返還しないことが違法又は不当とする理由が摘示されていない。	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
東京都	渋谷区	① 区長等 ② 財産の管理を怠る事実 (1)平成27年と平成30年に固定資産税路線価等の評価替えがあり、新公園横の通り沿の路線価は1.3倍以上に見直しがされているが、令和元年12月現在、新公園及び新駐車場の施設計画にかかわって平成29年6月22日に締結した事業用定期借地権設定契約の借地権料金は全く改定されておらず、事業者へも請求がされていないのは、違法かつ不当な財務会計上の行為又は行政上の行為であり、また、財産の管理を怠る事実であると認められる。 (2)区の被った損害の補填等のために必要な措置を講じるよう請求する。	(R1.12.27)	1		① R2.1.31 ② 却下 住民監査請求において必要とされる財務会計上の行為あるいは怠る事実の違法性又は不当性に関する主張は、当該財務会計上の行為あるいは怠る事実が具体的な理由によって、法令に違反し、あるいは行政目的上不相当である旨を指摘しなければならない。 区は事業者との間で平成29年6月22日に事業用定期借地権設定契約を締結しているところ、本契約締結後約2年の間に固定資産税路線価等の評価替えがあったとしても、賃料の増減は固定資産税路線価の変動及び道路・公園の占用料の条例改正に伴って当然に行われるものではない。何故、直ちに区に賃料増額改定の作為義務が発生するのか、また、現行賃料の維持を違法または行政目的上不相当であるとするのか、その具体的な理由が摘示されているとは言い難い。	有	D	8
東京都	渋谷区	① 区長 ② 財産の管理を怠る事実 (1) 区民保養所について、公社と地権者との間で当該施設の裏の駐車場とバックヤード建物について定期建物賃貸借契約を締結し、賃借料を支払っている。当該施設には、大型バスが何台も駐車できる旧来からの駐車場が存在しているにもかかわらず、新たに利用率の低い駐車場を賃借しているものであり、不必要である。 (2) 第1に、当該施設に係る平成27年7月から令和2年3月までの分として支払済みの賃料及び同社の株式の価値が毀損されるなどの損害を受けていることから、公社の株主である渋谷区は、会社法第847条第1項に基づき、区長らに対して、損害及び損失を補填し回復するために、責任を追究する訴えを提起することができる。しかし、渋谷区が訴えを提起していないことは怠る事実であり、この怠る事実が違法であることを確認せよ。第2に、渋谷区が、区長らに対し、連帯して、本来不必要な当該施設に係る平成27年7月から令和2年3月までの分として支払済みの賃料、毀損した株式並びに請求人の知りえない渋谷区及び公社の損失、並びにこれらに対する年6分の割合による金員を請求せよ。	(R2.3.31)	1		① R2.5.8 ② 却下 請求人が主張している地方自治法第242条第1項の「財産の管理を怠る事実」といった場合の「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金を指すものであり、ここにいう「債権」とは、金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利をいう。 第1に、会社法第847条第1項に基づく責任追及等の訴えの提起を請求する権利及び同条第3項に基づく責任追及等の訴えを提起する権利は、当該株主が金銭の給付を受け取ることを目的とするものではなく、地方自治法第240条第1項に定める「債権」には当たらない。よって、本請求は「財産の管理を怠る事実」に該当し得ないものを対象とした請求である。第2に、当該駐車場等に係る契約は、公社と地権者との私人間契約であり、渋谷区の財務会計行為ではない。そもそも公社及びその役員らの渋谷区に対する損害賠償責任の成立を基礎づける要件事実が具体的に主張されておらず、金銭の給付を目的とする渋谷区の公社及びその役員らに対する権利の存否を特定できるだけの具体的主張に欠けている。	有	D	9

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
東京都	渋谷区	① 区長等 ② 財務会計上の不当な行為 ③ ①本件契約、②同契約に関する支出命令、③同契約に関する支出につき、区長、区副区長、教育長、会計管理者その他上記①ないし③に関係する一切の区職員に対し、上記各代金額の返還をさせる、同通信契約を解除させる、同契約を前提とした行為の一切を差し止める、上記①ないし③の関係者に対する損害賠償請求及び不当利得返還請求をさせるなど、地方自治法242条1項所定の「防止」「是正」「改め」または区の被った損害を填補するために必要な措置を講じるよう勧告することを求める。 本件売買契約を前提とした一切の行為を停止すべきことを勧告(地方自治法242条3項)することを求める。	R2.12.22	2		① R3.2.18 ② 棄却 区が届出義務を怠っていた事業者を契約相手方としたことは事実であるが、後日、総務省からの指導に従い、速やかに届出がなされて是正されており、未来デザインを特命で選択して随意契約を締結し同契約を更新したことについて、直ちに違法とは言えない。また、本件契約を随意契約により執行したことは、合理的な裁量による判断と認められ、法第234条及び令第167条の2に反しているとは言えない。さらに、PTA会長等からの要望に基づき、学校内の会議室を利用する地域の方々の利便性を高めるという当初の目的に見合ったサービスが提供されており、その品質について劣位性は認められない上、本件契約に基づく支出は当該サービスの提供に係る利用料金として不相当とは認められない。以上を総合考慮すれば、本件契約の締結及び更新が違法又は不当とまでは言えず、本件契約に基づく支出についても、違法又は不当とは認められない。なお、住民監査請求は、職員による違法又は不当な行為等を予防又は是正すること等により、地方公共団体が被る損害を防止あるいは補填し、住民全体の利益を確保することを目的としているところ、本件契約により区に具体的な損害を発生させたことも認められない。	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
東京都	渋谷区	<p>① 区長 ② 財務会計上の不当な行為、行政上の不当な行為、財産の管理を怠る事実</p> <p>区が、区長に対して、新区立公園整備事業に係る令和2年1月1日から令和3年3月31日までの分の定期借地料17億1,600万円と請求人の知り得ない経費や借地料などを契約業者に請求し必要な措置を講じるよう求める。 また、新公園及び新駐車場の施設計画に関わって平成29年6月22日に締結した事業用定期借地権設定契約(以下「本契約」という。)の借地料が令和2年1月1日以降においても改定されず、契約業者へ請求がされていないのは、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は行政上の行為であり、また、財産の管理を怠る事実がある等と主張。</p> <p>③</p>	(R3.3.31)	1		<p>① R3.4.30 ② 却下</p> <p>請求人による令和元年12月27日付け渋谷区職員措置請求(以下「前回請求」という。)と同一の財務会計行為を対象とする同一内容の請求であって(甲第1号証)、一事不再理の原則の適用があるものと解される。また、請求人が指摘するとおり、請求人は、前回請求後に、監査請求を経たものとして、住民訴訟を提起し、現在も係属中であり、法第242条の2第1項及び同条の2第2項第1号並びに同条の2第4項の趣旨を踏まえれば、前回請求及び上記住民訴訟と対象が同一である本請求は不適法と言わざるをえない。 住民訴訟において監査請求の理由として主張した事由以外の違法事由を主張することは何ら禁止されていないものと解される以上、主張する違法事由が異なるごとに監査請求を別個のものとしてこれを繰り返すことを認める必要性がないのみならず(最判昭和62年2月20日民集41巻1号122頁参照)、社会的事情が、当該怠る事実の評価が変わるほど大きく変化した場合には、監査請求の対象の同一性が失われることがありうるとしても、本請求における上記各主張は、前回請求から本請求に至るまでの社会的事情の著しい変化を内容とするものではなく、本請求と前回請求との同一性を失わせるものとは解されない(なお、福岡地判平成26年1月10日判例地方自治384号22頁参照)。</p> <p>③</p>	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
東京都	渋谷区	① 区長等 ② 財務会計上の不当な行為 (1)区長が公社及び指定管理者との基本協定に基づき、指定管理契約を締結している区民保養施設について、毎年度、公社及び指定管理者に対し、保養施設の収入の約3倍以上の1億3,000万円弱の指定管理料を区民の血税から支出し続けることは、法第2条第14項に反する不法行為であると主張している。 (2)区が、コロナ禍で区民保養施設を休業させ、令和2年渋谷区議会第4回定例会にて補正予算740万円の休業補償の議決を求めた旨述べている。区が、区長に対して、指定管理料、施設改修費及び修繕費等、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの分1億3,458万3,000円及び休業補償740万円と平成28年4月1日から令和元年度までの累計6億6,729万3,144円を返還請求するように求めていると解される。 (3)区長に対して、公社の株主を代表して、公社に対して株主代表訴訟を提起するように、また、公社に対して、公社の株式を大きく棄損させたことにより、公社の代表取締役社長と前の社長と共同して損害を賠償するように求めている。 (4)区長に対して、請求人の知りえない経費や賃借料などを請求し必要な措置を求めている。	(R3. 3. 31)	1		① R3. 4. 30 ② 却下 (1)議会において、指定管理者を指定することの議決行為自体は、財務会計行為にあたらぬ。 次に、本件指定管理料に係る予算は、予算特別委員会及びその各分科会での十分な審議を経て本会議において議決されたものであって、当該指定管理料は、その議決後に、渋谷区公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年区条例第16号)で義務付けられた区と指定管理者との間で締結された協定により、予算の範囲内で支出されており、議会の議決に明らかな裁量権の逸脱や濫用が認められない以上、上記支出が直ちに違法ないし不当になるとは解し得ず、請求人が何をもちて違法ないし不当とするのか、その具体的な理由が摘示されているとは言い難い。具体的に請求事項が特定されておらず、損害額が不明であり、住民監査請求の対象として不適法である。 (2)議会の議決行為自体は、財務会計上の行為には該当しない。 (3)公社の代表取締役社長と前の社長とが公社に対して公社の株式を大きく棄損させたとの請求人の主張は、民間企業である公社の損害賠償請求に関するものであり、請求を基礎づける要件事実も具体的に主張されておらず、住民監査請求の対象として不適法である。 (4)請求人は、渋谷区長に対して、請求人の知りえない経費や賃借料などを請求し必要な措置を求めているが、請求事項が特定されておらず、住民監査請求の対象として不適法である。	無	C	
東京都	中野区	① 区長 ② 違法な公金の支出 ③ 趣旨を逸脱した政務活動費の返還	(H30. 11. 14)	18		① H30. 12. 26 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無	D	
東京都	中野区	① 区長 ② 違法な契約の締結 ③ 工作物の撤去及び廃棄	(R1. 7. 16)	1		① R1. 8. 21 ② 却下 ③ 期間途過	有	B	10
東京都	中野区	① 区長 ② 違法な契約の締結 ③ 工作物の撤去及び廃棄	(R1. 8. 23)	1		① R1. 10. 4 ② 却下 ③ 期間途過	無	B	
東京都	中野区	① 区長 ② 違法な契約の締結及び財産の取得 ③ 損害賠償請求及び違法な財産の取得の確認	(R1. 8. 26)	1		① R1. 10. 4 ② 却下 ③ 期間途過、必要な措置なし	無	B	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
東京都	中野区	① 区長 ② 不当な工事の施工 ③ 工事の再施工	(R1.10.7)	1		① R1.11.20 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無	D	
東京都	中野区	① 教育委員会事務局次長(子ども教育部長) ② 違法な公金の支出 ③ 給与の返還	(R2.2.3)	1		① H31.3.11 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無	D	
東京都	杉並区	① 区長 ② 違法・不当な政務活動費の支出 ③ 当該支出の返還請求	H30.4.27	13	H30.5.28 口頭陳述	① H30.6.21 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該支出に違法性・不当性はない	有	E	11
東京都	杉並区	① 区長 ② 財産交換契約において消費税等相当額の請求をしていない ③ 損害を回復する措置の請求	H31.4.25	1	H30.5.21 口頭陳述	① R1.6.21 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性・不当性はない	無	E	
東京都	杉並区	① 区長 ② 違法・不当な政務活動費の支出 ③ 当該支出の返還請求	H31.4.26	13	H30.5.21 口頭陳述	① R1.6.24 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該支出に違法性・不当性はない	無	E	
東京都	杉並区	① 区長 ② 違法・不当な政務活動費の支出 ③ 当該支出の返還請求	R1.5.21	5	R1.6.6 口頭陳述	① R1.7.5 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該支出に違法性・不当性はない	無	E	
東京都	杉並区	① 区長 ② 違法・不当な建物取得補償契約の締結 ③ 必要な措置の請求	R1.7.16	1		① R1.9.3 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性・不当性はない	無	E	
東京都	杉並区	① 区長 ② 違法・不当な補助金の支出 ③ 当該支出の返還請求	R1.9.5	19	R1.9.30 口頭陳述	① R1.10.28 ② 一部認容、一部棄却 ③ 関係者の帰責性の程度等を考慮して算定した額の返還請求を勧告	有	F	12
東京都	杉並区	① 区長 ② 違法・不当な補助金の支出 ③ 当該支出の返還請求	R1.11.28	9	R1.12.23 口頭陳述	① R2.1.24 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性・不当性はない	有	E	13
東京都	杉並区	① 区長 ② 違法・不当な政務活動費の支出 ③ 当該支出の返還請求	R2.4.6	11	R2.5.18 陳述書提出	① R2.6.4 ② 一部認容、一部棄却、一部却下 ③ 返還請求を勧告	有	F	14
東京都	杉並区	① 区長 ② 違法・不当な補助金の支出 ③ 当該支出の返還請求	R2.6.29	1	なし	① R2.8.27 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性・不当性はない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
東京都	杉並区	① 区長 ② 違法・不当な政務活動費の支出 ③ 当該支出の返還請求	(R3. 3. 23)	8	R3. 4. 14 陳述書提出	① R3. 5. 14 ② 却下 ③ 適法な住民監査請求に当たらなくなった	無	D	
東京都	豊島区 (一連の請求。 計316件)	① 区長、副区長、担当部長、担当職員、監査委員 ② 違法・不当な訴訟委任契約の締結、補助金の支 出、公文書の捏造等 ③ 訴訟委任契約の解除、給与返還、補助金返還、職 員の懲戒処分等	H30. 12. 12~ R2. 8. 17	2	H31. 1. 6及び18 陳述書提出 (その他機会を与えたが陳 述がなかった。)	① H31. 2. 8~R2. 9. 7 ② 棄却11件、却下201件、却下(除斥) 104件 棄却(当該行政行為に違法、不当な点は認められ ない、請求者が主張する不法行為の事実は認めら れない等) ③ 却下(財務会計上の違法性、不当性の要件を具備 していない) 除斥(監査委員を対象としている。)	無	C : 201件 D : 104件 E : 11件	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(政務活動費勉強会) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	R1. 7. 16	1	R1. 8. 23 口頭陳述	① R2. 10. 20 ② 棄却 ③ 違法不当とは認められない	有	E	16
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等①) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1. 7. 25)	1		① R1. 9. 11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等②) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1. 7. 25)	1		① R1. 9. 11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等③) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1. 7. 25)	1		① R1. 9. 11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等④) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1. 7. 25)	1		① R1. 9. 11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等⑤) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1. 7. 25)	1		① R1. 9. 11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等⑥) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1. 7. 25)	1		① R1. 9. 11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等⑦) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1. 7. 25)	1		① R1. 9. 11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等⑧) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等⑨) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等⑩) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等⑪) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等⑫) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等⑬) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等⑭) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等⑮) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等⑯) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等⑰) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等⑱) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等⑲) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等㉑) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等㉒) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等㉓) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等㉔) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等㉕) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等㉖) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等㉗) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等㉘) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等㉙) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等㉚) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等㉛) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	15	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等㉒) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	無	D	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等㉓) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	無	D	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等㉔) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	無	D	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等㉕) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	無	D	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等㉖) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	無	D	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等㉗) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	無	D	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙運動費用等㉘) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求等	(R1.7.25)	1		① R1.9.11 ② 却下 ③ 請求の理由がない	無	D	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(政務活動費調査旅費) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求	(R1.11.29)	1		① R2.1.9 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	17
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(選挙活動費用) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求	R1.11.29	1	R2.1.14 口頭陳述	① R2.1.31 ② 棄却 ③ 違法不当とは認められない	有	E	18
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(政務活動費週刊誌購入) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求	R1.12.9	1	R2.1.21 口頭陳述	① R2.1.9 ② 棄却 ③ 請求の理由がない	有	E	19
東京都	荒川区	① 区長 ② 中小企業融資制度について ③ 融資制度条件等の改善要求	(R2.9.14)	1		① R2.10.20 ② 却下 ③ 請求の理由がない	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
東京都	荒川区	① 区長 ② 町会会館の使用について ③ 違法不当に支出した公費の返還請求	(R2.9.14)	1		① R2.10.20 ② 却下 ③ 請求の理由がない	無	C	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(政務活動費葉書購入代) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求	(R2.9.14)	1		① R2.10.20 ② 却下 ③ 請求の理由がない	有	D	20
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(政務活動費) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求	R2.9.14	1	R2.10.23 口頭陳述	① R2.11.16 ② 棄却 ③ 違法不当とは認められない	無	E	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(政務活動費) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求	R2.9.14	1	R2.10.23 口頭陳述	① R2.11.16 ② 棄却 ③ 違法不当とは認められない	無	E	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(政務活動費) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求	R2.9.14	1	R2.10.23 口頭陳述	① R2.11.16 ② 棄却 ③ 違法不当とは認められない	無	E	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(政務活動費) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求	R2.9.14	1	R2.10.29 口頭陳述	① R2.11.16 ② 棄却 ③ 違法不当とは認められない	無	E	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(政務活動費視察キャンセル料) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求	R2.9.14	1	R2.10.29 口頭陳述	① R2.11.16 ② 棄却 ③ 違法不当とは認められない	有	E	21
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(政務活動費京都視察) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求	R2.9.14	1	R2.10.29 口頭陳述	① R2.11.16 ② 棄却 ③ 違法不当とは認められない	有	E	22
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(政務活動費調査旅費) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求	(R2.10.12)	1		① R2.11.16 ② 却下 ③ 請求の理由がない	無	D	
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(政務活動費資料購入) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求	R2.10.12	1	R2.11.12 口頭陳述	① R2.12.9 ② 棄却 ③ 違法不当とは認められない	有	E	23
東京都	荒川区	① 区長 ② 違法不当な公費の支出(政務活動費) ③ 違法不当に支出した公費の返還請求	R2.10.26	1	R2.12.4 口頭陳述	① R2.12.22 ② 棄却 ③ 違法不当とは認められない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
東京都	荒川区	① 区長 ② 予算執行の停止及び執行した補助金の返還(再開 発事業) ③ 予算執行の停止及び執行した補助金の返還	R3. 1. 5	3	R3. 2. 8 口頭陳述	① R3. 3. 1 ② 棄却 ③ 請求人の主張は失当である	有	E	24
東京都	荒川区	① 区長 ② 予算執行の停止及び執行した補助金の返還(再開 発事業) ③ 予算執行の停止及び執行した補助金の返還	(R3. 1. 27)	3		① R3. 3. 1 ② 却下 ③ 請求の理由がない	無	B	
東京都	練馬区	① 区長 ② 違法な契約の締結(公共性、社会正義に反す る。) ③ 契約の解除および市長に対する損害賠償請求	H30. 12. 20	1	H31. 1. 4 意見書の提出	① H31. 2. 15 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない。	無	E	
東京都	練馬区	① 教育委員会 ② 違法または不当な財務会計上の行為 ③ PTAによる学校施設占有を認めない。	R2. 2. 17	1	R2. 3. 3 口頭陳述	① R2. 4. 15 ② 棄却 ③ 違法、不当性はない。	無	E	
東京都	練馬区	① 課長 ② 違法な会議費負担金の支出 ③ 会議費負担金の損害補填	(R2. 6. 11)	1		① R2. 6. 25 ② 却下 ③ 期間途過による。	無	B	
東京都	練馬区	① 課長 ② 専門調査員報酬の不当な支出 ③ 不当な支出の損害補填	R2. 7. 2	1	R2. 7. 21 口頭陳述	① R2. 8. 26 ② 棄却 ③ 違法、不当な点はない。	無	E	
東京都	練馬区	① 課長、担当職員 ② 総会出席旅費の支出 ③ 不当な支出の損害補填	(R2. 7. 14)	1		① R2. 7. 27 ② 却下 ③ 期間途過による。	無	D	
東京都	練馬区	① 課長 ② 用紙の購入 ③ 不当な支出の損害補填	(R2. 7. 30)	1		① R2. 8. 26 ② 却下 ③ 違法、不当な点はない。	無	D	
東京都	練馬区	① 課長 ② 昇降機点検等業務委託 ③ 不当な支出の損害補填	(R2. 8. 28)	1		① R2. 9. 25 ② 却下 ③ 違法、不当な点はない。	無	D	
東京都	練馬区	① 課長 ② 小型乗用自動車雇上げ契約 ③ 不当な支出の損害補填	(R2. 10. 26)	1		① R2. 12. 1 ② 却下 ③ 違法、不当な点はない。	無	D	
東京都	練馬区	① 課長 ② 集合住宅の建築の手引きの印刷 ③ 不当な支出の損害補填	(R2. 12. 9)	1		① R3. 1. 25 ② 却下 ③ 違法、不当な点はない。	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
東京都	練馬区	① 課長 ② 建築士事務所登録閲覧システム利用契約 ③ 不当な支出の損害補填	(R2. 12. 9)	1		① R3. 1. 25 ② 却下 ③ 違法、不当な点はない。	無	D	
東京都	練馬区	① 課長 ② 小型乗用自動車雇上げ契約 ③ 不当な支出の損害補填	(R2. 12. 9)	1		① R3. 1. 25 ② 却下 ③ 違法、不当な点はない。	無	D	
東京都	練馬区	① 課長 ② 建築審査会専門調査員報酬の支出 ③ 不当な支出の損害補填	(R3. 1. 4)	1		① R3. 2. 25 ② 却下 ③ 事実を称する書面なし	無	C	
東京都	練馬区	① 課長 ② 建築審査会専門調査員謝礼の支出 ③ 不当な支出の損害補填	(R3. 3. 8)	1		① R3. 4. 26 ② 却下 ③ 違法、不当な点はない。	無	D	
東京都	練馬区	① 建築課、開発調整課、建築審査課 ② 建築基準法気集31冊の購入 ③ 不当な支出の損害補填	(R3. 3. 10)	1		① R3. 4. 26 ② 却下 ③ 違法、不当な点はない。	無	D	
東京都	練馬区	① 環境課 ② 自動車の賃貸借契約 ③ 不当な支出の損害補填	(R3. 3. 15)	1		① R3. 4. 26 ② 却下 ③ 期間途過による。	無	B	
東京都	足立区	① 区長 ② 訪問介護事業者の区への保険事業費不正請求、当 該訪問介護事業者の指定取消し等 ・ 保健事業費等の返還 ③ ・ 訪問介護事業所のサービス費支給停止の 仮処分	H31. 2. 12	1	H31. 3. 11 口頭陳述の機会を与えた が、請求人から欠席の申し 出あり(H31. 2. 26)	① H31. 4. 10 ② 一部棄却、一部却下 サービス費支給停止は理由がない。保健事業費等 の返還は、住民監査請求としての要件を満たして いない。	無	E	
東京都	足立区	① 区長 ② 不当な公金の支出 ③ ・ 不当な公金支出の適正な監査 ・ 令和2年度からの支出停止	R1. 9. 13	1	R1. 10. 15 口頭陳述	① R1. 11. 5 ② 一部棄却、一部却下 補助金の支出は、不当・違法ではない。また、令 和2年度からの支出停止については、要件を満たし ていない。	有	E	25
東京都	葛飾区	① 区長 ② 違法な契約に基づき支払った平成30年度分の放送 受信料 ③ 違法な公金の支出に対する求償措置請求	H30. 10. 29	1	H30. 11. 19 口頭陳述	① H30. 12. 25 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有	E	26
東京都	葛飾区	① 区議会事務局長等 ② 選挙管理委員会の票点検の不良により発生した区 議会臨時会経費等 ③ 区議会臨時会に要した経費の選挙管理委員に対す る求償措置請求等	H31. 4. 10	1	H31. 4. 22 口頭陳述	① R1. 6. 4 ② 棄却 ③ 当該経費を選挙管理委員に求償する理由はない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
東京都	江戸川区	① 区職員 ② 連絡手段としての郵便代の不効率な使用行為 ③ 曖昧な記載で指示(要求)と郵便代の不効率な使用を是正すること	(R2.7.7)	1		① R2.7.28 ② 却下 ③ 当該行為に違法性はない	無	C	
東京都	江戸川区	① 区職員 違法かつ不当な公金の支出(年間単価契約業者への支出は、経済的妥当性を検証することなく同業他社と比較して割高と見られる) ② 全契約の発注金額の経済的妥当性の検証及び区に対する損害賠償請求	(R2.9.9)	1		① R2.10.20 ② 却下 ③ 当該契約に違法性はない	無	C	
東京都	八王子市	① 市長、財務担当課長、介護保険指定及び取消担当課長、介護保険指導監査担当課長、課税担当課長、サービス付き高齢者住宅登録担当課長 ② 事実に基づかない書類に基づいて行われた訪問介護事業所の指定及びサービス付高齢者向け住宅の指定は無効である。 ③ 違法、不当に支出された公金の返還	H31.3.19	1	H31.4.10 口頭陳述 (実施なし)	① R1.5.15 ② 棄却 ③ 当該給付は違法不法とはいえない	有	E	1
東京都	八王子市	① 市長、介護保険課長、生活福祉総務課長、高齢者いきいき課長、指導監査課長 ② 介護サービス事業所の指定は無効であり、指定に伴って支出された市の公金は違法である。 ③ 事業所の指定の無効及び市の公金支出の違法性の確認	(R2.4.10)	2		① R2.5.28 ② 却下 事業所の指定は財務会計上の行為に該当せず、また、当該扶助費について個別具体的に摘示していない	有	C	2
東京都	八王子市	① 市長、都市戦略部長 ② 市の業務ではなく個人の仕事として、勤務時間中に行った文書作成及びFAX送信は違法である。 ③ 違法、不当に支出された公金の返還	(R2.8.11)	1		① R2.9.18 ② 却下 ③ 当該費用の支出月は、監査請求期間を経過している	無	B	
東京都	立川市	① 市長 ② 介護給付費返還 ③ 支払失効停止と介護給付費返還請求	R2.2.10	1	R2.3.19 口頭陳述	① R2.3.30 ② 棄却 ③ 当該支払に違法性はない	有	E	1
東京都	立川市	① 同上 ② 同上 ③ 同上	(R2.1.10)	1		① R2.31 ② 却下 ③ 住民の要件を満たしていない	無	D	
東京都	立川市	① 市長 ② 生活保護費返還 ③ 支払失効停止と生活保護費返還請求	(R2.1.10)	1		① R2.1.31 ② 却下 ③ 住民の要件を満たしていない	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
東京都	武蔵野市	① 市長、副市長、環境部長 ② 特命随意契約における不当行為 ③ 総務省への報告、契約の破棄、当該案件作成の是非の検討からのやり直し	(R2. 3. 24)	1	R2. 4. 24 同28請求人から反論書提出 R2. 5. 13 請求人及び関係人の陳述聴取	① R2. 5. 22 ② 却下 ③ 財務会計上の行為には該当しない	無	C	
東京都	三鷹市	① 市長 ② 市関連施設の全面閉鎖による使用料収入の未収 ③ 損害額の補填と市民・被害団体に対する謝罪	(R2. 1. 6)	1		① R2. 1. 30 ② 却下(不受理) ③ 当該行為(施設の閉鎖)は財産会計上の行為ではない	無	C	
東京都	町田市	① 町田市長及び町田市子ども生活部子育て推進課 ② 違法な方法で補助対象施設数が削減されることについて ③ 要項の廃止	(H30. 10. 9)	1		① H30. 10. 29 ② 却下 ③ 財務会計上の行為とは認められない	無	C	
東京都	町田市	① 町田市長及び監査事務局課長 ② 決算審査意見書の内容について ③ 報酬額の弁償	H31. 2. 18	1		① H31. 3. 11 ② 監査を実施できない ③ 監査委員全員が除斥となり監査を実施できない	無	D	
東京都	町田市	① 市長ほか関係機関 ② 政務調査費及び政務活動費の支出について ③ 返還の請求	(H31. 4. 10)	3		① R1. 5. 10 ② 却下 ③ 請求期限を経過している	無	B	
東京都	町田市	① 市長 ② 政務調査費及び政務活動費の支出について ③ 返還の請求	(R1. 11. 6)	3		① R1. 12. 17 ② 却下 ③ 請求期限を経過している	有	B	1
東京都	小金井市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(条例違反による報酬の一部不払いについて) A、B: 遅延損害金を市長及び関係職員に弁償を求めること C: 違法な行為により生じた経費について返還を求めること ③ D: 市が時効消滅したとしている給付金を支払うこと E: 監査委員が市長及び関係職員を刑事告発すること	H30. 5. 23	2	H30. 6. 11 口頭陳述及び 証拠提出の機会	① H30. 7. 18 ② 一部認容、一部棄却、一部却下 認容: 市長及び前市長へ賠償請求を求める(A、B) 棄却: 理由がないため(C) 却下: 不適法であるため(D、E)	有	F	2

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
東京都	小金井市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(実施規則違反による時間外加算支給について) A:支給済みの給付金について市が債権放棄することが不当である旨を市長へ勧告すること B:実施規則違反の支給分について市長へ損害賠償請求すること ③ C:市への損害を誰がどう埋めるのが適切か判断すること D:市の起案の在り方について監査を求めること E:市が時間外加算分未払い事業者へ指導するよう求めること	R1.6.13	2	R1.7.10 口頭陳述及び 証拠提出の機会	① R1.8.8 ② 一部却下、一部棄却 却下:市議会で議決されたため(A)住民監査請求の要件を欠くため(D、E) 棄却:理由がないため(B、C)	無	E	
東京都	小金井市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(職員による不適切な事務執行について) A:請求書の再発行を相手方に求めるよう市長に勧告すること B:元職員からの請求に基づく支払いを差し止めるよう市長に勧告すること C:不適切な事務執行により生じた損害について元職員に損害賠償請求をするよう市長に勧告すること ③ D: Bの元職員からの請求に基づく支払いをした場合、市長に損害賠償を求めるよう市長に勧告すること E: Cの不適切な事務執行により生じた損害について元職員に損害賠償請求をしない場合、市長に損害賠償を求めるよう市長に勧告すること	R1.11.29	2	R1.12.23 口頭陳述及び 証拠提出の機会	① R2.1.28 ② 一部棄却、一部却下 ③ 棄却:理由がないため(A、B、D) 却下:不合法であるため(C、E)	無	E	
東京都	小平市	① 小平市長 ② 用地の不取得(用地の不取得が違法もしくは不当行為であるか否か。) ③ 財産の取得(公園の設置)、住民との意見交換、開発逃れをさせない市の体制づくり	(R2.1.22)	3	R2.2.12 口頭陳述	① R2.3.10 ② 却下 ③ 期間経過	無	B	
東京都	日野市	① 市長 ② 違法な雇用、賃金支払 ③ 市長に対して損害賠償請求等必要な措置を講じるよう勧告	H31.3.22	2	H31.4.17 新たな証拠の提出及び陳述	① R1.5.16 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	有	E	1
東京都	日野市	① 市長(行政財産所管課長) ② 行政財産使用許可による無料貸出は不当及び違法 ③ 使用料の徴収	R1.7.18	1	R1.8.14 新たな証拠の提出及び陳述	① R1.9.3 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	無	E	
東京都	日野市	① 市長 ② 助成金の不必要な支出 ③ 支払の相手方に対して返還請求等必要な措置を講じるよう勧告	(R2.3.30)	36		① R2.4.8 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為でない	有	C	2

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
東京都	日野市	① 市長 ② 違法な賃金支払(兼業による勤務実態なき賃金の 支払い) ③ 支払の相手方に対して損害賠償請求等必要な措置 を講じるよう勧告	R2. 3. 30	36	R2. 4. 27 新たな証拠の提出及び陳述	① R2. 5. 27 ② 一部容認 ③ 勤務実態のない賃金の支出について返還請求する ことを勧告	有	F	3
東京都	日野市	① 市長 ② 違法な賃金支払(契約に基づかない支払い) ③ 院長、事務長、課長に対して損害賠償請求等必要 な措置を講じるよう勧告	R2. 3. 30	36	R2. 4. 27 新たな証拠の提出及び陳述	① R2. 5. 27 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	有	E	4
東京都	東村山市	① 市長 ② 一部契約不履行のあった相手方への業務委託料の 支出 ③ 相手方に対する業務委託契約金の全額返還請求	H30. 11. 9	8	H30. 12. 6 口頭陳述	① H31. 1. 7 ② 棄却 ③ 契約不履行分の業務委託料は相手方から返還済	有	E	1
東京都	東村山市	① 市長 ② 物品処分のための撤去工事契約の締結 ③ 処分及び契約の中止(物品は公有財産であり処分 は違法不当、随意契約も要件満たさず違法)	R1. 7. 25	7	R1. 8. 20 口頭陳述	① R1. 9. 20 ② 一部却下、一部棄却 ③ 一部却下(公有財産に該当せず要件欠く)、一部 棄却(当該契約に違法性はない)	無	E	
東京都	国分寺市	① 市長及びごみ減量推進課長 ② 不当な契約の締結 ③ 市場相場価格に準じた売却価格に改定すること	H30. 6. 7	1	機会を与えたが陳述を行わ なかった。	① H30. 8. 1 ② 棄却 ③ 当該契約に不当性はない	無	E	
東京都	国分寺市	① 市長 ② 違法な公金支出 ③ 違法に支出した公金の全額を市に返還すること	R1. 7. 19	1	機会を与えたが陳述を行わ なかった。	① R1. 9. 12 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無	E	
東京都	国分寺市	① 市長 ② 前市長に対する不当な債権放棄 ③ 前市長に対する債権放棄を取り消し、和解金及び 法定利息分を請求すること	R1. 10. 30	1	請求人より請求の取下げの 申し出があったため行わな かった。	① R1. 11. 5 ② 取下げ ③ 不明	無	A	
東京都	清瀬市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 上記支出の返還	(H30. 12. 7)	1		① H31. 1. 11 ② 却下 ③ 期間経過	無	B	
東京都	多摩市	① 市長 ② 違法又は不当なH30補助金の支出 ③ 補助金の返還請求	(H30. 11. 12)	1		① H30. 12. 26 ② 却下 ③ 違法又は不当な理由の摘示が不十分	無	D	
東京都	多摩市	① 市長 ② 税充当の改ざん隠ぺい工作 ③ 施策転換、税の用途の将来見通しの再検討	(H30. 12. 25)	1		① H31. 1. 21 ② 却下 ③ 非財務会計行為	無	C	
東京都	多摩市	① 市長 ② 違法又は不当なH30補助金の支出 ③ 補助金の返還請求	(H31. 2. 27)	1		① H31. 3. 26 ② 却下 ③ 違法又は不当な理由の摘示が不十分	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
東京都	多摩市	① 市長 ② 違法な行政財産使用許可 ③ 使用料金の返還請求	(H31. 3. 19)	1		① H31. 4. 25 ② 却下 ③ 理由及び事実証明の未提出	無	D	
東京都	多摩市	① 市長 ② 違法なH30人件費補助金の支出 ③ 補助金の返還請求	(H31. 3. 20)	1		① H31. 4. 25 ② 却下 ③ 理由及び事実証明の未提出	無	D	
東京都	多摩市	① 市長 ② 違法又は不当なH30補助金の支出 ③ 補助金の返還請求	(H31. 3. 25)	1		① H31. 4. 25 ② 却下 ③ 理由及び事実証明の未提出	無	D	
東京都	多摩市	① 市長 ② 違法又は不当なH30補助金の支出 ③ 補助金の返還請求	(R2. 7. 3)	1		① R2. 8. 31 ② 却下 ③ 一年を経過して請求する理由の未提出	無	D	
東京都	多摩市	① 市長 ② 違法又は不当なH31補助金の支出 ③ 補助金の返還請求	(R2. 8. 21)	1		① R2. 10. 19 ② 却下 ③ 理由及び事実証明の未提出	無	D	
東京都	多摩市	① 市長 ② 違法かつ不当なR2補助金の支出 ③ 補助金の返還請求	(R3. 3. 29)	1		① R3. 5. 27 ② 却下 ③ 理由及び事実証明の未提出	無	D	
東京都	羽村市	① 市長 ② 違法な事業に伴う審議会委員への違法な報酬 ③ 市長に対する損害補填請求	(R3. 2. 22)	1		① R3. 4. 1 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を客観的に具備しているとは認められない	無	C	
東京都	羽村市	① 市長 ② 違法な事業に伴う違法な事業費の支出 ③ 本件事業への歳出の凍結	(R3. 3. 2)	3		① R3. 4. 1 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を客観的に具備しているとは認められない	無	C	
東京都	あきる野市	① 市長 ② 違法な契約解除 ③ 市が支出した損害賠償金の請求	R2. 8. 24	1	R2. 10. 5 口頭陳述	① R2. 10. 21 ② 一部棄却一部却下 ③ 契約解除に違法性なし	有	E	1
東京都	瑞穂町	① 選挙管理委員会委員長 ② 違法な行為による損害賠償での債務の発生 ③ 監査請求人への謝罪、職員の懲戒処分、賠償請求	R2. 4. 15	1		① R2. 6. 4 ② 棄却 ③ 不当な財務会計上の行為に該当しない	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
東京都	日の出町	① 教育長及び管理職の3者 ② 町体育施設使用料について、規則に違反して減免し町に損害を与えたに 町体育施設使用料について、不当な手続きによる減免を繰り返したことで町に損害を与えたと主張し減免額に相当する金員を請求	R2. 4. 15	1	R2. 4. 30 口頭陳述	① R2. 6. 3 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	有	E	1	
東京都	御蔵島村	① 村長、総務課長、村議会議員4名 ② 地方税徴収権を行使していない ③ 村長、総務課長、村議会議員4名に対する損害賠償請求	H31. 3. 29	1		① R1. 11. 13 ② 棄却 ③ 期間経過	無	B		
東京都	御蔵島村	① 村長、総務課長、村議会議員4名 ② 違法な契約の締結 ③ 村長、総務課長、村議会議員4名に対する損害賠償請求	H31. 3. 29	1		① R1. 11. 13 ② 棄却 ③ 期間経過	無	B		
東京都	八丈町	① 八丈町消防本部 ② 不適当な支出負担行為 ③ 決算認定を修正するか、的確な支払いの実施	H31. 4. 22	1	R1. 6. 5 口頭陳述	① R1. 6. 12 ② 棄却 ③ 不適当な支出負担行為は認められない	無	E		
計	36団体	538件					有 68件 無 470件			
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結 ③ 公序良俗に反する契約であり無効を求める	(H30. 4. 4)	1		① H30. 4. 25 ② 却下 ③ 請求期限の経過	無	B		
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 負担金の違法又は不当な流用 ③ 補助金の流用の阻止を求める	(H30. 4. 9)	1		① H30. 4. 25 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C		
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 区域線と境界線とが一致していない事実 ③ 道路区域の変更を求める	(H30. 5. 8)	1		① H30. 6. 11 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C		
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実(特定の者への便宜供与であり、不当な会計上の処理である。) ③ 特定の者に無償で提供することを目的とした公金の支出、財産管理を取りやめる是正措置を求める	H30. 8. 1	1	H30. 8. 31 口頭陳述	① H30. 9. 18 ② 勧告 ③ 記者室の使用・管理基準を策定すること	無	F		
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 施設の利用に関して、不正な方法で施設を独占的に利用した行為 ③ 他の利用者が利用できなかったことに対して、損害賠償を求める	(H30. 8. 6)	1		① H30. 8. 27 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 施設の利用者が不当な目的をもって、施設を利用した行為 ③ 他の利用者が利用できなかったことに対して、損害賠償を求める	(H30. 8. 6)	1		① H30. 8. 27 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結 ③ 当該契約は公序良俗に反し無効であり、委託料の返還を求める	H30. 8. 28	1	陳述の希望なし	① H30. 10. 23 ② 棄却 ③ 違法又は不当な契約の締結若しくは公金の支出なし	無	E	
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 市と業者との間で不当な支払いがあること ③ 市が被った損害を補填するよう求める	(H30. 10. 5)	1		① H30. 11. 1 ② 却下 ③ 個別具体的な理由を提示していない	無	D	
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 適確に審査及び調査することなく、3つの地区連合会に補助金を支出したこと ③ 3つの地区連合町内会に公布した地域活動推進費補助金の返還を求める	(H30. 12. 12)	1		① H31. 1. 22 ② 却下 ③ 請求期限の徒過	無	B	
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 市は違法又は不当に高額な契約を締結したこと 不当に高額な対価を支払ったことにより市が被った損害を、相手方に賠償するよう請求することを求める	H31. 1. 23	1 (団体)	H31. 2. 18 口頭陳述	① H31. 3. 14 ② 棄却 ③ 違法又は不当な契約の締結若しくは公金の支出なし	有	E	1
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 協定事業者が違法に業務を行っていること ③ 協定を解除するよう勧告することを求める	(H31. 3. 6)	1		① H31. 4. 9 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 適確に審査及び調査することなく、3つの地区連合会に補助金を支出したこと ③ 3つの地区連合町内会に公布した地域活動推進費補助金の返還を求める	(H31. 3. 8)	1		① H31. 4. 9 ② 却下 ③ 請求期限の徒過	無	B	
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 適確に審査及び調査することなく、3つの地区連合会に補助金を支出したこと ③ 3つの地区連合町内会に公布した地域活動推進費補助金の返還を求める	(H31. 4. 16)	1		① H31. 4. 24 ② 却下 ③ 請求期限の徒過	無	B	
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 適確に審査及び調査することなく、3つの地区連合会に補助金を支出したこと ③ 3つの地区連合町内会に公布した地域活動推進費補助金の返還を求める	R1. 5. 8	1		① R1. 5. 13 ② 請求の取下げ ③ 同内容の請求のため	無	A	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 監査の結果が監査対象部署による虚偽の説明に基づきものであること ③ 無効を求める	(R1. 5. 28)	1		① R1. 6. 17 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 5つの地区連合町内会の補助金申請について、関係書類を適正に調査、審査することなく、補助金を支払ったこと ③ 5つの地区連合町内会に対して不当に支払った地域活動推進費補助金の返還を求める	R1. 6. 4	1	R1. 6. 27 口頭陳述	① R1. 7. 24 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出なし	無	E	
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結 ③ 癒着した契約の無効及び不正取得した金額の返還を求める	(R1. 6. 11)	1		① R1. 6. 27 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 条例等を正しく運用していないことにより、市の景観を劣化させ、市に損害が発生したこと ③ 条例を実効性のあるものにするための、検討会の設置等を求める	(R1. 7. 26)	1		① R1. 8. 26 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の管理 ③ 差押えの解除及び通常の手続通りの公売にかけることを求める	(R1. 9. 26)	1		① R1. 10. 17 ② 却下 ③ 請求期限の徒過	無	B	
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 不当な財産の管理 ③ 不法に設置されている看板の撤去を求める	R1. 11. 15	1	R1. 12. 9 口頭陳述	① R2. 1. 9 ② 棄却 ③ 違法又は不当に財産の管理を怠っているとはいえない	無	E	
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の管理 ③ 差押えの解除及び通常の手続通りの公売にかけることを求める	(R1. 12. 24)	1		① R2. 1. 22 ② 却下 ③ 請求期限の徒過	無	B	
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結等 ③ 市有地を事業者に対して払下げ又は貸与しないことを求める	(R2. 3. 9)	1 (団体)		① R2. 3. 18 ② 却下 ③ 請求内容が将来的なもののため、相当確実性なし	有	D	2
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の処分及び契約の締結 ③ 契約の差止めを求める	R2. 3. 13	2	R2. 4. 7 口頭陳述	① R2. 5. 11 ② 棄却 ③ 違法又は不当な財産の処分に該当しない	有	E	3
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 過料の賦課徴収を求める	(R2. 4. 14)	1		① R2. 5. 11 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 公金の支出 ③ 動画・DVD作成を取りやめ、すでに支出が行われた分については弁済を求める	R2. 6. 12	1	R2. 7. 10 口頭陳述	① R2. 7. 31 ② 棄却 ③ 作成費の支出は、違法又は不当な公金の支出に該当しない	無	E	
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 本来徴収すべき施設賃料を市民に支払うことを求める	R2. 6. 24	2	R2. 7. 17 口頭陳述	① R2. 8. 4 ② 勧告 ③ 適切な対応及び再発防止に向けた実効性のある具体的な対応を求める	無	F	
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 徴収を怠ってきた道路占用料相当額の損害賠償を市長に求める	(R2. 10. 1)	2	R2. 9. 15 口頭陳述	① R2. 10. 15 ② 棄却 ③ 違法又は不当に公金の賦課徴収を怠る事実はない	無	E	
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 減額した道路占用料の再調定・更正決定を行い、道路占用料を徴収することを求める	(R2. 10. 5)	1	R2. 10. 29 口頭陳述	① R2. 11. 24 ② 受理後却下 ③ 請求期限の徒過	無	B	
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 補助金を市に戻戻することを求める	(R2. 10. 14)	1		① R2. 10. 29 ② 却下 ③ 請求期限の徒過	無	B	
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 境界標の設置等を求める	R2. 10. 14	1		① R2. 10. 29 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の処分及び契約の締結 ③ 契約の締結の中止を求める	R3. 3. 8	487	R3. 4. 9 口頭陳述	① R3. 4. 27 ② 棄却 ③ 本件契約の締結は違法又は不当な財務会計上の行為に該当しない	無	E	
神奈川県	川崎市	① 関係職員 市立小中学校における窓サッシ落下防止補修工事32件は、軽易工事に該当せず、かつ、1件で行うべき工事を複数の工事に分割したものであるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に基づき随意契約により契約を締結したことが違法である。 ② 適法に行った契約(一般競争入札若しくは指名競争入札)の場合との差額である市が被った損害を補填するよう勧告することを求める。 ③	H30. 7. 13	1	H30. 8. 3 口頭陳述	① H30. 9. 11 ② 棄却 ③ 軽易工事(随意契約)により執行したことに関し、ただちに違法、不当な事実があるとは認められない	有	E	4

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
神奈川県	川崎市	① 市長及び教育文化会館長 川崎市教育文化会館の使用許可は、市が平成30年3月31日に施行した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン」に反して違法である。また、負担した警備等の諸経費も違法・不当である。 ② ③ 委託費のうち、H30.6.3及びH30.12.2の使用した増額分の支払いを求める。	R1.5.29	1	R1.6.27 口頭陳述	① R1.7.25 ② 棄却 ③ 当該使用許可は違法・不当でない。	無	E	
神奈川県	川崎市	① 市長及び関係職員 ② 東扇島堀込部の埋立は、全く必要のない事業である。 本件事業に伴う工事請負契約及び委託契約計9件の代金の支払いを行わないよう勧告することを求め、仮に、各契約代金の支払いが既に執行されている場合は、市長に対し、各契約相手及び関係職員に執行済みの代金に相当する損害の賠償を請求するよう勧告することを求める。	R1.6.26	4	R1.7.18 口頭陳述	① R1.8.23 ② 棄却 ③ 工事請負契約及び委託契約の費用を支出した市長の判断について、その基礎とされた重要な事実を誤認があるとか、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるとは言えない。	無	E	
神奈川県	川崎市	① 関係職員 平成30年度に市立小学校2校で実施された5件の軽易工事について、随意契約により契約を締結したことが違法である 競争性のある適正な契約金額との差額である損害額を認定し、その損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求める。	R1.10.21	1	R1.11.15 口頭陳述	① R1.12.19 ② 合議不調 ③	有	G	5
神奈川県	川崎市	① 関係職員 平成30年度に市立保育園で実施された2件の軽易工事について、随意契約により契約を締結したことが違法である。 競争性のある適正な契約金額との差額である損害額を認定し、その損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求める。	(R1.10.31)	1		① R1.12.19 ② 却下(受理後) ③ 監査請求期間を徒過しており、要件を欠き、不合法である。	無	B	
神奈川県	川崎市	① 関係職員 平成30年度に少額随意契約の軽易工事として実施した特別養護老人ホームにおける2件の工事について、1件で発注可能な工事を2件の工事に分割して発注・契約した違法性がある。 一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求める。	R1.12.24	1	R2.1.8 口頭陳述	① R2.2.10 ② 棄却 ③ 具体的な損害が生じたとは認められない。	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア（総 括表）にカ ウントした 項目（A～ G）	様式ウ（法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合）の、対 応する事件番号
神奈川県	川崎市	① 関係職員 平成30年度に少額随意契約の軽易工事として実施した区役所における2件の工事について、1件で発注可能な工事を2件の工事に分割して発注・契約した違法性があり、かつ、本件各工事契約締結当時の川崎市軽易工事契約事務取扱規程で定める軽易工事の定義を逸脱した違法性がある。 ② 一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求める。 ③	R2. 1. 10	1	R2. 2. 4 口頭陳述	① R2. 3. 9 ② 棄却（一部却下） ③ 随意契約により執行したことが違法、不当であったとは認められない。	無	E	
神奈川県	川崎市	① 関係職員 平成30年度に少額随意契約の軽易工事として実施した川崎市産業振興会館における2件の工事について、1件で発注可能な工事を2件の工事に分割して発注・契約した違法性があり、かつ、本件各工事契約締結当時の川崎市軽易工事契約事務取扱規程で定める軽易工事の定義を逸脱した違法性がある。 ② 一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求める。 ③	(R2. 1. 24)	1		① R2. 3. 9 ② 却下（不受理） ③ 工事1については監査請求期間を徒過しており、工事2については、川崎市軽易工事契約事務取扱規程で定める軽易工事の定義を逸脱していない。	無	B	
神奈川県	川崎市	① 関係職員 平成30年度に少額随意契約の軽易工事として実施した川崎市青少年の家における2件の工事について、1件で発注可能な工事を2件の工事に分割して発注・契約した違法性がある。 ② 一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求める。 ③	(R2. 1. 24)	1		① R2. 3. 9 ② 却下（不受理） ③ 内容が異なる工事であり、分割して発注・契約した違法性はない。	無	D	
神奈川県	川崎市	① 関係職員 令和元年度に少額随意契約の軽易工事として実施した老人福祉センターにおける2件の工事について、1件で発注可能な工事を2件の工事に分割して発注・契約した違法性がある。 ② 一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求める。 ③	R2. 3. 31	1	R2. 4. 20 口頭陳述	① R2. 5. 29 ② 棄却 ③ 具体的な損害が生じたと認められない。	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
神奈川県	川崎市	① 関係職員 令和元年度に少額随意契約の軽易工事として実施した市立保育園における2件の工事について、1件で発注可能な工事を2件の工事に分割して発注・契約した違法性がある。 ② 一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求める。 ③	R2. 4. 17	1	R2. 5. 11 口頭陳述	① R2. 6. 16 ② 棄却 ③ 具体的な損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。	有	E	6
神奈川県	川崎市	① 関係職員 令和元年度に少額随意契約の軽易工事として実施した市立保育園の2階における2件の工事について、1件で発注可能な工事を2件の工事に分割して発注・契約した違法性がある。また、同保育園の1階における2件の工事について、2階における2件の工事と併せて1件で発注可能な工事を4件の工事に分割して発注・契約した違法性がある。 ② 一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求める。 ③	R2. 4. 17	1	R2. 5. 11 口頭陳述	① R2. 6. 16 ② 棄却 ③ 具体的な損害が生じたと認めるに足りる証拠はない。	有	E	6
神奈川県	川崎市	① 関係職員 令和元年度に少額随意契約の軽易工事として実施した災害倉庫における2件の工事について、1件で発注可能な工事を2件の工事に分割して発注・契約した違法性がある。 ② 一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求める。 ③	R2. 4. 17	1	R2. 5. 11 口頭陳述	① R2. 6. 16 ② 勧告 ③ 工事に係る費用の支出は違法、不当と推認される。	有	F	9
神奈川県	川崎市	① 市長 川崎市議会議員3名及び川崎市議会議員団会派に対して支出した政務活動費が、違法な支出に充てられた。 ② 政務活動費の返還請求権を行使することを川崎市長に対し勧告することを求める。 ③	R2. 5. 29	1	R2. 6. 12 口頭陳述	① R2. 7. 27 ② 棄却 ③ 当該支出は、違法、不当ではない。	有	E	7
神奈川県	川崎市	① 市長、関係職員及び指定管理者 令和元年東日本台風による川崎市市民ミュージアムにおける収蔵品の浸水被害は、市及び指定管理者の違法若しくは不当な財産の管理(又は財産の管理を怠る事実)によるものである。 ② 市の被った損害を賠償させるよう勧告することを求める。 ③	R2. 6. 18	1	R2. 7. 2 口頭陳述	① R2. 8. 17 ② 棄却(一部却下) ③ 市に違法、不当に財産の管理を怠る事実があったとはいえない。なお、指定管理者による怠る事実があったとする点については、自治法第242条の要件を欠き不適法である。	有	E	8

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
神奈川県	川崎市	① 市長 事故により川崎港千鳥町3号係船棧橋に係留され ている船舶を長期にわたり係留させていること及 び係留に係る施設使用料を徴収していないこと について、財産の管理を怠る事実がある。 ② 当該船舶の離岸請求を行うこと及び施設使用料の 未徴収額を損害と認め、市長に請求することを求 める。 ③	R2.9.8	1	R2.10.8 口頭陳述	① R2.11.2 ② 棄却 ③ 当該船舶の離岸請求及び係留に係る施設使用料の 未徴収について、不当に財産の管理を怠る事実 に該当するとはいえない。	有	E	10
神奈川県	川崎市	① 市長 川崎港における海面清掃業務につき、30年以上の 間、随意契約による契約を締結しており、これを 中止すること、また、川崎港港湾区域のうち東扇 島防波堤の外側については清掃を行っていない。 ② 契約金額の半額を返還させること、清掃船に係る ③ 修繕費が高額であり、修繕に係る期間も長期であ るため、これを見直すことを求める。	R2.9.8	1	R2.10.8 口頭陳述	① R2.11.2 ② 棄却(一部却下) ③ 当該海面清掃業務は違法、不当は認められない。 なお、請求人の主張の一部において監査請求期間 を徒過しているものは却下とする。	有	E	11
神奈川県	川崎市	① 市長 市が客船2隻、測量船1隻で行っている川崎港内 ② 巡視業務について、小型船2隻のリースで行えば 年間5,000万円を節減できる。 ③ 節減額を損害と認定して、損害額を請求するこ とを求める。	(R2.9.8)	1		① R2.10.1 ② 却下(不受理) ③ 財務会計行為には当たらない。	有	C	12
神奈川県	川崎市	① 指定なし 市が行っている船舶給水業務について、外国船に 供給した場合、これは輸出取引であるので、外国 ② 船が本市に支払う手数料の消費税が免税され非課 税となるにもかかわらず、本市が受託者(給水事 業者)に支払う費用には消費税を含めて支出して いる。 ③ 消費税相当分を損害と認定し、市が受託者に返還 することを求める。	(R2.9.17)	1		① R2.10.12 ② 却下(不受理) ③ 消費税の課税対象となる取引であると認められ、 船舶給水業務委託に係る支出に違法性、不当性を 認められない。	有	D	13
神奈川県	相模原市	① 市長 違法な公金の支出(国の持続化給付金受給権者であ ② ることを要件とした「相模原市小規模事業者臨時 給付金」の支給は違法) ③ 臨時給付金の支給を中止、国の持続化給付金受給 権者の要件を除外するなど支給要件の是正	R2.6.10	1	R2.7.6 口頭陳述	① R2.8.4 ② 棄却 ③ 当該臨時給付金の支給に違法性はない	無	E	
神奈川県	相模原市	① 市長 不当な公金の支出・契約の履行(市の違法な指示 ② 及び宅地評価により相手方から適法な業務を受け られなかったため、契約の債務の履行は不当) ③ 相手方に契約金の返還を請求	(R2.7.16)	3		① R2.8.12 ② 却下 ③ 監査請求の期間を徒過	有	B	14

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
神奈川県	相模原市	① 市長 違法に財産の管理を怠る事実(保存樹木の指定を されていた旧相原高校敷地内のクスノキについ て、治療を放棄したことは財産の管理を怠る行為 に該当) ② ③ 必要な措置を請求	(R2. 10. 22)	140		① R2. 11. 11 ② 却下 ③ 市の所有に属する財産には当たらない	無	C	
神奈川県	相模原市	① 市長 違法に財産の管理を怠る事実(保存樹木の指定を されていた旧相原高校敷地内のクスノキについ て、治療を放棄したことは財産の管理を怠る行為 に該当) ② ③ 必要な措置を請求	(R2. 10. 22)	1		① R2. 11. 11 ② 却下 ③ 住民監査請求の請求人としての資格を欠く	無	D	
神奈川県	相模原市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(旧相原高校敷地内のク スノキの樹木健康診断費用は違法又は不当) ③ クスノキの樹木診断にかかった費用の返還	(R2. 11. 20)	140		① R2. 12. 25 ② 却下 ③ 監査請求の期間を徒過	有	B	15
神奈川県	相模原市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(旧相原高校敷地内のク スノキの樹木健康診断費用は違法又は不当) ③ クスノキの樹木診断にかかった費用の返還	(R2. 11. 20)	1		① R2. 12. 25 ② 却下 ③ 住民監査請求の請求人としての資格を欠く	有	D	15
神奈川県	横須賀市	① 市長 ② 契約の締結・履行 ③ 契約の解除、市長及び相手方に対する損害賠償請 求	H31. 2. 7	4	H31. 2. 13 口頭陳述	① H31. 3. 25 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有	E	16
神奈川県	横須賀市	① 市長 ② 公金の支出 ③ 市長に対する返還請求	H31. 3. 5	1	H31. 3. 8 口頭陳述	① H31. 4. 18 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無	E	
神奈川県	横須賀市	① 市長 ② 公金の支出 ③ 市長に対する返還請求	H31. 3. 5	1	H31. 3. 20 口頭陳述	① H31. 4. 26 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無	E	
神奈川県	横須賀市	① 市長 ② 公金の支出 ③ 市長に対する返還請求	R1. 8. 16	1	R1. 9. 3 口頭陳述	① R1. 10. 9 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無	E	
神奈川県	横須賀市	① 市長 ② 公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る 事実 ③ 市長及び相手方に対する賦課・徴収及び損害賠償 請求	R3. 1. 7	1		① R3. 2. 17 ② 棄却 ③ 当該公金の賦課・徴収を怠る事実及び財産の管理 を怠る事実には違法性はない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
神奈川県	横須賀市	① 市長 ② 公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、財産の管理を怠る事実 ③ 財産の取得・管理・処分の取消、契約の解除、市長に対する損害賠償請求	R3. 2. 12	1	R3. 3. 2 口頭陳述	① R3. 3. 30 ② 棄却 ③ 当該財産の取得・管理・処分の取消、契約の解除、市長に対する損害賠償請求に違法性はない	有	E	17
神奈川県	横須賀市	① 市長 ② 公金の支出 ③ 市長に対する返還請求	(R3. 2. 22)	1		① R3. 3. 4 ② 却下(不受理) ③ 当該支出に違法性・不当性が具体的に適示されていない	無	D	
神奈川県	横須賀市	① 市長 ② 公金の支出 ③ 市長に対する返還請求	(R3. 2. 22)	2		① R3. 3. 4 ② 却下(不受理) ③ 当該支出に違法性・不当性が具体的に適示されていない	無	D	
神奈川県	平塚市	① 課長 ② 違法・不当な財務会計上の行為が予測される ③ 予防措置	(R1. 7. 29)	1		① R1. 8. 9 ② 却下(不受理) ③ 当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合ではない	無	C	
神奈川県	平塚市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 怠る事実の解消	R1. 10. 15	3	R1. 11. 18 口頭陳述	① R1. 12. 9 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠る事実は認められない	無	E	
神奈川県	平塚市	① 職員 ② 不当な公金の支出 ③ 是正措置、損害補填措置	R1. 11. 19	1	請求人が希望しなかったため未実施	① R2. 1. 14 ② 棄却 ③ 不当な公金の支出とはいえない	無	E	
神奈川県	平塚市	① 市長 ② 違法な財産の管理 ③ 是正措置	(R1. 12. 12)	1		① R2. 1. 14 ② 却下(不受理) ③ 財産の管理に該当しない	有	C	18
神奈川県	平塚市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 損害補填措置	R2. 11. 5	1	R2. 11. 24 口頭陳述	① R2. 12. 21 ② 一部棄却、一部却下 (一部棄却) 不当な公金の支出とはいえない ③ (一部却下) 住民監査請求の対象となる財務会計行為ではない	有	E	19
神奈川県	平塚市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 損害補填措置	(R2. 11. 5)	1	R2. 11. 24 口頭陳述	① R2. 12. 21 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象となる財務会計行為ではない。	有	C	20
神奈川県	平塚市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 損害補填措置	R2. 11. 5	1	R2. 11. 24 口頭陳述	① R2. 12. 21 ② 一部棄却、一部却下 (一部棄却) 違法な公金の支出とはいえない ③ (一部却下) 住民監査請求の対象となる財務会計行為ではない	有	E	21

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
神奈川県	鎌倉市	① 市長 ② 違法な成果品の費用支払い ③ 市長に対し費用の返還要求	H30. 6. 11	1	H30. 7. 2 口頭陳述	① H30. 8. 7 ② 棄却 ③ 支出に違法性はない	無	E	
神奈川県	鎌倉市	① 市長・部長・課長 ② 仕様書が違法 ③ 市長・部長・課長への弁済要求	(H30. 11. 8)	2		① H30. 12. 10 ② 却下(不受理) ③ 違法性がない	有	D	22
神奈川県	鎌倉市	① 市長 ② 不当な業務への委託料支払いは違法 ③ 市長への委託料分返還要求	H31. 4. 16	9	R1. 5. 9 口頭陳述	① R1. 6. 5 ② 棄却 ③ 支出に違法性はない	有	E	23
神奈川県	鎌倉市	① 市長 ② 瑕疵のある業務内容を委託 ③ 市長への弁済要求	R1. 7. 10	1		① R1. 7. 16 ② 取下げ ③ 請求人の変更	無	A	
神奈川県	鎌倉市	① 市長 ② 瑕疵のある業務内容を委託 ③ 市長への弁済要求	R1. 7. 16	2	R1. 8. 20 口頭陳述	① R1. 9. 11 ② 棄却 ③ 違法性がない	有	E	24
神奈川県	鎌倉市	① 市長 ② 不正な業務内容を委託 ③ 市長への弁済要求	(R1. 11. 29)	2		① R2. 1. 16 ② 却下 ③ 再度の請求は対象外	有	D	25
神奈川県	藤沢市	① 市長 ② 違法な支出 ③ 白浜養護学校通学バス運行業務に関する住民監査 請求	H31. 3. 29	1	R1. 5. 22 口頭陳述	① R1. 5. 28 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無	E	
神奈川県	藤沢市	① 市長 ② 違法な支出ほか12件 ③ 自治会費7割負担に関する住民監査請求ほか12件	(R2. 12. 23)	1		① R3. 2. 18 ② 却下 ③ 財務会計行為に当たらない	無	C	
神奈川県	小田原市	① 課長 ② 共催費に係る調定行為及び同共催費に係る歳入処 理。 ③ 納入者を改変して調定何票を起票した理由の開示 及び処理されていない歳入の有無の確認。	(R3. 3. 30)	1		① R3. 4. 15 ② 却下 ③ 地方自治法の定める住民監査請求の要件を具備し ていないため。	無	C	
神奈川県	茅ヶ崎市	① 市長 ② 違法な支出(謝礼金の支払いを法令等の根拠なく 不正に支払われた) ③ 違法な支払いの確認、市長に対する損害賠償請求	(H30. 4. 16)	2	H30. 4. 25 口頭陳述	① H30. 6. 4 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
神奈川県	茅ヶ崎市	① 市長 不当な賦課、徴収、財産の管理を怠る事実(占用料を徴収せずに、市に実質的に占用料相当額の損害を与えた) ② ③ 市長に対する損害賠償請求	R2.10.9	2	R2.10.23 口頭陳述	① R2.11.27 ② 棄却 ③ 占用料を免除したことにより、損害を与えたとは認められない	無	E	
神奈川県	秦野市	① 市長 ② 違法な契約の締結、財産の管理を怠る事実 ③ 違法な事実を是正し、かつ違法な事実の結果として市が被った損害を補填する措置を求める	(R3.2.12)	1	R3.3.12 口頭陳述	① R3.3.29 ② 却下 ③ 本件請求はいずれも不合法である。	無	D	
神奈川県	厚木市	① 職員 ② 海外出張費用が財務会計上の違法な支出をしている ③ 公金の違法又は不当な財務会計上の行為を是正するために必要な措置を請求	H30.5.31	1	H30.7.2 口頭陳述	① H30.7.26 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無	E	
神奈川県	厚木市	① 市長、職員 ② 市長が休日に公用車を不正使用している ③ 市長の「休日での公用車不正使用」に対する監査請求	(H30.11.26)	1		① H30.12.27 ② 却下 ③ 住民監査請求としての要件を欠いている	無	C	
神奈川県	厚木市	① 市長 市長が公用車を私的に使用するのは違法であり、職員に休日出勤させ、休日手当及び時間外手当の支出や公用車の燃料費支出は市の財務会計に損害を与えている ② ③ 市長の公用車私的使用の違法行為の監査を求める。	(H31.1.4)	1		① H31.1.24 ② 却下 ③ 住民監査請求としての要件を欠いている	無	C	
神奈川県	厚木市	① 市長 市長が公用車を私的に使用するのは違法であり、職員に休日出勤させ、休日手当及び時間外手当の支出や公用車の燃料費支出は市の財務会計に損害を与えている ② ③ 市長の公用車私的使用の違法行為の監査を求める。	(H31.1.16)	1		① H31.2.5 ② 却下 ③ 住民監査請求としての要件を欠いている	無	C	
神奈川県	厚木市	① 市長 市長が公用車を私的に使用するのは違法であり、職員に休日出勤させ、休日手当及び時間外手当の支出や公用車の燃料費支出は市の財務会計に損害を与えている ② ③ 市長の公用車私的使用の違法行為の監査を求める。	H31.1.21	1		① H31.2.25 ② 取下げ ③ 請求人の希望	無	A	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
神奈川県	厚木市	① 市長 市長が公用車を私的に使用するのは違法であり、 職員に休日出勤させ、休日手当及び時間外手当の 支出や公用車の燃料費支出は市の財務会計に損害 を与えている ② ③ 市長の公用車私的使用の違法行為の監査を求め る。	(H31.2.6)	1		① H31.3.12 ② 却下 ③ 住民監査請求としての要件を欠いている	無	C		
神奈川県	大和市	① 市職員 ② 財産の管理を怠る事実(市の被った損害を補填す る措置を講じていない。) ③ 市職員に対する損害賠償請求	R1.12.6	1	R2.1.17 口頭陳述	① R2.1.31 ② 棄却 ③ 損害賠償請求権を行使しなくてはならない事実は 見受けられない。	無	E		
神奈川県	大和市	① 市職員 ② 財産の管理を怠る事実(市の被った損害を補填す る措置を講じていない。) ③ 市職員に対する損害賠償請求	R2.5.25	1	R2.7.8 口頭陳述	① R2.7.21 ② 棄却 ③ 損害賠償請求権を行使しなくてはならない事実は 見受けられない。	無	E		
神奈川県	大和市	① 市職員 ② 財産の管理を怠る事実(市の被った損害を補填す る措置を講じていない。) ③ 市職員に対する損害賠償請求	R2.5.27	1	R2.7.8 口頭陳述	① R2.7.21 ② 棄却 ③ 損害賠償請求権を行使しなくてはならない事実は 見受けられない。	無	E		
神奈川県	大和市	① 市長及び市職員 ② 財産の管理を怠る事実(市の被った損害を補填す る措置を講じていない。) ③ 市長及び市職員に対する損害賠償請求	R2.9.2	1	R2.10.7 口頭陳述	① R2.10.29 ② 棄却 ③ 損害賠償請求権を行使しなくてはならない事実は 見受けられない。	有	E	26	
神奈川県	大和市	① 市長及び市職員 ② 財産の管理を怠る事実(市の被った損害を補填す る措置を講じていない。) ③ 市長及び市職員に対する損害賠償請求	R2.10.5	1	R2.11.12 口頭陳述	① R2.12.1 ② 棄却 ③ 損害賠償請求権を行使しなくてはならない事実は 見受けられない。	無	E		
神奈川県	大和市	① 市長及び市職員 ② 財産の管理を怠る事実(市の被った損害を補填す る措置を講じていない。) ③ 市長及び市職員に対する損害賠償請求	R2.10.12	1	R2.11.12 口頭陳述	① R2.12.10 ② 棄却 ③ 損害賠償請求権を行使しなくてはならない事実は 見受けられない。	無	E		
神奈川県	大和市	① 副市長及び市職員 ② 財産の管理を怠る事実(市の被った損害を補填す る措置を講じていない。) ③ 副市長及び市職員に対する損害賠償請求	R3.3.3	1	R3.4.8 口頭陳述	① R3.4.28 ② 棄却 ③ 損害賠償請求権を行使しなくてはならない事実は 見受けられない。	有	E	27	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
神奈川県	伊勢原市	① 部長3名 ② 一般競争入札参加資格基準の内容及びその基準に 基づき契約した工事等の支出 ③ 基準に基づき契約した工事等の支出額と最低制限 価格との差額の賠償	(R2. 11. 4)	1	R2. 12. 14 口頭陳述	① R2. 12. 25 ② 却下 ③ 要件不足による却下	無	C		
神奈川県	座間市	① 不当な公金支出事務を行った職員及び決裁権者 ② 不当な公金の支出(精算後の余剰金を戻入してい ない) ③ 損害額の返還請求	(R3. 3. 3)	1	R3. 3. 30 口頭陳述	① R3. 4. 12 ② 却下 ③ 法第242条第2項に定める期間を経過している	無	B		
神奈川県	葉山町	① 町長 下水道法に基づく措置命令を発することを怠り、 ② 下水道使用料の徴収ができない状態のまま放置し て管理を怠った。 ③ 不当に財産の管理を怠る事実該当するため改め るよう求める	(H30. 4. 13)	1	H30. 5. 10 口頭陳述	① H30. 6. 11 ② 却下 ③ 請求要件を欠き不適法	有	C	28	
神奈川県	葉山町	① 町長 ② 受託者による契約違反 ③ 契約の解除	R2. 2. 18	1	R2. 3. 6 口頭陳述	① R2. 4. 16 ② 却下(一部棄却) ③ 請求要件を欠き不適法(一部違法若しくは不当な 財務会計上の行為とはいえ棄却)	無	E		
神奈川県	葉山町	① 町長 ② 受託者による契約違反 ③ 検査を合格させた職員の処分及び受託費の返還	R2. 3. 13	1	R2. 4. 15 口頭陳述	① R2. 5. 7 ② 却下(一部棄却) ③ 請求要件を欠き不適法(一部違法若しくは不当な 財務会計上の行為とはいえ棄却)	無	E		
神奈川県	大磯町	① 町長、税務課長 ② 固定資産税の非課税措置 ③ 町長他1名への損害賠償請求	R2. 9. 7	1	R2. 10. 13 口頭陳述	① R2. 11. 4 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無	E		
神奈川県	大磯町	① 町長、税務課長2名 ② 固定資産税の課税懈怠 ③ 町長他2名への損害賠償請求	R2. 11. 9	1	R2. 11. 20 口頭陳述	① R2. 12. 21 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無	E		
神奈川県	大磯町	① 町長、税務課長2名 ② 固定資産税の課税懈怠 ③ 町長他2名への損害賠償請求	R3. 2. 25	1		① R3. 4. 20 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無	E		
神奈川県	大磯町	① 町長、税務課長2名 ② 固定資産税の非課税措置 ③ 町長他1名への損害賠償請求	R3. 3. 9	1		① R3. 4. 30 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無	E		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
神奈川県	湯河原町	① 町長、議員、観光課長 住民が税金の執行に対して疑義があれば町長がそれに対して公金の支出をきちんと説明する責任がある。説明できないのは違法・不当な理由があると思われるので必要な措置・勧告を求める。 ③ 不明朗な部分の公金支出に関する領収書・内容の詳細。行程表等を開示するように勧告を求める。	(R1. 11. 18)	1		① R2. 1. 14 ② 却下 ・対象となる人物のうち、議員4名については法第242条に定める要件を満たさない。 ・文書の開示要求は、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為には当たらない。 ・支出命令及び支出負担行為に関する部分は、監査請求期間を徒過した不適法なものである。	無	B	
計	17団体	106件					有 無	30件 76件	
新潟県	新潟市	① 市長 ② 不当な公金の支出 芸術祭と新バスシステムの予算を支出しないよう求める ③	H30. 4. 13	1	H30. 4. 25 口頭陳述	① H30. 5. 29 ② 棄却 ③ 市長の裁量権の逸脱又は濫用は認められない	無	E	
新潟県	新潟市	① 北区建設課長・土木総務課長 ② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実 ③ 法定外公共物の使用者に使用料として損害賠償金を請求する	H30. 5. 10	1	H30. 5. 16 口頭陳述	① H30. 6. 8 ② 棄却 ③ 使用料徴収を違法又は不当に怠っていると認められない	有	E	1
新潟県	新潟市	① 市長 ② 市長の不法行為により市に損害が発生している ③ 市は市長に実行委員会に提出した金額を賠償請求するよう求める	(H30. 9. 4)	1		① H30. 9. 25 ② 却下(不受理) ③ 権利能力なき社団の行為であり地方公共団体の監査委員の権限外	無	D	
新潟県	新潟市	① 広聴相談課長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 違法に支払われた委託料の損害補填を請求するよう求める	H31. 2. 12	1	H31. 2. 28 口頭陳述	① H31. 3. 27 ② 棄却・一部却下 ③ 違法又は不当な公金の支出に当たらない	無	E	
新潟県	新潟市	① 広聴相談課長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 委託契約が適正に履行されるよう改善を求める	(R1. 6. 12)	1		① R1. 8. 5 ② 却下(不受理) ③ 請求の特定を欠いている	無	D	
新潟県	新潟市	① 広聴相談課長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 違法に支払われた委託料の損害補填を請求するよう求める	(R1. 10. 24)	1		① R1. 10. 24 ② 却下(不受理) ③ 一事不再理の原則による不適法な監査請求	無	D	
新潟県	三条市	① 市長 ② 不当な支出 ③ 組織内のコミュニケーション不足から生じた不要の支出であり、市長に対し損害賠償請求	R2. 2. 4	1	R2. 2. 12 口頭陳述	① R2. 3. 23 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有	E	1

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
新潟県	柏崎市	① 市長 ② 委託契約の不当な業者選定(機会均等、公平公正、公明正大、中立、透明性の欠如) ③ 特定1社とした業者選定行為の是正	(R2. 3. 17)	1		① R2. 4. 15 ② 却下 ③ 当該契約に違法性はない	無	D	
新潟県	柏崎市	① 市長 ② 議員の政務活動費を支給せず議員活動を不当に妨害、市に損害を与えた ③ 市に与えた損害の回復と、事務処理の調査	R2. 12. 22	1		① R3. 1. 18 ② 取下げ ③ 理由を明確にしていない	無	A	
新潟県	小千谷市	① 市長、教育長 ② 市職員の不作為等や市職員以外の者による不当行為により市への損失、損害が発生した。 市の損失、損害に対して原因者への損害賠償の請求を行うとともに、改善を求めるもの。	(R2. 12. 10)	1		① R2. 12. 28 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を満たしていないため	無	D	
新潟県	加茂市	① 市長及び総務課長 ② 不当な区長報酬の支出(行政事務は区との契約) ③ 是正と支出額についての損害賠償請求	R1. 7. 17	1	R1. 8. 20 口頭陳述	① R1. 9. 12 ② 棄却 ③ 違法性はない	無	E	
新潟県	見附市	① 職員 ② 違法な入札により与えた損害の賠償 ③ 予算執行職員に対する損害賠償請求	R1. 12. 27	1	R2. 1. 22 口頭陳述	① R2. 2. 21 ② 棄却 ③ 当該入札が無効とまではいえず損害が発生したとはいえない。	有	E	1
新潟県	村上市	① 市長 ② 違法な財産の取得(経年減価等を考慮せず購入) ③ 市長に対する損害の弁償	H30. 6. 5	6	H30. 6. 21 口頭陳述	① H30. 12. 10 ② 棄却 ③ 取得に違法性はない	有	E	1
新潟県	村上市	① 市長 ② 不当な公金の支出(市が費用負担する理由に欠く) ③ 講演会の停止(延期)及び条例の改正(廃止)	(H30. 7. 9)	7		① H30. 7. 18 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に当たらない	無	C	
新潟県	妙高市	① 市長 ② 特定の自治会への市負担金の上乗せ交付 ③ 特定の自治会に対する上乗せ負担金の返還請求	(H30. 11. 9)	1		① H30. 11. 22 ② 却下 ③ 請求期間を途過のため	無	B	
新潟県	上越市	① 市長 ② 違法又は不当な行為 ③ 違法又は不当な行為への調査	(H30. 4. 27)	1		① H30. 6. 8 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を満たしていない	無	C	
新潟県	上越市	① 担当課 ② 違法又は不当な支出 委託契約に係る実施報告書の十分な検収・確認の実施	(R2. 7. 20)	1		① R2. 7. 20 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を満たしていない	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
新潟県	上越市	① 担当職員 ② 違法又は不当な支出 ③ 委託契約に係る実施報告書の十分な検収・確認の実施	(R2. 8. 25)	1		① R2. 9. 29 ② 却下 (不受理) ③ 住民監査請求の要件を満たしていない	無	C	
新潟県	魚沼市	① 市長 ② 瑕疵担保請求 (滞納繰越分) の違法・不法性に関することについて ③ 市長に対する損害賠償請求	H30. 12. 11	1	H30. 12. 12 口頭陳述	① H31. 1. 16 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有	E	1
新潟県	魚沼市	① 市長 ② 瑕疵担保請求 (滞納繰越分) の管理を怠る事実 ③ 市長に対する損害賠償請求	H30. 11. 30	1	H30. 12. 12 口頭陳述	① H31. 1. 16 ② 勧告 ③ 履行を促す対策をH31. 2. 6までに講じること	無	F	
新潟県	魚沼市	① 副市長 ② 維持管理費の不適切支出 ③ 副市長にその費用に利息を付して返還請求	H31. 1. 29	1	H31. 2. 6 口頭陳述	① H31. 3. 22 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無	E	
新潟県	魚沼市	① 市長 ② 瑕疵担保請求 (滞納繰越分) の違法・不当な管理 ③ 市長に対する損害賠償請求	H31. 2. 26	1	H31. 3. 28 口頭陳述	① H31. 4. 25 ② 棄却 ③ 根拠法である民法の規定により不用と判断	無	E	
新潟県	魚沼市	① 市長 ② 危険物除去代の不当な管理 ③ 早急に必要な措置を講じること、市に損害が発生した場合市長に損害賠償請求	R1. 5. 7	1	R1. 6. 12 口頭陳述	① R1. 7. 4 ② 勧告 ③ 債権債務者と文書で債務履行の確認を令和元年7月26日までに行うこと	無	F	
新潟県	魚沼市	① 市長 ② 無償譲渡契約を無効とし、返却を求める ③ 譲渡後の使用時間分の機材損料を市長に対し損害賠償請求	R1. 7. 19	1		① R1. 9. 6 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有	E	2
新潟県	魚沼市	① 市長 ② 斎場建設瑕疵担保請求の不当な管理 ③ 市に損害が発生した場合市長に損害賠償請求	R1. 9. 24	1		① R1. 11. 12 ② 棄却 ③ 不適法	無	E	
新潟県	魚沼市	① 市長 ② 無償譲渡契約を無効とし、返却を求める ③ 譲渡後の使用時間分の機材損料を市長に対し損害賠償請求	(R2. 7. 21)	1		① R2. 9. 15 ② 却下 ③ 不適法	有	D	3
新潟県	魚沼市	① 市長 ② 無償譲渡契約を無効とし、返却を求める ③ 譲渡後の使用時間分の機材損料を前市長に対し損害賠償請求	(R3. 1. 25)	1		① R3. 3. 24 ② 却下 ③ 不適法	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
新潟県	魚沼市	① 市長 ② 無償譲渡契約を無効とし、返却を求める 譲渡後の使用時間分の機材損料を前市長に対し損 害賠償請求	(R3. 1. 26)	1		① R3. 3. 24 ② 却下 ③ 不適法	無	D		
新潟県	魚沼市	① 市長 ② 不当な譲渡であることの確認 ③ 今後は違法な手続きによる物品の無償譲渡を行わ ないことを勧告することを求める	(R3. 1. 27)	1		① R3. 3. 24 ② 却下 ③ 不適法	無	D		
新潟県	魚沼市	① 市長 ② 違法に支出した経費の返還 ③ 経費の返還及び市長給与の減額及び関わった職員 の減給処分	R3. 4. 7	1		① R3. 5. 7 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無	E		
新潟県	魚沼市	① 市長 ② 寄附採納の手続きを破棄し、市に返還する手続き を講じる ③ 寄附採納することは違法な手続きである	(R3. 3. 22)	1		① R3. 5. 17 ② 却下 ③ 不適法	無	D		
新潟県	魚沼市	① 市長 ② 無償譲渡契約の破棄 契約破棄し、その物品を引き上げる措置及び関係 した職員を懲戒処分ならびに違法無償譲渡後の使 用損料を損害賠償請求	(R3. 3. 23)	1		① R3. 5. 7 ② 却下 ③ 請求期間の徒過	無	B		
新潟県	南魚沼市	① 市長 ② 違法に交付された補助金の返還措置を怠る事実 ③ 補助金交付の取り消し、補助金返還措置請求	R3. 2. 2	1	R3. 2. 25 口頭陳述	① R3. 3. 25 ② 棄却 ③ 補助金返還理由なし	無	E		
計	11団体	33件					有 7件 無 26件			
富山県	富山市	① 市長 ② 政務活動費に係る不当利得返還請求権の行使を 怠っている ③ 不当利得返還請求その他必要な措置を講ずること	H30. 7. 20	1		① H30. 9. 14 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無	E		
富山県	富山市	① 市長 ② 政務活動費に係る不当利得返還請求権の行使を 怠っている ③ 不当利得返還請求その他必要な措置を講ずること	H31. 3. 8	1団体	H31. 4. 3 口頭陳述	① H31. 4. 25 ② 一部勧告その他棄却 ③ 請求内容の一部について、市に返還するよう求め るなど必要な措置を講ずること	無	F		
富山県	富山市	① 市長 ② 政務活動費に係る不当利得返還請求権の行使を 怠っている ③ 不当利得返還請求その他必要な措置を講ずること	R2. 1. 28	1	R2. 2. 10 書面陳述	① R2. 3. 26 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無	E		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
富山県	富山市	① 市長 ② 政務活動費に係る不当利得返還請求権の行使を怠っている ③ 不当利得返還請求の行使	R2. 3. 31	2	R2. 4. 20 書面陳述	① R2. 6. 10 ② 一部勧告その他棄却 ③ 請求内容の一部について、市に返還するよう求めるなど必要な措置を講ずること	有	F	1
富山県	富山市	① 市長 ② 違法不当に税の徴収を怠っている ③ 未徴収の税の徴収	(R2. 5. 20)	1		① R2. 6. 8 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
富山県	富山市	① 市長 ② 不当な借上料及び委託料の支払いがあり、契約にも問題がある ③ 不当な支払いの返還請求・是正・停止措置を求める	R2. 7. 15	1団体	R2. 8. 4 口頭陳述	① R2. 9. 11 ② 棄却(一部却下) ③ 請求人の主張には理由がない(却下は、法第242条第1項の要件を欠くため)	無	E	
富山県	高岡市	① 高岡市長 ② 違法な契約の締結 ③ 公金支出の事前差し止め	R2. 1. 22	2	R2. 2. 21 口頭陳述	① R2. 3. 19 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無	E	
富山県	高岡市	① 高岡市土地開発公社理事長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の解除	(R2. 1. 22)	2	R2. 2. 21 口頭陳述	① R2. 3. 19 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象ではない	無	C	
富山県	高岡市	① 高岡市長 ② 公金の不当支出 ③ 不当な公金支出の差し止め	(R2. 3. 9)	2		① R2. 4. 8 ② 却下 ③ 不当行為の事実・根拠等が示されていない	無	D	
富山県	氷見市	① 市長(財産区管理者) ② 違法・不当な公金支出(財産区) ③ 事実確認及び必要な是正措置	H30. 4. 6	1	陳述の機会を与えたが、請求人は欠席した。	① H30. 6. 1 ② 棄却 ③ 公金支出の事実がなく、理由がない	無	E	
富山県	氷見市	① 市長(財産区管理者) ② 財産管理の懈怠行為(財産区) ③ 事実確認及び必要な是正措置	(H30. 4. 9)	1		① H30. 6. 8 ② 却下(不受理) ③ 財産管理を怠っている事実が認められない	無	C	
富山県	氷見市	① 市長(財産区管理者) ② 違法・不当な公金支出(財産区) ③ 事実確認及び必要な是正措置	(H30. 4. 9)	1		① H30. 6. 8 ② 却下(不受理) ③ 損害を被っている事実がない	無	C	
富山県	氷見市	① 市長(財産区管理者) ② 違法・不当な契約締結(財産区) ③ 事実確認及び必要な是正措置	(H30. 4. 19)	1		① H30. 6. 15 ② 却下(不受理) ③ 理由が特定されていない	無	D	
富山県	氷見市	① 市長(財産区管理者) ② 違法・不当な議会審議(財産区) ③ 事実確認及び必要な是正措置	(H30. 4. 19)	1		① H30. 6. 15 ② 却下(不受理) ③ 財務会計行為が特定されていない	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
富山県	氷見市	① 市長(財産区管理者) ② 違法・不当な公金支出(財産区) ③ 事実確認及び必要な是正措置	(H30. 4. 19)	1		① H30. 6. 15 ② 却下(不受理) ③ 違法・不当な公金支出とする理由がない	無	D	
富山県	氷見市	① 市長(財産区管理者) ② 財産管理の懈怠行為(財産区) ③ 事実確認及び必要な是正措置	(H30. 5. 9)	1		① H30. 7. 4 ② 却下(不受理) ③ 個別的、具体的に特定されていない	無	D	
富山県	氷見市	① 市長(財産区管理者) ② 財産管理の懈怠行為(財産区) ③ 事実確認及び必要な是正措置	H30. 7. 5	1	陳述の機会を与えたが、請 求人は欠席した。	① H30. 8. 31 ② 棄却 ③ 財産管理を怠っている事実が認められない	無	E	
富山県	氷見市	① 市長(財産区管理者) ② 財産管理の懈怠行為(財産区) ③ 事実確認及び必要な是正措置	(H30. 7. 29)	1		① H30. 9. 26 ② 却下(不受理) ③ 必要な措置が講じられており、監査を行う必要が ない	無	D	
富山県	氷見市	① 市長(財産区管理者) ② 損害発生事実の確認(財産区) ③ 事実確認及び必要な是正措置	(H30. 7. 29)	1		① H30. 9. 26 ② 却下(不受理) ③ 支出期日等が特定されていない	無	B	
富山県	氷見市	① 市長(財産区管理者) ② 違法・不当な契約締結(財産区) ③ 事実確認及び必要な是正措置	(H30. 9. 4)	1		① H30. 10. 30 ② 却下(不受理) ③ 違法、不当とする理由が示されていない	無	C	
富山県	氷見市	① 市長(財産区管理者) ② 違法・不当な公金支出(財産区) ③ 事実確認及び必要な是正措置	R1. 11. 18	1		① R1. 12. 2 ② 取下げ ③ 請求者からの申し出による	無	A	
富山県	氷見市	① 市長(財産区管理者) ② 違法・不当な公金支出(財産区) ③ 事実確認及び氷見市に対する損害賠償措置	R1. 11. 26	1		① R1. 12. 2 ② 取下げ ③ 請求者からの申し出による	無	A	
富山県	小矢部市	① 市長 ② 指定管理業務に対する検査監督の不作為 ③ 指定管理者から契約不履行分の指定管理料返還請 求	(H30. 6. 14)	1		① H30. 8. 10 ② 却下(不受理) ③ 期間経過	有	B	1
計	4団体	23件					有 無	2件 21件	
石川県	金沢市	① 市長 ② 交付した政務活動費の公金支出が目的外であり違 法支出である。 ③ 政務活動費のうち違法な公金支出について返還す るよう勧告することを求める。	H31. 2. 25	1	H31. 3. 4 口頭陳述	① H31. 4. 4 ② 棄却 ③ 返還すべき額が認められない。	有	E	1

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
石川県	金沢市	① 市長 ② 交付した政務活動費の公金支出が目的外であり違法支出である。 ③ 政務活動費のうち違法な公金支出について返還するよう勧告することを求める。	R2. 2. 25	1	R2. 3. 2 口頭陳述	① R2. 4. 3 ② 棄却 ③ 返還すべき額が認められない。	有	E	2
石川県	金沢市	① 市長 金沢市のガス・発電事業譲渡民営化に係る業務委託先選定手続は公平・公正な公募としての条件を欠き、その高額の業務委託費の支出は内容の適正性に関わる説明がなく、当該業務委託契約の妥当性に疑問を生じさせるものである。 ② ③ 相手方との当該業務委託契約に基づく公金支出を停止するよう求める。	R2. 11. 25	1	R2. 12. 3 口頭陳述	① R2. 12. 25 ② 棄却 ③ 当該業務委託契約が違法又は不当なものとは認められない。	無	E	
石川県	珠洲市	① 市長 ② 不当な負担金支出(負担金の使用状況を監査していない) ③ 負担金相当額の返還	(R1. 12. 4)	1		① R1. 12. 20 ② 却下(不受理) ③ 請求要件を満たしていない	有	D	3
石川県	加賀市	① 市長 ② 旅費等の支出 ③ 公務外の支出であるとして返還を求めた。	R2. 3. 26	4	R2. 4. 14 口頭陳述	① R2. 5. 21 ② 棄却 ③ 支出に違法もくしは不当なし	無	E	
石川県	加賀市	① 市長 ② 旅費等の支出 ③ 公務外の支出で額が過大として返還を求めた。	R2. 7. 27	4	R2. 8. 13 口頭陳述	① R2. 9. 23 ② 棄却 ③ 支出に違法もくしは不当なし	無	E	
石川県	加賀市	① 市長 ② 補助金の認定 ③ 補助金決定が違法とし地元負担の返還を求めた。	R2. 7. 28	1	R2. 8. 31 口頭陳述	① R2. 9. 24 ② 棄却 ③ 支出に違法もくしは不当なし	無	E	
石川県	中能登町	① 町長 ② 法第242条による請求対象外 ③ 公共施設の解体事業の契約は不当のため、解体中止の措置請求。	(H30. 6. 15)	2		① H30. 8. 21 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠くため	無	C	
石川県	中能登町	① 町長 ② 法第242条による請求対象外 ③ 選挙ポスター掲示板の契約は、不当・不正な公金の支出のため、支払い停止の措置請求。	(H30. 6. 27)	2		① H30. 8. 27 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠くため	無	C	
石川県	中能登町	① 町長 ② 法第242条による請求対象外 ③ 排水ポンプの契約の是正、町長と業者は町に損害額を返還すべき旨の措置請求。	(R1. 8. 1)	2		① R1. 9. 20 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠くため	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
石川県	中能登町	① 町長 ② 違法・不当な財務会計行為・公金の支出(不要な 測量調査に係る調査費の支払い、分担金の徴収) ③ 測量調査に係る分担金の徴収取止め、工事中 止、調査費等の返還の措置請求。	R2. 2. 25	1	R2. 3. 26 口頭陳述	① R2. 4. 21 ② 棄却 ③ 当該測量調査は違法・不当ではないため	無	E		
石川県	中能登町	① 町長 ② 法第242条による請求対象外 ③ 上記調査に係る地元負担金は、違法・不当な賦課 のため地元へ還付すべき旨の措置請求。	(R2. 5. 13)	1		① R2. 5. 28 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠くため(一事不再理)	無	C		
石川県	中能登町	① 町長 ② 法第242条による請求対象外 ③ 上記調査に係る地元負担金は、違法・不当な賦課 のため地元へ還付すべき旨の措置請求。	(R2. 6. 2)	1		① R2. 6. 22 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠くため(一事不再理)	無	C		
石川県	中能登町	① 町長 ② 法第242条による請求対象外 ③ 上記調査に係る地元負担金は、違法・不当な賦課 のため地元へ還付すべき旨の措置請求。	(R2. 7. 15)	1		① R2. 9. 10 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠くため(一事不再理)	無	C		
石川県	中能登町	① 町長 ② 法第242条による請求対象外 ③ 上記調査に係る地元負担金は、違法・不当な賦課 のため地元へ還付すべき旨の措置請求。	(R2. 10. 5)	1		① R2. 12. 1 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠くため(一事不再理)	無	C		
石川県	中能登町	① 町長 ② 法第242条による請求対象外 ③ 工事に係る不当な工期延長は契約違反のため、町 長等は違約金を町に支払うべき旨の措置請求。	(R3. 1. 21)	1		① R3. 3. 24 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠くため	無	C		
石川県	中能登町	① 町長 ② 法第242条による請求対象外 ③ 地区施設利用に伴う補助金等の返還、町長・当該 公務員等の行政罰及び刑事告発の措置請求。	(R3. 1. 25)	1		① R3. 3. 24 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠くため	無	C		
石川県	中能登町	① 町長 ② 法第242条による請求対象外 ③ 工事の不公正な入札、不当な契約のため、町長等 の行政罰・刑事告発の措置請求。	(R3. 2. 5)	1		① R3. 3. 24 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠くため	無	C		
計	4団体	18件					有 無	3件 15件		
福井県	福井市	① 市長 ② 怠る事実 ③ 事務の適正化	(H30. 5. 28)	1		① H30. 6. 27 ② 却下 ③ 要件不備	無	C		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
福井県	福井市	① 市長 ② 怠る事実 ③ 職員に対し、処分をすることを求める措置の請求	(H30.6.27)	1		① H30.7.18 ② 却下 ③ 請求期間途過	無	B	
福井県	敦賀市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 前指定管理者に対する不当に支出した公金の返還 請求、現指定管理者に対する支払い	(R1.8.28)	1		① R1.9.10 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を満たしていない。	無	D	
福井県	大野市	① 市長 ② 財産取得経緯の不透明さ、公共事業の費用対効果 ③ 財産取得経緯の調査、公共事業の費用対効果の検 討	(R2.1.9)	1		① R2.1.15 ② 却下 ③ 住民監査請求に該当しない	無	C	
計	3団体	4件					有 無	0件 4件	
山梨県	甲府市	① 市長 ② 甲府市職員措置請求(求償を怠る事実) パワー・ハラスメント行為等の不法行為に対し、 甲府地方裁判所民事部において、判決の下った損 害賠償金について、甲府市は国家賠償法第1条第 2項の規定により求償権を有することから、甲府 市に発生した損害を被告人に対し求償すべきであ る。	R2.11.6	1	R2.11.27 口頭陳述	① R2.12.28 ② 棄却 ③ 請求者の主張には理由が無いものと判断	有	E	1
山梨県	富士吉田市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 懲戒免職処分に伴う弁護士費用等の支出が公金の 不当支出にあたる	R2.6.29	1		① R2.8.18 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無	E	
山梨県	南アルプス市	① 市長・担当部長・担当課長 ② 実施設計費用の水増し ③ 市長・担当部長・担当課長に対する損害賠償請求	(R1.10.28)	1		① R1.12.6 ② 却下 ③ 書類の添付不足	無	D	
山梨県	南アルプス市	① 市長 ② 実施設計費用の水増し ③ 市長に対する損害賠償請求	(R2.9.25)	139		① R2.10.27 ② 却下 ③ 請求期限を過ぎている	有	B	1
山梨県	北杜市	① 市長 ② 地方自治法242条第1項に係る請求措置 ③ 昭和51年度の開発事業で締結した協定内容を市 が履行していない	(R2.1.15)	2		① R2.3.13 ② 却下 ③ 地方自治法第242条に基づく所定の要件を欠く ため	無	C	
山梨県	上野原市	① 市長 ② 違法な公金の支出(弁護士選定において合理性を 欠く。) ③ 公金支出の返還、差し止め	R1.10.29	1	R1.11.18 口頭陳述	① R1.12.19 ② 棄却 ③ 当該公金支出に違法性はない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
計	5団体	6件					有 2件 無 4件		
長野県	松本市	① 市長 ② 公金の支出 ③ 違法な公金支出の中止	H30. 5. 18	33	H30. 6. 5 口頭陳述	① H30. 7. 13 ② 棄却 ③ 重大で明白な違法・不当があったとはいえない	有	E	1
長野県	松本市	① 市長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 国民健康保険税徴収における、担当課の統合と、 税法等に基づいた滞納整理(処分)の実施	(H31. 2. 20)	1		① H31. 3. 25 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備していない	無	D	
長野県	松本市	① 市長 ② 公金の支出 ③ 違法な公金支出の中止	R1. 6. 26	23	R1. 7. 5 口頭陳述	① R1. 8. 21 ② 棄却 ③ 重大で明白な違法・不当があったとはいえない	有	E	2
長野県	松本市	① 市長 ② 公金の支出、契約の締結又は履行 ③ 契約の見直し、委託料の支出中止	(R2. 10. 22)	1		① R2. 12. 18 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備していない	無	C	
長野県	諏訪市	① 市長 ② 不当な公金の支出(財産の取得等に係る費用が過 大である。) ③ 費用負担の是正	R2. 10. 12	1	R2. 11. 6 口頭陳述	① R2. 11. 27 ② 棄却 ③ 当該公金の支出に不当性はない	無	E	
長野県	諏訪市	① 市長 ② 不当な業務委託契約の締結(積算根拠、契約金 額、設計書の単価の裏づけを欠く。) ③ 業務委託金額・内容の是正	R2. 10. 12	1	R2. 11. 6 口頭陳述	① R2. 11. 27 ② 棄却 ③ 当該業務委託契約に不当性はない	無	E	
長野県	須坂市	① 市長 ② 財産(土地)の処分 ③ 自らの土地への導線の確保	(R2. 3. 23)	1		① R2. 5. 13 ② 却下(不受理) ③ 請求の要件を欠くもの	無	D	
長野県	小諸市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 認定外道路を通行可能にする、相手方への告訴、 道路占用料の徴収	(R1. 6. 20)	1		① R1. 6. 28 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を具備していない	無	D	
長野県	大町市	① 市長 ② 財産の管理を怠る行為 ③ 不法占用の中止、原状回復	R3. 2. 19	1	陳述希望なし	① R3. 3. 18 ② 棄却 ③ 財産管理を怠る行為ではない	無	E	
長野県	塩尻市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の解除	(H30. 6. 26)	4		① H30. 8. 24 ② 却下 ③ 当該行為のあった日から1年が経過したため	無	B	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
長野県	富士見町	① 町長 ② 町有地の所有権移転(不正に移転された) ③ 所有権移転の是正	R1. 5. 23	3		① R1. 6. 20 ② 棄却 ③ 請求期限を経過している	無	B	
長野県	南箕輪村	① 村長 ② 交通事故によるカーブミラー破損処理及び再設置 費用の損害賠償請求 ③ 相手方に対する損害賠償請求	R3. 3. 10	1	R3. 3. 22 口頭陳述	① R3. 4. 1 ② 棄却 ③ 損害賠償を怠っているという事実はない	無	E	
長野県	松川町	① 町長及び当時総務課長(現在副町長) ② 違法かつ不正な退職金の支払・受給 ③ 町長及び当時総務課長(現在副町長)に対する損 害賠償請求	(H30. 4. 4)	6		① H30. 5. 16 ② 却下 ③ 町の財務会計行為と言えず不適法	無	C	
長野県	松川町	① 町長及び関係職員 ② 競争入札における不公正な手続き及び不当に高い 価額での請負契約の締結 ③ 町の被った損害を補填するために必要な措置を講 ずるよう勧告することの請求	(R1. 12. 12)	6		① R2. 1. 14 ② 却下 ③ 客観的な根拠がないため不適法	有	D	3
長野県	阿智村	① 村長 ② 本谷園原財産区への補助金の支払遅延による損害 ③ 支払遅延期間に対して遅延金の請求	(H30. 8. 27)	1		① H30. 9. 25 ② 却下 ③ 村が損害を被っていないため監査請求の対象では ない	無	D	
長野県	松川村	① 村長 ② 村商工会が事業主体の新型コロナウイルス感染症 対策給付金事業 ③ 追加の給付、村長に対する処分請求	(R2. 7. 13)	2		① R2. 8. 13 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
長野県	小谷村	① 小谷村監査委員会 ② 不当な公金の支出 ③ 金員の返還あるいは賠償請求	H31. 4. 4	46	H31. 4. 23 口頭及び意見陳述書	① R1. 5. 30 ② 棄却 ③ 不当性、違法性はない	無	E	
長野県	信濃町	① 町長及び担当職員 ② 公金支出の違法・不当 ③ 支出額の返還、必要な措置勧告の要求	R1. 11. 11	1	R1. 11. 22 口頭陳述	① R1. 12. 26 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無	E	
長野県	信濃町	① 町長及び担当職員 ② 違法な補助金運用・町有財産の適正な貸借 ③ 補助金の返還・町有財産の適正な委託管理	R2. 1. 7	1	R2. 1. 30 口頭陳述	① R2. 2. 20 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無	E	
計	13団体	19件					有 3件 無 16件		
岐阜県	岐阜市	① 市長 市が自治会連合会に支払った市広報誌等配布手 数料が実際に広報誌を配布している単位自治会に満 額支払われていない ③ 市広報誌等配布手数料の積算根拠、自治会連合会 の支払状況を明らかにすることを請求	(R1. 10. 31)	1		① R1. 11. 13 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でないとしたもの	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岐阜県	岐阜市	① 教育長 ② みんなの森 ぎふメディアコスモス館長兼市立図書館長の公募に要した費用の返還請求 ③ 公募に要した費用の返還	R3. 2. 18	1	R3. 3. 10 口頭陳述	① R3. 4. 15 ② 棄却 ③ 不当な支出であるとは認められない	無	E	
岐阜県	関市	① 市長 工事請負業者、建築コンサルタント業者と平成29年度から令和元年度にかけて行われた300万円以上の入札について、継続的に業者間で談合が行われてきた疑いがある。入札参加者間で公正な競争が行われていた場合に形成されたであろう正常な落札価格と比較して不当に高い価格で落札がされ市に損害を与えた。 ② 市に損害を与えた各落札者に対し、不法行為に基づく損害賠償請求をすべきであるにもかかわらずその請求を怠っていることから必要な措置を求める。 ③	R2. 5. 19	1	R2. 6. 12 口頭陳述	① R2. 7. 15 ② 棄却 ③ 各入札において談合があったと認めるに足る事実が確認できなかったことにより、談合による市の損害は認められない。	無	E	
岐阜県	中津川市	① 市長 ② 消防団員に対する出動手当の過払い ③ 消防団に対し過払金の返還請求	H30. 7. 19	1	H30. 8. 9 口頭陳述	① H30. 9. 13 ② 認容 警報発令による自宅待機について、出勤記録簿等による記録がなく、待機をした根拠が確認できなかったため、証明できる明確な資料が提示されない限り、出動手当を支給することは不相当と解する。 ③	有	F	1
岐阜県	中津川市	① 市長 ② 消防団員に対する運用基準外の出動手当の支払及びそれに伴う過払い ③ 消防団に対し過払金の返還請求	R2. 10. 16	1	R2. 11. 13 口頭陳述	① R2. 12. 15 ② 一部認容、一部棄却 【認容】 運用基準に当てはまらない支払いについては不相当と解する。 ③ 【棄却】 運用基準内「その他」の項目に当てはまる支払いについては適当と解する。	有	F	2
岐阜県	飛騨市	① 市長 ② 施設の目的外使用。 不当に行政財産としていること ③ 目的外使用の差止または目的外使用料の普通財産にすること	R1. 10. 24	1	希望されなかった	① R1. 12. 18 ② 棄却及び一部却下 ③ 違法性が無く理由が無い 財務会計上の行為ではない	無	E	
岐阜県	飛騨市	① 市長 ② 固定資産の評価に対する不服 ③ 地目認定の是正・行政改善・遡及返還	(R2. 9. 30)	1	希望されなかった	① R2. 10. 30 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
岐阜県	飛騨市	① 市長 ② 農地転用許可事務が適切に行われていない ③ 許可の検証と取り消し	(R2. 11. 10)	1	希望されなかった	① R2. 11. 20 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岐阜県	海津市	① 市長及び職員 ② 不当な公金支出 ③ 損害の補填等	H30. 4. 27	1	H30. 5. 7 陳述の機会を与えたが、行 わないとの回答	① H30. 6. 5 ② 棄却 ③ 不正な公金の支出でない	有	E	3
岐阜県	海津市	① 市長及び職員、施工業者 ② 不適切な公金の支出 ③ 官製談話が疑われる入札	R2. 2. 19	1	R2. 3. 11 口頭陳述	① R2. 4. 6 ② 棄却 ③ 適法かつ適正な契約である	無	E	
岐阜県	海津市	① 市長及び職員 ② 不当な公金支出 ③ 損害の補填等	(R2. 3. 3)	1	R2. 3. 11 口頭陳述	① R2. 4. 6 ② 却下 ③ 要件に不適	無	C	
岐阜県	海津市	① 市長及び職員、施工業者 ② 不適切な公金の支出 ③ 損害の補填等	R2. 6. 8	1	R2. 6. 18 口頭陳述	① R2. 7. 16 ② 勧告 ③ 2か月以内に所要の措置を講じる	無	F	
岐阜県	神戸町	① 町長 ② 神戸町南部土地改良区の運営 ③ 神戸町南部土地改良区の解散	(H30. 4. 24)	1		① H30. 5. 30 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でないとしたもの	無	C	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利 用) ③ 町長に対する損害補填	(H30. 4. 2)	1	H30. 4. 17 口頭陳述	① H30. 6. 1 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利 用) ③ 町長に対する損害補填	(H30. 4. 2)	1	H30. 4. 17 口頭陳述	① H30. 6. 1 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利 用) ③ 町長に対する損害補填	H30. 4. 2	1	H30. 4. 17 口頭陳述	① H30. 6. 1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	有	E	4
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利 用) ③ 町長に対する損害補填	(H30. 4. 16)	1	H30. 5. 10 口頭陳述	① H30. 6. 15 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利 用) ③ 町長に対する損害補填	(H30. 4. 16)	1	H30. 5. 10 口頭陳述	① H30. 6. 15 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利 用) ③ 町長に対する損害補填	H30. 4. 16	1	H30. 5. 10 口頭陳述	① H30. 6. 15 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	(H30.4.16)	1	H30.5.10 口頭陳述	① H30.6.15 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	(H30.4.18)	1	H30.5.10 口頭陳述	① H30.6.15 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	(H30.4.18)	1	H30.5.10 口頭陳述	① H30.6.15 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	(H30.4.18)	1	H30.5.10 口頭陳述	① H30.6.15 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H30.4.18	1	H30.5.10 口頭陳述	① H30.6.15 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(社会通念上の範囲を超えた支出) ③ 町長に対する損害補填	H30.4.26	1	H30.5.17 口頭陳述	① H30.7.6 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	(H30.4.26)	1	H30.5.17 口頭陳述	① H30.7.6 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	(H30.4.27)	1	H30.5.17 口頭陳述	① H30.6.25 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	(H30.4.27)	1	H30.5.17 口頭陳述	① H30.6.25 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	(H30.4.27)	1	H30.5.17 口頭陳述	① H30.6.25 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	(H30.4.27)	1	H30.5.17 口頭陳述	① H30.6.25 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	(H30.4.27)	1	H30.5.17 口頭陳述	① H30.6.25 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	(H30.4.27)	1	H30.5.17 口頭陳述	① H30.6.25 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	有	D	5
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	(H30.4.27)	1	H30.5.17 口頭陳述	① H30.6.25 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	有	D	5
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	(H30.4.27)	1	H30.5.17 口頭陳述	① H30.6.25 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	(H30.5.14)	1	H30.6.6 口頭陳述	① H30.7.12 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な契約の締結(契約無効による賃料返還に基づく損害補填) ③ 町長に対する損害補填	H30.6.1	1	H30.6.18 口頭陳述	① H30.7.31 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出は存在しない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H30.6.12	1	H30.7.6 口頭陳述	① H30.8.10 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H30.6.12	1	H30.7.6 口頭陳述	① H30.8.10 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出は存在しない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H30.7.20	1	H30.8.13 口頭陳述	① H30.9.18 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な費用弁償の支出(消防団員に対する法的根拠の無い支出) ③ 町長に対する損害補填	H30.7.23	1	H30.8.13 口頭陳述	① H30.9.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な契約の締結(契約無効による賃料未収に基づく損害補填) ③ 町長に対する損害補填	H30.8.8	1	H30.8.23 口頭陳述	① H30.10.5 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 賃料債権の不作為(未収賃料に基づく損害補填) ③ 町長に対する損害補填	H30.8.8	1	H30.8.23 口頭陳述	① H30.10.5 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(社会通念上の範囲を超えた支出) ③ 町長に対する損害補填	H30.8.13	1	H30.9.4 口頭陳述	① H30.10.12 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(社会通念上の範囲を超えた支出) ③ 町長に対する損害補填	H30.9.5	1	H30.10.3 口頭陳述	① H30.10.31 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H30.9.11	1	H30.10.3 口頭陳述	① H30.10.31 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H30.9.18	1	H30.10.3 口頭陳述	① H30.10.31 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H30.9.18	1	H30.10.3 口頭陳述	① H30.10.31 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H30.9.20	1	H30.10.10 口頭陳述	① H30.10.31 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(社会通念上の範囲を超えた支出) ③ 町長に対する損害補填	H30.10.5	1	H30.10.29 口頭陳述	① H30.11.26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H30.10.5	1	H30.10.29 口頭陳述	① H30.12.4 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H30.10.7	1	H30.10.29 口頭陳述	① H30.11.13 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(費用弁償に係る未払利息) ③ 町長に対する支払請求	(H30.10.14)	1		① H30.10.19 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H30.10.30	1	H30.11.26 口頭陳述	① H30.12.12 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H30.11.3	1	H30.11.26 口頭陳述	① H30.12.12 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(食糧費の返金に係る未払利息) ③ 町長に対する損害補填	H30.11.4	1	H30.11.26 口頭陳述	① H30.12.28 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H30.11.7	1	H30.11.26 口頭陳述	① H30.12.12 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H30.11.7	1	H30.11.26 口頭陳述	① H30.12.12 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(不必要な食事代の返還請求) ③ 町長に対する返還請求	H30.11.10	1	H30.11.26 口頭陳述	① H30.12.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H30.11.15	1	H30.12.11 口頭陳述	① H30.12.28 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H30.11.23	1	H30.12.11 口頭陳述	① H30.12.28 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H30.11.24	1	H30.12.11 口頭陳述	① H30.12.28 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な公金の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H30.12.8	1	H30.12.27 口頭陳述	① H31.2.6 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H30.12.13	1	H31.1.10 口頭陳述	① H31.2.6 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な公金の支出(不必要な手土産代の損害補填) ③ 町長に対する損害補填	H30.12.21	1	H31.1.10 口頭陳述	① H31.2.6 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な公金の支出(不必要な手土産代の損害補填) ③ 町長に対する損害補填	H30.12.21	1	H31.1.10 口頭陳述	① H31.2.6 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な公金の支出(不必要な手土産代の損害補填) ③ 町長に対する損害補填	H30.12.21	1	H31.1.10 口頭陳述	① H31.2.6 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H30.12.23	1	H31.1.10 口頭陳述	① H31.2.6 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H30.12.24	1	H31.1.10 口頭陳述	① H31.2.6 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H31.1.20	1	H31.2.5 口頭陳述	① H31.3.5 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な消耗品費の支出(公務の裏付けを欠く利 用) ③ 町長に対する損害補填	H31.1.24	1	H31.2.5 口頭陳述	① H31.3.5 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な公金の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H31.1.24	1	H31.2.5 口頭陳述	① H31.3.5 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利 用) ③ 町長に対する損害補填	H31.2.7	1	H31.3.1 口頭陳述	① H31.3.5 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H31.2.14	1	H31.3.1 口頭陳述	① H31.3.5 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H31.2.21	1	H31.3.13 口頭陳述	① H31.3.26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な消耗品費の支出(公務の裏付けを欠く利 用) ③ 町長に対する損害補填	H31.2.21	1	H31.3.13 口頭陳述	① H31.3.26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H31.2.21	1	H31.3.13 口頭陳述	① H31.3.26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H31.2.21	1	H31.3.13 口頭陳述	① H31.3.26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H31.2.21	1	H31.3.1 口頭陳述	① H31.3.26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H31.3.30	1	H31.4.18 口頭陳述	① H31.4.23 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	H31.4.13	1	H31.4.25 口頭陳述	① H31.4.25 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な公金の支出(違法な行政行為に係る支出全てについての損害賠償請求) ③ 町長に対する損害補填	H31.4.25	1	R1.5.20 口頭陳述	① R1.5.27 ② 一部却下、一部棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.5.1	1	R1.5.20 口頭陳述	① R1.5.27 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.5.7	1	R1.5.20 口頭陳述	① R1.5.27 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(タクシー代の返金に係る未払利息) ③ 町長に対する損害補填	R1.5.8	1	R1.5.20 口頭陳述	① R1.5.27 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(タクシー代の返金に係る未払利息) ③ 町長に対する損害補填	R1.5.9	1	R1.5.20 口頭陳述	① R1.5.27 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(タクシー代の返金に係る未払利息) ③ 町長に対する損害補填	R1.5.10	1	R1.5.27 口頭陳述	① R1.5.27 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(タクシー代の返金に係る未払利息) ③ 町長に対する損害補填	R1.5.13	1	R1.5.27 口頭陳述	① R1.5.27 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(タクシー代の返金に係る未払利息) ③ 町長に対する損害補填	R1.5.15	1	R1.5.27 口頭陳述	① R1.5.27 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(タクシー代の返金に係る未払利息) ③ 町長に対する損害補填	R1.5.16	1	R1.5.27 口頭陳述	① R1.5.27 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(タクシー代の返金に係る未払利息) ③ 町長に対する損害補填	R1.5.17	1	R1.6.10 口頭陳述	① R1.6.25 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.5.23	1	R1.6.10 口頭陳述	① R1.6.25 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.5.23	1	R1.6.10 口頭陳述	① R1.6.25 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.5.23	1	R1.6.10 口頭陳述	① R1.6.25 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(土地賃借料の返金に係る未払利息) ③ 町長に対する損害補填	R1.5.23	1	R1.6.10 口頭陳述	① R1.6.25 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.5.24	1	R1.6.10 口頭陳述	① R1.6.25 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.5.24	1	R1.6.10 口頭陳述	① R1.6.25 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.6.3	1	R1.7.12 口頭陳述	① R1.7.18 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.6.4	1	R1.6.25 口頭陳述	① R1.6.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.6.6	1	R1.6.25 口頭陳述	① R1.6.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.6.7	1	R1.6.25 口頭陳述	① R1.6.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.6.9	1	R1.6.25 口頭陳述	① R1.6.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.6.10	1	R1.6.25 口頭陳述	① R1.6.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.6.11	1	R1.6.25 口頭陳述	① R1.6.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利 用) ③ 町長に対する損害補填	R1.6.12	1	R1.6.25 口頭陳述	① R1.6.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(旅費の過大請求に係る損害賠 償) ③ 町長に対する損害補填	R1.6.13	1	R1.6.25 口頭陳述	① R1.6.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(食糧費の返金に係る未払利 息) ③ 町長に対する損害補填	(R1.6.21)	1		① R1.7.2 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(食糧費の返金に係る未払利息) ③ 町長に対する損害補填	(R1.6.24)	1		① R1.7.2 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(タクシー代の返金に係る未払利息) ③ 町長に対する損害補填	(R1.6.27)	1		① R1.7.3 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.7.4	1	R1.7.12 口頭陳述	① R1.7.18 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.7.4	1	R1.7.12 口頭陳述	① R1.7.18 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.7.6	1	R1.7.25 口頭陳述	① R1.7.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.7.8	1	R1.7.25 口頭陳述	① R1.7.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.7.9	1	R1.7.25 口頭陳述	① R1.7.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.7.10	1	R1.7.25 口頭陳述	① R1.7.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.7.12	1	R1.7.25 口頭陳述	① R1.7.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(不必要なお菓子代に対する損害賠償) ③ 町長に対する損害補填	R1.7.18	1	R1.7.25 口頭陳述	① R1.7.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.7.18	1	R1.7.25 口頭陳述	① R1.7.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.7.19	1	R1.8.21 口頭陳述	① R1.8.23 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.7.22	1	R1.8.21 口頭陳述	① R1.8.23 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利 用) ③ 町長に対する損害補填	R1.7.22	1	R1.8.21 口頭陳述	① R1.8.23 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.7.23	1	R1.8.21 口頭陳述	① R1.8.23 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.7.24	1	R1.8.21 口頭陳述	① R1.8.23 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.7.24	1	R1.8.21 口頭陳述	① R1.8.23 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.8.9	1	R1.8.21 口頭陳述	① R1.8.23 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.8.15	1	R1.9.12 口頭陳述	① R1.9.18 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.8.23	1	R1.9.12 口頭陳述	① R1.9.18 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.9.2	1	R1.9.12 口頭陳述	① R1.9.18 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.9.3	1	R1.9.12 口頭陳述	① R1.10.1 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.9.4	1	R1.9.12 口頭陳述	① R1.9.18 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.9.5	1	R1.9.12 口頭陳述	① R1.9.18 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.9.6	1	R1.9.25 口頭陳述	① R1.10.1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.9.10	1	R1.9.25 口頭陳述	① R1.10.1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.9.11	1	R1.9.25 口頭陳述	① R1.10.1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(タクシー代の返金に係る未払利息) ③ 町長に対する損害補填	(R1.9.12)	1		① R1.9.17 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.9.13	1	R1.9.25 口頭陳述	① R1.10.1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.9.18	1	R1.9.25 口頭陳述	① R1.10.1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.9.19	1	R1.10.25 口頭陳述	① R1.10.31 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.9.20	1	R1.10.25 口頭陳述	① R1.10.31 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.9.24	1	R1.10.25 口頭陳述	① R1.10.31 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.9.24	1	R1.10.25 口頭陳述	① R1.10.31 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.9.24	1	R1.10.25 口頭陳述	① R1.10.31 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(タクシー代の返金に係る未 払利息) ③ 町長に対する損害補填	(R1.10.1)	1		① R1.10.3 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.10.9	1	R1.10.25 口頭陳述	① R1.10.31 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.10.10	1	R1.10.25 口頭陳述	① R1.10.31 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.10.11	1	R1.10.25 口頭陳述	① R1.12.5 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.10.11	1	R1.10.25 口頭陳述	① R1.10.31 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.10.21	1	R1.11.27 口頭陳述	① R1.12.5 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.10.23	1	R1.11.27 口頭陳述	① R1.12.5 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.10.30	1	R1.11.27 口頭陳述	① R1.12.5 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.10.30	1	R1.11.27 口頭陳述	① R1.12.5 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.11.6	1	R1.11.27 口頭陳述	① R1.12.5 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.11.12	1	R1.11.27 口頭陳述	① R1.12.5 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1. 11. 14	1	R1. 11. 27 口頭陳述	① R1. 12. 5 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1. 11. 14	1	R1. 11. 27 口頭陳述	① R1. 12. 5 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1. 11. 18	1	R1. 12. 23 口頭陳述	① R1. 12. 26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1. 11. 19	1	R1. 12. 23 口頭陳述	① R1. 12. 26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1. 11. 21	1	R1. 12. 23 口頭陳述	① R1. 12. 26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1. 11. 21	1	R1. 12. 23 口頭陳述	① R1. 12. 26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(タクシー代の返金に係る未 払利息) ③ 町長に対する損害補填	(R1. 11. 25)	1		① R1. 11. 27 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(タクシー代の返金に係る未 払利息) ③ 町長に対する損害補填	(R1. 11. 26)	1		① R1. 11. 28 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(タクシー代の返金に係る未 払利息) ③ 町長に対する損害補填	(R1. 11. 28)	1		① R1. 12. 3 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(タクシー代の返金に係る未 払利息) ③ 町長に対する損害補填	(R1. 11. 28)	1		① R1. 12. 3 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(タクシー代の返金に係る未払利息) ③ 町長に対する損害補填	(R1. 11. 28)	1		① R1. 12. 3 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1. 12. 4	1	R1. 12. 23 口頭陳述	① R1. 12. 26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1. 12. 9	1	R1. 12. 23 口頭陳述	① R1. 12. 26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1. 12. 12	1	R1. 12. 23 口頭陳述	① R1. 12. 26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1. 12. 12	1	R1. 12. 23 口頭陳述	① R1. 12. 26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1. 12. 18	1	R2. 1. 27 口頭陳述	① R2. 1. 30 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1. 12. 19	1	R2. 1. 27 口頭陳述	① R2. 1. 30 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1. 12. 20	1	R2. 1. 27 口頭陳述	① R2. 1. 30 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1. 12. 24	1	R2. 1. 27 口頭陳述	① R2. 1. 30 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.12.24	1	R2.1.27 口頭陳述	① R2.1.30 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.12.30	1	R2.1.27 口頭陳述	① R2.1.30 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R1.12.31	1	R2.1.27 口頭陳述	① R2.1.30 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.1.6	1	R2.1.27 口頭陳述	① R2.1.30 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.1.7	1	R2.1.27 口頭陳述	① R2.1.30 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.1.8	1	R2.1.27 口頭陳述	① R2.1.30 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(タクシー代の返金に係る未 払利息) ③ 町長に対する損害補填	(R2.1.8)	1		① R2.1.10 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(タクシー代の返金に係る未 払利息) ③ 町長に対する損害補填	(R2.1.8)	1		① R2.1.10 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利 用) ③ 町長に対する損害補填	R2.1.9	1	R2.1.27 口頭陳述	① R2.1.30 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.1.10	1	R2.1.27 口頭陳述	① R2.1.30 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.1.14	1	R2.1.27 口頭陳述	① R2.1.30 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.1.15	1	R2.1.27 口頭陳述	① R2.1.30 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.1.16	1	R2.1.27 口頭陳述	① R2.1.30 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.1.16	1	R2.1.27 口頭陳述	① R2.1.30 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.1.18	1	R2.2.10 口頭陳述	① R2.2.13 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.1.18	1	R2.2.10 口頭陳述	① R2.2.13 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.1.20	1	R2.2.10 口頭陳述	① R2.2.13 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.1.20	1	R2.2.10 口頭陳述	① R2.2.13 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.1.21	1	R2.2.10 口頭陳述	① R2.2.13 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.1.21	1	R2.2.10 口頭陳述	① R2.2.13 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.1.22	1	R2.2.10 口頭陳述	① R2.2.13 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.1.22	1	R2.2.10 口頭陳述	① R2.2.13 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.1.23	1	R2.2.10 口頭陳述	① R2.2.13 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.1.23	1	R2.2.10 口頭陳述	① R2.2.13 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.1.23	1	R2.2.10 口頭陳述	① R2.2.13 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.1.24	1	R2.2.10 口頭陳述	① R2.2.13 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.1.24	1	R2.2.10 口頭陳述	① R2.2.13 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.2.1	1	R2.2.25 口頭陳述	① R2.3.3 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 未払利息の支払請求(旅費の返金に係る未払利息) ③ 町長に対する損害補填	(R2.2.5)	1		① R2.2.10 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.2.6	1	R2.2.25 口頭陳述	① R2.2.13 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.2.9	1	R2.2.25 口頭陳述	① R2.3.3 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.2.10	1	R2.2.25 口頭陳述	① R2.3.3 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.2.12	1	R2.2.25 口頭陳述	① R2.3.3 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.2.13	1	R2.2.25 口頭陳述	① R2.3.3 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.2.14)	1		① R2.3.17 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.2.19)	1		① R2.3.17 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.2.21	1	R2.3.5 口頭陳述	① R2.3.9 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.2.26)	1		① R2.3.17 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.3.4)	1		① R2.3.30 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.3.11	1	R2.3.24 口頭陳述	① R2.4.6 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.3.12	1	R2.3.24 口頭陳述	① R2.3.31 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.3.14	1	R2.3.24 口頭陳述	① R2.3.31 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.3.23	1	R2.4.24 口頭陳述	① R2.5.1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.3.24	1	R2.4.24 口頭陳述	① R2.5.1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.3.25)	1		① R2.4.14 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.3.26	1	R2.4.24 口頭陳述	① R2.5.1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.3.30	1	R2.4.24 口頭陳述	① R2.5.1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.3.31	1	R2.4.24 口頭陳述	① R2.5.1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.1	1	R2.4.24 口頭陳述	① R2.5.1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.4.2)	1		① R2.4.21 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.6	1	R2.4.24 口頭陳述	① R2.5.1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.7	1	R2.4.24 口頭陳述	① R2.5.1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.8	1	R2.4.24 口頭陳述	① R2.5.1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.9	1	R2.4.24 口頭陳述	① R2.5.1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.13	1	R2.4.24 口頭陳述	① R2.5.1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.14	1	R2.4.24 口頭陳述	① R2.5.1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.4.14)	1		① R2.5.7 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.14	1	R2.4.24 口頭陳述	① R2.5.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.15	1	R2.4.24 口頭陳述	① R2.5.1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.16	1	R2.4.24 口頭陳述	① R2.5.1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.16	1	R2.4.24 口頭陳述	① R2.5.1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.17	1	R2.5.25 口頭陳述	① R2.5.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.17	1	R2.5.25 口頭陳述	① R2.5.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.20	1	R2.5.25 口頭陳述	① R2.5.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.21	1	R2.5.25 口頭陳述	① R2.5.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.21	1	R2.5.25 口頭陳述	① R2.5.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.4.22)	1		① R2.5.12 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.22	1	R2.5.25 口頭陳述	① R2.5.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.23	1	R2.5.25 口頭陳述	① R2.5.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.23	1	R2.5.25 口頭陳述	① R2.5.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.23	1	R2.5.25 口頭陳述	① R2.5.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.4.24)	1		① R2.5.25 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.24	1	R2.5.25 口頭陳述	① R2.5.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.24	1	R2.5.25 口頭陳述	① R2.5.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.24	1	R2.5.25 口頭陳述	① R2.5.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.4.24	1	R2.5.25 口頭陳述	① R2.5.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な負担金の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.5.7	1	R2.5.25 口頭陳述	① R2.5.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.5.11)	1		① R2.5.25 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.5.12	1	R2.5.25 口頭陳述	① R2.5.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.5.14)	1		① R2.6.4 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.5.15)	1		① R2.6.4 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.5.18	1	R2.6.25 口頭陳述	① R2.6.26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.5.19)	1		① R2.6.5 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.5.20	1	R2.6.25 口頭陳述	① R2.6.26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.5.21	1	R2.6.25 口頭陳述	① R2.6.26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.5.25	1	R2.6.25 口頭陳述	① R2.6.26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.5.27	1	R2.6.25 口頭陳述	① R2.6.26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.6.3)	1		① R2.6.17 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.6.4	1	R2.6.25 口頭陳述	① R2.6.26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.6.5	1	R2.6.25 口頭陳述	① R2.6.26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.6.8	1	R2.6.25 口頭陳述	① R2.6.26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な補助金の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.6.9	1	R2.6.25 口頭陳述	① R2.6.26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.6.10	1	R2.6.25 口頭陳述	① R2.6.26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.6.11	1	R2.6.25 口頭陳述	① R2.6.26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.6.12	1	R2.6.25 口頭陳述	① R2.6.26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.6.17)	1		① R2.7.13 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.6.18	1	R2.6.25 口頭陳述	① R2.6.26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.6.23	1	R2.7.27 口頭陳述	① R2.8.3 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.6.29	1	R2.7.27 口頭陳述	① R2.8.3 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.6.30	1	R2.7.27 口頭陳述	① R2.8.3 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.7.1	1	R2.7.27 口頭陳述	① R2.8.3 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.7.2	1	R2.7.27 口頭陳述	① R2.8.3 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.7.3	1	R2.7.27 口頭陳述	① R2.8.3 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	(R2.7.6)	1		① R2.7.8 ② 却下 ③ 1年の請求期間経過	無	B	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.7.6	1	R2.7.27 口頭陳述	① R2.8.3 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.7.7	1	R2.7.27 口頭陳述	① R2.8.3 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.7.7	1	R2.7.27 口頭陳述	① R2.8.3 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.7.9	1	R2.7.27 口頭陳述	① R2.8.3 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.7.9	1	R2.7.27 口頭陳述	① R2.8.3 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.7.10	1	R2.7.27 口頭陳述	① R2.8.3 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.7.10	1	R2.7.27 口頭陳述	① R2.8.3 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.7.10	1	R2.7.27 口頭陳述	① R2.8.3 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.7.13	1	R2.7.27 口頭陳述	① R2.8.3 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利 用) ③ 町長に対する損害補填	R2.7.15	1	R2.7.27 口頭陳述	① R2.8.3 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.7.16)	1		① R2.8.13 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.7.20	1	R2.8.25 口頭陳述	① R2.8.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.7.21)	1		① R2.8.13 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な旅費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.7.24	1	R2.8.25 口頭陳述	① R2.8.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なタクシー代の支出(公務の裏付けを欠く利 用) ③ 町長に対する損害補填	R2.7.28	1	R2.8.25 口頭陳述	① R2.8.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.7.29	1	R2.8.25 口頭陳述	① R2.8.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なETC利用料の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.7.30	1	R2.8.25 口頭陳述	① R2.8.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.7.31	1	R2.8.25 口頭陳述	① R2.8.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.8.3	1	R2.8.25 口頭陳述	① R2.8.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.8.4	1	R2.8.25 口頭陳述	① R2.8.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法なETC利用料の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.8.5	1	R2.8.25 口頭陳述	① R2.8.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な負担金の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.8.6	1	R2.8.25 口頭陳述	① R2.8.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.8.6	1	R2.8.25 口頭陳述	① R2.8.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な負担金の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.8.9	1	R2.8.25 口頭陳述	① R2.8.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.8.11	1	R2.8.25 口頭陳述	① R2.8.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.8.11	1	R2.8.25 口頭陳述	① R2.8.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.8.12	1	R2.8.25 口頭陳述	① R2.8.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.8.12	1	R2.8.25 口頭陳述	① R2.8.28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.8.17	1	R2.9.25 口頭陳述	① R2.9.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.8.17)	1		① R2.9.4 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.8.18	1	R2.9.25 口頭陳述	① R2.9.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.8.18)	1		① R2.9.4 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な委託料の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	R2.8.19	1	R2.9.25 口頭陳述	① R2.9.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.8.19)	1		① R2.9.15 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な駐車場代の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.8.20	1	R2.9.25 口頭陳述	① R2.9.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.8.20)	1		① R2.9.15 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な食糧費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.8.21	1	R2.9.25 口頭陳述	① R2.9.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.8.21)	1		① R2.9.15 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.8.24	1	R2.9.25 口頭陳述	① R2.9.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.8.26	1	R2.9.25 口頭陳述	① R2.9.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.8.26)	1		① R2.9.15 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.8.27	1	R2.9.25 口頭陳述	① R2.9.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2.8.28	1	R2.9.25 口頭陳述	① R2.9.29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E	
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2.8.28)	1		① R2.9.17 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2. 8. 31	1	R2. 9. 25 口頭陳述	① R2. 9. 29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2. 9. 1)	1		① R2. 9. 23 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2. 9. 2	1	R2. 9. 25 口頭陳述	① R2. 9. 29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2. 9. 7	1	R2. 9. 25 口頭陳述	① R2. 9. 29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2. 9. 8	1	R2. 9. 25 口頭陳述	① R2. 9. 29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な支出ではない	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な交際費の支出(公務の裏付けを欠く利用) ③ 町長に対する損害補填	R2. 9. 9	1	R2. 9. 25 口頭陳述	① R2. 9. 29 ② 棄却 ③ 請求に理由無し	無	E		
岐阜県	安八町	① 町長 ② 違法な報酬の支出(公務の裏付けを欠く支払) ③ 町長に対する損害補填	(R2. 9. 10)	1		① R2. 9. 30 ② 却下 ③ 事実証明書の不備	無	D		
岐阜県	白川町	① 教育長、教育課職員 小学校の統廃合の強行(地元説明などが不十分 で、校舎の耐久性に関する報告の隠蔽を行っ た。) ② ③ 移転先の撤回、変更	R2. 1. 17	2	R2. 2. 13 口頭陳述	① R2. 3. 12 ② 棄却 PTA総会等での統廃合の事前説明会も複数回実施さ れ、劣化調査の実施についても適正に実行されて いるため ③	無	E		
岐阜県	御嵩町	① 町長 ② 御嵩町ふるさとみたく応援寄附金条例第2条第4 項に示された寄附金の使途 ③ 寄附金の内容明示及び運用状況の公表	(R2. 2. 25)	11		① R2. 3. 23 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない	無	C		
計	9団体	328件					有 6件 無 322件			

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
静岡県	静岡市	① 市長 ② 不当な公金の支出(境界未確定による委託契約は 不当) ③ 市長に対する損害賠償請求	H30.4.16	1	請求人の希望なく未実施	① H30.6.1 ② 棄却 ③ 不当な支出ではない	無	E	
静岡県	静岡市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実(補助金の架空支出) ③ 市長及び相手方に対する本件補助金の返還請求又 は損害賠償請求	H30.6.21	1	H30.7.18 口頭陳述	① H30.7.31 ② 棄却 ③ 違法又は不当に財産の管理を怠る事実はない	無	E	
静岡県	静岡市	① 市長 ② 不当な公金の支出(指定管理者契約が請負なのか 委任なのか不明のまま支出されている) ③ 市長及び相手方に対する本件委託料の返還請求	H30.9.5	1	H30.9.25 口頭陳述	① H30.10.16 ② 一部却下、一部棄却 ③ (却下)1年を経過した不適法な請求 (棄却)当該支出に違法性又は不当性はない	無	E	
静岡県	静岡市	① 市長 ② 5件の委託業務おける違法又は不当な公金の支出 ③ 市長に対する返還請求	R3.1.19	3	R3.2.18 口頭陳述	① R3.3.8 ② 一部却下、一部棄却 ③ (却下)1年を経過した不適法な請求 (棄却)当該支出に違法性又は不当性はない	有	E	
静岡県	浜松市	① 市長 ② 財産(里道)管理を怠る事実 a. 崩落した里道の現況調査と復旧 ③ b. 隣接民有地の現状確認と財産保全維持 c. 地元説明会の実施	H30.9.18	1	H30.10.3 口頭陳述	① H30.11.1 ② 一部棄却、一部却下 ③ a. 管理を怠っているとは言えないため棄却 b・c. 住民監査請求の対象でないため却下	無	E	
静岡県	浜松市	① 市長 ② 財産(水路)管理を怠る事実 a. 水路の付替えの中止 b. 水路の適切な管理 ③ c. 急傾斜地の崩壊防止を所有者にさせ、又は市が 行うこと	R1.8.16	6	R1.9.10 口頭陳述	① R1.9.18 ② 一部棄却、一部却下 ③ a、bの一部、c:市の財産でないため却下 bの一部:管理を怠っているとは言えないため棄却	有	E	4
静岡県	浜松市	① 市長 ② 違法な補助金の交付(a.R2.4交付分、b.H25.12~ H31.2交付分) ③ 補助金の交付決定の取消し及び返還命令	R2.10.2	1団体	R2.10.28 口頭陳述	① R2.11.19 ② 一部棄却、一部却下 a. 違法又は不当な点は認められないため棄却 ③ b. 1年の請求期限を経過した正当な理由がないため 却下	有	E	5
静岡県	浜松市	① 市長 ・違法、不当な補助金の交付(a.R2.4交付分、 b.H25.12~H31.2交付分) ② ・補助金の交付決定の取消し及び返還命令を違 法・不当に怠る事実(b.H25.12~H31.2交付分) a. 市長個人に対する損害賠償請求、補助事業者へ の不当利得の返還請求 ③ b. 補助金の交付決定の取消し及び返還命令	R2.10.2	569	R2.10.28 口頭陳述	① R2.11.19 ② 一部棄却、一部却下 a. 違法又は不当な点は認められないため棄却 ③ b. 1年の請求期限を経過した正当な理由がないため 却下	有	E	5

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
静岡県	浜松市	① 市長 ② 他団体が負担すべき除草費用の違法な支出(a. R1支出分、b. R2支出分) ③ 他団体からの除草費用相当額の回収	R3. 1. 12	1	R3. 2. 3 口頭陳述	① R3. 2. 25 ② 一部棄却、一部却下 a. 1年の請求期限を経過した正当な理由がないため ③ 却下 b. 違法又は不当な点は認められないため棄却	無	E	
静岡県	熱海市	① 市長 ② 市条例に対する罰金(財務会計上の徴収を怠る事実) ③ 市条例による罰金の徴収	(R1. 6. 10)	1		① R1. 7. 9 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
静岡県	三島市	① 市長 ② 市長が、土地開発公社の土地を買取らなかったこと ③ 市長が、土地開発公社の土地を買取って転売すれば得られた転売差益相当額の損失を三島市に補填することを求める	(H30. 6. 25)	1		① H30. 7. 11 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	有	C	6
静岡県	三島市	① 市長 ② 市長が三島駅南口東街区再開発事業に係る包括協定書及び事業協力協定書を締結したこと ③ 市長が平成30年8月28日に締結した三島駅南口東街区再開発事業に係る包括協定書及び事業協力協定書の無効を求める	(H30. 10. 25)	3		① H30. 11. 12 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
静岡県	三島市	① 市長 ② 市長が、市長車を用いて宗教団体2箇所に出向いたこと ③ 市長が、平成30年12月19日に宗教団体2箇所に立ち寄った際に消費した市長公用車の燃料(電気)について、その代金を請求する	(R2. 2. 13)	1		① R2. 3. 2 ② 却下 ③ 期間徒過	無	B	
静岡県	三島市	① 当該行為を行った職員、新庁舎建設検討委員会委員、市長 ② 「三島市庁舎に関する市民アンケート」の案の作成過程について 令和元年11月15日に行われた「三島市庁舎に関する市民アンケート」の案作成過程に違法性があるため、当該アンケートに係る委託料の支出を損害として請求する。	(R2. 3. 26)	1		① R2. 5. 8 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	有	C	7
静岡県	三島市	① 市長 ② 議員の兼業禁止に抵触する疑いのある議員選出の監査委員への監査委員報酬を支払ったこと ③ 議員の兼業禁止に抵触する疑いのある議員選出の監査委員への監査委員報酬の支払いは不当な公金の支出であるため、市への返還を求める。	R2. 11. 12	1	R2. 12. 17 口頭陳述	① R3. 1. 6 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
静岡県	富士宮市	① 市長 ② 違法、不当な公金支出(個人が負担すべき費用を市が負担している。) ③ 公金の支出の是正及び被った損害の補填	H30.5.16	1	H30.6.6 口頭陳述	① H30.7.6 ② 棄却 ③ 当該支出に違法、不当性はない	有	E	8
静岡県	富士宮市	① 市長 ② 公金の賦課、徴収、財産の管理を怠る事実(個人が占用許可を得ることなく不法占拠している。) ③ 公金の賦課、徴収、財産の管理を怠る事実の是正	H30.8.2	1	H31.8.15 口頭陳述の機会を与えたが、請求人は出席を希望しなかった	① H30.9.25 ② 棄却 ③ 管理については是正されており、違法、不当に公金の賦課、徴収を怠っている事実はない	有	E	9
静岡県	富士宮市	① 市長 ② 公金の賦課、徴収、財産の管理を怠る事実(個人が占用許可を得ることなく不法占拠している。) ③ 公金の賦課、徴収、財産の管理を怠る事実の是正	H30.9.13	1	H30.10.6 口頭陳述の機会を与えたが、請求人は出席を希望しなかった	① H30.11.9 ② 棄却 ③ 管理については是正されており、違法、不当に公金の賦課、徴収を怠っている事実はない	有	E	10
静岡県	富士宮市	① 市長 ② 違法、不当な公金支出(工事内容と書類の不整合による違法、不当な支出である。) ③ 公金の支出の是正及び被った損害の補填	H31.3.1	1	H31.3.26 口頭陳述	① H31.4.24 ② 棄却 ③ 事業は実施されており、当該支出に違法、不当性はない	有	E	11
静岡県	富士宮市	① 市長 ② 違法、不当な公金支出(業者が負担すべき費用を市が負担している。) ③ 公金の支出の是正及び被った損害の補填	H31.4.1	1	H31.4.26 口頭陳述	① R1.5.29 ② 棄却 ③ 当該支出に違法、不当性はない	有	E	12
静岡県	磐田市	① 市長 ② 不適格な者を教育委員として任命・再任。その者への教育委員会委員報酬の支出 ③ 委員の退任及び委員報酬の補填	(R1.9.30)	1		① R1.10.30 ② 却下(不受理) ③ 任命は財務会計上の行為ではない	無	C	
静岡県	藤枝市	① 病院事業管理者 ② 契約の一部不履行(委託業務を市が補完した分の費用の賠償請求がされていない。) ③ 相手方に対する損害賠償請求措置	H30.12.3	1350	-	① H31.1.21 ② 取下げ ③ 措置請求内容が既に成されたと認められた為	無	A	
静岡県	袋井市	① 市長 ② 違法な覚書の締結(貸与目的財産に関する事業事務手続き及び事業行為が不適切。) ③ 覚書の無効の確認及び不適切であることの承認	(R1.5.27)	1	R1.6.19 口頭陳述	① R1.7.23 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を満たさない	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
静岡県	下田市	① 市長 公の施設の管理について公募によらない指定管理 協定を結び、支払わなくてもよい消費税を支払っ ている。(人件費は委託料ではなく補助金として 支出すべき) ② ③ 人件費に係る消費税の節税措置の実施	R2. 3. 4	1	R2. 3. 13 口頭陳述	① R2. 4. 20 ② 棄却 指定管理料(委託料)の予算措置、支出に違法性 又は不当性は認められない。 ③ また、指定管理料に人件費を含めることは妥当で ある。	無	E	
静岡県	伊豆市	① 市長 ② 公費の不当な支出 ③ 不当な支出の返還	H30. 7. 2	1	H30. 7. 23 口頭陳述	① H30. 8. 28 ② 棄却 ③ 公費支出は正当	有	E	13
静岡県	伊豆市	① 市長 ② 政務活動費の不当な使用 ③ 不当な使用分の返還	R2. 7. 21	1	R2. 8. 11 口頭陳述	① R2. 9. 16 ② 棄却 ③ 不当な使用とは認められない	無	E	
静岡県	御前崎市	① 市長その他 ② 住民投票に要した費用が違法、不当 ③ 損害賠償請求	(R2. 5. 1)	13		① R2. 5. 15 ② 却下 ③ 不適法	有	D	14
静岡県	御前崎市	① 市長その他 ② 報酬支給が違法、不当 ③ 損害賠償請求	(R2. 9. 1)	20		① R2. 10. 21 ② 却下 ③ 不適法	有	D	15
静岡県	御前崎市	① 市長その他 ② 住民投票に要した費用が違法、不当 ③ 損害賠償請求	(R2. 10. 30)	11		① R2. 12. 22 ② 却下 ③ 請求期間の徒過	有	B	16
静岡県	御前崎市	① 市長その他 ② 契約の締結などが違法、不当 ③ 損害賠償請求	(R2. 10. 30)	6		① R2. 12. 22 ② 却下 ③ 請求期間の徒過	有	B	17
静岡県	菊川市	① 市長 ② 補正予算可決前の同一予算事業費内での流用によ る予算執行の違法性 ③ 市長の本会議場での謝罪。再発防止策と謝罪文の 市広報紙と議会だよりへの掲載	H30. 9. 10	1	H30. 10. 4 口頭陳述	① H30. 11. 6 ② 謝罪請求の却下、流用の違法性と再発防止策に係 る請求の棄却【一部却下、一部棄却】 ③ 当該予算執行に違法性はない	無	E	
静岡県	牧之原市	① 市長 ② 不適切な行為による土地面積の減少 ③ 土地に対する固定資産税が減少、是正を求める	(H30. 6. 19)	1		① H30. 8. 8 ② 却下(不受理) ③ 不適法な請求	無	D	
静岡県	牧之原市	① 市長 ② I R 誘致促進に支出した公費は違法 ③ I R 誘致促進に支出した公費の返還、誘致の断念	R1. 9. 6	3	R1. 10. 7 口頭陳述	① R1. 11. 5 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出ではない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
静岡県	牧之原市	① 市長 ② 不適切な行為による土地面積の減少 ③ 是正を求め、損害賠償請求	(R1. 9. 25)	1		① R1. 11. 5 ② 却下(不受理) ③ 不適法な請求	無	D	
静岡県	函南町	① 町長 ② 不当な公金の支出 ③ 固定資産税等返還請求事件に係る応訴費用	R3. 2. 22	1	R3. 4. 14 口頭陳述	① R3. 4. 22 ② 棄却 ③ 不当な行為は認められない	無	E	
静岡県	長泉町	① 前町長及び町長 ② 違法な公金支出 ③ 前町長及び町長に対する損害賠償請求	(H31. 1. 22)	1	—	① H31. 3. 13 ② 却下(不受理) ・請求対象行為の主張がない ③ ・請求対象事業への施策は住民監査請求の対象ではない	有	C	18
計	15団体	36件					有 無	17件 19件	
愛知県	名古屋市	① 職員2名 ② 違法な公金の支出(報奨金の交付を受けている団体における活動の達成率が著しく低い。) ③ 報奨金の返還	(H30. 6. 26)	1		① H30. 8. 20 ② 却下(不受理) ③ 添付された書面等からは違法又は不当な財務会計上の行為等の事実を確認できない。	無	D	
愛知県	名古屋市	① 職員2名 ② 違法な公金の支出(購入された看板等の設置は道路法等に違反。) ③ 購入代金の返還	(H30. 7. 20)	1		① H30. 9. 7 ② 却下(不受理) ③ 財務会計行為の違法性又は不当性を具体的に摘示していない	無	D	
愛知県	名古屋市	① 市長 ② 違法な公金の支出(基本設計は未完成。)、違法な契約の締結(実施設計の契約は無効。) ③ 損害賠償請求、契約の解除、整備事業の停止	H30. 9. 21	158	H30. 10. 24 口頭陳述	① H30. 11. 19 ② 合議不調 ③	有	G	1
愛知県	名古屋市	① 職員 ② 不当な公金の支出(工事を実施する理由がない。) ③ アーケードの撤去	(H31. 2. 14)	1		① H31. 3. 22 ② 却下(不受理) ③ 財務会計行為の違法性又は不当性を具体的に摘示していない	無	D	
愛知県	名古屋市	① 職員 ② 不当な公金の支出(工事を実施しても目的を達成できない。) ③ アーケードの撤去	(H31. 2. 18)	1		① H31. 3. 22 ② 却下(不受理) ③ 財務会計行為の違法性又は不当性を具体的に摘示していない	無	D	
愛知県	名古屋市	① 職員 ② 不当な公金の支出(工事は危険。) ③ デッキ・階段部におけるアーケードの撤去	(H31. 2. 19)	1		① H31. 3. 22 ② 却下(不受理) ③ 財務会計行為の違法性又は不当性を具体的に摘示していない	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
愛知県	名古屋市	① 職員 ② 不当な公金の支出(工事により、はしご車の活動が不可能となる。) ③ 近隣建物の乗り入れ部のアーケードの撤去等	(H31. 2. 20)	1		① H31. 3. 22 ② 却下(不受理) ③ 財務会計行為の違法性又は不当性を具体的に摘示していない	無	D	
愛知県	名古屋市	① 職員 ② 不当な公金の支出(契約者の選定が不透明、仕様がずさんで応札金額の算出が不可能。) ③ 入札監視委員会での審査及び契約金額の減額変更	(H31. 2. 21)	1		① H31. 3. 22 ② 却下(不受理) ③ 財務会計行為の違法性又は不当性を具体的に摘示していない	無	D	
愛知県	名古屋市	① 職員 ② 不当な公金の支出(工事費が過大、工業用水道管の移設工事は不要な工事。) ③ 工業用水道管の移設工事費の返還等	(H31. 2. 22)	1		① H31. 3. 22 ② 却下(不受理) ③ 財務会計行為の違法性又は不当性を具体的に摘示していない	無	D	
愛知県	名古屋市	① 職員 ② 不当な公金の支出(ずさんな工事によりケヤキが倒木の可能性があり、不適切な施工で衰弱して倒木した場合、人身事故の恐れがあるだけでなく、ケヤキ復旧のための工事費が莫大になる。) ③ アーケードの撤去	(H31. 2. 25)	1		① H31. 3. 22 ② 却下(不受理) ③ 財務会計行為の違法性又は不当性を具体的に摘示していない	無	D	
愛知県	名古屋市	① 職員 ② 不当な公金の支出(監督体制に問題がある。) ③ 監督体制の見直し及び契約金額の減額変更	(H31. 2. 26)	1		① H31. 3. 22 ② 却下(不受理) ③ 財務会計行為の違法性又は不当性を具体的に摘示していない	無	D	
愛知県	名古屋市	① 市長 ② 不当な公金の支出(一部議員による暴言、暴行及びセクシャルハラスメント行為により名古屋市の名誉を毀損。) ③ 議員視察の費用及び議員報酬を名古屋市に賠償させるために必要な措置	(R1. 5. 15)	1		① R1. 5. 30 ② 却下(不受理) ③ 財務会計行為の違法性又は不当性を何ら主張していない	無	D	
愛知県	名古屋市	① 市長 ② 不当な契約の締結(広告内容が要綱に反する。) ③ 広告の掲出差し止め及び契約の解除	(R2. 3. 24)	1		① R2. 4. 15 ② 却下(不受理) ③ 財務会計行為の違法性又は不当性を何ら主張していない	無	D	
愛知県	名古屋市	① 市長及び職員4名 ② 不当な公金の支出(先に実施した大型土のう工事は不用。) ③ 大型土のう工事費の返還	(R2. 6. 9)	1		① R2. 6. 29 ② 却下(不受理) ③ 財務会計行為の違法性又は不当性を何ら摘示していない	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
愛知県	豊橋市	① 市長 ② 違法・不当性がある審査会での土地の等価交換の決定 ③ 市が土地の交換により損失した土地交換差金の相手方への請求。2名の不動産鑑定士による鑑定。	(R1. 8. 1)	1		① R1. 8. 19 ② 却下(不受理) ③ 期間経過	無	B	
愛知県	豊橋市	① 市長 内容虚偽の報告書を市に提出し、受託業務を完遂したように装い、委託金を受領するという不法行為 ③ 相手方に対する損害賠償請求(例示)	R2. 6. 8	1	R2. 6. 19 口頭陳述	① R2. 7. 21 ② 棄却 ③ 不法行為があったと認めるに足る客観的事実を確認することができない	無	E	
愛知県	豊橋市	① 市長 都市計画決定された都市計画道路上にあるA氏所有の土地及び建物等の移転に係る補償費の算定に不正又は重大な誤りがある違法又は不当な公金の支出 ③ 市に対して必要な措置を講ずるよう勧告	R3. 2. 2	1	R3. 2. 24 口頭陳述	① R3. 3. 26 ② 棄却 道路用地買収及び補償対象となる土地及び建物の範囲に不正又は不当な行為は認められない。建物等の移転に係る補償費については、算定において不正又は重大な誤りがあったと認めるに足る事実を確認できない	無	E	
愛知県	岡崎市	① 市長 ② 不当な支出の容認(活動実績のない消防団員への報酬は不当である) ③ 支出金額を返還させるよう市長が措置することを請求	R2. 12. 16	1	R3. 1. 15 口頭陳述	① R3. 2. 10 ② 一部却下残りの部分を棄却 ③ 監査対象期間外を却下、監査対象期間の報酬の支給は違法、不当ではない	無	E	
愛知県	一宮市	① 市長 ② 市の駐車場を無償で使用させたことは違法、不当 ③ 当該使用料及び延滞金の弁済	(H30. 4. 13)	1		① H30. 4. 27 ② 却下 ③ 過去の監査結果から違法性、不当性がないことは明らか	無	D	
愛知県	一宮市	① 市長 身体障害者手帳再交付に係る間違者が特定できていないにもかかわらず、損賠賠償金を支出したことは違法、不当 ③ 当該損賠賠償金の弁済	(H30. 5. 11)	1		① H30. 6. 7 ② 却下 ③ 期間経過	無	B	
愛知県	一宮市	① 市長 民生児童委員協議会会長会視察研修旅行参加時に特別旅費を支出しているが、当該研修の実態は観光旅行に過ぎず出張旅費とすべきではないとするもの ③ 当該特別旅費金額の弁済	(H30. 12. 7)	1		① H30. 12. 28 ② 却下 ③ 期間経過	有	B	-

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
愛知県	一宮市	① 市長 ② 交付金、報償費の一部の年度における支出が違 法、無効である ③ 当該交付金及び報償費の返還請求	(R2. 1. 27)	1		① R2. 2. 26 ② 却下 ③ 期間経過	有	B	-
愛知県	一宮市	① 教育委員会 小学校の敷地内に設置された広報板を町内会に対 して無償で使用させているが、使用実態が条例等 に違反している ③ 当該使用料の徴収	R2. 10. 1	1	R2. 10. 20 口頭陳述	① R2. 11. 30 ② 棄却 ③ 法令等に反する不適切な使用実態があるとは認め られず、請求に理由はない	無	E	
愛知県	一宮市	① 教育委員会 ② 教職員多忙化解消検討協議会委員に支払っている 報酬は不当な支出に当たる可能性がある ③ 相手方への返還請求及び未払い報酬の支払い中止 等	(R3. 1. 5)	1		① R3. 1. 18 ② 却下 ③ 違法性、不当性が具体的に摘示されていない	無	D	
愛知県	一宮市	① 市長 ② 公園敷地内に設置された広報版を町内会に対して 無償で使用させているが、使用実態が条例等に反 している。 ③ 当該使用料の徴収	(R3. 1. 21)	1		① R3. 2. 10 ② 却下 ③ 過去の監査結果から違法性、不当性がないことは 明らか	無	D	
愛知県	半田市	① 建設部 土木課 ② 違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事実(市 道改良工事) ③ 工事中止、税金使途・工事個所の再検討	H30. 5. 14	1	H30. 6. 13 口頭陳述	① H30. 7. 17 ② 棄却 ③ 当該工事に違法性はない	無	E	
愛知県	半田市	① 建設部 土木課長 ② 違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事実(公 共用地改良工事) ③ 隣地所有者への費用の請求	H30. 6. 22	1	H30. 7. 19 口頭陳述	① H30. 8. 20 ② 棄却 ③ 当該工事に違法性はない	無	E	
愛知県	半田市	① 市長 ② 違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事実(議 会事務局職員数の見直し) ③ 議会事務局職員の減員	R1. 5. 30	1	R1. 6. 11 口頭陳述	① R1. 7. 29 ② 棄却 ③ 職員数に違法性はない	無	E	
愛知県	半田市	① 市長 ② 違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事実(監 査委員事務局職員数の見直し) ③ 監査委員事務局職員の減員	R1. 6. 25	1	R1. 7. 16 口頭陳述	① R1. 8. 27 ② 棄却 ③ 職員数に違法性はない	無	E	
愛知県	半田市	① 市長、土木課長 ② 違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事実(不 当な水路工事に伴う不当な公金の支出) ③ 原因者への工事費の請求	R1. 12. 3	1	R1. 12. 26 口頭陳述	① R2. 1. 31 ② 棄却 ③ 当該工事に違法性はない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
愛知県	半田市	① 市長 ② 違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事実(監査委員2名が不適格) ③ 監査委員2名の罷免	R1.12.27	1	R2.2.4 口頭陳述 (請求者出席せず)	① R2.2.26 ② 棄却 ③ 財務会計上・人事行政上に違法性はない	無	E	
愛知県	半田市	① 市長 ② 違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事実(監査委員事務局職員が不適格) ③ 直近1年分の給与・賞与の弁償	R2.1.27	1	R2.2.4 口頭陳述 (請求者出席せず)	① R2.3.30 ② 棄却 ③ 公金の支出に違法性はない	無	E	
愛知県	半田市	① 市長 ② 違法又は不当な財務会計上の行為や怠る事実(必要以上に高額な委託料の支出) ③ 委託業者の見直し	R2.2.21	2	R2.3.12 口頭陳述	① R2.4.22 ② 棄却 ③ 公金の支出に違法性はない	無	E	
愛知県	春日井市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求及び懲戒処分	H31.3.18	2	H31.4.11 口頭陳述	① R1.5.9 ② 棄却、一部却下 ③ 当該支出に違法・不当性はない	無	E	
愛知県	春日井市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求及び懲戒処分	H31.4.1	2	R1.5.9 口頭陳述	① R1.5.28 ② 棄却、一部却下 ③ 当該支出に違法・不当性はない	無	E	
愛知県	春日井市	① 職員 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 職員に対する損害賠償請求及び懲戒処分	H31.4.11	2	R1.5.14 口頭陳述	① R1.6.6 ② 棄却、一部却下 ③ 当該支出に違法・不当性はない	無	E	
愛知県	春日井市	① 市長 ② 違法・不当な財産の取得、契約の締結及び公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	R1.7.12	1	R1.8.2 陳述の機会を与えたが本人の申し出により未実施	① R1.9.4 ② 棄却 ③ 当該財産の取得、契約の締結及び公金の支出に違法・不当性はない	無	E	
愛知県	春日井市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出、財産の管理を怠る事実 ③ 市長に対する損害賠償請求及び原状回復要求	R2.5.7	1	R2.6.9 陳述書	① R2.7.1 ② 棄却、一部却下 ③ 当該支出に違法・不当性はない	無	E	
愛知県	春日井市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 市長に対し財産撤去者への原状回復を要求	(R2.5.11)	1	R2.6.11 陳述の機会を与えたが本人の申し出により未実施	① R2.7.1 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない	無	C	
愛知県	春日井市	① 市長、職員 ② 違法・不当な公金の支出、財産の管理を怠る事実 ③ 市長又は職員に対する損害賠償請求	R2.6.16	1	R2.7.20 陳述の機会を与えたが本人の申し出により未実施	① R2.8.11 ② 棄却、一部却下 ③ 当該支出及び財産管理に違法・不当性はない	有	E	2

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア（総 括表）にカ ウントした 項目（A～ G）	様式ウ（法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合）の、対 応する事件番号
愛知県	碧南市	① 市長 ② 資源ごみを加工製造したRPF燃料を市の入浴施設の燃料として使用する検討をせずに別の燃料を購入し続けている事は地方財政法の趣旨に反する ③ 燃料購入費の返還、支出削減方法の検討を請求	(R1. 11. 19)	1		① R1. 12. 13 ② 却下（不受理） ③ 住民監査請求に必要な要件を備えていない。	無	C	
愛知県	西尾市	① 市長 ② 消防団活動に係る費用弁償の支給 ③ 事務改善措置請求	(H30. 4. 18)	1		① H30. 5. 9 ② 却下（不受理） ③ 財務会計行為を具体的に適示していない。	無	C	
愛知県	西尾市	① 市長 ② PFI事業契約見直し費用及び訴訟代理人に係る報酬 ③ 上記契約見直し費用及び訴訟代理人に係る報酬の返還、今後の支出差止、見直しによる契約変更の差止	H30. 9. 18	25	H30. 10. 10 口頭陳述	① H30. 11. 13 ② 棄却 ③ 違法性及び不当性は認められない。	無	E	
愛知県	西尾市	① 市長 ② 違法な契約の締結（二重契約） 一色B&G海洋センタープールの解体工事について、見直しに係る通知等に基づきPFI事業契約により実施することなく、他の企業に発注した行為は二重契約であり、市に重大な損害を与える不当かつ違法な行為であることから、市長に市が被った損害を賠償するよう求め、その他必要な措置を求める請求	R2. 3. 25	4	R2. 4. 10 口頭陳述	① R2. 4. 30 ② 一部棄却、一部却下 ③ 係争中の範囲は判断を差し控え（却下）、その余は違法性及び不当性は認められない（棄却）。	有	E	3
愛知県	西尾市	① 市長 ② 物件移転補償契約及び工事請負契約 ③ 市が農協に提案した内容について決裁がないこと及び補償すべき件ではなく、地方財政法第4条第1項に違反することから、市が支払った金額を市長が農協に支払いを求めること。また、農協が支払わない場合は、市長が支払うことを求める請求	(R2. 6. 10)	13		① R2. 6. 24 ② 却下（不受理） ③ 地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備していない。	有	D	4
愛知県	西尾市	① 市長 ② PFI事業契約の条項に基づく変更通知降の増加費用（仮囲い撤去費用を除く） 上記変更通知をもって業務内容は変更されているため、仮囲い撤去費用以外の増加費用は、この通知以降発生しない。 ここで、受託業者は変更後の業務要求水準書に従っておらず、増加費用の発生を防止する努力を怠っているため、従わなかったことにより生じた費用を市が負担する理由はない。よって市長は、平成31年2月25日以降に発生した増加費用をSPCに支払わないことを求める請求	(R2. 8. 31)	11		① R2. 9. 14 ② 却下（不受理） ③ 地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しておらず、係争中の範囲（変更通知）は判断を差し控える。	有	D	5

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
愛知県	西尾市	① 市長 ② PFI事業契約に基づくサービス対価の支払(契約未 履行) PFI事業契約の企画提案書記載の「維持管理業務全 般に係る財政負担の削減のために行うPDCA管理」 や「エコチューニング業務において、維持管理初 年度に行わなければならないとされている施設の エネルギー使用状況や各設備機器の運転状況を分 析・課題を抽出する業務」が履行されていないこ とから、市長は市の被った損害額を算定し、受託 業者に対し返還を求める措置及び確実な是正と契 約事項の確実な遂行を要請し、受け入れない場 合、業務契約の解除を行う措置を求める請求	(R3.2.10)	1		① R3.2.22 ② 却下(不受理) ③ 地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備し ていない。	無	D	
愛知県	蒲郡市	① 市長 ② 指定管理料超過経費への助成金の不当な支出 ③ 不当利得の返還	H31.1.10	1	H31.2.15 口頭陳述及び補足資料の提 出	① H31.3.8 ② 棄却 ③ 当該請求には理由がない	無	E	
愛知県	蒲郡市	① 市長 ② 交付対象外経費への助成金の不当な支出 ③ 不当利得の返還	H31.1.10	1	H31.2.15 口頭陳述及び補足資料の提 出	① H31.3.8 ② 棄却 ③ 当該請求には理由がない	無	E	
愛知県	蒲郡市	① 市長 ② 不備な計画に基づく助成金の前払い ③ 前払助成金の返還	H31.1.10	1	H31.2.15 口頭陳述及び補足資料の提 出	① H31.3.8 ② 棄却 ③ 当該請求には理由がない	無	E	
愛知県	蒲郡市	① 市長 ② 助成金の不当な支出 ③ 不当利得の返還	H31.1.10	1	H31.2.15 口頭陳述及び補足資料の提 出	① H31.3.8 ② 棄却 ③ 当該請求には理由がない	無	E	
愛知県	蒲郡市	① 市長 ② 助成対象外の研修旅行への助成金の不当な支出 ③ 不当利得の返還	H31.1.10	1	2019/2/15 口頭陳述及び補足資料の提 出	① H31.3.8 ② 棄却 ③ 当該請求には理由がない	無	E	
愛知県	犬山市	① 市長 ② 宗教的建築物が存置する土地の違法な維持管理 ③ 上記管理の是正	R2.4.27	1	R2.5.26 証拠の提出及び口頭陳述	① R2.6.23 ② 棄却 ③ 当該管理に違法性はない。 「宗教を排除する違憲行為の是正」を求める部分 については、監査の対象外とする。	無	E	
愛知県	小牧市	① 市長 ② 違法な契約の締結(随意契約での決定は違法。基本 構想の内容は実現できない。) ③ 市が被った損害を補填するため、必要な措置を講 ずべく勧告を求める。	H30.8.1	1	H30.8.24 口頭陳述	① H30.9.13 ② 棄却 ③ 事業実施に係る市の判断に違法又は不当な点は見 られない	有	E	6

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
愛知県	小牧市	① 市長 ② 不法投棄監視カメラの設置(設置は不当な財産の管理及び公金の支出に当たる。) ③ 市が被った損害を補填するため、必要な措置を講ずべく勧告を求める。	H30.11.30	1	H30.12.27 口頭陳述	① H31.1.17 ② 棄却 ③ 事業実施に係る市の判断に違法又は不当な点は見られない	無	E	
愛知県	新城市	① 市長 ② 政務活動費の不当な支出 ③ 政務活動費の返還請求	(R1.5.21)	4		① R1.5.30 ② 却下(不受理) ③ 請求期間を徒過	無	B	
愛知県	新城市	① 市長 ② 政務活動費の不当な支出 ③ 政務活動費の返還請求	(R1.6.18)	4		① R1.7.10 ② 却下(不受理) ③ 返還により損害が解消	無	D	
愛知県	新城市	① 市長 ② 公金の不当な支出 ③ 支払金の返還請求	R2.6.19	5	R2.7.15 口頭陳述	① R2.8.17 ② 棄却 ③ 不当な支出と認めず	有	E	7
愛知県	新城市	① 市長 ② 不当な財産の取得 ③ 契約の解除	(R3.1.4)	1		① R3.1.13 ② 却下(不受理) ③ 市の損害と認めず	無	D	
愛知県	知多市	① 議員 ② 違法な視察に係る公金の支出 ③ 視察費として支出された公金相当額の返金または賠償及び今後の改善勧告	H30.6.7	1	H30.7.19 請求人陳述書の提出及び口頭による補足説明	① H30.8.6 ② 棄却 ③ 当該視察に係る公金の支出に違法性はない	無	E	
愛知県	知多市	① 議員 ② 違法な視察に係る公金の支出 ③ 視察費として支出された公金相当額の返金または賠償及び今後の改善勧告	H30.8.6	1	請求人より欠席の申し出があったため、実施していない	① H30.10.3 ② 棄却 ③ 当該視察に係る公金の支出に違法性はない	無	E	
愛知県	知多市	① 市長 ② 違法な助成金の支出 ③ 助成金支出の差し止め勧告	H30.8.30	1	H30.9.14 証拠の提出、口頭陳述	① H30.10.12 ② 棄却 ③ 請求の受理後、当該補助金の交付要件の見直しが行われたため、違法性はない	無	E	
愛知県	知立市	① 職員 ② 不当な財産の管理若しくは処分(①土地の管理不足による不法占有・②分筆等の管理及び処分) ③ ①相手方へに対する損害賠償請求、②土地の管理処分の是正	H30.9.10	1	H30.10.17 口頭陳述	① H30.11.2 ② 一部棄却・一部却下(①棄却、②却下) ①是正措置を講じており違法若しくは不当に財産の管理を怠っている事実はない②請求の要件に満たない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア（総 括表）にカ ウントした 項目（A～ G）	様式ウ（法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合）の、対 応する事件番号
愛知県	知立市	① 職員 ② 不当な財産の管理（土地の管理不足による不法占有） ③ 占有の解消と相手方への損害賠償請求	H31. 3. 20	1	H31. 5. 8 口頭陳述	① R1. 5. 17 ② 棄却 ③ 是正措置を講じており違法若しくは不当に財産の管理を怠っている事実はない	無	E	
愛知県	尾張旭市	① 市長 ② 委託業務の締結（職員の怠慢により市に損害を与えたもの） ③ 委託業務についての検証、怠慢の事実を明らかにし、今後の教訓とすること	(R1. 8. 5)	1		① R1. 8. 28 ② 却下（不受理） ③ 請求要件を満たしていない	無	D	
愛知県	高浜市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（市の不当な対応により発生した不要な弁護士報酬の支出） ③ 市長に対する損害賠償請求	H30. 9. 5	7		① H30. 10. 23 ② 棄却 ③ 対応に不当な点はなく、請求人の主張には理由がない	無	E	
愛知県	高浜市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（建設発生土の処理費用を市が負担する契約は違法である） ③ 違法に支出された公金の返還又は市長に損害賠償を請求	R1. 10. 17	27	H30. 11. 5 口頭陳述	① R1. 12. 5 ② 棄却 ③ 当該支出行為に違法性はない	有	E	8
愛知県	高浜市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（建設発生土の処理費用を市が負担する協定は違法である） ③ 違法に支出された公金の返還又は市長に損害賠償を請求	R2. 5. 18	8		① R2. 7. 9 ② 棄却 ③ 当該支出行為に違法性はない	有	E	9
愛知県	高浜市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（廃止予定の公共施設の老朽化調査は違法である） ③ 市長に対する損害賠償請求	R2. 8. 3	9		① R2. 9. 24 ② 棄却 ③ 当該支出行為に違法性はない	有	E	10
愛知県	岩倉市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 違法な謝礼の支払いの返還及び適法な支払い、懇話会の正式解散	H30. 9. 26	1	H30. 10. 4 口頭陳述	① H30. 11. 13 ② 棄却 ③ 謝礼の支出については、市に損害が生じておらず、懇話会の正式解散については、住民監査請求の対象外。	無	E	
愛知県	岩倉市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 違法な委託料の支払いの返還	R1. 10. 2	1	R1. 10. 11 口頭陳述	① R1. 11. 21 ② 棄却 ③ 当該支払いについて違法性はない。	無	E	
愛知県	愛西市	① 市長 ② 公金の支出（市発注工事の復旧舗装工事が不適切。） ③ 職員の処分、対応結果報告	(H30. 12. 6)	1		① H31. 1. 22 ② 却下（不受理） ③ 期間経過で正当な理由がない	無	B	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
愛知県	愛西市	① 市長 ② 公金の賦課・徴収を怠る事実(条例違反となる負担金賦課の免除、延滞金の未徴収) 条例違反の解消、市長に対する損害賠償請求、原因究明説明責任及び服務規程違反行為に対する処分 ③	R2.12.7	1	R2.12.23 口頭陳述	① R2.1.25 ② 一部棄却・一部却下 ③ 怠る事実の解消、正当な理由がない	有	E	11
愛知県	愛西市	① 市長・副市長、担当職員 ② 公金の賦課・徴収を怠る事実(条例違反となる負担金賦課の優遇免除、延滞金の未徴収) 実態調査、市長等に対する損害賠償請求及び処分、説明責任及び公表、税の平等、公平の担保、決算認定の取り消し ③	R2.12.10	35	R2.12.24 口頭陳述	① R2.1.25 ② 一部棄却・一部却下 ③ 怠る事実の解消、主張には理由がない	有	E	11
愛知県	愛西市	① 市長 ② 公金の賦課・徴収を怠る事実(航空写真に基づく固定資産税の賦課は違法・不当) ③ 当該地域の航空写真の使用停止	(R3.1.27)	1		① R3.3.1 ② 却下(不受理) ③ 請求要件を具備していない	無	C	
愛知県	北名古屋市	① 市長 ② 財産の取得・管理・処分 ③ 開発行為に伴う土地の処分	H31.1.8	1	H31.2.1 口頭陳述	① H31.2.27 ② 棄却 ③ 市は損害を被っておらず、請求に理由はない。	無	E	
愛知県	北名古屋市	① 市長 ② 財務会計上行為又は怠る事実 ③ 雨水調整池の整備中止を求める請求	(H31.2.15)	1		① H31.3.6 ② 却下 ③ 請求の対象とならない	無	C	
愛知県	弥富市	① 市長 ② 不当な公有地(行政財産)処分 市が新庁舎建設のために売却及び無償譲渡した公有地処分が不当であり、市が被った損害補填に必要な措置を講ずる勧告を請求 ③	H30.4.20	3	H30.5.8 口頭陳述	① H30.6.15 ② 棄却 ③ 今回の請求内容について、財務会計上の行為に違法性が認められない	有	E	12
愛知県	弥富市	① 市長 市が関与する県の緊急農地防災事業への市負担金の違法な支払と市役所新庁舎建設事業の違法又は不当な財務会計上の行為 ② 市が関与した県事業と新庁舎建設の2件の事業で、各事業の土地所有者への扱いに格差と差別があり、県事業への市負担金が不当であり、新庁舎建設は憲法・地方自治法・刑法に抵触する行為であるため、新庁舎建設事業の予算執行差し止めを請求 ③	(H30.12.13)	3		① H30.12.27 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項の請求要件を欠くため	無	C	
愛知県	弥富市	① 市長 ② 市行政財産の不法占有 適切な市有財産の管理、当該行政財産の不当使用者への即刻撤去と撤去完了までの借地料及びその利息支払請求 ③	R1.6.17	1	R1.7.12 口頭陳述	① R1.8.14 ② 勧告 確約書に基づき、市有地を不法占有している物の完全撤去と明渡しまでの不当利得返還及び利息の支払の履行 ③	有	F	13

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
愛知県	弥富市	① 市長 ② 市行政財産の不法占有 適切な市有財産の管理、当該行政財産の不当使用 者への即刻撤去と撤去完了までの借地料支払及び その利息支払請求	R1. 8. 6	1	R1. 8. 30 口頭陳述	① R1. 10. 4 ② 勧告 本監査結果提出日より2年以内に擁壁撤去及び原状 ③ 回復して返還と返還までの不当利得返還及び利息 返還請求	無	F	
愛知県	弥富市	① 市長 ② R1. 8. 14付で公表された監査結果通知には、積算 根拠に誤りがあるため、返還金の不足額追加請求 ③ 納付済の返還金の積算根拠が市条例に基づく積算 ではなく不当であるため、不法占有した事業者に 不足分を追加請求	R1. 8. 30	1	R1. 9. 27 口頭陳述	① R1. 10. 28 ② 棄却 ③ 今回の請求内容について、財務会計上の行為に違 法性が認められない	無	E	
愛知県	弥富市	① 市長 ② 不適切な指名競争入札 ③ 不適切な指名競争入札による予算執行で、不正に 利益を得た事業者へ適正価格との差額を返還請求	R1. 11. 19	1	R1. 12. 3 口頭陳述	① R2. 1. 17 ② 棄却 ③ 今回の請求内容について、財務会計上の行為に違 法性が認められない	無	E	
愛知県	あま市	① 市長及び副市長 ② 違法な随意契約の締結(高額な修繕工事を随意契 約にするために分割発注した。) ③ 市の被った損害を補填するために必要な措置を講 ずるよう勧告	H30. 11. 13	2	H30. 11. 28 口頭陳述	① H31. 1. 9 ② 棄却 ③ 市の被った損害は認められず、損害の補填を求め る請求に理由がない	無	E	
愛知県	東郷町	① 町長 ② 不当な土地の賃借料の支払い ③ 町長に対する損害賠償請求	R1. 11. 27	1	実施せず	① R2. 1. 20 ② 棄却 ③ 損害はない	無	E	
愛知県	東郷町	① 町長 ② 不当な土地の売却 ③ 町長に対する損害賠償請求	(R1. 11. 27)	1		① R2. 1. 20 ② 却下 ③ 損害はない	無	C	
愛知県	東郷町	① 町長 ② 下水道受益者負担金の違法な徴収及び一括納付報 奨金の支払い ③ 町長に対する損害賠償請求	(R2. 1. 7)	1		① R. 2. 3. 5 ② 却下 ③ 損害はない	無	C	
愛知県	東郷町	① 町長 ② 下水道受益者負担金の違法な徴収及び一括納付報 奨金の支払い ③ 町長に対する損害賠償請求	(R2. 6. 22)	1		① R2. 8. 7 ② 却下 ③ 損害はない	無	C	
計	23団体	88件					有 無	16件 72件	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
三重県	津市	① 市長、関係職員 ② 事務規定違反、不当な業務委託費の支出 ③ 関係職員の懲戒処分、市が受けた損害額の返還請求	(H31. 3. 29)	1	H31. 4. 12 口頭陳述	① R1. 5. 23 ② 却下 ③ 懲戒処分は監査委員の職務権限外。財務会計行為 後1年経過済み	有	B	1
三重県	津市	① 市長 ② 不当な公金支出 ③ 市に対する事務改善の勧告	R1. 8. 20	1	R1. 9. 26 口頭陳述	① R1. 10. 15 ② 棄却 ③ 違法性はない	無	E	
三重県	津市	① 副市長、環境部環境施設課長 ② 違法な契約の締結 ③ 市が損害を受けた額について損害賠償請求	R1. 9. 11	6	R1. 9. 26 口頭陳述	① R1. 11. 5 ② 一部棄却、一部却下 ③ 違法性はない	有	E	2
三重県	津市	① 市長 ② 土地の評価額を違法に低く評価 ③ 市が損害を受けた額について損害賠償請求	R2. 6. 26	1		① R2. 6. 26 ② 取下げ ③ 自己都合	無	A	
三重県	津市	① 市長 ② 土地の評価額を違法に低く評価 ③ 市が損害を受けた額について損害賠償請求	R2. 8. 11	1	R2. 8. 17 口頭陳述	① R2. 9. 28 ② 棄却 ③ 違法性はない	無	E	
三重県	四日市市	① 市長ほか関係職員 ② 違法な契約の締結 ③ 委託料の支出の差止め	H30. 9. 5	5	H30. 9. 25 口頭陳述	① H30. 12. 26 ② 一部却下、一部棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無	E	
三重県	四日市市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	R2. 4. 23	1	R2. 5. 25 口頭陳述	① R2. 6. 17 ② 棄却 ③ 当該公金の支出に違法性はない	有	E	3
三重県	松阪市	① 市長 ② 契約締結方式採用の可否 ③ 契約の解除、予算執行停止を求める	(H30. 12. 13)	1		① H30. 12. 27 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
三重県	松阪市	① 市長 ② 契約締結方式採用の可否 ③ 契約の解除、契約金返還請求	(H30. 12. 13)	1		① H30. 12. 27 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
三重県	松阪市	① 市長 ② 補助金支給内容の可否 ③ 補助対象外経費の返還請求	(H31. 4. 15)	1		① H31. 4. 22 ② 却下(不受理) ③ 期間経過による	無	B	
三重県	松阪市	① 市長 ② 負担金支払い相手方の不当利得の発生 ③ 相手方に対する不当利得返還請求	(R1. 11. 29)	2		① R1. 12. 9 ② 却下(不受理) ③ 主観的見解による	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
三重県	松阪市	① 建設部長 ② 運用上の管理が規定に違反し損害の発生が生じる ③ 管理の是正、経緯と原因の説明を求める	(R2.1.10)	1		① R2.1.20 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
三重県	松阪市	① 建設部長 ② 違法な道路管理により危険が生じる ③ 法令の遵守、管理の是正	(R2.1.10)	1		① R21.20 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
三重県	松阪市	① 建設部長 ② 運用上の管理が規定に違反し損害の発生が生じる ③ 法令の遵守、管理の是正	(R2.1.10)	1		① R2.1.20 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
三重県	桑名市	① 教育委員会 多度地区小中一貫校多機能複合化事業基本構想・ 基本計画策定支援業務の報告書は、教育委員会で 実施した小中一貫教育推進事業に参加した教職員 で作成可能のため不当な支出である ② 小中一貫校多機能複合化事業基本構想・基本計画 策定支援業務の報告書作成費用について教育委員 会へ弁済を請求 ③	H30.5.10	1	H30.5.22 口頭陳述	① H30.6.27 ② 棄却 ③ 多度地区小中一貫校多機能複合化事業基本構想・ 基本計画策定支援業務は小中一貫教育推進事業と 成果や目的を別にするものであるため、請求に理 由が無い	無	E	
三重県	桑名市	① 市長 多度地区小中一貫校多機能複合化事業基本構想・ 基本計画策定支援業務の成果品は、仕様書の内容 を満たしておらず不当である ② 成果品の出来高不足分を損害として、市長に対し 弁済を請求するとともに、平成30年度分の関連予 算の執行停止を請求 ③	H30.5.10	1	H30.5.22 口頭陳述	① H30.6.27 ② 棄却 ③ 変更契約によって成果品の一部は除外され、契約 金額も減額されており、業務委託料を弁済する理 由がない。なお、関連予算の執行停止は違法及び 緊急の必要があるとは言えない	無	E	
三重県	桑名市	① 統括監 ② 不当な変更契約の締結により成果品が減少したこ とは損害である 経緯が不明な変更契約により、多度地区小中一貫 校多機能複合化事業基本構想・基本計画策定支援 業務の成果品が減数となった分を支出過剰として 弁済を請求するとともに、平成30年度分の関連予 算の執行停止を請求 ③	(H30.7.25)	1	請求人希望せず	① H30.9.20 ② 却下 ③ 一事不再理の原則による	無	D	
三重県	桑名市	① 市長ほか契約について責任を有する者 ② 随意契約での契約締結は違法である 多度地区小中一貫校多機能複合化事業基本構想・ 基本計画策定支援業務委託契約は違法な随意契約 のため一旦終了し、内容を精査した上で一般競争 入札など適法な契約事務の実施を請求 ③	H31.4.3	1	H31.4.22 口頭陳述	① R1.5.31 ② 棄却 ③ 当該契約を随意契約としたことは合理的な理由が あり違法・不当とは言えない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
三重県	鈴鹿市	① 市長 ② 市のスポーツ施設に設置する自動販売機設置に係る行政財産目的外使用許可は不当 ③ 許可の取消し又は撤回及び逸失利益の賠償	R1. 9. 27	1	R1. 10. 31 口頭陳述	① R1. 11. 21 ② 一部棄却及び一部却下 許可は市長の裁量の範囲内であり、損害発生の実態はない。一部の許可については、1年以上経過している	無	E	
三重県	尾鷲市	① 市長 ② 調査委託等に係る市政運営上の判断ミス ③ 公金の支出による損害補填を求める	(R2. 11. 10)	1		① R2. 12. 24 ② 却下 ③ 請求期間の徒過など	無	B	
三重県	尾鷲市	① 市長 ② 策定委託等に係る市政運営上の判断ミス ③ 公金の支出による損害補填を求める	(R2. 11. 10)	1		① R2. 12. 24 ② 却下 ③ 違法又は不当な理由が示されていない	無	D	
三重県	亀山市	① 市長 ② 都市公園使用料の違法徴収 ③ 違法な財産の取得に対する是正要求	(R2. 3. 10)	1		① 令和2. 4. 17 ② 却下 ③ 違法性はなく、市に損害は発生していない	無	C	
三重県	亀山市	① 市長 ② 談合、補助金虚偽申請 ③ 不当利得返還請求	(R2. 3. 11)	1		① 令和2. 4. 17 ② 却下 ③ 証拠の提出なし	無	D	
三重県	亀山市	① 市長 ② 道路構造令違反 ③ 財産の取得に係る怠る事実に基づく措置請求	R2. 3. 13	1	R2. 4. 20 口頭陳述欠席	① 令和2. 5. 11 ② 却下・棄却 ③ 違法性なし	無	E	
三重県	亀山市	① 市長 ② 道路構造令違反 ③ 公金支出の差止め	R3. 1. 13	1	R3. 2. 10 口頭陳述	① 令和3. 3. 9 ② 棄却 ③ 違法性なし	無	E	
三重県	亀山市	① 市長 ② 道路構造令違反 ③ 防護柵の改善	(R3. 1. 26)	1		① 令和3. 3. 9 ② 却下 ③ 市の事業ではなく、財務会計上の行為にあたらぬ	無	D	
三重県	志摩市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の解除、相手方に対する損害賠償請求	(H31. 1. 21)	1	H31. 2. 20 口頭陳述	① H31. 3. 14 ② 却下 ③ 期間経過による	無	B	
三重県	志摩市	① 市長 ② 申請書不備 ③ 工事の中止	(R2. 3. 3)	1		① R2. 3. 19 ② 却下(不受理) ③ 財務会計事務以外の事務のため	無	C	
三重県	伊賀市	① 職員 ② 怠る事実の結果、市に損害を与えた。 ③ 損害賠償請求	R3. 2. 26	2	R3. 3. 24 口頭陳述	① R3. 4. 13 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
三重県	東員町	① 町長 ② 不当、違法な契約の締結 ③ 自治会総会資料で契約実態がない	H30. 7. 27	1	H30. 8. 7 口頭陳述	① H30. 9. 10 ② 棄却 ③ 違法とする事情がない	無	E	
三重県	南伊勢町	① 町長、第3セクター方式による株式会社の前取締役 事業部長 ② 不法行為により町に財産的損害を加えた ③ 不法行為による損害賠償請求権の行使の勧告	R2. 11. 13	1	R2. 11. 30-R2. 12. 3 書面陳述	① R3. 1. 7 ② 棄却 ③ 損害賠償請求権の成立が認められない	無	E	
三重県	南伊勢町	① 第3セクター株式会社代表取締役兼南伊勢町長 ② 会社の損害に対して被害届の提出を勧告 ③ 被害届の提出等の勧告を求める	(R2. 10. 9)	1		① R2. 11. 1 ② 却下 ③ 請求対象行為の特定を欠いた不適法な請求であつ た為	無	D	
三重県	南伊勢町	① 町長 ② 財産の管理を怠る行為 ③ 古紙売払い金の用途を明確にし、各々必要な措置 を講じるよう勧告する	(R1. 6. 8)	1	R1. 7. 17 書面陳述	① R1. 8. 13 ② 却下 ③ 財産の管理を怠る事実は認められない	無	D	
三重県	南伊勢町	① 町長 ② 財産の管理を怠る行為 ③ 平成30年の資源ごみ売払い金事業者に対して返還 請求するよう勧告する	R1. 9. 13	1	R1. 9. 24、R1. 9. 27 書面陳述	① R1. 11. 8 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠る事実は認められない	無	E	
三重県	南伊勢町	① 町長 ② 財産の管理を怠る行為 ③ 古紙売払い金の用途を明確にし、各々必要な措置 を講じるよう勧告する	(R1. 11. 29)	1		① R1. 12. 20 ② 却下 ③ 同一の行為等を対象とする再度の請求であった為	無	D	
三重県	紀北町	① 町長 ② 町の財産である豊かな自然を消滅させ、生活がで きなくなる。 ③ 損害賠償費用を町長が負うべきと請求	(H30. 4. 2)	1		① H30. 5. 10 ② 却下 ③ 法的要件を備えていない	無	C	
計	12団体	36件					有 無	3件 33件	
滋賀県	大津市	① 市長 ② 指定管理者及び関係職員の行為 ③ 指定管理者の収入の返還、適正な行政運営のため の措置	(R2. 2. 10)	1	R2. 2. 26 口頭陳述	① R2. 3. 31 ② 却下 ③ 損害の発生を明らかにして監査の対象が特定され ていない	無	D	
滋賀県	大津市	① 関係職員 ② ・財産区が支出した補助金 ・財産区財産の管理業務の委託契約 ③ ・補助金を支出した事業の完了検査を監査し、不 適正を明らかにして、返還命令をすること ・管理業務の委託契約を改めるよう指摘すること	(R2. 9. 15)	3	R2. 10. 14 口頭陳述	① R2. 11. 13 ② 却下 ③ 損害の発生を明らかにして監査の対象が特定され ていない	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
滋賀県	彦根市	① 市長 ② 違法・不当な財務会計上の行為が相当の確実さで 予測される ③ 補正予算の支出差止、仮に支出した場合の公金返 還勧告	R2. 2. 25	9	R2. 3. 18 口頭陳述	① R2. 4. 22 ② 棄却 ③ 違法・不当な行為ではなく理由がない	有	E	1
滋賀県	彦根市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 市長への損害賠償金請求勧告	R2. 5. 7	1	R2. 5. 28 口頭陳述	① R2. 6. 29 ② 棄却 ③ 違法・不当な行為ではなく理由がない	有	E	2
滋賀県	長浜市	① 市長 ② 森林及び道路の財産管理 ③ 法定外公共物及び市有地の適正な財産管理を求め る	H30. 5. 2	1	H30. 6. 11 口頭陳述	① H30. 6. 28 ② 棄却及び却下 ③ 請求人の主張に理由がないため	無	E	
滋賀県	長浜市	① 市長 ② 法定外公共物管理 ③ 法定外公共物の里道及び水路の無断占有	R1. 7. 5	1	R1. 7. 25 口頭陳述	① R1. 8. 7 ② 棄却及び却下 ③ 請求人の主張に理由がないため	無	E	
滋賀県	長浜市	① 市長 ② 違法な契約の締結(仕様書の不備) ③ 入札仕様書の内容を改め適正な入札執行を求める	(R1. 8. 14)	1	R1. 10. 4 口頭陳述	① R1. 10. 11 ② 却下 ③ 請求人の主張に理由がないため	無	D	
滋賀県	長浜市	① 市長 ② 適正な固定資産の課税 ③ 固定資産税の適切な課税徴収	R1. 10. 4	1	R1. 11. 7 口頭陳述	① R1. 12. 2 ② 棄却 ③ 違法または不当に賦課を怠る事実は認められない ため	無	E	
滋賀県	長浜市	① 市長 ② 財政援助団体に対する公金支出 ③ 財政援助団体に対する公金支出の停止及び事業廃 止	R1. 10. 7	7	R1. 11. 7 口頭陳述	① R1. 12. 6 ② 合議不調 ③	無	G	
滋賀県	長浜市	① 市長 ② 財政援助団体に対する公金支出 ③ 財政援助団体に対する公金支出の停止及び事業廃 止	R1. 10. 9	7	R1. 11. 7 口頭陳述	① R1. 12. 9 ② 合議不調 ③	無	G	
滋賀県	近江八幡市	① 市長 ② 公金の支出 (不公正な業者選定による公金の支出である。) ③ 公金支出の差し止め請求及び必要な措置を講じる よう市長への勧告を求める。	H30. 5. 14	4		① H30. 5. 14 ② 取下げ ③ 請求に不備があったため	無	A	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
滋賀県	近江八幡市	① 市長 財産の管理・処分 (近江八幡市市有財産の交換、譲与、無償貸付等 に関する条例の要件を満たさないため、違法・不 当な市有財産の無償譲与及び無償貸与である。) ② ③ 必要な措置を講じるよう市長への勧告を求める。	H30. 5. 23	4	H30. 6. 1 口頭陳述	① H30. 6. 29 ② 棄却 ③ 違法・不当なものとは認められず、請求人らの主 張は理由を欠く。	無	E	
滋賀県	近江八幡市	① 市長 契約の解除 (市庁舎整備工事請負契約の解除は違法不当な財 務会計行為に該当し、市長は公金支出による損害 を市に与えた。) ② ③ 公金支出による市長に対する損害賠償請求	(R1. 7. 26)	54		① R1. 8. 20 ② 却下(不受理) ③ 監査請求期間の経過		B	3
滋賀県	近江八幡市	① 市長 公金の支出 (市庁舎整備工事請負契約の解除に伴う損害賠償 金の支出は違法不当な財務会計行為に該当す る。) ② ③ 公金支出の差し止め、④監査手続終了前の公金 支出の執行停止、⑤監査手続終了前に公金支出が 行われた場合の市長に対する損害賠償請求	R1. 11. 1	152	R1. 11. 7 口頭陳述	① R1. 12. 6 ② 棄却 ③ 公金支出は違法・不当なものとは言えない。	有	E	4
滋賀県	近江八幡市	① 市長 契約の締結 (市役所耐震改修工事に係る建設工事請負契約は 違法不当な財務会計行為に該当する。) ② ③ ⑦契約の解除、⑧公金支出の執行停止、⑨公金支 出が行われた場合の市長に対する損害賠償請求	R2. 8. 7	6	R2. 8. 24 口頭陳述	① R2. 9. 16 ② 棄却 ③ 契約は違法・不当なものとは言えない。	有	E	5
滋賀県	守山市	① 市長 水道事業給水条例に基づく料金徴収は違法であり 無効である。 ② ③ 当該行為を是正し、市民の被った被害を補填す るために必要な措置を講じる旨を関係大臣に通知す ることを請求する。	(H30. 12. 21)	1		① H31. 1. 10 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠く	無	D	
滋賀県	守山市	① 市長 支払いの当事者間で直接消費税の授受を習慣とさ せ、支払いの直接消費税10%相当分の被害を市に 与え、水道料金の直接消費税10%相当の支払いを 住民に強いている。法令違反かつ無効である。 ② ③ 当該会計処理行為を是正し、守山市の住民に公表 することを請求する。	(R2. 7. 10)	1	R2. 8. 27 口頭陳述	① R2. 9. 7 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠く	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
滋賀県	栗東市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 作成したチラシの回収、印刷費用の弁償、再発防止のための職員研修の実施	R1. 6. 24	1	R1. 7. 8 口頭陳述	① R1. 8. 8 ② 棄却 ③ 違法性、不当性はない	無	E	
滋賀県	栗東市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 作成したチラシの回収、印刷費用の弁償、再発防止のための職員研修の実施	R2. 2. 7	1	R2. 2. 17 口頭陳述	① R2. 3. 27 ② 棄却 ③ 違法性、不当性はない	無	E	
滋賀県	栗東市	① 市長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 小型特殊自動車税の賦課漏れにかかる調査を行うこと、仮に賦課漏れがあった場合は遡及して徴収すること	R2. 4. 16	1	R2. 4. 28 口頭陳述	① R2. 6. 5 ② 棄却 ③ 現状が裁量権の範囲を逸脱した不合理なものとはまでは言えず、直ちに違法不当とまでは言えない	無	E	
滋賀県	栗東市	① 市長 ② 財産の管理と公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 法定外公共物を不法占有する者の調査、不法占有者に対する工作物の撤去要求と占用料の徴収、不法占有により水路等が損傷している場合には損害賠償請求を行うこと	R2. 4. 16	1	R2. 4. 28 口頭陳述	① R2. 6. 5 ② 棄却 ③ 違法不当とまでは言えない	有	E	6
滋賀県	栗東市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 市に損害を与えた職員に対し損害賠償請求を行うこと	R2. 11. 5	1	R2. 11. 16 口頭陳述	① R2. 12. 25 ② 棄却 ③ 損害賠償請求権を行使しないとしても、その判断が著しく裁量権を逸脱しているとは認められない	無	E	
滋賀県	甲賀市	① 市長 ② 要綱に違反した違法な補助金交付 ③ 監査委員は、甲賀市長に対し、補助金交付先2団体から補助金各10万円を甲賀市に返還させるための必要な措置をとることを勧告するよう求める。	R2. 2. 4	2	R2. 3. 13 口頭陳述	① R2. 3. 31 ② 棄却 ③ 本件支出を決定した市長の判断に裁量権の逸脱又は濫用があったとは認められず、公益上の必要性が存在しないとして本件支出の違法性等をいう請求人の主張には理由がないと認められるため	有	E	7
滋賀県	野洲市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の解除	H30. 9. 27	6	H30. 10. 25 口頭陳述	① H30. 11. 21 ② 一つは却下 もう一つは棄却 ③ 本件契約は違法性が無い	有	E	8
滋賀県	野洲市	① 議会議務局長、その職員及び市長 ② K議員の議員資格決定審査の調査業務契約の弁護士費用等 ③ 弁護士の委託料等の返還	H30. 11. 27	5	H30. 12. 17 口頭陳述	① H31. 1. 21 ② 棄却 ③ 本件公金の支出は適法	無	E	
滋賀県	野洲市	① 市長 ② 財務会計上の行為の違法性 ③ 財務会計上の公金支出差止及び損害の填補	R1. 8. 20	6	R1. 10. 2 口頭陳述	① R1. 10. 21 ② 全て棄却 ③ 本件は適法	有	E	9

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
滋賀県	高島市	① 市長 ② 公金の徴収を怠ったことによる (複写機利用料の未収事案) ③ 公金徴収措置請求	H30.7.25	19		① H30.8.10 ② 却下 ③ 違法もしくは不当に公金の徴収を怠っているとい う具体的な記載がない。	無	D	
滋賀県	高島市	① 市長 ② 分担金徴収条例に基づかない受益者からの徴収 ③ 受益者分担金を不当に収入しているとする返還措 置請求	(H30.7.25)	1		① H30.8.17 ② 却下 ③ 分担金は既に徴収され損害の発生は見込まれな い。	無	D	
滋賀県	高島市	① 市長 ・違法な支出行為(交付金の返還請求・補助金の 返還請求) ② 住民税の賦課徴収(公金の賦課徴収事務) ③ 補助金等返還措置請求 ・住民税の賦課徴収措置請求	H30.8.3	1	H30.12.3 口頭陳述	① H30.12.28 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない。 ・賦課徴収を怠る事実はない。	無	E	
滋賀県	高島市	① 市長 公金の賦課徴収を怠る事実(兼業許可を受けた市 職員に対し、自治会等が支払った役員給与に対す る課税漏れがある) ② 職員に対し、自治会等が支払った役員給与に対す る課税漏れがある) ③ 公金の賦課徴収措置請求	R1.9.10	1	R1.10.7 口頭陳述	① R1.11.7 ② 棄却 ③ 賦課徴収を怠る事実はない。	無	E	
滋賀県	甲良町	① 町長、前町長及び前副町長 ② 不納欠損損害 ③ 損害賠償、損害を補填する措置	H30.11.5	39	H30.11.19 口頭陳述	① H30.12.21 ② 棄却 ③ 財務会計行為に違法または不当であるとは言えな い	有	E	10
計	10団体	31件					有 10件 無 21件		
京都府	京都市	① 市長 ② 公金の徴収を怠る事実(入札談合に係る損害賠償 請求を怠る事実) ③ 談合を行った事業者に対する損害賠償請求	H30.4.12	3		① H30.6.11 ② 棄却 ③ 談合に基づく損害が生じていない。	有	E	1
京都府	京都市	① 市長 ② 違法な財産の取得・管理・処分(自衛隊への宛名 シールの提供) ③ 自衛隊への宛名シールの提供の中止勧告	(H30.12.28)	3		① H31.1.28 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為ではない。	無	C	
京都府	京都市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実(里道敷の不法占有を放置 している事実) ③ 不法占有者に対する状況に応じた実効性のある指 導、措置の実施	(H31.2.12)	1		① H31.3.1 ② 却下(不受理) ③ 同一請求人による再度の監査請求	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
京都府	京都市	① 市長 ② 違法な公金の支出(教諭に対する特殊勤務手当の支出) ③ 教諭に対する不当利得返還請求	(H31. 3. 22)	1		① H31. 4. 24 ② 却下(不受理) ③ 本市の財務会計上の行為ではない。	無	C	
京都府	京都市	① 市長 ② 違法な公金の支出(映画祭の周知に係る委託料の支出) ③ 委託先に対する委託料の返還請求	R1. 12. 12	3	R2. 1. 17 口頭陳述	① R2. 2. 10 ② 棄却・一部却下 (一部却下部分) ③ 監査請求期間の徒過 (棄却部分) 当該支出に違法又は不当な点はない。	有	E	2
京都府	京都市	① 市長 ② 違法な公金の支出(保育所の民間移管先の選定等に係る費用の支出) ③ 支出の差止め	R2. 2. 7	8	R2. 3. 2 口頭陳述	① R2. 3. 27 ② 棄却 ③ 当該支出に違法又は不当な点はない。	無	E	
京都府	京都市	① 市長 ② 公金の徴収を怠る事実(政務活動費に係る不当利得返還請求を怠る事実) ③ 議員に対する不当利得返還請求	R2. 3. 30	2		① R2. 5. 27 ② 棄却・一部却下 (一部却下部分) ③ 市長が返還を命じるべき損害がない。 (棄却部分) 不当利得は存しない。	無	E	
京都府	京都市	① 市長 ② 違法な公金の支出(職員に対する給与の支出) ③ 職員に対する不当利得返還請求	(R3. 3. 25)	1		① R3. 4. 22 ② 却下(不受理) ③ 違法又は不当である理由が示されていない。	無	D	
京都府	京都市	① 市長 ② 違法な公金の支出(介護認定給付業務の委託料の支出) ③ 委託先に対する委託料の返還請求及び支出の差止め	R3. 3. 29	7	R3. 4. 21 口頭陳述	① R3. 5. 19 ② 棄却・一部却下 (一部却下部分) ③ 監査請求期間の徒過 (棄却部分) 当該支出に違法又は不当な点はない。	無	E	
京都府	福知山市	① 教育長、教育部長、総務部長、総務課長 ② 違法・不当な公金の支出(積算根拠がない支払) ③ 支出された全額の返還	H30. 9. 25	1	H30. 10. 18 口頭陳述	① H30. 11. 20 ② 一部却下・一部棄却 ③ 一部要件を欠き不適法であり、また、請求人の主張には理由がない。	無	E	
京都府	舞鶴市	① 病院事業管理者の権限を有する市長 ② 正当な管理を怠る未収金処理 ③ 正しい会計処理に改めることを請求	(H30. 8. 14)	1	なし(請求人から行わない旨の通知あり)	① H30. 10. 2 ② 却下(不受理) ③ 違法、不当な財務会計行為及び怠る事実を、個別的、具体的に適示したものではない。	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
京都府	宇治市	① 市長及び教育長 ② 公共施設用地賃借料の過払い ③ 相手方に対する10年分の不当利得返還請求	(H30. 5. 21)	1		① H30. 6. 5 ② 却下(不受理) ③ 請求期間徒過	無	B	
京都府	宇治市	① 市長及び教育長 ② 公共施設用地賃借料の過払い ③ 相手方に対する10年分の不当利得返還請求(請求期 間徒過について正当な理由があると主張)	(H30. 6. 13)	2		① H30. 8. 10 ② 却下(不受理) ③ 請求期間徒過(正当な理由があるとは認められな い)	無	B	
京都府	宇治市	① 市長及び担当部局 ② 大型公共事業に関する契約 ③ 契約の相手方は不適格であり、事業の中止と契約 議案の廃案	(H30. 7. 31)	2		① H30. 8. 21 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為又は怠る事実該当する具体的 事実を特定できない	無	C	
京都府	宇治市	① 市長 ② 大型公共事業の実施 ③ 不当に進められた事業であり、差し止めと見直し	H30. 10. 15	2		① H30. 10. 17 ② 取下げ ③ 再提出を希望	無	A	
京都府	宇治市	① 市長 ② 大型公共事業の実施 ③ 契約の廃止、事業の見直し	(H30. 10. 17)	2		① H30. 11. 19 ② 却下(不受理) ③ 当該行為の違法又は不当について摘示なし	無	D	
京都府	宇治市	① 市長 ② 判決で確定した損害賠償金及び遅延損害金の回収 ③ 迅速な回収と時効消滅したときは市長の損害賠償 を求める	(R1. 7. 19)	10		① R1. 8. 13 ② 却下(不受理) ③ 当該行為等を特定認識できるように具体的に摘示 していると認められない	無	D	
京都府	宇治市	① 市長 ② 配水管移設工事 ③ 設計書が杜撰であり余分な費用が生じた。設計業 者に対する損害賠償請求	(R1. 11. 5)	1		① R1. 11. 20 ② 却下(不受理) ③ 請求人が主張する損害が生じているとは認められ ない	有	D	3
京都府	宇治市	① 市長 ② 判決で確定した損害賠償金及び遅延損害金の回収 ③ Aランク事業者からの迅速な回収と時効消滅したと きは市長の損害賠償を求める	(R2. 1. 31)	10		① R2. 2. 25 ② 却下(不受理) ③ 当該行為等を特定認識できるように具体的に摘示 していると認められない	無	D	
京都府	宮津市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 財産の適切な管理、賦課徴収又は損害賠償請求若 しくは不当利得返還請求	R2. 10. 19	1	R2. 11. 2 口頭陳述	① R2. 12. 18 ② 認容(措置勧告) 国有地と民有地の境界が確定していない地区につ いては京都府に対して同境界確定を促し、確定し ている地区については現地の調査、自治会及び関 係地権者との協議、占有面積の確定測量等を行い 令和4年3月31日までに適切に措置。	有	F	4

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
京都府	宮津市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 財産の適切な管理	R3. 1. 29	1	R3. 2. 15 口頭陳述	① R3. 3. 30 ② 棄却 ③ 財産の適切な管理を怠っている事実はない	有	E	5
京都府	亀岡市	① 市長 ② 市が設置する施設の光熱水費にかかる不当利得 当該施設の平成20年度から平成29年度分の光熱水費について、管理業務委託契約に基づき、施設を管理している団体に対し使用料の26%を支払わせるべきところ、基本料金の26%しか請求していないことは過少請求であり、その差額は不当利得となっている。不当利得返還請求などの必要な措置を講じるよう勧告することを求める。	H30. 4. 17	1	平成30年5月14日に口頭陳述の機会を与えたが辞退の申し出があった。	① H30. 5. 24 ② 棄却 ③ 本件請求に係る光熱水費の請求額が過少とはいえ、また、不当利得を得ているとはいえないため棄却	無	E	
京都府	向日市	① 市長 ② 違法な財産管理(財産管理は法令の根拠を欠く。) ③ 契約の解除	R2. 10. 30	1	R2. 11. 20 書面陳述	① R2. 12. 8 ② 棄却 ③ 当該財産管理に違法性はない	無	E	
京都府	八幡市	① 市長 ② 違法な契約の締結(設計・建設工事契約は、業界内での談合の噂があるため競争性を欠く。) ③ 契約の防止・是正	(R1. 10. 17)	4		① R1. 12. 10 ② 却下(不受理) ③ 事実証明書等が不十分である	無	D	
京都府	八幡市	① 市長 ② 違法な契約の締結(設計・建設工事契約は、デザインビルド方式による必要がなく、建設は分けて入札にすべきである。) ③ 契約の防止・是正	R1. 10. 17	4	R1. 11. 27 口頭陳述	① R1. 12. 10 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有	E	1
京都府	八幡市	① 市長 ② 違法な契約の締結(設計・建設工事契約の結果が、談合の事実を示している。) ③ 契約の防止・是正	(R1. 12. 9)	4		① R2. 1. 27 ② 却下(不受理) ③ 事実証明書等が不十分である	有	D	1, 3
京都府	八幡市	① 市長 ② 違法な契約の締結(設計・建設工事契約は、公共工事の品質確保の促進に関する法律に違反する。) ③ 契約の防止・是正	(R2. 9. 24)	3		① R2. 11. 4 ② 却下(不受理) ③ 同一住民から、同一財務会計上の行為への請求のため	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
京都府	京田辺市	① 市長 違法な契約の締結(客観的基準に基づく市内業者 認定がされておらず、恣意的に選定された市内業 者と契約がなされている。) ② 市内業者認定要件の制定及び公表、「平成30年度 総合評点对応発注標準額区分表」の「税抜予定価 格」欄の金額区分の改正 ③	(H30.10.24)	1		① H30.11.12 ② 却下(不受理) ③ 当該監査請求は請求の特定を欠き、直接市に損害 をもたらすものとも判断できないため、不適法で ある。	無	D	
京都府	木津川市	① 管理課長 ② 河川維持修繕工事の違法な一括下請負であり、特 定業者への不当な利益供与の疑い ③ 工事費の一部の返還と元請負業者との違法性を関 係機関へ通報すること	R01.09.24	1	R01.10.23 口答意見陳述	① R01.11.25 ② 棄却 ③ 市の損害は認められない	無	E	
京都府	宇治田原町	① 町長 用地買収契約の締結、財産取得、工事契約の締結 は違法、不当であり、これら契約を基に公金を支 出したことは違法である。 ② ③ 工事費の支出をしないこと、既に支出された公金 について町長に対し損害賠償請求	H31.4.3	21	H31.4.25 口頭陳述	① R1.6.5 ② 棄却 ③ 事業実施に違法又は不当でなく、契約に基づく公 金支払いについても違法又は不当な公金の支出に 当たらない。	無	E	
京都府	笠置町	① 町長 ② 笠置いこいの館指定管理業務に係る指定管理料の 支出負担行為等 ③ 損害の補填もしくは不当利得返還請求	R2.6.3	1		① R2.7.28 ② 認容 ③ 不当利得返還金等債権に対する訴訟勧告	無	F	
京都府	与謝野町	① 監査委員 ② 第三セクターにおける指定管理料及び補助金の会 計処理 ③ 監査委員による職員及び関係者の調査を行い、事 実関係を明らかにした上で同調査結果についての 書面回答	H30.8.10	1		① H30.8.22 ② 取下げ ③ 書面に不備があり補正を促すも整わず、取り下げ られたもの	無	A	
京都府	与謝野町	① 監査委員 ② 第三セクターにおける株式の価値が無くなったこ とで町長若しくは職員が町民に損害を与えた ③ 関係者への事情聴取及び原因究明。不正行為があ れば損害賠償。調査結果についての書面回答。	(H30.9.6)	1		① H30.9.28 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を満たしていない	無	D	
計	13団体	33件					有 7件 無 26件		
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財産(債権)の管理を怠る事実 ③ 市長に対する対象者からの遅延損害金徴収請求	H30.7.5	1	H30.7.26 口頭陳述	① H30.8.23 ② 棄却 ③ 違法不当な財産(債権)の管理を怠る事実はない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財産(債権)の管理を怠る事実 ③ 相手方に対する返還請求など必要な措置の実施	H30.7.30	13	H30.8.20 口頭陳述	① H30.9.27 ② 合議不調 ③	無	G	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財産(債権)の管理を怠る事実 ③ 相手方に対する補助金の返還請求	H30.8.27	4		① H30.9.11 ② 取下げ ③ 不明	無	A	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財務会計上の行為(公金の支出) ③ 相手方に対する支出相当額の損害請求	(H30.9.27)	3		① H30.10.23 ② 却下(不受理) ③ 非財務会計行為	無	C	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財務会計上の行為(公金の支出) ③ 市長に対する支出相当額の損害請求	(H30.11.20)	103		① H31.1.17 ② 却下(不受理) ③ 非財務会計行為	有	C	1
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財務会計上の行為(公金の支出) ③ 市長に対する公金の返還請求	H30.12.14	4	H31.1.11 口頭陳述	① H31.2.7 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無	E	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財務会計上の行為(公金の支出) ③ 市長に対する支出相当額の損害請求	(H30.12.28)	17		① H31.2.18 ② 却下(不受理) ③ 非財務会計行為	有	C	2
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財産(債権)の管理を怠る事実 ③ 相手方に対する返還請求など必要な措置の実施	H31.1.7	4	H31.1.25 口頭陳述	① H31.3.4 ② 棄却 ③ 違法不当な財産(債権)の管理を怠る事実はない	有	E	3
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財務会計上の行為(公金の支出) ③ 損害額を確定させ、これを回復する措置の請求	(H31.3.26)	1		① H31.4.25 ② 却下(不受理) ③ 非財務会計行為	無	C	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財務会計上の行為(公金の支出) ③ 損害額を確定させ、これを回復する措置の請求	(H31.4.2)	1		① H31.4.25 ② 却下(不受理) ③ 非財務会計行為	無	C	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 不正利用にかかる事業費の返還 ③ 相手方に対する返還請求	R1.6.3	1		① R1.6.13 ② 取下げ ③ 不明	無	A	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財務会計上の行為(公金の支出) ③ 損害額を確定させ、これを回復する措置の請求	R1.6.10	1		① R1.6.13 ② 取下げ ③ 不明	無	A	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財産(債権)の管理を怠る事実 ③ 事業に関係のない支出の返還請求	R1. 6. 14	1	H31. 7. 10 口頭陳述	① R1. 8. 5 ② 容認 ③ 相手方に返還を命ずるなど必要な措置を講ずること	無	F	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財産(債権)の管理を怠る事実 ③ 相手方に対する刑事告発と補助金の返納請求	R1. 11. 15	1	H31. 12. 9 口頭陳述	① R2. 1. 24 ② 棄却 ③ 違法不当な財産(債権)の管理を怠る事実はない	無	E	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財務会計上の行為(公金の支出) ③ 相手方に対する支出相当額の損害請求	(R1. 11. 25)	4		① R1. 12. 24 ② 却下(不受理) ③ 非財務会計行為	無	C	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 市長及び職員に対する損害賠償請求	R1. 12. 6	1	H31. 12. 25 口頭陳述	① R2. 1. 31 ② 合議不調 ③	無	G	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財産(債権)の管理を怠る事実 ③ 市長及び相手方に対する損害賠償請求	R2. 1. 22	3	R2. 1. 22 口頭陳述	① R2. 3. 16 ② 棄却 ③ 違法不当な財産(債権)の管理を怠る事実はない	無	E	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財産(債権)の管理を怠る事実 ③ 市長及び相手方に対する補助金返還請求	R2. 2. 27	4	R2. 3. 30 口頭陳述	① R2. 4. 23 ② 棄却 ③ 違法不当な財産(債権)の管理を怠る事実はない	無	E	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 市長及び職員に対する損害賠償請求	R2. 7. 31	1	請求人からの辞退により 実施なし	① R2. 9. 24 ② 合議不調 ③	有	G	4
大阪府	大阪市	① 市長 ② 予算の執行(公金の支出) ③ 公金の執行停止請求	R2. 9. 7	46	R2. 10. 14 口頭陳述	① R2. 11. 19 ② 合議不調 ③	無	G	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長及び対象者からの公金返還請求	(R2. 9. 24)	1		① R2. 10. 29 ② 却下(不受理) ③ 非財務会計行為	無	C	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 公金の支出 ③ 市長に対する公金の全額返還請求	R2. 10. 22	8	R2. 11. 25 口頭陳述	① R2. 12. 17 ② 合議不調 ③	有	G	5
大阪府	大阪市	① 市長 ② 公金の支出 ③ 市長に対する公金返還請求	(R2. 10. 30)	3		① R2. 12. 3 ② 却下(不受理) ③ 具体的な主張がなされていない	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財務会計上の行為(違法な契約) ③ 損害額を確定させ、これを回復する措置の請求	(R2.11.4)	1		① R2.12.3 ② 却下(不受理) ③ 非財務会計行為	無	C	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財務会計上の行為(違法な契約) ③ 損害額を確定させ、これを回復する措置の請求	(R2.11.5)	1		① R2.12.3 ② 却下(不受理) ③ 非財務会計行為	無	C	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財務会計上の行為(違法な契約) ③ 損害額を確定させ、これを回復する措置の請求	(R2.11.9)	1		① R2.12.3 ② 却下(不受理) ③ 非財務会計行為	無	C	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財務会計上の行為(違法な契約) ③ 損害額を確定させ、これを回復する措置の請求	(R2.11.9)	1		① R2.12.3 ② 却下(不受理) ③ 非財務会計行為	無	C	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財務会計上の行為(違法な契約) ③ 損害額を確定させ、これを回復する措置の請求	(R2.11.9)	1		① R2.12.3 ② 却下(不受理) ③ 非財務会計行為	無	C	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財務会計上の行為(違法な契約) ③ 損害額を確定させ、これを回復する措置の請求	(R2.11.13)	1		① R2.12.3 ② 却下(不受理) ③ 非財務会計行為	無	C	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財務会計上の行為(違法な契約) ③ 損害額を確定させ、これを回復する措置の請求	(R2.11.13)	1		① R2.12.3 ② 却下(不受理) ③ 非財務会計行為	無	C	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財務会計上の行為(違法な契約) ③ 損害額を確定させ、これを回復する措置の請求	(R2.11.20)	1		① R2.12.11 ② 却下(不受理) ③ 非財務会計行為	無	C	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財務会計上の行為(違法な契約) ③ 損害額を確定させ、これを回復する措置の請求	(R2.11.20)	1		① R2.12.11 ② 却下(不受理) ③ 非財務会計行為	無	C	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財務会計上の行為(違法な契約) ③ 損害額を確定させ、これを回復する措置の請求	(R2.12.4)	1		① R2.12.24 ② 却下(不受理) ③ 非財務会計行為	無	C	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 怠る事実(不当利得返還請求権の不行使) ③ 市長に対する不当利得返還請求権の行使請求	R2.12.28	1	R3.1.17 口頭陳述	① R3.2.25 ② 棄却 ③ 不当利得返還請求権の行使を怠っていない	無	E	
大阪府	大阪市	① 市長 ② 公金の支出 ③ 公金の執行停止請求	(R3.1.22)	6		① R3.2.12 ② 却下(不受理) ③ 違法又は不当である旨を具体的に摘示していないため	有	D	6

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
大阪府	大阪市	① 市長 ② 公金の支出 ③ 公金の一部の返還請求	R3. 1. 26	6	R3. 2. 17 口頭陳述	① R3. 3. 18 ② 合議不調 ③	無	G	
大阪府	堺市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の処分 ③ 契約の締結及び所有権移転登記手続を行うことを 防止するために必要な措置を講ずること	R1. 8. 23	16	R1. 9. 9 口頭陳述	① R1. 9. 26 ② 棄却 ③ 主張理由なし	無	E	
大阪府	堺市	① 市長 ② 債権の管理を怠る事実 ③ 債権について時効中断を含む必要な措置をとること	R2. 2. 18	1		① R2. 3. 31 ② 棄却 ③ 請求理由なし	無	E	
大阪府	堺市	① 市長 ② 歩道上に喫煙所を設置することが決定したこと ③ 喫煙所の設置の中止措置を求めること	(R3. 1. 27)	1		① R3. 2. 10 ② 却下(不受理) ③ 財務会計行為ではない	無	C	
大阪府	堺市	① 市長 ② 歩道上に喫煙所が設置されたこと ③ 喫煙所を撤去する措置を講ずること	(R3. 3. 30)	1		① R3. 4. 6 ② 却下(不受理) ③ 財務会計行為ではない	無	C	
大阪府	岸和田市	① 市長 ② 選挙公費の違法かつ不当な支出 ③ 支出した選挙公費の返還	(H30. 8. 22)	1		① H30. 9. 10 ② 却下 ③ 期間経過	無	B	
大阪府	岸和田市	① 市長 ② 選挙公費の違法かつ不当な支出 ③ 支出した選挙公費の返還	H30. 8. 24	1	H30. 9. 21 口頭陳述の機会を与えたが 請求人による陳述は行われ ず、陳述書が提出された。	① H30. 10. 19 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	有	E	1
大阪府	岸和田市	① 市長 ② 選挙公費の違法かつ不当な支出 ③ 支出した選挙公費の返還	H31. 1. 17	1	請求人から陳述を行わない 旨の報告があったことから 実施せず。	① H31. 3. 12 ② 棄却(一部不受理) ③ 当該支出に違法性はない	無	E	
大阪府	岸和田市	① 市長 ② 調査特別委員会に係る違法不当な支出 ③ 調査特別委員会に係る支出の返還	H31. 1. 17	1	請求人から陳述を行わない 旨の報告があったことから 実施せず。	① H31. 3. 12 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無	E	
大阪府	岸和田市	① 市長 ② 市交際費の違法かつ不当な支出 ③ 支出した市交際費の返還	R2. 5. 25	1	R2. 6. 25 口頭陳述	① R2. 7. 22 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無	E	
大阪府	岸和田市	① 市長 ② 債権の保全を行わなかったこと(不作為) ③ 求める措置の内容の記載なし。	R2. 11. 9	1		① R2. 11. 9 ② 取下げ ③ 請求人からの申出による	無	A	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
大阪府	岸和田市	① 市長 ② 債権の保全を行わなかったこと(不作為) ③ 被害総額及び遅延損害金と返済までの利息の返還	R2.11.10	1	R2.12.2 口頭陳述	① R3.1.8 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実は認められない	無	E	
大阪府	池田市	① 市長 ② 私物の持ち込みに伴う違法な支出 ③ 市長に対する損害補填請求	R2.11.4	1	R2.11.24 口頭陳述	① R2.12.24 ② 棄却 ③ 請求の理由がない	無	E	
大阪府	吹田市	① 市長 ② 違法な公金の支出(条例に反する予算の執行) ③ 市長に対する損害賠償請求	H30.7.31	3	H30.8.20 口頭陳述	① H30.9.21 ② 棄却・一部却下 ③ 当該支出等に違法性・不当性は認められない	無	E	
大阪府	吹田市	① 市長 ② 違法な公金の支出(使途基準に反する政務活動費の支出) ③ 市長に対し、会派に違法に支出された政務活動費を返還させるよう請求	R1.5.30	1	R1.6.20 口頭陳述	① R1.7.26 ② 棄却・一部却下 ③ 当該支出等に違法性・不当性は認められない	無	E	
大阪府	吹田市	① 市長 ② 違法な公金の支出(使途基準に反する政務活動費の支出) ③ 市長に対し、会派に違法に支出された政務活動費を返還させるよう請求	R1.5.30	1	R1.6.20 口頭陳述	① R1.7.26 ② 棄却・一部却下 ③ 当該支出等に違法性・不当性は認められない	無	E	
大阪府	吹田市	① 市長 ② 違法な公金の支出(使途基準に反する政務活動費の支出) ③ 市長に対し、会派に違法に支出された政務活動費を返還させるよう請求	R1.5.30	1	R1.6.20 口頭陳述	① R1.7.26 ② 一部認容・一部棄却・一部却下 ③ 使途基準に反すると判断された経費について会派に対し返還を求めるよう勧告	有	F	1
大阪府	吹田市	① 市長 ② 違法な公金の支出(使途基準に反する政務活動費の支出) ③ 市長に対し、会派に違法に支出された政務活動費を返還させるよう請求	R1.9.17	1	R1.9.17 口頭陳述	① R1.11.8 ② 一部認容・一部棄却 ③ 当該支出等に違法性・不当性は認められない	無	F	
大阪府	吹田市	① 市長 ② 違法な公金の支出(補助金交付要綱に反する補助金の支出) ③ 市長に対し、団体に違法に支出された補助金を返還させるよう請求	R2.5.7	1		① R2.7.6 ② 認容・一部棄却・一部却下 ③ 補助対象と認められない経費について団体に対し返還を求めるよう勧告	有	F	2
大阪府	泉大津市	① 市長 ② 市立図書館移転に関する不適切な公金支出 ③ 図書館移転に係わる公金支出の差し止めと賠償	R2.2.3	94	R2.3.13 口頭陳述	① R2.4.1 ② 棄却 ③ 請求理由なし	有	E	1

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
大阪府	泉大津市	① 市長 ② 消防救急デジタル無線システム整備工事請負契約に関する損害賠償請求 ③ 請負業者に契約に基づく金員を市に支払わせる措置の勧告	R2. 3. 2	1	R2. 4. 8 口頭陳述	① R2. 4. 21 ② 棄却 ③ 請求理由なし	無	E	
大阪府	泉大津市	① 市長 ② 新市立病院整備事業に係る基本設計費の支出差し止め等 ③ 違法な公金支出の差し止め及び市と社会医療法人との合意書の破棄の勧告	R2. 5. 19	1	R2. 4. 24 口頭陳述	① R2. 5. 19 ② 棄却 ③ 請求理由なし	無	E	
大阪府	高槻市	① 教育長及び市長 違法又は不当な契約の履行及び公金の支出 ② 損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の行使を怠る事実 ③ 教育長、市長、関係職員及び契約相手方に対する損害賠償請求又は不当利得返還請求	H30. 8. 17	1	H30. 9. 7 口頭陳述	① H30. 10. 12 ② 棄却及び却下 違法又は不当な塀の建設に係る契約及び工事がされたかについては、構造計算がされているか書類がなく確認できず、断定できないから、当該請求を怠っているとはいえない。 撤去、安全対策等の措置、点検・調査等に要した費用については、余震が発生する中、地震の影響によるブロック塀の損傷等により倒壊の危険性が増している可能性を考慮し安全確保の必要から撤去したことに、何ら違法又は不当な点は見受けられない。 定期点検については、22年度及び25年度は塀の点検をせず、28年度については損傷・腐食その他の劣化の状況の点検のみを実施していたと認められる。しかし、定期点検に係る支出日から1年を経過しており、一般市民が相当の注意力を払っても知ることができないものとはいえず、正当な理由はないものと判断する。	有	E	1
大阪府	高槻市	① 教育長及び市長 ② 違法又は不当な契約の履行及び公金の支出 損害賠償請求権の行使を怠る事実 ③ 教育長、市長、関係職員及び契約相手方に対する損害賠償請求又は不当利得返還請求	(H30. 11. 15)	1		① H30. 12. 5 ② 却下(不受理) ③ 事実証明書が請求人の主張を具体的に示すものでなく要件を不備しない。	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
大阪府	高槻市	① 教育長及び市長 ② 財産の管理を怠る事実 不当な公金の支出 ③ 教育長、市長、関係職員及び契約相手方に対する 損害賠償請求	H30.12.7	1	H30.12.21 口頭陳述	① H31.2.1 ② 棄却 市が施工業者及び点検業者に対し求償権を有し ているとはいえ、行使を怠っているとはいえない。 ブロック塀設置に係る監理・検査職員につい て、放置したとか是認したなどをうかがわせる資 料はなく、故意又は重大な過失があるとまではい えない。 ③ 法廷点検に係る業務委託契約の締結、履行確認 等を担当した職員、日常点検を実施していた職員 については、本件事故との直接的な因果関係はな く、求償権の行使を怠っているとはいえない。 解決金に逸失利益を含めていることについて は、何ら問題はなく、日本ボート振興センターの死 亡見舞金は災害共済給付であり、損害賠償金とは その趣旨を異にするものである。	有	E	2
大阪府	高槻市	① 市長 ② 私有地の侵奪 ③ 市長及び所管課に対する行政監査の実施	(H31.2.26)	1		① H31.3.13 ② 却下(不受理) ③ 地方自治法第242条第1項に定める要件を具備 しない。	無	D	
大阪府	高槻市	① 市長 ② 農業委員会による農地の一部横領 ③ 農業委員会の委員に対する行政監査の実施	(H31.3.18)	1		① H31.3.28 ② 却下(不受理) ③ 地方自治法第242条第1項に定める要件を具備 しない。	無	D	
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な農地転用 ③ 農業委員会の委員に対する行政監査の実施	(H31.3.29)	1		① H31.4.11 ② 却下(不受理) ③ 地方自治法第242条第1項に定める要件を具備 しない。	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
大阪府	高槻市	① 自動車運送事業管理者 ② 財産の管理を怠る事実(損害賠償請求権の不行使) ③ 契約相手方に対し損害賠償請求することを市長に求める請求	R1.8.20	1	R1.9.4 口頭陳述	① R1.10.15 ② 棄却 契約業者は、契約書及び仕様書に基づき、製品の不具合を解消するための対応を行い、全ての不具合について令和元年9月末日に対策が完了したことが認められることから、請求人が主張する契約金全額又は不具合品に係る購入額についての損害があるとはいえない。 ③ また、システムの不具合に起因して交通部の業務に支障が生じておらず、損害が発生した事実は認められないことから、管理者が契約業者に対し、債務不履行責任又は瑕疵担保責任に基づき損害賠償請求することを怠っているとはいえず、違法又は不当に財産の管理を怠っているとはいえない。	無	E	
大阪府	高槻市	① 市長 公金の賦課若しくは徴収又は財産の管理を怠る事実 ③ 関係職員に対する損害賠償請求 適正な占用料の賦課徴収	R1.9.25	1	R1.10.9 口頭陳述	① R1.11.20 ② 棄却 平成17年度以降毎年度行っている占用料の算定手続については適正であり、本件電柱等の占用料の賦課徴収事務について占用料の徴収漏れによる違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収又は財産の管理を怠る事実があるということとはできない。 通路橋の占用料の免除は、その判断要素の選択や判断過程に合理性があり、裁量権の行使に逸脱又は濫用は認められず、本件通路橋の占用料の免除について違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収又は財産の管理を怠る事実があるということとはできない。 住宅のガレージの出入口に設置された鉄板敷については、その占用許可手続について適正になされていない事実があったことは否定できないが、市に損害は発生していない。よって、その占用料を徴収していないことについて、違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収又は財産の管理を怠る事実があるということとはできない。	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
大阪府	高槻市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実(損害賠償請求権の不行使) ③ 市長、関係職員及び契約相手方に対する損害賠償請求その他必要な措置を講ずること	R2. 1. 31	2	R2. 2. 21 口頭陳述	① R2. 3. 27 ② 棄却 不法行為による損害賠償請求権については、民法第724条第1項で、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅すると定められているところ、市は令和2年1月17日付けでA事業者及び本件談合に関わったB事業者外4社に対し催告を行っていることから、催告の後、6か月以内に裁判上の手続を行えば、時効は完成しないものと考えられる。 よって、現時点において、市長が債権の管理を違法又は不当に怠る事実はなく、市長及び関係職員らが市に対して賠償する必要もない。	無	E	
大阪府	高槻市	① 水道事業管理者 ② 相当の確実さをもって予測される違法又は不当な公金の支出 ③ 公金の支出の差止め(既に支出されている場合は、水道事業管理者、関係職員及び契約相手方に対する損害賠償請求又は不当利得返還請求)	R2. 8. 17	1	R2. 9. 3 口頭陳述	① R2. 10. 13 ② 棄却 水道部庁舎を建て替えから耐震改修へと方針転換した管理者の判断に至る過程に不合理な点があるとはいえない。多額の費用が必要となる水道部庁舎の建て替えを行うという判断を見直し、耐震改修へと方針転換した管理者の判断は、社会通念に照らし妥当性を欠くものとはいえないことから、裁量権を逸脱又は濫用しているとはいえない。	無	E	
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結又は公金の支出 ③ 市長、関係職員及び契約相手方に対する損害賠償請求又は不当利得返還請求の勧告	R3. 3. 5	1	R3. 3. 24 口頭陳述	① R3. 4. 27 ② 棄却 支援米の支給を行うことができる事業者がA事業者限定され、当該契約の性質又は目的に照らして競争入札の方法による契約の締結が不可能又は困難であるとした市の判断は相当である。 市が運送契約に基づきB事業者に支援米の配送をさせたことによる配送料が割高であるかについては、一連の業務を一時期に迅速かつ効率的に行うことが不可欠であったことなどから、A事業者が支援米の配送を行うことは困難であったこと、既に契約締結していた運送契約の範囲内で対応が可能であったことから、その判断は合理的なものであるといえる。なお、段ボール箱の物品購入契約について、B事業者と随意契約を締結する方が市にとって有利に契約締結できるとした市の判断に不合理な点はない。 また、市が一定の増加要因を見込み、本件支援米1万袋を購入したことに不合理な点はない。	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法不当な財産の管理又は財産の管理を怠る事実 ③ 小学校体育館の利用許可の取消し 地方公務員法第29条第1項第2号に基づく懲戒処分	(R3. 3. 29)	1		① R3. 4. 15 ② 却下(不受理) 請求人が請求の対象と主張する行為は、財務会 ③ 計上の財産の管理又は怠る事実には当たらず、住 民監査請求の対象とならない。	無	C	
大阪府	守口市	① 市長 ② 違法・不当な政務活動費の支出について ③ 返還請求を怠ったために市が被った損害を補填す るための措置請求	H31. 2. 1	2	H31. 2. 16 口頭陳述	① H31. 3. 15 ② 棄却 ③ 守口市が損害を被った事実は存在しない	有	E	1
大阪府	守口市	① 市長 ② もりぐち児童クラブ入会児童室の仕様書違反につ いて ③ 仕様書違反に対する損害賠償請求	(R2. 3. 26)	1		① R2. 4. 24 ② 却下(不受理) ③ 要件を具備していない	無	D	
大阪府	枚方市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出、契約の締結・履行 ③ 職員に対し、委託料の全額を損害賠償請求及び懲 戒処分。	H30. 5. 28	1	H30. 6. 28 口頭陳述	① H30. 7. 27 ② 一部却下、一部棄却 期間途過(一部却下) ③ 本件動物の保管等の委託契約については、違法 性・不当性は認められない(一部棄却)	無	E	
大阪府	茨木市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 支出した公金の返還請求	R1. 8. 27	1	R1. 9. 18 口頭陳述	① R1. 10. 16 ② 棄却 ③ 不当な支出ではない	無	E	
大阪府	泉佐野市	① 市長 ② 違法な支出(基金の目的外使用) ③ 市長に対する損害賠償請求及び違法行為に対する 是正勧告	R1. 12. 25	2	R2. 1. 20 口頭陳述	① R2. 2. 20 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無	E	
大阪府	富田林市	① 市長 ② 財務会計行為の違法性及び妥当性について ③ 政務活動費として適切な支出かどうかについて	H30. 11. 9	1	H30. 11. 27 口頭陳述	① H30. 12. 26 ② 棄却 ③ 政務活動費使用に違法性はない	無	E	
大阪府	富田林市	① 市長 ② 財務会計行為の違法性及び妥当性について ③ 政務活動費として適切な支出かどうかについて	H30. 11. 9	1	H30. 11. 27 口頭陳述	① H30. 12. 26 ② 棄却 ③ 政務活動費使用に違法性はない	無	E	
大阪府	富田林市	① 市長 ② 選挙運動用ポスター・ビラの公費支出の違法性に ついて ③ 公費支出の事務手続き及び公金支出の停止	R1. 5. 27	1	R1. 6. 6 陳述等は希望しない旨の意 向確認書を提出	① R1. 8. 30 ② 棄却 ③ 当該公金支出に違法性はない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
大阪府	寝屋川市	① 市長 ② 政務活動費に係る違法な公金の支出 ③ 当該支出の返還	H31. 4. 22	2	R1. 5. 16 口頭陳述	① R1. 6. 10 ② 棄却 ③ 違法・不当な公金の支出とはいえ、請求に理由がない。	無	E	
大阪府	寝屋川市	① 市長及び教育委員会 ② 商業振興近代化事業補助金の交付及び防犯カメラの設置 ③ 商業振興近代化事業補助金の返還及び防犯カメラの撤去	R2. 11. 18	1	R2. 11. 27 口頭陳述	① R3. 1. 6 ② 一部却下・一部棄却 ③ 市の財務的処理を対象としたものではない。違法・不当な公金の支出とはいえ、請求に理由がない。	無	E	
大阪府	河内長野市	① 市長 ② 不当支出等 ③ 不適切な支出金の返還等	R2. 8. 5	1	R2. 8. 25 口頭陳述	① R2. 10. 1 ② 棄却 ③ 理由がない	無	E	
大阪府	河内長野市	① 市長 ② 不当支出等 ③ 不適切な支出金の返還等	(R3. 1. 5)	1		① R3. 1. 5 ② 却下 ③ 同一の財務会計行為を再度請求したため	無	D	
大阪府	大東市	① 市長 ② 体育館等使用料の減免の内容が違法・不当 ③ 体育館等使用料の減免の減免制度の改正	H31. 1. 24	1	H31. 2. 27 口頭陳述	① H31. 3. 20 ② 棄却 ③ 違法・不当な内容はない	無	E	
大阪府	大東市	① 市長 ② 政務活動費の違法・不当な支出について、市長が損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の行使を怠っている ③ 損害賠償又は不当利得の返還として、議員から市に返還を求めるよう勧告する	H31. 1. 24	1	H31. 2. 27 口頭陳述	① H31. 3. 20 ② 棄却 ③ 政務活動費の用途基準に違反するような違法・不当な支出はない	無	E	
大阪府	柏原市	① 市長 ② 債権を行使しないまま財産の管理を怠っている ③ 相手方に対する損害賠償請求	H30. 4. 3	1	H30. 4. 13 口頭陳述	① H30. 6. 1 ② 棄却 ③ 怠る事実がない	無	E	
大阪府	柏原市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出 ③ 相手方に対する不当利得返還請求及び損害賠償請求	(H30. 4. 19)	1	H30. 5. 8 口頭陳述	① H30. 6. 15 ② 却下 ③ 同一対象に対する再度の監査請求のため	有	D	1
大阪府	柏原市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出など ③ 相手方に対する損害賠償請求、違法な公金支出の差し止めなど	H30. 9. 14	1	H30. 10. 3 口頭陳述	① H30. 11. 12 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金支出はない	有	E	2
大阪府	柏原市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出 ③ 相手方に対する損害金の返還及び賠償請求	H31. 1. 9	1	H31. 1. 24 口頭陳述	① H31. 3. 8 ② 棄却 ③ 公金の支出に違法性はない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
大阪府	柏原市	① 市長など ② 債権を行使しないまま財産の管理を怠っている ③ 相手方に対する損害賠償請求など	R1. 10. 18	1	R1. 11. 7 口頭陳述	① R1. 12. 17 ② 棄却 ③ 怠る事実がない	無	E		
大阪府	柏原市	① 市長 ② 債権を行使しないまま財産の管理を怠っている ③ 相手方に対する損害賠償請求など	R2. 1. 31	1	R2. 2. 17 口頭陳述	① R2. 3. 31 ② 認容 ③ 相手方に対し訴訟手続により履行を請求すること	有	F	3	
大阪府	門真市	① 土木課長等 ② 水路敷の草木の伐採及び草刈りによる違法な公金 支出 ③ 水路敷の草木の伐採、草刈りの中止及び公金返還	(H30. 11. 9)	1		① H30. 12. 26 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求要件を具備していない	無	D		
大阪府	藤井寺市	① 市 ② 賃貸借契約の解約に伴う精算金及び遅延損害金の 支払請求 ③ 市長等に対する是正措置の勧告	(H30. 10. 20)	1		① H30. 11. 19 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C		
大阪府	藤井寺市	① 市長 ② 違法な契約の締結(随意契約の根拠を欠く。) ③ 市長に対し、契約の差し止めを勧告	H31. 4. 2	7	H31. 4. 24 請求代理人による口頭陳述	① R1. 5. 14 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無	E		
大阪府	東大阪市	① 福祉部高齢介護室長 ② 補助金の不当な支出 ③ 損害金の返金請求	H30. 8. 16	1	H30. 9. 10 口頭陳述	① H30. 10. 12 ② 棄却 ③ 市に損害は発生していない	無	E		
大阪府	東大阪市	① 福祉部高齢介護室長 ② 補助金の不当な支出 ③ 損害金の返金請求	H30. 11. 12	1	H30. 12. 25 口頭陳述	① H31. 1. 11 ② 棄却 ③ 既に是正されている	無	E		
大阪府	東大阪市	① 市長 ② 会費及び会議等の出席する費用の不当な支出 ③ 損害金の返還請求	H31. 3. 7	1	H31. 4. 10 口頭陳述	① H31. 4. 26 ② 一部棄却、一部却下 ③ 違法不当性はなく棄却、1年を経過しており却下	無	E		
大阪府	東大阪市	① 福祉部高齢介護室長 ② 補助金の不当な支出 ③ 損害金の返金請求	R2. 8. 28	1	R2. 9. 30 口頭陳述	① R2. 10. 26 ② 棄却 ③ 違法不当性はない	無	E		
大阪府	泉南市	① 市長 ② 違法な契約の締結(議会の議決を経ずに不当に安 価な価格で公有財産を処分した) ③ 市長に対して9億円を超える弁償を求める	H30. 5. 29	2	H30. 6. 4 口頭陳述	① H30. 7. 13 ② 棄却 ③ 違法又は不当と認められない	有	E	1	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
大阪府	泉南市	① 市長 ② 違法な契約の締結(議会の議決を経ずに不当に安価な価格で公有財産を処分した) ③ 市長に対し、違法な契約行為は無効とし当該土地の返還(買戻し)と占有支配回復を求めることを請求する	(H30.12.28)	1		① H31.1.15 ② 却下 H30.5.29受理案件と重複した請求である。そのため、一事不再理の原則から不適法な住民監査請求であり、住民監査請求の要件を満たしていない。	無	D	
大阪府	大阪狭山市	① 市長 ② 財産区特別会計において、行われるべき経理がなされておらず、市に損害を与えた ③ 当該財産区特別会計及び一般会計において、取扱要綱に基づき正当に予算を計上し、市への損害を直ちに処理すること	H30.4.4	1	H30.5.1 口頭陳述	① H30.6.6 ② 勧告 ③ 当該財産区財産の不法占有状態の解消を図り、損害賠償等について、必要な措置をとること 当該財産区特別会計及び一般会計の経理ができるように必要な措置をとること	有	F	1
大阪府	阪南市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の解除、支出の停止	H30.5.2	1	H30.5.23 口頭陳述	① H30.6.25 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無	E	
大阪府	阪南市	① 市長 ② 不当な公金支出及び財産の管理を怠る事実 ③ 契約の解除及び財産の善良な管理	H30.8.27	1	H30.9.18 口頭陳述	① H30.10.15 ② 棄却 ③ 違法・不当といえない	有	E	1
大阪府	阪南市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出 ③ 返還請求	H30.10.9	1	陳述を行わない旨の申出	① H30.11.30 ② 棄却 ③ 不当利得返還請求権なし	無	E	
大阪府	阪南市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出 ③ 返還請求	H30.10.30	1	H30.11.15 口頭陳述	① H30.12.11 ② 棄却 ③ 不当利得返還請求権なし	無	E	
大阪府	阪南市	① 市長 ② 除斥した監査委員への報酬支払は不当 ③ 市長に対する支出の停止	H30.12.25	1	H31.1.21 口頭陳述	① H31.2.15 ② 棄却 ③ 違法・不当といえない	無	E	
大阪府	阪南市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 返還請求	H31.1.29	1	H31.2.21 口頭陳述	① H31.3.18 ② 棄却 ③ 違法・不当といえない	無	E	
大阪府	阪南市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 返還請求	H31.2.8	1	陳述を行わない旨の申出	① H31.3.18 ② 棄却 ③ 違法・不当といえない	無	E	
大阪府	阪南市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 財産の善良な管理	R1.5.7	1	R1.5.28 口頭陳述	① R1.6.19 ② 棄却 ③ 管理を怠る事実認められず	有	E	2
大阪府	阪南市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の解除	R1.6.18	1	陳述を行わない旨の申出	① R1.8.5 ② 棄却 ③ 違法・不当といえない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
大阪府	島本町	① 町長及び関係職員 ② 水路付替工事(土地区画整理事業が適法でなく、それに伴う水路付替工事も違法であるとの主張) ③ 公金支出の差止め	(R2.7.3)	9		① R2.7.21 ② 却下 ③ 法第242条第1項の要件を欠く	有	C	1
大阪府	島本町	① 町長及び関係職員 水路付替工事(本件工事が地方自治法第2条第1 4項及び地方財政法第4条第1項に違反し違法で あるとの主張) ③ 公金支出の差止め	(R2.9.2)	9		① R2.10.2 ② 却下 ③ 法第242条第1項の要件を欠く	有	D	2
計	23団体	110件					有 22件 無 88件		
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 郵送等の手続について、信書便の取扱い基準を具 体的に定めること等。	R1.7.22	1	R1.8.5 口頭陳述	① R1.8.29 ② 棄却 ③ 請求人の主張については理由がない。	無	E	
兵庫県	神戸市	① 関係職員 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 違法・不当支出について監査すること。	(R1.8.26)	1		① R1.9.19 ② 却下 社会福祉法人職員の行為は普通地方公共団体の執 行機関又は職員による財務会計上の行為又は怠る ③ 事実には該当しない。市に損害が発生している可能 性はない。	無	D	
兵庫県	神戸市	① 関係職員 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 不必要な支出の監査	(R1.11.5)	1		① R1.12.26 ② 却下 行為、公金の支出は個別的、具体的に摘示されて ③ おらず、市に損害が発生している可能性があるとい はれない。	無	D	
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 補助金の返還を求めること等	(R1.11.22)	5		① R1.12.26 ② 却下 当該補助金は、既に市から補助金返還請求が行わ ③ れて返還されており、市に損害が発生している状 況にはない。	無	D	
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法・不当な財産の管理を怠る事実 ③ 介護費の不正請求部分の返還請求等	R2.4.6	1	R2.4.20 (口頭陳述の希望なし)	① R2.5.1 ② 棄却 ③ 請求人の主張については理由がない。	無	E	
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 弁護士等の報酬は、法令に基づき委任契約を締結 ③ すること。弁護士報酬等支給の事務処理基準を法 令に適合するように改定すること。	R2.4.30	1	R2.5.26 口頭陳述	① R2.6.8 ② 棄却 ③ 請求人の主張については理由がない。	有	E	1

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 違法な一時保護に関する費用支出の是正	R2. 6. 12	1	R2. 7. 8 (口頭陳述の希望なし)	① R2. 7. 22 ② 棄却 ③ 調査を行ったと通知するだけで、当該児童が一時保護を受けているかどうかという個人情報を請求人に提供することとなるため、監査結果を通知することはできない。	無	E	
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 違法措置にかかわった弁護士に関する費用支出の是正	R2. 6. 12	1	R2. 7. 8 (口頭陳述の希望なし)	① R2. 7. 22 ② 棄却 ③ 違法又は不当であるとは認められない。	無	E	
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 違法措置を行った所長等に支払った給与の補填	R2. 6. 12	1	R2. 7. 8 (口頭陳述の希望なし)	① R2. 7. 22 ② 棄却 ③ 違法又は不当であるとは認められない。	無	E	
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 支弁根拠の診断もなくなされた、調査、判定及び指導業務に関する費用支出の是正	R2. 7. 8	1	R2. 7. 15 (口頭陳述の希望なし)	① R2. 7. 22 ② 棄却 ③ 違法又は不当であるとは認められない。	無	E	
兵庫県	神戸市	① 市長、関係職員 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 公金の支出の差し止め、既に支出した金額の損害賠償請求	R2. 10. 12	577	R2. 11. 6 (口頭陳述の希望なし)	① R2. 11. 18 ② 棄却 ③ 請求人の主張については理由がない。	無	E	
兵庫県	姫路市	① 職員 ② 違法な公金の支出 ③ 地元団体A主催の体育祭に従事した市職員給与の返還等及び地元団体Bに対する違法な支出に係る利子相当額の返還	(H30. 12. 5)	1	H30. 12. 26 口頭陳述	① H31. 1. 29 ② 却下 ③ 監査の対象とならない	無	E	
兵庫県	姫路市	① 職員 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 消滅時効に係る河川等占用使用料相当額の未徴収	(H31. 1. 7)	1		① H31. 1. 11 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を充たしていない	無	C	
兵庫県	姫路市	① 職員 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 滅失した財産の復権	(R1. 8. 6)	1	R1. 9. 3 口頭陳述	① R1. 10. 2 ② 却下 ③ 姫路市所有の里道及び堤が滅失してるとは認められない	無	C	
兵庫県	姫路市	① 職員 ② 違法な契約の締結 ③ 「旧姫路市立ぼうぜ診療所」用地測量業務委託料等の返還	R1. 12. 2	1	R1. 12. 13 口頭陳述	① R2. 1. 22 ② 棄却 ③ 法令に違反していない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
兵庫県	姫路市	① 職員 ② 違法な契約の締結 ③ 旧姫路市立診療所用地に係る土地測量業務委託契約	(R2. 2. 13)	2		① R2. 2. 21 ② 却下 ③ 財政的損失について個別的・具体的に示されていない	無	D	
兵庫県	姫路市	① 職員 ② 違法な契約の締結 ③ 旧姫路市立診療所用地に係る土地測量業務委託料等の返還	R2. 3. 6	1	R2. 3. 19 口頭陳述	① R2. 4. 20 ② 棄却 ③ 法令に違反していない	無	E	
兵庫県	姫路市	① 職員 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 市道内の土地の適正な管理	(R2. 2. 27)	1		① R2. 3. 6 ② 却下 ③ 財政的損失について個別的・具体的に示されていない	無	D	
兵庫県	姫路市	① 職員 ② 違法な契約の締結 ③ 委託業務契約(一者随意契約)の委託業務料等の返還	R2. 4. 8	1	R2. 4. 17 口頭陳述	① R2. 5. 28 ② 棄却 ③ 契約方法、事務処理は法令に違反していない	無	E	
兵庫県	姫路市	① 職員 ② 公金の賦課、徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実 ③ 電柱使用料の未徴収	(R2. 7. 6)	1		① R2. 7. 15 ② 却下 ③ 事実証明がない	無	D	
兵庫県	姫路市	① 職員 ② 公金の賦課、徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実 ③ 電柱使用料の未徴収	(R2. 7. 20)	1		① R2. 7. 31 ② 却下 ③ 事実証明がない	無	D	
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 政務活動費の返還	R2. 11. 20	1	R2. 11. 27 口頭陳述	① R2. 12. 23 ② 棄却 ③ 市長に財産の管理を怠る事実があるとは認められない	無	E	
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 違法な使用料の減免 ③ 減免した施設使用料等の返還	R2. 12. 11	1	R2. 12. 17 口頭陳述	① R3. 2. 2 ② 棄却 ③ 違法に使用料の減免を行ったという事実が認められない	無	E	
兵庫県	姫路市	① 消防局警防課長 ② 違法な公金の支出 ③ 郵送費の返還	R3. 2. 16	1	R3. 2. 25 口頭陳述	① R3. 3. 25 ② 棄却 ③ 違法又は不当な事務処理ではない	無	E	
兵庫県	姫路市	① 消防局総務課長 ② 違法な公金の支出 ③ 郵送費の返還	R3. 2. 16	1	R3. 2. 25 口頭陳述	① R3. 3. 25 ② 棄却 ③ 違法又は不当な事務処理ではない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長公舎賃料等の返還	R3. 3. 11	1	R3. 3. 25 口頭陳述	① R3. 4. 20 ② 棄却 ③ 市長公舎借受けに係る賃料等の支出について、規 則に基づき適切に行っている。	無	E	
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(特定団体への補助金の 支出等) ③ 市長に対し、損害補てん請求	(H30. 4. 6)	1		① H30. 4. 25 ② 却下(不受理) ③ 事実を証明する書類が添えられていない。	有	D	2
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(特定団体への補助金の 支出等) ③ 市長に対し、損害補てん請求	(H30. 4. 16)	1		① H30. 5. 30 ② 却下(不受理) ③ 事実を証明する書類が添えられていない。	有	D	3
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当に公金の賦課、徴収を怠る事実(特定 団体に施設の使用を許可し、使用料を免除等) ③ 市長に対し、損害補てん請求	(H30. 5. 7)	1		① H30. 5. 30 ② 却下(不受理) ③ 事実を証明する書類が添えられていない。	有	D	4
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(特定団体への補助金の 支出等) ③ 市長に対し、損害補てん請求	(H30. 5. 14)	1		① H30. 5. 30 ② 却下(不受理) ③ 事実を証明する書類が添えられていない。	有	D	5
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当に公金の賦課、徴収を怠る事実(特定 団体に施設の使用を許可し、使用料を免除等) ③ 市長に対し、団体の使用差し止めを措置要求及び 損害補てん請求	(H30. 8. 31)	1		① H30. 10. 22 ② 却下(不受理) ③ 事実を証明する書類が添えられていない。	有	D	6
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(特定団体への委託料の 支出等) ③ 市長に対し、損害補てん請求	(H31. 1. 15)	1		① H31. 3. 1 ② 却下(不受理) ③ 事実を証明する書類が添えられていない。	有	D	7
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(特定団体への補助金の 支出等) ③ 市長に対し、損害補てん請求	(H31. 2. 18)	1		① H31. 3. 20 ② 却下(不受理) ③ 事実を証明する書類が添えられていない。	有	D	8
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(特定団体への補助金の 支出等) ③ 市長に対し、損害補てん請求	(H31. 3. 11)	1		① H31. 4. 24 ② 却下(不受理) ③ 事実を証明する書類が添えられていない。	有	D	9

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当に公金の賦課、徴収を怠る事実(特定 団体に施設の使用を許可し、使用料を免除等) ③ 市長に対し、損害補てん請求	(H31. 4. 24)	1		① R1. 6. 5 ② 却下(不受理) ③ 事実を証明する書類が添えられていない。	有	D	10
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(特定団体への補助金の 支出等) ③ 市長に対し、損害補てん請求	(R1. 5. 13)	1		① R1. 6. 5 ② 却下(不受理) ③ 事実を証明する書類が添えられていない。	有	D	11
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(特定団体への補助金の 支出等) ③ 市長に対し、損害補てん請求	(R1. 5. 23)	1		① R1. 6. 26 ② 却下(不受理) ③ 事実を証明する書類が添えられていない。	有	D	12
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(特定団体への補助金の 支出等) ③ 市長に対し、損害補てん請求	(R1. 6. 21)	1		① R1. 8. 7 ② 却下(不受理) ③ 事実を証明する書類が添えられていない。	有	D	13
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当に公金の賦課、徴収を怠る事実(特定 団体に施設の使用を許可し、使用料を免除等) ③ 市長に対し、損害補てん請求	(R1. 8. 20)	1		① R1. 9. 18 ② 却下(不受理) ③ 事実を証明する書類が添えられていない。	有	D	14
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(特定団体への委託料の 支出等) ③ 市長に対し、損害補てん請求	(R2. 2. 10)	1		① R2. 3. 24 ② 却下(不受理) ③ 事実を証明する書類が添えられていない。	有	D	15
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(政務活動費(広報印刷 費等)の支出等) ③ 市長に対し、支出の差し止め等の措置請求	R2. 4. 21	2	R2. 5. 20 口頭陳述	① R2. 6. 19 ② 認容 ③ 市長に、会派へ支出した政務活動費の一部の返還 措置を講じること。	無	F	
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(特定団体への補助金の 支出等) ③ 市長に対し、損害補てん請求	(R2. 4. 30)	1		① R2. 6. 2 ② 却下(不受理) ③ 事実を証明する書類が添えられていない。	有	D	16
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当に公金の賦課、徴収を怠る事実(特定 団体に施設の使用を許可し、使用料を免除等) ③ 市長に対し、損害補てん請求	(R2. 5. 8)	1		① R2. 6. 29 ② 却下(不受理) ③ 事実を証明する書類が添えられていない。	有	D	17

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
兵庫県	尼崎市	① 市長 違法・不当な公金の支出、違法・不当に公金の賦課、徴収を怠る事実(特定団体への補助金の支出、施設の使用を許可し、使用料を免除等) ② 市長に対し、団体の立ち退きを措置請求及び損害補てん請求	R2. 5. 12	1	R2. 6. 24 口頭陳述	① R2. 7. 6 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない。	有	E	18
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(政務活動費(広報印刷費等)の支出等) ③ 市長に対し、支出の返還措置請求	R2. 9. 18	3	R2. 10. 15 口頭陳述	① R2. 11. 13 ② 認容 ③ 違法性を認めた上で、返還額は示さず、議会に再検討を求めるよう市長に勧告	無	F	
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(附属機関委員への委員報酬の支出等) ③ 市長に対し、損害補てん請求	(R2. 11. 16)	1		① R3. 1. 15 ② 却下(不受理) ③ 事実を証明する書類が添えられていない。	有	D	19
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(政務活動費(広報印刷費等)の支出等) ③ 市長に対し、支出の返還措置請求	R3. 1. 27	2	R2. 10. 15 口頭陳述	① R3. 3. 10 ② 認容 ③ 違法性を認めた上で、返還額は示さず、議会に再検討を求めるよう市長に勧告	有	F	20
兵庫県	明石市	① 市長 ② 不当な職員の人件費並びに計算システムの購入費及び維持費の支出 ③ 不当な職員の人件費並びに計算システムの購入費及び維持費の支出を補填する措置を求めるもの	H31. 2. 28	1	H31. 4. 5 口頭陳述	① H31. 4. 24 ② 棄却 ③ 支出は不当とは認められない。	無	E	
兵庫県	明石市	① 市長 ② 違法又は不当に公金の賦課徴収や財産の管理を怠っている。 ③ 怠る事実によって被った損害を補填する措置を求めるもの	R2. 9. 25	1	R2. 10. 26 口頭陳述	① R2. 11. 19 ② 棄却 ③ 違法性、不当性はなく、怠る事実はない。	無	E	
兵庫県	明石市	① 市長 ② 不当な職員の人件費の支出 ③ 不当な職員の人件費の支出を補填する措置を求めるもの	(R2. 12. 7)	1		① R2. 12. 21 ② 却下(不受理) ③ 同一請求人による同一内容での請求のため。	無	D	
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 官民協働事業に係る市と広告会社の協定 ③ 当該会社の広告収入利益相当額の返還請求及び当該事業の差止め	H30. 10. 10	1	H30. 11. 7 口頭陳述	① H30. 11. 30 ② 棄却 ③ 当該協定及び事業に違法不当性はない。	無	E	
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 指定管理者とする指定及びこれに関連する財務会計上の違法不当行為 ③ 指定の取消し、その他違法不当行為について必要な措置を取ること	H31. 2. 5	1	H31. 2. 18 口頭陳述	① H31. 3. 29 ② 一部却下、一部棄却 ③ 当該指定は財務会計行為ではない。その他の諸点は、違法不当とはいえ、又は財務会計行為に係るものではない。	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 消防団任用要綱の規定に違反した消防団役員の任命に伴う公金の支出等 ③ 不正に支出された公金の返還請求等	(R2. 1. 14)	1		① R2. 2. 17 ② 却下 ③ 当該請求は、地方自治法に定める住民監査請求の要件を満たさない。	無	C	
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 不当・違法な委託契約の締結及びこれに基づく支出命令 ③ 委託先に対する契約金額の返還請求	R2. 1. 24	1	R2. 2. 17 口頭陳述	① R2. 3. 13 ② 一部却下、一部棄却 当該契約の締結日から請求期間が経過している。 ③ また、当該契約に基づく支出命令に違法不当性はない。	無	E	
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 市議会議員への不当な政務活動費(事務所費)の支出 ③ 当該議員に対する返還請求	R2. 2. 3	1	R2. 2. 17 口頭陳述	① R2. 3. 26 ② 棄却 ③ 当該支出は不当とはいえない。	無	E	
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 複数市議会議員への不当・違法な政務活動費(広聴・広報費の一部)の支出 ③ 関係各議員に対する返還請求	R2. 2. 17	1	R2. 2. 25 口頭陳述	① R2. 4. 9 ② 棄却 ③ 当該支出は不当・違法とはいえない。	有	E	21
兵庫県	芦屋市	① 市長 ② 違法・不当な支出 ③ 市長による返還請求を求める請求	H30. 8. 16	1		① H30. 10. 12 ② 棄却 ③ 当該主張に理由がない。	無	E	
兵庫県	芦屋市	① 市長 ② 違法・不当な支出 ③ 違法・不当な支出の停止・返還請求を求める請求	R1. 12. 19	1		① R2. 2. 14 ② 棄却 ③ 当該主張に理由がない。	無	E	
兵庫県	豊岡市	① 市長 ② 職権を乱用した文書の発行・議会審議の妨害 対象行為により生じた市の損害額の賠償(文書編集印刷費相当額・文書の区长等への送付郵送等費用相当額・文書発行のために費消された市職員の給与費相当額)及び文書の取り消しと市民市議会への陳謝 ③	R2. 10. 14	2	R2. 11. 4 請求人出席、口頭陳述 新たな証拠の提出	① R2. 11. 26 ② 棄却、一部却下(却下は、文書の取り消しと市民市議会への陳謝) 請求人の主張に理由がないものと判断し、本請求を棄却する。 なお、請求人の請求する措置の「イ. 文書の取り消しと市民市議会への陳謝」については、法第242条第1項に定める監査委員に対し求めることができる措置には当たらないことから、不適法な請求であり却下とする。	無	E	
兵庫県	加古川市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結 ③ 損害賠償請求	(H30. 11. 8)	1		① H30. 12. 11 ② 却下(不受理) ③ 請求期間経過及び財務会計上の行為ではない	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
兵庫県	加古川市	① 市長 ② 違法又は不当な契約履行の放置 ③ 業務実態の調査結果及び行政上の責任を含めた対応について書面にて報告を求める	(R2. 3. 11)	1	R2. 4. 14 口頭陳述	① R2. 5. 1 ② 却下 ③ 市に損害は認められない	無	D	
兵庫県	加古川市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結及び公金の支出 ③ 契約の廃止、委託料、補助金及び人件費の返還、 違約金及び損害賠償金の請求	R2. 10. 8	1	R2. 11. 9 口頭陳述	① R2. 12. 3 ② 棄却(一部却下) ③ 一部請求期間経過のため却下。違法性、不当性は認められない	無	E	
兵庫県	加古川市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結及び公金の支出 ③ 契約の廃止、委託料、補助金及び人件費の返還、 違約金及び損害賠償金の請求	R2. 11. 16	1	R2. 12. 14 口頭陳述	① R3. 1. 12 ② 棄却(一部却下) ③ 一部請求期間経過のため却下。違法性又は不当性は認められない	無	E	
兵庫県	加古川市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結及び公金の支出 ③ 補助金制度等の見直し ・ 契約の廃止、委託料の返還、違約金及び損害賠償金の請求	R3. 3. 22	1	R3. 4. 15 口頭陳述	① R3. 5. 20 ② 棄却(一部却下) ③ 財務会計上の行為ではないため却下。違法性又は不当性は認められない	無	E	
兵庫県	加古川市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結及び公金の支出 ③ 報酬及び補助金の返還 ・ 契約の廃止、委託料の返還、違約金及び損害賠償金の請求	R3. 3. 31	1	R3. 4. 26 口頭陳述	① R3. 5. 27 ② 棄却(一部却下) ③ 一部請求期間経過のため却下。違法性又は不当性は認められない	無	E	
兵庫県	川西市	① 市長 ② 委託契約内容に反した業務遂行についての違法・ 不当な公金の支出 ・ 委託契約内容に反した業務遂行を是正させること ③ 委託先業者が不当に受領した委託料について、 市に返還をさせること 等	R1. 7. 22	1	R1. 8. 5に陳述の機会を設けたが、請求人の都合により中止。事実証明書の追加提出あり。	① R1. 9. 19 ② 一部勧告 ③ 委託業務の仕様書に違反した日数等に応じて公正、妥当な算出方法により、委託契約書の規定に基づく減額措置を行い、委託業者に対し、過払いになっている委託料の返還を求めること。	無	F	
兵庫県	川西市	① 市長 ② 国民健康保険普通調整交付金算定誤りにかかる財 源確保について ③ 市職員の交付金算定誤りによる財源不足の補填 として、他交付金を財源とすることは違法である ため、当該決定を差し止める勧告	(R2. 7. 20)	1		① R2. 7. 31 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
兵庫県	川西市	① 市長 ② 川西市一般廃棄物収集運搬委託業務における違法 または不当な公金の支出 ・当該委託により、直営で行うよりも多額のコス トが発生し、地方自治法における「最少の経費で 最大の効果を挙げる」ことに反しており違法であ る。R2年度のみで834万6千円の損害を被っている ため、損害額の返還乃至はコスト削減措置命令の 勧告 ③	R3. 1. 14	1	R3. 2. 8 口頭陳述	① R3. 3. 12 ② 棄却 ③ 当該行為は違法、不当に該当しない	無	E	
兵庫県	三田市	① 市長 ② 課税行為を怠った行為(固定資産税の課税を怠っ た) ③ 課税を行うこと及び担当職員の懲戒処分要求	H30. 5. 24	1	H30. 6. 28 口頭陳述	① H30. 7. 20 ② 棄却 ③ 課税を怠る事実の有無について判断できなかった ため	無	E	
兵庫県	三田市	① 市長 ② 太陽光発電設置等の設置に係る条例等違反 ③ 適法な職務遂行がなされなかったことによる市長 が被る損害賠償	(R3. 1. 26)	1		① R3. 2. 26 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の違法若しくは不法な行為や怠る事実 の主張がない	無	C	
兵庫県	丹波篠山市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出、契約の締結 ③ 市長及び担当職員による損害金返還請求	H30. 5. 25	1	H30. 6. 6 口頭陳述	① H30. 7. 6 ② 棄却 ③ 主張に理由なし	有	E	22
兵庫県	丹波篠山市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出 ③ 市長及び担当職員による損害金返還請求	H30. 9. 20	1	H30. 10. 2 口頭陳述	① H30. 11. 1 ② 棄却 ③ 主張に理由なし	無	E	
兵庫県	丹波篠山市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出、財産の管理を怠 る事実 ③ 市長及び担当職員による損害金返還請求、財産管 理を怠る事実の違法性を問う	H30. 11. 21	1	H30. 11. 29 口頭陳述	① H30. 12. 20 ② 棄却及び却下 ③ 主張に理由なし、不適法な請求	無	E	
兵庫県	丹波篠山市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出 ③ 市長及び担当職員による損害金返還請求	H31. 3. 11	1	H31. 3. 22 口頭陳述	① H31. 4. 23 ② 棄却及び却下 ③ 主張に理由なし、不適法な請求	有	E	23
兵庫県	丹波篠山市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出、契約の締結 ③ 市長及び担当職員による損害金返還請求	R2. 1. 21	1	R2. 1. 29 口頭陳述	① R2. 2. 18 ② 棄却及び却下 ③ 主張に理由なし、不適法な請求	無	E	
兵庫県	丹波篠山市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出、契約の締結 ③ 市長及び担当職員による損害金返還請求	(R2. 12. 21)	1		① R2. 12. 25 ② 却下 ③ 請求要件を満たしていない	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
兵庫県	丹波市	① 市長 ② 不当な公金の支出(補助対象の要件を満たしていない。) ③ 市長に対して損害の補填を求める。	R2. 8. 7	1	R2. 8. 24 口頭陳述	① R2. 9. 29 ② 棄却、一部却下 不当は認められない。 ③ 請求の要件を具備しておらず不適法なものである。	無	E	
兵庫県	朝来市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出、不当利得返還請求権の行使を違法に怠る事実 ③ 市長に対し、損害を補填するために必要な措置を講じるよう勧告する請求	R3. 3. 15	1	R3. 4. 12 口頭陳述	① R3. 5. 10 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該支出に違法又は不当とする合理的事由は認められない	有	E	24
兵庫県	宍粟市	① 市長 ② 第3セクターに対する違法な負担金の支出 ③ 市長に対し負担金の返還請求	R3. 1. 22	2	R3. 2. 19 口頭陳述	① R3. 3. 16 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無	E	
兵庫県	加東市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 公正な一般競争入札の執行	H30. 3. 14	1	H31. 3. 25 口頭陳述	① H31. 4. 26 ② 棄却 ③ 当該請求に理由がない	無	E	
兵庫県	加東市	① 市長 ② 個人の政務活動に対する旅費等公金の支出 ③ 支給された旅費及び往復タクシー料金の請求	R1. 7. 24	1	R1. 8. 5 口頭陳述	① R2. 9. 11 ② 棄却 ③ 不当な公金支出に該当しない	無	E	
兵庫県	猪名川町	① 町長 ② 不当な公金の支出 ③ 返還請求	(R1. 6. 14)	4		① R1. 7. 18 ② 却下(不受理) ③ 期間途過	無	B	
兵庫県	神河町	① 町長 ② 違法な契約の締結・履行、契約変更に至る経緯(対応)が不当である。 ③ 請求書に明記されておらず、事務局の補正の要求にも妥当性のある回答を得られていない。	R1. 7. 26	1	R1. 8. 27 口頭陳述	① R1. 9. 20 ② 棄却 ③ 不当な契約を行ったとは判断できない。	無	E	
兵庫県	神河町	① 町長 ② 変更契約に至る経緯(対応)が不当である。 ③ 町長への損害賠償請求	R3. 3. 15	1		① R3. 3. 30 ② 棄却 ③ 同一住民による同一行為等を対象にした再度の住民監査請求であり、また監査請求の期間を徒過した請求のため、違法な監査請求と認められないため却下。	無	B	
兵庫県	太子町	① 町長 ② 用地売買に係る契約の締結及び履行 ③ 契約の解除	R1. 9. 30	6	R1. 10. 17 口頭陳述	① R1. 11. 21 ② 棄却 ③ 町財政に損害を与えたものではなく、今後も損害を与える可能性も極めて低い。	無	E	
計	18団体	85件					有 24件 無 61件		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
奈良県	奈良市	① 市長及び担当職員 ② 里道の一部が私有地に取り込まれる形で境界確定が行われた。(財産の管理を怠っている) ③ 境界確定のやり直し等必要な措置を講じること。	H30.7.5	190	H30.8.28 口頭陳述	① H30.9.13 ② 合議不調 ③	有	G	1
奈良県	奈良市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 市長及び地権者に対し、用地取得に掛かった費用の賠償請求を行うこと。	H31.2.12	17		① H31.3.28 ② 合議不調 ③	有	G	2
奈良県	奈良市	① 担当職員 土地を処分する権利のない水利組合に土地を処分させた。 ② 基金の管理を水利組合に任せている。 ③ 基金の管理を市が行うこと。	(H31.4.18)	1		① H31.4.25 ② 却下 ③ 当該行為から一年以上経過	無	B	
奈良県	奈良市	① 未確定 ② 介護報酬等明細書データを紛失した。 ③ 介護報酬等明細書データの管理体制を是正すること。	(R1.11.11)	1		① R1.11.29 ② 却下 ③ 財務会計上の財産に該当せず	無	C	
奈良県	奈良市	① 市長 ② 活動実績がない自治会に活動交付金を払っている。 ③ 自治会の会長代行に返還請求すること。	R2.2.3	1	R2.3.2 口頭陳述	① R2.3.27 ② 勧告 ③ 当該自治会に対する調査の実施及び結果の報告並びに違法な支出に係る交付金決定の取消及び不当利得の返還請求を行うこと。	無	F	
奈良県	奈良市	① 市長 ② 水路修繕について決裁文書が存在しなかった。 ③ 決裁について必要な措置を講じること。	(R2.2.20)	1		① R2.2.28 ② 却下 ③ 市に損害が発生していない。	無	D	
奈良県	奈良市	① 市長 ② 草刈りについて作業が完了していないのに支払を行った。 ③ 支払について必要な措置を講じること。	(R2.2.20)	1		① R2.2.28 ② 却下 ③ 市に損害が発生していない。	無	D	
奈良県	奈良市	① 市長 ② 公園施設を撤去したことで市に損害が生じた。 ③ 公園施設撤去工事に対して公金を支出しないこと。 撤去した公園施設を原状回復すること。	R2.6.4	1		① R2.7.30 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない。	有	E	3
奈良県	奈良市	① 市長 ② 不当な変更契約 ③ 工事にかかった経費の一部について支出しないこと。	R3.2.24	1		① R3.4.23 ② 棄却 ③ 変更契約について不当な点はない。	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
奈良県	奈良市	① 公営企業管理者 ② 違法な契約の締結 ③ 既支出分の損害賠償請求及び未支出分を支出しないこと。	R3. 3. 12	1		① R3. 4. 30 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない。	無	E	
奈良県	奈良市	① 市長 ② 損害賠償請求権の債権放棄をすることで市に損害が生じる。 ③ 損害賠償請求権の債権放棄をしないこと。	(R3. 3. 18)	1		① R3. 3. 26 ② 却下 ③ 財務会計上の財産に該当せず	無	C	
奈良県	大和郡山市	① 市長 ② 財産の処分(随契による売却及び鑑定価格の半額売却は違法不当) ③ 市長に対する損害賠償請求	R1. 9. 3	3	R1. 9. 18 口頭陳述	① R1. 10. 23 ② 棄却 ③ 契約. 売却に違法性はない	有	E	1
奈良県	大和郡山市	① 市長 ② 公金の支出(不当な公金の支出にあたる) ③ 公金支出の止め、予算執行後なら支払金額の返還を求める	R2. 1. 21	2	R2. 2. 14 口頭陳述	① R2. 3. 4 ② 棄却 ③ 不当な公金の支出に当たらない	有	E	2
奈良県	天理市	① 市長 ② 行政事務の不当行為 ③ 対象職員の給与の減額	H31. 1. 7	1	H31. 2. 13 口頭陳述	① H31. 2. 27 ② 棄却 ③ 理由がない	無	E	
奈良県	橿原市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支給(療養費) ③ 返還請求	R3. 2. 19	4	R3. 3. 5 口頭陳述	① R3. 4. 13 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該支給に違法又は不当はない	無	E	
奈良県	橿原市	① 市長 ② 政治倫理審査会委員報酬の支出 ③ 政治倫理審査会委員報酬の賠償請求	(R2. 12. 17)	3		① R2. 12. 28 ② 却下(不受理) ③ 請求に必要な要件を欠いていたため。	無	D	
奈良県	桜井市	① 市長 ② 桜井市新庁舎建設における違法性の指摘について 再アンケート調査の実施、新庁舎検討委員会委員の解任、新庁舎建設に伴う桜井市の財政再建プログラムの再検討の実施、実行の措置要求 ③	H30. 10. 1	1	H30. 11. 12 口頭陳述	① H30. 11. 26 ② 棄却 ③ 市の広範な裁量権の著しい逸脱又は濫用があるとは言えない、手続きに明白な瑕疵があるとは言えないと判断し、不当でもない	無	E	
奈良県	御所市	① 市長 ② 違法な市有地の占有(財産の管理を怠る。) ③ 適正な賃貸借契約の締結、市長に対する損害賠償請求	R2. 7. 10	11	R2. 7. 28 (口頭陳述)	① R2. 9. 2 ② 棄却 ③ 当該市有地の占有に違法性はない	有	E	1
奈良県	生駒市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の解除、市長に対する損害賠償請求	H30. 11. 29	1	H31. 1. 7 口頭陳述	① H31. 1. 28 ② 一部却下、一部棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有	E	1

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
奈良県	生駒市	① 市長 ② 違法な支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	R1. 6. 11	6	R1. 7. 11 口頭陳述	① R1. 8. 9 ② 一部却下、一部棄却 ③ 当該支出に違法性はない	有	E	2	
奈良県	生駒市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 市長に対する損害賠償請求	R1. 7. 17	5	R1. 8. 22 口頭陳述	① R1. 9. 12 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無	E		
奈良県	生駒市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の解除、市長に対する損害賠償請求	R1. 11. 1	1	R1. 12. 2 口頭陳述	① R1. 12. 27 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有	E	3	
奈良県	生駒市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の解除、市長に対する損害賠償請求	R2. 10. 20	2	R2. 11. 12 口頭陳述	① R2. 12. 18 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有	E	4	
奈良県	香芝市	① 市長 ② 不当な財務行為(謝礼金の振込先の錯誤等) 支払った謝礼金の返還請求を行い、本来の支払い 先に振り込み直す。	(R3. 3. 19)	1		① R3. 4. 27 ② 却下(不受理) ③ 地方自治法第242条第1項の要件を欠く	無	D		
奈良県	葛城市	① 市長 ② 不当な公金の支出(交付金の目的外支出) ③ 交付金の目的外支出に対して、相手方に対する返 還請求	(R1. 6. 10)	7		① R1. 6. 28 ② 却下 ③ 期間途過	有	B	1	
奈良県	葛城市	① 市長 ② 違法な契約の締結(法の基準を満たしていない。) ③ 契約の解除、公金支出の差止請求	R3. 1. 26	5	R3. 2. 22 口頭陳述	① R3. 3. 22 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有	E	2	
奈良県	宇陀市	① 市長 ② 入札談合の疑いや入札手続きの不備 ③ 市長及び相手方に対する損害賠償請求若しくは不 当利得返還請求	H30. 11. 5	2	H30. 10. 22 口頭陳述	① H30. 11. 22 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有	E	1	
奈良県	宇陀市	① 市長 ② 宇陀市議会が発行する冊子(議会だより)の一部 に私見を交え、終始市長批判となっている ③ 当該箇所に関わった公費の返還	(R2. 3. 5)	1		① R2. 4. 28 ② 却下 ③ 監査委員の権限の範疇ではない	無	D		
奈良県	明日香村	① 村長 ② 不当な公金の支出 ③ 村長に対する損害賠償請求	R2. 8. 31	1	R2. 9. 28 口頭陳述 (欠席)	① R2. 10. 23 ② 棄却 ③ 当該公金の支出に違法性はない	有	E	1	
計	11団体	29件					有 無	14件 15件		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
和歌山県	和歌山市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出及び公金の徴収を怠る 事実 ③ 不当利得返還請求、条例改正の提案	H30. 4. 25	1		① H30. 6. 1 ② 棄却、却下 違法若しくは不当な公金の支出又は違法若しくは 不当に公金の徴収を怠る事実にあたるため棄 却、条例改正の提案については法定要件に該当し ないため却下した。	有	E	1
和歌山県	和歌山市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出及び公金の徴収を怠る 事実 ③ 不当利得返還請求	R1. 5. 7	1	R1. 6. 14及びR1. 6. 28 陳述	① R1. 7. 3 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出は認められず、返還請 求すべき金額が認められないため。	無	E	
和歌山県	和歌山市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出及び公金の徴収を怠る 事実 ③ 不当利得返還請求	(R1. 6. 3)	1		① R1. 7. 3 ② 却下 ③ 法の請求要件を満たしていない。	無	B	
和歌山県	和歌山市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出及び公金の徴収を怠る 事実 ③ 不当利得返還請求	(R1. 6. 3)	1		① R1. 7. 3 ② 却下 ③ 法の請求要件を満たしていない。	無	D	
和歌山県	和歌山市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出及び公金の徴収を怠る 事実 ③ 不当利得返還請求	(R1. 6. 3)	1		① R1. 7. 3 ② 却下 ③ 法の請求要件を満たしていない。	無	B	
和歌山県	和歌山市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出及び公金の徴収を怠る 事実 ③ 不当利得返還請求	(R1. 6. 28)	1		① R1. 7. 26 ② 却下 ③ 法の請求要件を満たしていない。	無	D	
和歌山県	和歌山市	① 市長 ② 違法又は不当な随意契約の締結 ③ 不当利得返還請求	(R1. 8. 20)	1		① R1. 9. 6 ② 却下 ③ 法の請求要件を満たしていない。	無	D	
和歌山県	田辺市	① 財政援助団体へ事務局長として派遣の市職員 ② 貨物利用運送事業違反による財政援助団体への信 用棄損等に対する損害 第一種貨物利用運送事業登録料の不当支出 ③ 厳重な処分及び差止請求	(H31. 2. 13)	1		① H31. 3. 7 ② 却下(不受理) ③ 地自法第242条に規定する請求要件を具備してい ない	無	C	
和歌山県	田辺市	① 財政援助団体へ事務局長として派遣の市職員 ② 財政援助団体へ責任者として出向した市職員によ る貨物利用運送事業法への違反行為 補助金・交付金の支出及び職員出向差止請求 ③ 貨物利用運送事業未登録での不当に得た手数料及 び行政処分から生ずる損害賠償請求	(H31. 3. 18)	1		① H31. 4. 2 ② 却下(不受理) ③ H31. 2. 28付け請求の趣旨と同一	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
和歌山県	湯浅町	① 湯浅町長 ② 変更申請を怠ったことによる国費の減額 ③ 湯浅町長に対する減額分の損失補填・弁償を請求	R2. 2. 4	1	R2. 2. 10 証拠提出 陳述は希望せず	① R2. 3. 12 ② 棄却 ③ 当該請求に理由がない	無	E	
和歌山県	すさみ町	① 町長及び関係職員 ② 不当な賃貸借契約の締結(契約単価が近隣相場に 比し著しく安価である。) ③ (町民の)損害を補填するために必要な措置を講 ずること。	H30. 4. 16	3		① H30. 6. 8 ② 棄却 ③ 損害を与えるような不正な行為(契約)ではな い。	無	E	
計	4団体	11件					有 1件 無 10件		
鳥取県	鳥取市	① 市長をはじめとする任命権者 ② 不正な公金支出(減額すべき報酬を減額してい ない) ③ 市長をはじめとする任命権者に対する損害補填措 置	R2. 4. 20	1	R2. 5. 12 口頭陳述	① R2. 6. 16 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無	E	
鳥取県	鳥取市	① 教育長 ② 不正な公金支出(減額すべき報酬を減額してい ない) ③ 教育長に対する損害補填措置	(R2. 4. 28)	1		① R2. 6. 9 ② 却下 ③ 同一人による同一事例・同一内容の請求	無	D	
鳥取県	米子市	① 市長 ② 違法な財産管理 ③ 違法な財産管理を事前に防止するために必要な措 置を求める	(H30. 5. 18)	2		① H30. 7. 10 ② 却下(不受理) ③ 地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備し ていないため	無	D	
鳥取県	米子市	① 市長 ② 違法な財産管理 ③ 違法な財産管理を事前に防止するために必要な措 置を求める	(R1. 6. 14)	8		① R1. 8. 7 ② 却下(不受理) ③ 地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備し ていないため	無	D	
鳥取県	米子市	① 市長 ② 違法な財産管理、契約締結 ③ 違法な財産管理、契約締結を事前に防止するた めに必要な措置を求める	(R1. 9. 13)	8	R1. 10. 5 口頭陳述	① R1. 10. 25 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備し ていないため	無	D	
鳥取県	八頭町	① 町長・教育長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 町の財産の毀損を補填する手続等の是正措置を求 める。	(R2. 10. 13)	1		① R2. 10. 26 ② 却下 ③ 期間徒過及び瑕疵は認められない	無	B	1
鳥取県	大山町	① 町長 ② 違法な契約履行(繰越手続を行わなかった) ③ 当時の町長、副町長、担当課長及び相手方に対す る損害賠償請求	H30. 4. 13	3	H30. 5. 9 口頭陳述	① H30. 5. 30 ② 勧告 ③ ア損害金について請負業者へ請求するよう勧告 イ当時の町長、副町長、担当課長に対する損害賠 償について棄却	有	F	2

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
鳥取県	大山町	① 町長 ② 公金の不当な支出(領収書等の不備) ③ 適正な対処	R3.1.12	3	R3.2.4 口頭陳述	① R3.2.19 ② 棄却 ③ 不当な公金支出ではない	無	E	
計	4団体	8件					有 1件 無 7件		
島根県	松江市	① 市長 ② 違法な契約の締結と公金支出 ③ 契約の解除及び市長に対する損害賠償請求	R2.12.7	2	R2.12.18 口頭陳述	① R3.2.3 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有	E	1
島根県	浜田市	① 市長及び担当職員 ② 違法な財産の取得 ③ 損害賠償請求	R1.12.27	1	R2.1.20 口頭陳述	① R2.2.19 ② 棄却 ③ 当該取得に違法性はない	無	E	
島根県	出雲市	① 出雲市土地開発公社理事長 (1)従前有償貸付けを行っていた保有地の売却が成立しなかったにもかかわらず、有償貸付けを再開しないまま放置している。 ② 保有地の一部が隣接する請求人所有地に入り込んでいたため、当該部分を購入させられたうえ、保有地の分筆測量経費も負担させられた。 ③ (1)貸付地としての利用再開と、貸付料減収分の弁償。 (2)請求人との土地売買契約は無効。	(H31.3.14)	1		① H31.4.10 ② 却下 ③ 土地開発公社の財務会計上の行為は、市の財務会計上の行為に当たらない。	無	C	
島根県	益田市	① 市長及び関係職員 ② 国営土地改良事業分担金の徴収を怠る違法又は不当な行為 ③ 債権の時効消滅に関する市長に対する損害賠償請求	H31.4.26	1	R1.5.27 口頭陳述	① R1.6.21 ② 棄却 ③ 請求に理由がないため	有	E	2
島根県	益田市	① 市長 ② 不納欠損に係る市税の徴収を怠る違法又は不当な行為及び不当な公金(委託料)の支出 ③ 市長及び相手方に対する損害賠償請求	R1.5.16	2	R1.5.16 口頭陳述	① R1.7.11 ② 棄却 ③ 請求に理由がないため	有	E	3
島根県	益田市	① 市長 ② 不納欠損に係る市税の徴収を怠る違法又は不当な行為 ③ 損害賠償義務の必要な措置の請求	R1.9.26	2		① R1.11.21 ② 棄却 ③ 請求に理由がないため	無	E	
計	4団体	6件					有 3件 無 3件		
岡山県	岡山市	① 市長 ② 条例に違反した政務活動費の支出 ③ 違法な支出金額に対する返還請求を怠る行為は違法なので、市への返還を求めるもの	H30.4.25	1	H30.5.15 口頭陳述	① H30.6.21 ② 棄却 ③ 政務活動費としての使用基準に合致していない支出は認められない	有	E	1

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岡山県	岡山市	① 市長 ② 違法な一般入札に基づいて落札した業者との違法な契約の締結 ③ 適正な本件業務委託の契約の締結、本件入札参加資格要件の適正な要件への変更	H30. 8. 27	4	H30. 9. 27 口頭陳述	① H30. 10. 24 ② 棄却 ③ 本件入札に違法な事由は認められず違法とは認められない	無	E	
岡山県	岡山市	① 市長 ② 境界立会調査における不当な処理 ③ 原状回復、正しい境界確定	(R1. 9. 25)	1		① R1. 10. 10 ② 却下 ③ 請求期間を徒過している	無	B	
岡山県	岡山市	① 市長 ② 保証人となる資格がない者を保証人とする違法な保証契約の締結 ③ 違法な保証契約の是正	R2. 2. 19	1	R3. 3. 19 口頭陳述	① R3. 4. 19 ② 棄却 ③ 当該保証契約は不当なものであったが、不当性は是正されている	無	E	
岡山県	倉敷市	① 市長及び職員 ② 公金の賦課、徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実 ③ 原状回復及び損害補填等	H30. 6. 25	1	H30. 7. 19 口頭陳述	① H30. 8. 22 ② 棄却 ③ 違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠る事実は認められない	無	E	
岡山県	倉敷市	① 市長若しくは教育委員会 ② 公金の賦課、徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実 ③ 職員への損害賠償請求等	H30. 11. 28	1	H30. 12. 26 口頭陳述	① H31. 1. 24 ② 棄却 ③ 違法・不当に財産の管理を怠る事実及び違法・不当に公金の賦課・徴収を怠る事実は認められない	無	E	
岡山県	倉敷市	① 市担当課 ② 違法若しくは不当な公金の支出 ③ 倉敷市への返還請求	H31. 4. 5	4	H31. 4. 25 口頭陳述	① R1. 5. 29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な公金の支出にあたらぬ	有	E	2
岡山県	倉敷市	① 市長若しくは教育委員会 ② 公金の賦課、徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実 ③ 職員への損害賠償請求等	(R1. 9. 30)	1		① R1. 10. 16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
岡山県	倉敷市	① 市長若しくは教育委員会 ② 公金の賦課、徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実 ③ 職員への損害賠償請求等	(R2. 1. 24)	1		① R2. 3. 10 ② 却下 ③ 一事不再理	無	D	
岡山県	倉敷市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出 ③ 相手方への返還請求及び職員への損害賠償請求	R2. 3. 4	1		① R2. 3. 7 ② 取下げ ③ 請求期間を超えていたから	無	A	
岡山県	倉敷市	① 市長 ② 公金の賦課、徴収を怠る事実 ③ 相手方への支払請求	R2. 4. 2	1	R2. 4. 27 口頭陳述	① R2. 5. 29 ② 棄却 ③ 違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠る事実は認められない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岡山県	倉敷市	① 市担当課 ② 違法若しくは不当な公金の支出 ③ 倉敷市への返還請求	R2. 4. 13	4	R2. 4. 27 口頭陳述	① R2. 5. 29 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な公金の支出にあたらぬ	有	E	3
岡山県	倉敷市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出 ③ 相手方への返還請求	(R3. 3. 3)	1		① R3. 3. 26 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実には該当しない	無	C	
岡山県	津山市	① 市長及び市職員 ② 不当な契約の締結 ③ 市道整備に係る費用の返還請求及び計画の撤回	R1. 12. 18	174	R2. 1. 15 口頭陳述	① R2. 2. 12 ② 棄却 ③ 当該契約に不当な行為はない	無	E	
岡山県	津山市	① 市職員 ② 不当な財産の管理 ③ 使用許可の撤回及び適切な財産管理	R2. 5. 12	1	R2. 5. 27 口頭陳述	① R2. 7. 7 ② 棄却 ③ 当該使用許可に違法性や不当な行為はない	無	E	
岡山県	津山市	① 市職員 ② 不当な財産の管理 ③ 適切な財産の管理	R2. 8. 11	1	R2. 8. 24 口頭陳述	① R2. 10. 7 ② 棄却 ③ 不当な行為はない	無	E	
岡山県	笠岡市	① 市長 市議会の会派に交付された政務活動費から会派が 支出したものの一部が笠岡市政務活動費運用指針 に違反している。 ③ 市長に対し、当該会派に違反支出分の返還を請求 することを求める。	R2. 7. 28	3	R2. 7. 28 口頭陳述	① R2. 9. 23 ② 請求を認容 ③ 当該会派に返還するよう求めることを勧告	無	F	
岡山県	総社市	① 市長 ② 水道料金に伴う予算の執行停止について ア. 予算の執行停止 イ. 井戸水利用者への差別のない保護救済策を講 じる請求 ③ ウ. 生活用水の水源を同じくする者をコロナ対策で 差別したかその理由の通知の請求	R2. 9. 3	1	R2. 10. 2 口頭陳述	① R2. 10. 29 ア 棄却 イ及びウ 却下 ア 看過し得ない違法・不当が存するものとは認 められない。 ③ イ及びウ 財務会計上の行為ではない。	無	E	
岡山県	備前市	① 市長 違法な変更契約の締結(入札手続きや談合情報に 対する対応や、変更契約の締結及びこれらに基づ く公金の支出は適正を欠く。) ③ 変更契約の増額分についての市長に対する損害損 害賠償請求	H31. 1. 16	1	H31. 1. 29 口頭陳述	① H31. 3. 15 ② 棄却 ③ 当該契約に違法若しくは不当性は認められない	無	E	
岡山県	備前市	① 市長 違法若しくは不当な公金の支出(補助金交付団体 の下部組織に対する監査の未実施及び補助金交付 要綱等の適法性と適正性を欠く。) ③ 補助金交付団体の下部組織に対する監査の実施及 び補助金交付要綱等の是正	R1. 12. 10	1		① R1. 12. 20 ② 取下げ ③ 法的に有効でない請求	無	A	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岡山県	備前市	① 市長 違法若しくは不当な公金の支出(補助金交付団体の下部組織に対する監査の未実施及び補助金交付要綱等の適法性と適正性を欠く。) ② ③ 補助金交付団体の下部組織に対する監査の実施、市長に対する損害賠償や補助金返還命令等の勧告	R2. 1. 6	1	R2. 1. 16 口頭陳述	① R2. 3. 2 ② 棄却 ③ 補助金の交付に関し、手続・審査等は適切であり、会計上の正確性に問題はない	無	E	
岡山県	瀬戸内市	① 市長 ② 委託契約金額が過大である ③ 必要な措置の請求	H31. 2. 15	1	H31. 3. 1 口頭陳述	① H31. 2. 28 ② 取下げ ③ 請求人都合	無	A	
岡山県	真庭市	① 市長 ② 違法な契約の締結(不当に高い金額で契約している) ③ 市長に対する損害賠償請求	H30. 4. 16	1	H30. 5. 11 口頭陳述	① H30. 6. 11 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有	E	4
岡山県	美作市	① 市長 ② 政務活動費の違法支出の返還請求を怠る行為 ③ 各会派に対して返還するよう請求	(H31. 2. 12)	1		① H31. 3. 5 ② 却下 ③ 当該行為のあった日から1年を経過している	有	B	5
岡山県	美作市	① 市長 ② 不当な補助金の交付 ③ 不当利得返還請求又は損害賠償請求	(R1. 9. 2)	1		① R1. 10. 28 ② 却下 ③ 監査請求期限の徒過	無	B	
岡山県	美作市	① 市長 ② 教育長の給与の違法支出 ③ 損害賠償と教育長の任命の無効確認	(R2. 7. 22)	4		① R2. 8. 28 ② 却下 ③ 当該請求が財務会計上の行為以外に係るものである	有	C	6
岡山県	美作市	① 市長 ② 政務活動費の違法支出の返還請求を怠る行為 ③ 各会派に対して返還するよう請求	(R2. 9. 24)	1		① R2. 10. 27 ② 却下 ③ 違法支出額の積算根拠が明らかでない	有	D	7
岡山県	美作市	① 市長 ② 政務活動費の違法支出の返還請求を怠る行為 ③ 各会派に対して返還するよう請求	(R2. 9. 24)	1		① R2. 10. 27 ② 却下 ③ 違法支出額の積算根拠が明らかでない	有	D	8
岡山県	美作市	① 市長 ② 政務活動費の違法支出の返還請求を怠る行為 ③ 各会派に対して返還するよう請求	(R2. 9. 24)	1		① R2. 10. 27 ② 却下 ③ 違法支出額の積算根拠が明らかでない	有	D	9
岡山県	浅口市	① 市長 ② 違法な業務委託契約の締結(要綱、契約書に具体的内容がない) ③ 違法な公金支出に対する必要な措置請求	H30. 11. 2	1	H30. 11. 30 口頭陳述	① H30. 12. 26 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無	E	
岡山県	浅口市	① 市長 ② 不当な手続による物品購入(見積比較なし) ③ 不当な公金支出に対する必要な措置請求	R1. 5. 7	1	R1. 6. 4 口頭陳述	① R1. 7. 3 ② 棄却 ③ 当該行為に違法性、不当性はない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
岡山県	浅口市	① 市長 ② 違法な随意契約の締結(規則で定めた金額を超える) ③ 違法な公金支出に対する必要な措置請求	R2.9.8	1	R2.10.6 口頭陳述	① R2.11.5 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無	E	
岡山県	浅口市	① 市長 ② 違法な随意契約の締結(規則で定めた金額を超える) ③ 違法な公金支出に対する必要な措置請求	R2.9.8	1	R2.10.6 口頭陳述	① R2.11.5 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無	E	
岡山県	浅口市	① 市長 ② 違法な随意契約の締結(規則で定めた金額を超える) ③ 違法な公金支出に対する必要な措置請求	R2.9.8	1	R2.10.6 口頭陳述	① R2.11.5 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無	E	
岡山県	浅口市	① 市長 ② 違法な随意契約の締結(規則で定めた金額を超える) ③ 違法な公金支出に対する必要な措置請求	R2.12.15	1	R3.1.13 口頭陳述	① R3.2.12 ② 合議不調 ③	無	G	
岡山県	浅口市	① 市長 ② 違法な補助金交付(虚偽報告) ③ 補助金の返還命令の請求	R3.2.1	1	R3.2.19 口頭陳述	① R3.4.1 ② 勧告 ③ 補助金の全額返還命令	無	F	
岡山県	浅口市	① 市長 ② 不当な補助金交付(不適格団体への交付) ③ 補助金の返還命令の請求	R3.2.1	1	R3.2.19 口頭陳述	① R3.4.1 ② 勧告 ③ 補助金の全額返還命令	無	F	
岡山県	浅口市	① 市長 ② 違法な政務活動費の交付 ③ 政務活動費の返還命令の請求	R3.2.24	1	R3.3.18 口頭陳述	① R3.4.23 ② 棄却 ③ 当該行為に違法性はない	無	E	
岡山県	浅口市	① 市長 ② 違法な補助金交付(補助金の使途が憲法違反) ③ 補助金の返還命令の請求	R3.3.5	1	R3.3.24 口頭陳述	① R3.4.30 ② 合議不調 ③	無	G	
岡山県	早島町	① 町長、副町長、教育長、学校教育課長心得、学校教育課長補佐 ② 違法な支出である。(幼稚園に空調機4台と高圧受電盤1面の事業実施について) ③ 400万円の損害賠償請求	H30.4.27	2	H30.6.12 口頭陳述	① H30.6.25 ② 棄却 ③ 違法もしくは不当性はない	無	E	
計	11団体	40件					有 9件 無 31件		
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 正しい調査及び算出による請求不足分の請求(違法不当な支出分の返納)、関係職員の処分	(H30.4.2)	4		① H30.5.28 ② 却下(不受理) ③ 同一人が同一事件について同一内容の再監査はできない。具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
広島県	広島市	① 市長 ② 平和記念公園の管理について ③ 直ちに広島県警察に被害届を提出し広島市公園条例による「過料」を請求すること	(H30. 4. 11)	1		① H30. 5. 31 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為に該当しない。	無	C	
広島県	広島市	① 職員 ② 教職員(幼稚園長)の旅費支給について ③ 「自家用車の公務使用に関する取扱要領」の職員への遵守徹底	(H30. 4. 12)	1		① H30. 6. 5 ② 却下(不受理) ③ 市に損害が生じているとは認められない。	無	D	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 出島処分場の活用について 出島処分場を活用した一般廃棄物処分計画に見直すこと 直ちに、焼却灰等の処分を出島処分場に切替えて、不当な税金支出を抑え経費の節減を図ること ③ 恵下埋立地の整備時期の見直しを行い、恵下埋立地の建設工事を遅らせ不要不急な工事の着手を見送ること。現在施工中の工事を中止すること。 出島処分場を利用しないために生じた損失(不当な税金支出)の補填を行うこと	(H30. 4. 26)	314		① H30. 6. 20 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為に該当しない。	無	C	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の返還処理) ③ 関係職員の処分 今後の伐採木数量検収基準の明確化	(H30. 5. 1)	14		① H30. 6. 28 ② 却下(不受理) ③ 同一人が同一事件について同一内容の再監査はできない。具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 教職員(小学校長)の旅費支給について ③ 「自家用車の公務使用に関する取扱要領」の職員への遵守徹底	(H30. 5. 16)	1		① H30. 6. 26 ② 却下(不受理) ③ 市に損害が生じているとは認められない。	無	D	
広島県	広島市	① 無し ② 精神保健福祉法に基づく措置入院決定処分について ③ 措置入院判定診察前には通知をきちんと一定の時間的猶予をもって行うこと	(H30. 5. 16)	1		① H30. 6. 26 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為に該当しない。	無	C	
広島県	広島市	① 職員 ② 教職員(高校教職員)の旅費支給について 旅費について返還させること 今後既卒生への激励を出張として認めないこと ③ 高校と予備校との不適切な関係が疑われるので調査すること	(H30. 5. 31)	1		① H30. 7. 27 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為に該当しない。	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 正しい調査及び算出による請求不足分の請求 関係職員の処分	(H30.6.13)	5		① H30.8.9 ② 却下(不受理) ③ 同一人が同一事件について同一内容の再監査はできない。具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 市長 ② 二葉山トンネル掘削工事について ③ 広島高速5号線トンネル掘削工事の中止 損害賠償責任の追及	(H30.6.28)	1		① H30.8.15 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為等に該当しない。	有	C	1
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の返還処理) ③ 関係職員の処分 今後の伐採木数量検収基準の明確化	(H30.7.3)	6		① H30.8.30 ② 却下(不受理) ③ 同一人が同一事件について同一内容の再監査はできない。具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 市長 ② 法定外公共物(水路)の管理について ③ 水路の適正な使用	H30.8.2	1	H30.9.10 口頭陳述	① H30.9.28 ② 棄却(一部却下) ③ 違法又は不当に怠る事実には当たらない。	有	E	2
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の返還処理) ③ 関係職員の応分の処分	(H30.9.7)	3		① H30.11.6 ② 却下(受理前) ③ 同一人が同一事件について同一内容の再監査はできない。具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の返還処理) ③ 関係職員の応分の処分	(H30.9.7)	3		① H30.11.6 ② 却下(受理前) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の返還処理) ③ 関係職員の応分の処分	(H30.9.7)	3		① H30.11.6 ② 却下(不受理) ③ 同一人が同一事件について同一内容の再監査はできない。具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 市長 ② 民間社会福祉施設整備費補助金の不当な交付について ③ 工事監理費相当分の額の不当利得返還請求	H30.10.31	1	H30.11.21 口頭陳述	① H30.12.27 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない。	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の返還処理) ③ 関係職員の応分の処分	(H30.11.9)	2		① H31.1.7 ② 却下(不受理) ③ 同一人が同一事件について同一内容の再監査はできない。具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の返還処理) ③ 関係職員の応分の処分	(H30.11.9)	3		① H31.1.7 ② 却下(不受理) ③ 同一人が同一事件について同一内容の再監査はできない。具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 教職員(高校教職員)の旅費支給について ③ 旅費交通費日当などはPTAに負担させ、支給した市費を返還させること	(H30.11.15)	1		① H31.1.7 ② 却下(不受理) ③ 市に損害が生じているとは認められない。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 教職員(高校教職員)の旅費支給について ③ 旅費交通費日当などはPTAに負担させ、支給した市費を返還させること	(H30.11.15)	1		① H31.1.7 ② 却下(不受理) ③ 市に損害が生じているとは認められない。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 行政財産の管理について ③ 目的外使用料相当額の徴収	(H30.11.21)	1		① H31.1.17 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為等に該当しない。1年以上を経過しており請求期限の要件を欠く。	無	C	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の返還処理)	(H30.11.30)	3		① H31.1.25 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の返還処理)	(H30.12.19)	2		① H31.2.15 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について ③ 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の返還処理)	(H30.12.25)	3		① H31.2.15 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)市道の適正な管理について ③ 市道佐伯5区59号線の適正管理	H31.1.7	1		① H31.1.31 ② 取下げ ③ 使用の状況について具体的に記載がなかった。	無	A	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 二重基準により支出され過大となっていると認定された処分費の返還処理	(H31. 1. 11)	3		① H31. 2. 15 ② 却下(不受理) ③ 同一人が同一事件について同一内容の再監査はできない。具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について 用地境界を正しくし、違法・不当に支払った用地費の返還を求め、当該地番の土地を適正なものとして登記し直し財産管理すること	(H31. 2. 8)	3		① H31. 3. 29 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の返還処理)	(H31. 2. 22)	3		① H31. 3. 29 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 二重基準により支出され過大となっていると認定された処分費の返還処理	(H31. 2. 22)	3		① H31. 3. 29 ② 却下(不受理) ③ 同一人が同一事件について同一内容の再監査はできない。具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をするとしている市道部分については寄附とし、その他の部分については適正な価格での取得に改めること	(H31. 4. 5)	3		① R1. 6. 3 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について ③ 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の返還処理)	(H31. 4. 5)	3		① R1. 6. 3 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 二重基準により支出され過大となっていると認定された処分費の返還処理	(H31. 4. 5)	3		① R1. 6. 3 ② 却下(不受理) ③ 同一人が同一事件について同一内容の再監査はできない。具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をするとしている市道部分については寄附とし、その他の部分については適正な価格での取得に改めること	(R1. 6. 10)	3		① R1. 8. 8 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
広島県	広島市	① 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をする としている市道部分については寄附とし、その他 の部分については適正な価格での取得に改めるこ と ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について ③ 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の 返還処理)	(R1.6.10)	3		① R1.8.8 ② 却下(受理前) ③ 具体的な事実の摘示を欠く	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分 について ③ 二重基準により支出され過大となっていると認定 された処分費の返還処理	(R1.6.10)	3		① R1.8.8 ② 却下(不受理) ③ 同一人が同一事件について同一内容の再監査はで きない。具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 市長 ② 政務活動費の交付について ③ 按分されるべきであろう金額を算定し、市に返還 を請求すること	R1.7.25	1	H31.9.6 口頭陳述	① R1.9.20 ② 勧告・意見 政務活動費を充当した本件広報紙のうち政務活動 費の充当は適当でない箇所に対し不当利得返還請 求をすること(勧告)。	無	F	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分 について ③ 過大となっていると認定される処分費の返還処理	(R1.8.13)	1		① R1.10.11 ② 却下(不受理) ③ 同一人が同一事件について同一内容の再監査はで きない。具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について ③ 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の 返還処理)	(R1.8.19)	1		① R1.10.11 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について ③ 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をする としている市道部分については寄附とし、その他 の部分については適正な価格での取得に改めるこ と	(R1.8.21)	1		① R1.10.11 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分 について ③ 過大となっていると認定される処分費の返還処理	(R1.8.22)	1		① R1.10.18 ② 却下(受理前) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について ③ 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の 返還処理)	(R1.8.23)	1		① R1.10.18 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をする としている市道部分については寄附とし、その他 の部分については適正な価格での取得に改めるこ と ③	(R1. 8. 26)	1		① R1. 10. 18 ② 却下(受理前) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分につ いて ③ 過大となっていると認定される処分費の返還処理	(R1. 8. 27)	1		① R1. 10. 24 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について ③ 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の 返還処理)	(R1. 8. 28)	1		① R1. 10. 24 ② 却下(受理前) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をする としている市道部分については寄附とし、その他 の部分については適正な価格での取得に改めるこ と ③	(R1. 8. 29)	1		① R1. 10. 24 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 行政財産の管理について ③ 目的外使用料相当額の徴収	(R1. 9. 2)	1		① R1. 10. 30 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為等に該当しない。1年以上を経 過しており請求期限の要件を欠く。	有	B	3
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分につ いて ③ 過大となっていると認定される処分費の返還処理	(R1. 9. 2)	1		① R1. 10. 30 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について ③ 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の 返還処理)	(R1. 9. 4)	1		① R1. 10. 30 ② 却下(受理前) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をする としている市道部分については寄附とし、その他 の部分については適正な価格での取得に改めるこ と ③	(R1. 9. 6)	1		① R1. 10. 30 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 過大となっていると認定される処分費の返還処理	(R1.9.10)	1		① R1.11.7 ② 却下(不受理) ③ 同一人が同一事件について同一内容の再監査はできない。具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について ③ 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の返還処理)	(R1.9.11)	1		① R1.11.7 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② パソコン購入契約について ③ 公正取引委員会への申告 ④ 不当に支出された額の返還請求	(R1.9.11)	1		① R1.11.7 ② 却下(受理前) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について ③ 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をするとしている市道部分については寄附とし、その他の部分については適正な価格での取得に改めること	(R1.9.13)	1		① R1.11.7 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 過大となっていると認定された処分費の返還処理	(R1.9.17)	1		① R1.11.15 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について ③ 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の返還処理)	(R1.9.20)	1		① R1.11.15 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② パソコン購入契約について ③ 談合調査 ④ 公正取引委員会への申告 ⑤ 不当に支出された額の返還請求	(R1.9.20)	1		① R1.11.15 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について ③ 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をするとしている市道部分については寄附とし、その他の部分については適正な価格での取得に改めること	(R1.9.26)	1		① R1.11.15 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
広島県	広島市	① 市長 ② 政務活動費の交付について 広報誌にかかわるすべての領収書の目視確認と、 本来あるはずの領収書の公表をすること 領収書を提示しなかったり紛失等で保存されてい なかった場合は、不当利得とみなし該当費用を全 額返還すること ③ 二重に請求しているとの疑念があるポスティング の実態を監査の上、その費用の返還を求めること	(R1. 10. 18)	1		① R1. 12. 6 ② 却下(不受理) ③ 同一人が同一事件について同一内容の再監査はで きない。具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分につ いて ③ 過大となっていると認定される処分費の返還処理	(R1. 12. 9)	1		① R2. 2. 5 ② 却下(不受理) ③ 同一人が同一事件について同一内容の再監査はで きない。具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について ③ 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の 返還処理)	(R1. 12. 9)	1		① R2. 2. 5 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。	無	B	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をする としている市道部分については寄附とし、その他 の部分については適正な価格での取得に改めるこ と	(R1. 12. 9)	1		① R2. 2. 5 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分につ いて ③ 過大となっていると認定される処分費の返還処理	(R1. 12. 13)	1		① R2. 2. 6 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 人事委員会の勧告(期末・勤勉手当の引上げ)につ いて 正しい民間支給月数を算出し、適正な単位設定で 勧告するように、「給与勧告」及び「給与改定」 の修正 ③ 給与の調査・報告全般について、非常識なルール を定めて行っている部分については、適正に行う よう併せて修正	(R1. 12. 16)	1		① R2. 2. 12 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為に該当しない。	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の 返還処理) ③	(R1.12.19)	1		① R2.2.6 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。	無	B	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をする としている市道部分については寄附とし、その他 の部分については適正な価格での取得に改めるこ と ③	(R1.12.23)	1		① R2.2.6 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分につ いて ③ 過大となっていると認定される処分費の返還処理	(R1.12.24)	1		① R2.2.19 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の 返還処理) ③	(R1.12.25)	1		① R2.2.19 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。	無	B	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をする としている市道部分については寄附とし、その他 の部分については適正な価格での取得に改めるこ と ③	(R1.12.26)	1		① R2.2.19 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の 返還処理) ③	(R2.2.13)	1		① R2.3.31 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分につ いて ③ 過大となっていると認定される処分費の返還処理	(R2.2.14)	1		① R2.3.31 ② 却下(不受理) ③ 同一人が同一事件について同一内容の再監査はで きない。具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をする としている市道部分については寄附とし、その他 の部分については適正な価格での取得に改めるこ と ③	(R2.2.14)	1		① R2.3.31 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の 返還処理) ③	(R2. 2. 21)	1		① R2. 4. 20 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分に ついて ③ 過大となっていると認定される処分費の返還処理	(R2. 3. 3)	1		① R2. 4. 20 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の 返還処理) ③	(R2. 3. 3)	1		① R2. 4. 20 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。	無	B	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をする としている市道部分については寄附とし、その他 の部分については適正な価格での取得に改めるこ と ③	(R2. 3. 30)	1		① R2. 5. 27 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分に ついて ③ 過大となっていると認定される処分費の返還処理	(R2. 4. 9)	1		① R2. 5. 27 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事の支払について ③ 支払いの取りやめの決定	R2. 4. 10	1	R2. 5. 19 口頭陳述	① R2. 6. 5 ② 却下・意見 ③ 請求人の主張はその請求事実がないことから、却 下する。	無	D	
広島県	広島市	① 市長 ② 委託業務の契約について ③ 市に与えた損害を賠償するか、次順位者との契約 を解除し、改めて入札を実施するかの措置	R2. 4. 14	1	R2. 5. 19 口頭陳述	① R2. 6. 8 ② 棄却・意見 ③ 請求人の主張に理由がないことから、これを棄却 する。	無	E	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をする としている市道部分については寄附とし、その他 の部分については適正な価格での取得に改めるこ と ③	(R2. 4. 24)	1		① R2. 5. 27 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の 返還処理) ③	(R2. 5. 8)	1		① R2. 6. 24 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。	無	B	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 過大となっていると認定される処分費の返還処理	(R2.5.12)	1		① R2.6.24 ② 却下(受理前) ③ 同一人が同一事件について同一内容の再監査はできない。具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をする としている市道部分については寄附とし、その他 の部分については適正な価格での取得に改めるこ と	(R2.5.20)	1		① R2.6.24 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について ③ 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の 返還処理)	(R2.5.25)	1		① R2.7.21 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 過大となっていると認定される処分費の返還処理	(R2.6.2)	1		① R2.7.31 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について ③ 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の 返還処理)	(R2.6.8)	1		① R2.7.21 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 過大となっていると認定される処分費の返還処理	(R2.6.15)	1		① R2.7.31 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 過大となっている処分費を設計変更で減額する等 の方法で適正な支出とすること	(R2.6.22)	1		① R2.8.18 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をする としている市道部分については寄附とし、その他 の部分については適正な価格での取得に改めるこ と	(R2.6.22)	1		① R2.8.18 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 過大となっている処分費を設計変更で減額する等 の方法で適正な支出とすること	(R2.6.24)	1		① R2.8.18 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をする としている市道部分については寄附とし、その他 の部分については適正な価格での取得に改めること	(R2.6.30)	1		① R2.8.18 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をする としている市道部分については寄附とし、その他 の部分については適正な価格での取得に改めること	(R2.7.8)	1		① R2.9.2 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 過大となっている処分費を設計変更で減額する等 の方法で適正な支出とすること	(R2.7.8)	1		① R2.9.2 ② 却下(不受理) ③ 同一人が同一事件について同一内容の再監査はで きない。具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について ③ 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の 返還処理)	(R2.7.8)	1		① R2.9.2 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 過大となっている処分費を設計変更で減額する等 の方法で適正な支出とすること	(R2.7.20)	1		① R2.9.2 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 議員 ② 政務活動費の交付について ③ 情報収集・広聴費で使用したタクシー代金全額の 返還	(R2.7.31)	1		① R2.9.4 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 過大となっている処分費を設計変更で減額する等 の方法で適正な支出とすること	(R2.8.11)	1		① R2.9.30 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 過大となっている処分費を設計変更で減額する等 の方法で適正な支出とすること	(R2.8.19)	1		① R2.9.30 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について ③ 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の 返還処理)	(R2.8.21)	1		① R2.9.30 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。	無	B	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の 返還処理)	(R2.9.1)	1		① R2.10.23 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 過大となっている処分費を設計変更で減額する等 の方法で適正な支出とすること	(R2.9.3)	1		① R2.10.23 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 過大となっている処分費を設計変更で減額する等 の方法で適正な支出とすること	(R2.9.7)	1		① R2.10.23 ② 却下(不受理) ③ 同一人が同一事件について同一内容の再監査はで きない。具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の 返還処理)	(R2.9.18)	1		① R2.10.23 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 広島高速5号線トンネル工事について 見積り工事を分割するよう指示した主導者を明らか にし、職員及び工事関係者と共に相応の処分を する事 重大な不正である「H28年度費用便益」の修正版 を提出し、事業中止すべきであった事を明確に し、再発防止対策をする事 追加工事費の必要性を明確にする事 走行時間短縮効果が向上する依拠の妥当性を明確 にする事	(R2.9.28)	1		① R2.11.13 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為に該当しない。	無	C	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をする としている市道部分については寄附とし、その他 の部分については適正な価格での取得に改めるこ と	(R2.10.1)	1		① R2.11.13 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 給与改定について 正しい民間支給月数を算出し、公正・適正な単位 設定で勧告するように、「給与勧告」及び「給与 改定」の修正 ③ 給与の調査・報告全般について、非常識なルール を定めて行っている部分については、公正・適正 に行うよう併せて修正	(R2.10.5)	1		① R2.11.13 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為に該当しない。	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をする としている市道部分については寄附とし、その他 の部分については適正な価格での取得に改めるこ と ③	(R2.10.9)	1		① R2.11.13 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分 について ③ 過大となっている処分費を設計変更で減額する等 の方法で適正な支出とすること	(R2.10.15)	1		① R2.11.13 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② パソコン購入契約について ③ 談合調査 不当に支出された額の返還請求	(R2.10.16)	1		① R2.11.13 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 無し ② 法定外公共物(水路)の管理について ③ 公共下水道物件設置許行為・占有許可申請に対す る許可処分及び占有料免除処分を取り消すこと	(R2.10.27)	1		① R2.11.26 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為に該当しない。同一人が同一事 件について同一内容の再監査はできない。	有	C	4
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分 について ③ 過大となっている処分費を設計変更で減額する等 の方法で適正な支出とすること	(R3.1.4)	1		① R3.2.4 ② 却下(不受理) ③ 同一人が同一事件について同一内容の再監査はで きない。具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分 について ③ 過大となっている処分費を設計変更で減額する等 の方法で適正な支出とすること	(R3.1.4)	1		① R3.2.4 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分 について ③ 過大となっている処分費を設計変更で減額する等 の方法で適正な支出とすること	(R3.1.20)	1		① R3.2.24 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について ③ 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の 返還処理)	(R3.1.20)	1		① R3.2.24 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。	無	B	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をする としている市道部分については寄附とし、その他 の部分については適正な価格での取得に改めるこ と ③	(R3.1.20)	1		① R3.2.24 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠 く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 過大となっている処分費を設計変更で減額する等の方法で適正な支出とすること	(R3.1.27)	1		① R3.2.24 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について ③ 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の返還処理)	(R3.1.27)	1		① R3.2.24 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をするとしている市道部分については寄附とし、その他の部分については適正な価格での取得に改めること	(R3.1.27)	1		① R3.2.24 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について ③ 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の返還処理)	(R3.1.28)	1		① R3.2.24 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をするとしている市道部分については寄附とし、その他の部分については適正な価格での取得に改めること	(R3.1.28)	1		① R3.2.24 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 過大となっている処分費を設計変更で減額する等の方法で適正な支出とすること	(R3.2.2)	1		① R3.2.24 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 無し ② 行政財産の管理について 「課税資料の受付業務等の一括外部委託」のビッドについては是正すること 受託私企業が市庁舎を使用して作業をしないよう契約内容を是正すること 市庁舎を使用するのであれば、無償ではなく使用料及び光熱水費等を徴するよう是正すること 職員は過去の使用料及び光熱水費等に相当する市財政の損害を賠償すること または、受託私企業が過去に使用した際の使用料及び光熱水費等を弁償すること	(R3.2.4)	1		① R3.3.25 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為等に該当しない。1年以上を経過しており請求期限の要件を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 過大となっている処分費を設計変更で減額する等の方法で適正な支出とすること	(R3.2.15)	1		① R3.3.25 ② 却下(不受理) ③ 同一人が同一事件について同一内容の再監査はできない。具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 過大となっている処分費を設計変更で減額する等の方法で適正な支出とすること	(R3.2.25)	1		① R3.3.25 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)燃え殻運搬・処分について ③ 不当に支出された処分費の返還処理(過払い金の返還処理)	(R3.3.1)	1		① R3.3.25 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 市長、職員 ② 恵下埋立地(仮称)道路用地取得について 用地を分筆し、寄附により所有権移転登記をするとしている市道部分については寄附とし、その他の部分については適正な価格での取得に改めること ③	(R3.3.1)	1		① R3.3.25 ② 却下(不受理) ③ 1年以上を経過しており、請求期限の要件を欠く。具体的な事実の摘示を欠く。	無	B	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 過大となっている処分費を設計変更で減額する等の方法で適正な支出とすること	(R3.3.1)	1		① R3.3.25 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 過大となっている処分費を設計変更で減額する等の方法で適正な支出とすること	(R3.3.1)	1		① R3.3.25 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 過大となっている処分費を設計変更で減額する等の方法で適正な支出とすること	(R3.3.5)	1		① R3.3.25 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 恵下埋立地(仮称)建設工事に係る伐採木の処分について ③ 過大となっている処分費を設計変更で減額する等の方法で適正な支出とすること	(R3.3.12)	1		① R3.4.23 ② 却下(不受理) ③ 具体的な事実の摘示を欠く。	無	D	
広島県	広島市	① 職員 ② 日当について 旅費としての支出が全くなかった日当は返還すること ③ 旅費としての支出がない日当は支給せず、他の自治体のように日当を廃止すること	(R3.3.18)	1		① R3.4.23 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為に該当しない。	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
広島県	広島市	① 職員 ② 日当について 旅費としての支出が全くなかった日当は返還すること ③ 旅費としての支出がない日当は支給せず、他の自治体のように日当を廃止すること	(R3. 3. 25)	1		① R3. 4. 23 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為に該当しない。	無	C	
広島県	広島市	① 職員 ② 日当について 旅費としての支出が全くなかった日当は返還すること ③ 旅費としての支出がない日当は支給せず、他の自治体のように日当を廃止すること	(R3. 3. 31)	1		① R3. 4. 23 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為に該当しない。	無	C	
広島県	竹原市	① 市長 ② 財産(水路)管理を怠っている ③ 占有部分の原状回復	H31. 4. 17	1		① R1. 6. 4 ② 却下 ③ 一事不再理	無	D	
広島県	福山市	① 市長 ② 土地交換及びそれに伴う差額調整金の支出による損害の発生 ③ 土地交換の差し止め	(R2. 7. 6)	18	R2. 7. 22 口頭陳述	① R2. 9. 3 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項の要件を具備していない。	有	C	5
広島県	三次市	① 三次市職員(教育委員会) ② 違法な契約の締結(最低見積業者と契約していない。) ③ 契約の相手方の変更、損害賠償請求	R2. 4. 7	1	R2. 5. 21 口頭陳述	① R2. 6. 5 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有	E	6
広島県	庄原市	① 市長 ② 退職職員の給与の不正支給 ③ 市職員の退職までの公金(給与)不正支給等に関する請求	R1. 12. 19	1	R2. 1. 20 口頭陳述	① R2. 2. 14 ② 棄却、(一部却下) ③ 当該職員に支払われている給与は適法な公金支出である	無	E	
広島県	東広島市	① 市長 ② 違法かつ不当な補助金の支出(実績報告書の審査が不適切。) ③ 補助金の返還、当該団体への指導及び再発防止措置	R2. 2. 7	163	R2. 2. 18 口頭陳述	① R2. 3. 27 ② 棄却 ③ 当該補助金支出は違法かつ不当と言えない	無	E	
広島県	東広島市	① 市長 ② 違法かつ不当な補助金の支出(実績報告書の審査が不適切。) ③ 補助金の返還、当該団体への指導及び再発防止措置	R2. 2. 7	163	R2. 2. 18 口頭陳述	① R2. 3. 27 ② 勧告 ③ 当該補助金の使途を明らかにし、収支を記録した帳簿及び支出証拠書類を整備すること	無	F	
広島県	廿日市市	① 市長 ② 公園占用許可による、違法または不当に財産の管理を怠る事実の存在 ③ 許可の取り消し、撤去	(R2. 10. 6)	1		① R2. 11. 27 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない。	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
広島県	廿日市市	① 市長 ② 公園占用許可による、違法または不当に財産の管理を怠る事実の存在 ③ 許可の取り消し、撤去	(R2. 12. 8)	1		① R3. 1. 5 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない。	無	C	
広島県	熊野町	① 町長 ② 違法又は不当な財務会計行為 ③ 損害を町に返還すること	R2. 10. 30	1	R2. 11. 20 口頭陳述	① R2. 12. 22 ② 一部棄却 ③ 適法な支出	無	E	
広島県	安芸太田町	① 町長 ② 公金の不正支出 ③ 町長及び関係者に対する返還の申し立て	(H31. 2. 25)	2		① H31. 3. 27 ② 却下 ③ 住民監査請求要件を満たしていない	無	D	
広島県	安芸太田町	① 町長 ② 事業の政策判断誤り ③ 町長に対する損害賠償請求の申し立て	(R1. 8. 28)	1		① R1. 9. 18 ② 却下 ③ 住民監査請求要件を満たしていない	無	D	
計	9団体	143件					有 6件 無 137件		
山口県	下関市	① 市議会議員(4名)及び市長 ② 市議会議員による不正、不当な公用タクシー券使用 ③ 市議会議員による市への損害金返還及び市長による市議会議員への損害金返還請求	R2. 4. 22	1	陳述希望せず	① R2. 6. 3 ② 一部却下、一部棄却 ③ ・市議会議員は対象に該当しないため却下 ・市長に対する措置請求は理由がないため棄却	無	E	
山口県	山口市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 損害を補填するために必要な措置	R2. 8. 17	1	R2. 8. 25 口頭陳述	① R2. 9. 23 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性、不当性はない	無	E	
山口県	下松市	① 市長 ② 違法な公金の支出(報酬の支払いが条例上の根拠を欠く) ③ 市長へ弁済を求める	(R2. 10. 1)	2		① R2. 12. 14 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の要件を満たしていないため	無	D	
山口県	岩国市	① 市長、審議監、支出手続を行った職員 ② 違法・不当な出張命令及び公金の支出 ③ 不当利得返還請求及び損害賠償請求	R1. 9. 5	8	R1. 9. 30 口頭陳述	① R1. 10. 30 ② 棄却 ③ 当該命令及び支出に違法性はない	有	E	1
山口県	美祿市	① 市長 ② 事務処理を怠ったことによる損害の発生 ③ 市が受けた損害額の損害賠償請求	H30. 7. 9	1		① H30. 8. 31 ② 棄却 ③ 故意、重大な過失はない	無	E	
山口県	美祿市	① 市長 ② 条例に定める額の未徴収による損害の発生 ③ 相手方に対する損害賠償請求	H31. 4. 5	1		① R1. 5. 22 ② 棄却 ③ 損害は発生していない	無	E	
山口県	美祿市	① 市長 ② 事務処理を怠ったことによる損害の発生 ③ 市が受けた損害額の損害賠償請求	H31. 4. 24	1		① R1. 6. 19 ② 棄却 ③ 損害は発生していない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
山口県	美祢市	① 市長 ② 市長の裁量権の逸脱による損害の発生 ③ 市が受けた損害額の損害賠償請求	R1. 5. 29	1	R1. 6. 10 口頭陳述、資料提出 R1. 6. 24 追加証拠提出	① R1. 7. 19 ② 棄却 ③ 違法性なし、損害は発生していない	無	E	
山口県	美祢市	① 市長 ② 事務処理を怠ったことによる損害の発生 ③ 市が受けた損害額の損害賠償請求	R1. 10. 24	1		① R1. 12. 19 ② 棄却 ③ 損害は発生していない	無	E	
山口県	美祢市	① 市長 ② 指定管理料の過大支出による損害の発生 ③ 市が受けた損害額の損害賠償請求	R2. 3. 30	1		① R2. 5. 22 ② 棄却 ③ 損害は発生していない	無	E	
計	5団体	10件					有 1件 無 9件		
徳島県	徳島市	① 市長 ② 違法な公金(補助金及び委託料)の支出、契約の 締結・履行 ③ 違法な公金(補助金及び委託料)の支出による損 害の補填措置	H30. 4. 5	3	H30. 4. 26 口頭陳述	① H30. 5. 29 ② 一部却下・一部棄却 ③ 一部は期間途過。一部は違法・不当な支出、契約 とはいえない。	無	E	
徳島県	徳島市	① 市長 ② 違法な公金(工事費)の支出(予算計上) ③ 違法な公金の支出等の防止	(H30. 12. 17)	1		① H31. 1. 8 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為に該当しない	無	C	
徳島県	徳島市	① 市長 ② 違法な公金(補助金)の支出 ③ 補助対象団体に法令順守を求めること等	(R1. 9. 3)	1(市民団 体)		① R1. 9. 30 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為に該当しない	無	C	
徳島県	徳島市	① 市長 ② 違法な公金(補助金等)の支出、公金(人件費等) ③ 違法な公金(補助金等)の支出による損害の補填 措置	R1. 10. 30	1	R1. 11. 27 口頭陳述	① R1. 12. 27 ② 一部却下・一部棄却 一部は期間途過及び請求の特定の要件を欠くも ③ の。一部は違法・不当な支出及び公金の徴収を怠 る事実にあたるとはいえない。	無	E	
徳島県	徳島市	① 市長 ② 違法又は不当な政務活動費の支出 違法又は不当に支出した政務活動費について当該 各議員に対し、不当利得として市に返還するよう 請求することを求める	R2. 3. 31	3(1人は市 民団体代 表)	R2. 4. 27 請求人から陳述を行わない 旨の申し出があり欠席	① R2. 5. 28 ② 一部却下・一部棄却 ③ 一部は期間途過。一部は請求に理由がない。	無	E	
徳島県	徳島市	① 市長 ② 財産(土地)の管理を怠る事実 ③ 財産(土地)の時効援用の手続きをとること	R2. 6. 30	1	R2. 7. 20 口頭陳述	① R2. 8. 27 ② 棄却 ③ 違法・不当に財産の管理を怠っているとはいえない。	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
徳島県	鳴門市	① 市長及び関係職員 ② 違法な財務会計上の行為、財産管理を怠る事実、 契約の履行等の怠る事実 ③ 行政文書の取り消し、市長及び関係者に対する損 害賠償請求、請求人等への謝罪、公共施設を利用 する権利の回復	(R3. 2. 2)	1		① R3. 3. 29 ② 却下(不受理) ③ 市の損害が認められず、財務会計上の行為にかか る措置の請求ではない。請求期間を経過してい る。(不真正怠る事実・正当な理由無し)	無	B	
徳島県	阿南市	① 市長 ② 違法・不当な報酬の支出 ③ 違法・不当な報酬の返還	(R1. 9. 2)	1	R1. 9. 18 補正の通知	① R1. 10. 7 ② 却下 ③ 法第242条第1項の規定による住民にあたらぬ者 の請求であるため	無	D	
徳島県	阿南市	① 市長 ② 違法・不当な報酬の支出 ③ 違法・不当な報酬の返還	(R3. 2. 5)	1		① R3. 3. 3 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない	無	C	
徳島県	美馬市	① 市長 ② 用途不明の補助金返還請求を怠る行為 ③ 補助金の返還請求	R2. 11. 4	2	なし	① R2. 12. 17 ② 棄却 ③ 当該期間の補助金額の確定に違法性はない	無	E	
徳島県	勝浦町	① 町長 ② 随意契約締結の違法性、町費の一般社団法人への 出資 ③ 随意契約は違法であるため、設立費用の返還と一 般社団法人の解散	R2. 6. 23	1	R2. 7. 7 口頭陳述	① R2. 8. 20 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有	E	1
徳島県	美波町	① 町長 ② 議会の議決を得ていない議員の派遣旅費 ③ 派遣旅費の返還請求	(R2. 5. 1)	1	R2. 6. 2 口頭陳述	① R2. 6. 24 ② 却下 ③ 当該行為から1年以上経過	有	B	2
徳島県	美波町	① 町長 ② 違法な契約の締結(地方自治法施行令に反する随 意契約の締結) ③ 執行停止措置などの勧告	R3. 3. 1	1	R3. 3. 19 R3. 4. 16 口頭陳述	① R3. 4. 28 ② 棄却 ③ 地方自治法施行令167条の2第1項第2号に該当す ると認められる	無	E	
徳島県	上板町	① 町長 ② 違法・不当に財産管理を怠った為、町が里道の所 有権を失う判決が確定した。 ③ 町長に対し、町が被った損害の賠償請求をする 等、必要な措置を講じるよう勧告すること。	R2. 12. 17	1	R3. 1. 15 口頭陳述(代理人及び請求 人)	① R3. 1. 25 ② 棄却 ③ 理由がない	有	E	3
徳島県	東みよし町	① 町長 ② 違法・不当な出資、財政援助制限法違反 ③ 出資の中止、損失保障の中止	R2. 12. 1	1	R3. 1. 15 口頭陳述	① R3. 1. 27 ② 棄却 ③ 違法・不当性なし	無	E	
計	8団体	15件					有 無	3件 12件	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 市道改修工事に係る財産の管理を怠る事実 ③ 必要な措置	(H30. 5. 11)	1		① H30. 5. 17 ② 却下 ③ 適格性を有しないため	無	D	
香川県	高松市	① 高松市長 ② 「広報たかまつ」の配布業務に係る委託契約の締結 ③ 委託契約の是正、その他必要な措置	H30. 5. 21	1	H30. 6. 13午前11時00分来庁 又はH30. 6. 7までに書面陳述	① H30. 7. 11 ② 棄却 ③ 請求内容に理由がないため	無	E	
香川県	高松市	① 高松市長 ② 社会福祉法人からの土地貸付料の徴収を怠る事実 ③ 違法に徴収を怠る事実の是正、その他必要な措置	H30. 6. 25	1	H30. 7. 10午前10時00分来庁 又はH30. 7. 6までに書面陳述	① H30. 8. 20 ② 棄却 ③ 請求内容に理由がないため	無	E	
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 新北町南公園の植栽樹木伐採による財産処分 ③ 損害の補填、その他必要な措置	H30. 8. 1	1	H30. 8. 27午後3時00分来庁 又はH30. 8. 20までに書面陳述	① H30. 9. 20 ② 棄却 ③ 請求内容に理由がないため	無	E	
香川県	高松市	① 高松市長その他職員 ② 市有財産(高松テルサ)の賃貸借契約の締結 ③ 損害の補填、その他必要な措置	H30. 9. 3	1	H30. 9. 27午前11時00分来庁 又はH30. 9. 20までに書面陳述	① H30. 10. 16 ② 棄却 ③ 請求内容に理由がないため	無	E	
香川県	高松市	① 高松市職員 ② ため池跡地に係る公有財産の管理を怠る事実 ③ 適切な管理、その他必要な措置	H30. 12. 25	1	H31. 1. 17午後1時05分来庁 又はH31. 1. 11までに書面陳述	① H31. 2. 19 ② 棄却 ③ 請求内容に理由がないため	無	E	
香川県	高松市	① 高松市長 ② 平成31年度の「広報たかまつ」配布業務に係る委託契約の締結 ③ 契約締結行為の差し止め、その他必要な行為	H31. 1. 21	1	H31. 2. 12午前10時00分来庁 又はH31. 2. 5までに書面陳述	① H31. 3. 15 ② 棄却 ③ 請求内容に理由がないため	無	E	
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 公金の違法又は不当な支出(就学援助制度) ③ 損害の補填、その他必要な措置	H31. 2. 21	1		① H31. 3. 15 ② 取下げ ③ 請求人自らの意思による	無	A	
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 公金の違法又は不当な支出(就学援助制度) ③ 損害の補填、その他必要な措置	H31. 3. 22	1	H31. 4. 11午前10時00分来庁 又はH31. 4. 5までに書面陳述	① R1. 5. 15 ② 棄却 ③ 請求内容に理由がないため	無	E	
香川県	高松市	① 高松市職員 ② 地図訂正に係る違法な公金支出及び市の財産の不当な処分 ③ 損害の補填、その他必要な措置	(R1. 11. 6)	1		① R1. 11. 18 ② 却下 ③ 適格性を有しないため	有	C	1
香川県	東かがわ市	① 市長 ② 固定資産税課税の不当評価 ③ 不当に徴収された税の返還	(H31. 3. 20)	1	H31. 3. 20 口頭陳述	① H31. 3. 28 ② 却下 ③ 請求要件を満たしていない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
香川県	東かがわ市	① 市長 ② 固定資産税課税額の不当評価 ③ 不当に徴収された税の返還	(H31. 4. 23)	1	R1. 5. 9~R1. 5. 22 口頭陳述	① R1. 6. 11 ② 却下 ③ 請求要件を満たしていない	無	E	
香川県	土庄町	① 町長 ② 違法または不当な契約の締結 ③ 契約の是正、損害の賠償、公金の支出の差し止 め、その他必要な措置	(H30. 7. 6)	1	H30. 7. 26 口頭陳述	① H30. 9. 3 ② 棄却 ③ 違法性がない	有	E	2
香川県	土庄町	① 町長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 損害の補填	(H30. 7. 6)	1	H30. 7. 26 口頭陳述	① H30. 9. 3 ② 棄却 ③ 違法または不当に怠るといえない	無	E	
香川県	土庄町	① 町長 ② 違法な先行取得の依頼 ③ 損害の賠償	(R1. 6. 27)	1		① R1. 8. 2 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
香川県	土庄町	① 町長 ② 違法な財産の管理を怠る事実 ③ 損害の賠償	(R1. 9. 20)	1		① R1. 10. 29 ② 却下 ③ 期間途過	無	B	
香川県	土庄町	① 町長 ② 違法な財産の管理を怠る事実 ③ 損害の賠償、その他必要な措置	R1. 9. 24	1		① R1. 9. 26 ② 取下げ ③ 同一内容の請求があったため	無	A	
香川県	土庄町	① 町長 ② 違法な財産の管理を怠る事実 ③ 損害の賠償、その他必要な措置	(R1. 11. 14)	1		① R1. 12. 23 ② 却下 ③ 事実証明に係る根拠の不足	無	B	
香川県	土庄町	① 町長 ② 違法な財産の管理を怠る事実 ③ 損害の賠償、その他必要な措置	(R1. 12. 26)	1		① R2. 2. 5 ② 却下 ③ 期間途過	無	D	
香川県	土庄町	① 町長 ② 違法な財産の管理を怠る事実又は違法な財産の処 分 ③ 損害の賠償、その他必要な措置	(R2. 2. 10)	1		① R2. 3. 31 ② 却下 ③ 期間途過	無	B	
香川県	土庄町	① 町長 ② 違法な契約の締結及び履行(随意契約の要件を欠 く。) ③ 損害の補填、その他必要な措置	R2. 4. 30	1	R2. 6. 4 口頭陳述	① R2. 6. 29 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無	E	
香川県	土庄町	① 町長、元顧問 ② 違法若しくは不当な財産管理を怠る事実、違法な 公金の支出 ③ 損害の補填	(R2. 12. 3)	1	R2. 12. 24 口頭陳述	① R3. 2. 2 ② 却下 ③ 請求の要件を満たしていない	有	B	3

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
香川県	琴平町	① 町長 ② 公金の違法な賦課・徴収 ③ 損害額・利息相当額の損害賠償請求	(R2. 7. 30)	1	R2. 8. 25 口頭陳述	① R2. 9. 28 ② 却下 ③ 要件を満たさない不適法なもの	無	D	
香川県	琴平町	① 町長 ② 公有財産の私物化(公用車) ③ 適正な管理・全町への公表	R2. 11. 16	1	R2. 11. 24 口頭陳述	① R3. 1. 6 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由なし	無	E	
香川県	琴平町	① 町長 ② 違法な随意契約の締結、履行 ③ 損害の補填、必要な措置を求める	R3. 2. 1	1	R3. 2. 15 口頭陳述	① R3. 3. 29 ② 合議不調 ③	無	G	
香川県	琴平町	① 町長 ② 違法な随意契約の締結、履行 ③ 損害の補填、必要な措置を求める	R3. 2. 1	1	R3. 2. 15 口頭陳述	① R3. 3. 30 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由なし	無	E	
香川県	琴平町	① 町長 ② 違法な随意契約の締結、履行 ③ 損害の補填、必要な措置を求める	R3. 2. 8	1	R3. 2. 15 口頭陳述	① R3. 3. 30 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由なし	無	E	
香川県	琴平町	① 町長 ② 違法な随意契約の締結、履行 ③ 損害の補填、必要な措置を求める	R3. 2. 15	1	R3. 4. 8 口頭陳述	① R3. 4. 15 ② 棄却 ③ 契約が違法なものとは認められない	無	E	
香川県	琴平町	① 町長 ② 違法な随意契約の締結、履行 ③ 損害の補填、必要な措置を求める	R3. 3. 1	1	R3. 4. 8 口頭陳述	① R3. 4. 26 ② 合議不調 ③	無	G	
香川県	琴平町	① 町長 ② 違法な随意契約の締結、履行 ③ 損害の補填、必要な措置を求める	R3. 3. 1	1	R3. 4. 8 口頭陳述	① R3. 4. 26 ② 棄却 ③ 契約が違法なものとは認められない	無	E	
計	4団体	30件					有 3件 無 27件		
愛媛県	松山市	① 市長を始め担当職員 ② 不当に財産を取得する機会が失われており、違法 な管理もしくは処分が執り行われている ③ 損害額に法定利息を付与した金員を請求	(H30. 4. 2)	1		① H30. 5. 9 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
愛媛県	松山市	① 市長 ② 法的根拠がない行為をすることは裁量権を逸脱濫 用しており違法 ③ 事業の停止と是正に必要な措置を求める	(R1. 7. 17)	1		① R1. 8. 9 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為ではない	有	C	1

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
愛媛県	松山市	① 市長 広告事業が違法違憲であるため、事業の契約行為の無効や、契約で受領した料金や職員人件費などの支出が違法不当 ② 事業の停止と是正に必要な措置を求める	(R1. 9. 9)	1		① R1. 10. 4 ② 却下(不受理) ③ 損害発生の可能性がない	有	D	1
愛媛県	松山市	① 市長 ② 政務活動費の事務所費・家賃として支出した一部金額は違法不当 ③ 政務活動費の返還を求める	(R2. 5. 18)	1		① R2. 6. 5 ② 却下(不受理) ③ 違法不当とする事実または理由を適示していない	有	D	2
愛媛県	今治市	① 市長 違法又は不当な補助金支出や違法な土地の無償譲渡(競争入札を行わず1社に建設工事を発注している。また、補助対象経費を精査していない。) ② 補助金の差し止めを求める請求、並びに補助金の支出による市長への損害賠償請求。 土地の返還を求める請求、並びに土地の無償譲渡による市長への損害賠償を求める請求	H30. 4. 25	3	H30. 5. 9 口頭陳述	① H30. 6. 15 ② 一部棄却、一部却下 ③ 当該請求に理由がない 監査期間を経過したもの	有	E	1
愛媛県	今治市	① 市長、今治市土地開発公社理事長 手数料を得る義務を怠る事実は違法かつ不当、また、当該怠る事実は、市の財産の適正な管理及び運営上の違法。 土地調査(ボーリング等、試掘調査)の申出に対し使用料等を求める請求、並びに徴収を怠ったことによる市長・今治市土地開発公社理事長への損害賠償請求。 ③ 市有地の占用料等の徴収を求める請求並びに徴収を怠ったことによる市長への損害賠償を求める請求。	H30. 11. 5	18	H30. 11. 22 口頭陳述	① H30. 12. 28 ② 一部却下、一部棄却 ③ 監査請求期間を経過したもの 監査対象外 当該請求に理由がない	有	E	3
愛媛県	今治市	① 市長 ② 違法又は不当な補助金支出や違法な土地の無償譲渡 補助金の差し止めを求める請求、並びに補助金の支出による市長への損害賠償請求。 ③ 土地の返還を求める請求、並びに土地の無償譲渡による市長への損害賠償を求める請求	(H31. 3. 27)	15	H31. 4. 19 口頭陳述	① R1. 5. 24 ② 却下 ③ 同一内容の請求であるため	有	D	2
愛媛県	今治市	① 市長 ② 違法又は不当な補助金支出や違法な土地の無償譲渡 補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市が被った損害を補填する措置を求めること。併せて、支出が予定されている補助金については、違法支出を行わないよう適切な措置を講じることを求める。	(R1. 5. 22)	4		① R1. 6. 7 ② 却下 ③ 一事不再理の原則により、不適法な請求であるため	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
愛媛県	今治市	① 市長 ② 30年間の土地無償貸付の契約を締結したことは、 違法である。 ③ 市は、当該法人に使用料を徴収して土地を貸付す るか、売却すること。	R2. 1. 28	1	R2. 2. 6 口頭陳述	① R2. 3. 10 ② 棄却 ③ 本件請求には理由がない	無	E	
愛媛県	今治市	① 市長、教育委員、財務会計行為担当者 ② 教育委員らの教科書採択は、教育委員会の責務や 手続きに反した違法又は不当な財務会計行為。 違法な採択に基づき市が購入した教員用教科書及 び教師用指導書の代金を、教育委員らが連帯して 市に返還するように、市長等に措置を講ずる勧告 を求める。また、調査報告書及び選定委員会審議 結果報告書の物品としての金額を教育委員ごとに 市に返還するように市長等に措置を講ずる勧告を 求める。	R2. 3. 30	11	R2. 4. 28 口頭陳述	① R2. 5. 22 ② 棄却 ③ 本件請求には理由がない	無	E	
愛媛県	今治市	① 市長及び市職員 私有地に接続する歩道橋の設置費用は、原則民間 事業者の負担であるためとされるため、全額市財 政で建設することは「歩道橋費用負担原則」に反 し不当また地方財政法4条に対して違法、不当で がある。 ② 歩道橋建設決定の経緯を全部開示し、学校法人へ 違法・不法・不適正に係る建設費用の負担を求 め、市長及び市職員の責任度合いに応じ、賠償を 求める。違法な歩道橋建設によって被った市の財 政への損害を回復する必要な措置を行うように勧 告を求める。また、歩道橋建設に伴い生ずる維持 管理費及び照明灯についても同様の勧告を求め る。	R2. 12. 28	16	R3. 1. 22 口頭陳述	① R3. 2. 19 ② 一部却下、一部棄却 ③ 監査請求期間を経過したもの 請求の要件を満たしていない 請求に理由がない	無	E	
愛媛県	新居浜市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 公道上の建物等の解体・撤去	(H31. 3. 1)	1		① H31. 4. 8 ② 却下 ③ 請求受理要件を満たしていない	無	D	
愛媛県	上島町	① 町長 財務会計上の不当行為(平成31年3月に「イン ランド・シー・リゾート フェスバ」の指定管理 者である株式会社いきなスポレクに不適切な補助 金を支出し、町民に大きな損失を与えた。 ② 補助金の返還と補助金積算の詳細明細を明らかに する措置を講ずるよう勧告	R1. 10. 3	2	R1. 11. 15 口頭陳述	① R1. 12. 4 ② 棄却 ③ 請求に理由がないものと判断	無	E	
愛媛県	松野町	① 町長 ② 観光施設の運営 ③ 適正な管理監督ができているか	H30. 12. 27	1	H31. 1. 29 意見陳述	① H31. 2. 20 ② 棄却 ③ 請求に理由がないもの	無	E	
計	5団体	14件					有 6件 無 8件		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
高知県	室戸市	① 市長、担当職員 ② 不当な徴税金の返還 ③ 適正な徴税の遂行と市の損害の回復	(R1. 6. 20)	1		① R1. 7. 5 ② 却下 ③ 請求の理由が認められない	有	D	1
高知県	室戸市	① 市長 ② 違法な指定管理者の選定等(指定管理料の算定根拠が不明等) ③ 選定取り消し、公金の返還	R2. 8. 21	1	R2. 9. 4 口頭陳述	① R2. 9. 28 ② 棄却 ③ 本件請求に理由がない	無	E	
高知県	土佐市	① 市長 ② 法定外公共物の不当な用途廃止及び払い下げ ③ 市長に対し、契約の解除、補正率分の支払請求	H30. 10. 15	1	H30. 11. 6 口頭陳述	① H30. 12. 12 ② 棄却 ③ 当該法定外公共物の用途廃止及び払い下げに瑕疵は無い	無	E	
高知県	宿毛市	① 市長 ② 違法な入札及び契約変更の締結 契約の無効確認、入札及び契約変更の違法確認、 ③ 契約の取消し、支出額の返還、損害賠償請求、代金の減額措置	(R2. 4. 23)	6		① R2. 5. 15 ② 却下 ③ 用件を具備していない	無	D	
高知県	宿毛市	① 市長 ② 違法な入札及び契約変更の締結 契約の無効確認、入札及び契約変更の違法確認、 ③ 契約の取消し、支出額の返還、損害賠償請求、代金の減額措置	R2. 5. 19	6	R2. 6. 25 口頭陳述	① R2. 7. 17 ② 棄却 ③ 当該入札、契約に違法性はない	有	E	2
高知県	香南市	① 職員 ② 公金の不適切な取扱 ③ 公金流用の有無、市長等の監督責任、職員の処分	(H30. 6. 19)	3		① H30. 7. 15 ② 却下 ③ 法242条の要件に該当しない	無	C	
高知県	香南市	① 職員 ② 公金の不適切な取扱及び不明金 ③ 不明金の調査、職員の告訴・告発	H30. 8. 13	5	H30. 8. 30 口頭陳述	① H30. 10. 11 ② 勧告 ③ 市長へ不明金の補填措置	無	F	
高知県	香美市	① 市長 ② 適正な事業であったかの審査 ③ 工事の内容が適正か及びこの工事に至る以前に実施した事業が適正であったかの審査	R1. 11. 26	1		① R1. 12. 5 ② 却下 ③ 事業完了後一年以上が経過し、監査請求する正当な理由がないため	無	B	
高知県	東洋町	① 町長 ② 不当な公金の支出及び不当に公金の賦課徴収の怠り、契約の不履行財産の取得 ③ 町所有地の抵当権解除の怠り	(H30. 9. 10)	1		① H30. 11. 8 ② 却下 ③ 要件を欠く不適法	無	D	
高知県	東洋町	① 町長 ② 不当な公金の支出及び不当に公金の賦課徴収の怠り、契約の不履行 町が負担した返還金を町長に請求 ③ 指導員費を町長に返還させよ その返還額を研修員に返還せよ	(R2. 7. 29)	1		① R2. 9. 15 ② 却下 ③ 要件を欠く不適法	有	D	3

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
高知県	四万十町	① 町長 「四万十町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の改正手続きに違法性があり、それに基づく議員報酬の支払いが違法である。 ② ③ 新条例による議員報酬の支払いの差し止め	(R1. 12. 10)	1		① R2. 1. 15 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を満たしていない	有	C	4	
計	7団体	11件					有 無	4件 7件		
福岡県	北九州市	① 市長 ② 市議会議員の海外視察について ③ 違法又は不当な支出の返還命令請求	H30. 11. 16	16	H30. 12. 13 口頭陳述	① H31. 1. 10 ② 棄却 ③ 違法性不当性ある支出ではない	有	E	1	
福岡県	北九州市	① 市長 ② 北九州市斎場残灰処理業務委託の支払について ③ 違法又は不当な支出の返還命令請求	H30. 11. 16	6	H30. 12. 13 口頭陳述	① H31. 1. 10 ② 棄却 ③ 違法性不当性ある支出ではない	無	E		
福岡県	北九州市	① 市長 ② 市から支出された措置費からの不当な公金支出の返還請求 ③ 不当な支出の返還命令請求	R1. 9. 30	1		① R1. 10. 8 ② 却下 ③ 要件を欠いている	有	D	2	
福岡県	北九州市	① 市長 ② 違法な政務活動費の支出による損害の発生 ③ 違法な支出の返還命令請求	R2. 11. 12	3	R2. 12. 8 口頭陳述	① R2. 12. 25 ② 棄却 ③ 違法な支出とは言えない	無	E		
福岡県	福岡市	① 市長 違法・不当な報償費の支出(不適格不適切な人物、会員起用に至る経緯不明、会員選定に係る書類不備) ② ③ 報償費の支払停止、支払済み報償費の返納	(H30. 6. 18)	1		① H30. 7. 5 ② 却下(不受理) ③ 違法・不当であるとする客観性のある事実証明の不備及び請求期間経過	無	B		
福岡県	福岡市	① 市長 ② 行政事務(路上駐輪場に駐輪した自転車を放置自転車として撤去、故障しやすい駐輪機器の放置) ③ 不適正な自転車撤去の原因究明及び駐輪機器の総点検、被害者への謝罪と補償等	(R1. 9. 26)	2		① R1. 10. 23 ② 却下(不受理) ③ 請求対象が財務会計上の行為ではない	無	C		
福岡県	福岡市	① 所属長 ② 行政事務(介護分を含まない国民健康保険料の試算を提供したことによる介護分の請求遅延等) ③ 所属長への市の損失を補填するための請求、業務体制の確立	(R1. 12. 24)	1		① R2. 1. 28 ② 却下(不受理) ③ 違法・不当であるとする客観性のある事実証明の不備	無	D		
福岡県	福岡市	① 市長、関係職員 ② 違法・不当な支出(パンフレット作成費、作成に係る職員の人件費支出等) ③ 市の損失補填の為の請求等	(R2. 11. 6)	1		① R2. 12. 1 ② 却下(不受理) ③ 違法・不当であるとする客観性のある事実証明の不備	無	D		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
福岡県	福岡市	① 市長 その他(工事発注課が適切な指導・監督を怠ったことにより、工事が中断・遅延し、余計な諸経費・人件費が発生) ② 違法不当な財務会計上の行為を防止するための措置 ③	(R2.12.3)	1		① R2.12.25 ② 却下(不受理) ③ 違法・不当であるとする客観性のある事実証明の不備	無	D	
福岡県	福岡市	① 市長 その他(請求人との折衝においてメモを取っていない、折衝記録において苦情者と表記、苦情への対応をせず市の信用を失墜) ② 違法不当な財務会計上の行為を防止するための措置 ③	(R2.12.3)	1		① R2.12.25 ② 却下(不受理) ③ 違法・不当であるとする客観性のある事実証明の不備	無	D	
福岡県	福岡市	① 市長 その他(騒音対策等を求めた請求人の情報を工事発注課が近隣の第三者に漏洩、個人情報漏洩に対する対応) ② 違法不当な財務会計上の行為を防止するための措置 ③	(R2.12.3)	1		① R2.12.25 ② 却下(不受理) ③ 違法・不当であるとする客観性のある事実証明の不備	無	D	
福岡県	直方市	① 市長 ② 不法行為に起因した病気休暇中の職員に対する給与の支給(違法・不当な公金支出である。) ③ 市長に対する既払給与の返還請求	H31.1.28	20	H31.2.13 口頭陳述	① H31.3.8 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出が存在しているとは認められない。	無	E	
福岡県	田川市	① 市長 ② 学校の建設地変更に伴う多額の財政負担増 ③ 当該行為の事前防止	(R1.9.20)	1		① R1.10.4 ② 却下(不受理) ③ どのような財務会計行為であるか明確に示されていない	無	D	
福岡県	柳川市	① 市長 ② 特定職種のものに対する給付金の給付 ③ 市長に対する返還請求	R2.5.22	1	R2.6.18 口頭陳述	① R2.7.21 ② 棄却 ③ 給付決定に違法性はない	無	E	
福岡県	八女市	① 市長 ② 違法・不当な公金支出(市職員給与) ③ 適切な調査・情報の開示、給与の差額返還	H30.11.19	3	H30.12.5 口頭陳述	① H30.12.12 ② 棄却 ③ 違法・不当な公金支出とは認められない。条例に基づく適正・適切な執行と認められる。	有	E	1
福岡県	筑後市	① 市長 ② 工場誘致した農用地に対して違法又は不当な課税・徴収が行われている ③ 損害金の返還	(R2.9.15)	1		① R2.10.30 ② 却下(不受理) ③ 財務会計行為だが、違法性、不当性が具体的に示されていない	無	D	
福岡県	中間市	① 市立病院開設者(市長) ② 不当な公金の支出・財産の取得 ③ 当該財産の購入取消	(R1.5.16)	7	R1.6.6 口頭陳述	① R1.7.2 ② 却下 ③ 財産会計上の行為が存在しない	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
福岡県	春日市	① 市長 ② 不当な補助金交付(春日市商工会補助金交付につ いて賛助会員に対する補助金は不当である。) ③ 補助金の返還請求	H31. 2. 21	2	H31. 3. 8 陳述(請求人の申出により 実施されていない。)	① H31. 4. 15 ② 棄却 ③ 当該補助金交付に違法性はない	無	E	
福岡県	春日市	① 市長 不当な交付金交付(各自治会に対するまちづくり 交付金について、交付金の大半が事業活動ではな く自治会役員の報酬として支出されているのは不 当支出である。) ③ 不当支払いに該当する額の返還請求	H31. 2. 25	1	H31. 3. 8 口頭陳述	① H31. 4. 19 ② 棄却 ③ 当該交付金交付に違法性はない	無	E	
福岡県	春日市	① 市長 ② 違法な土地等価交換の覚書の締結 土地等価交換の覚書の破棄、土地等価交換のため の予算執行の停止及び執行した場合の予算額の返 還請求	R1. 11. 5	5	R1. 11. 19 口頭陳述	① R1. 12. 19 ② 棄却 ③ 当該土地等価交換の覚書及び予算執行に違法性は ない	無	E	
福岡県	春日市	① 市長 ② 違法な土地等価交換契約の締結 土地等価交換契約の取消し及び市が被った損害の 補填	R3. 2. 15	5	R3. 2. 22 口頭陳述	① R3. 4. 8 ② 棄却 ③ 当該土地等価交換契約に違法性はない	無	E	
福岡県	宗像市	① 市長 違法又は不当に公金の徴収を怠る事実(体育施設 の利用時間は30分単位で申請許可されるが、使用 料は1時間単位で徴収される。) ③ 公金の適正な徴収を怠っているので、是正するこ と。	H31. 2. 5	1	H31. 2. 14 口頭陳述	① H31. 3. 26 ② 棄却 ③ 公金の適正な徴収を怠る事実はない。	無	E	
福岡県	宗像市	① 市長 違法又は不当に財産の管理を怠る事実(私有地を 使用許可した際に、賃借契約等を結ばず、借地料 等を徴収していない。) ③ 財産の適正な管理を怠っているので、是正するこ と。	R1. 10. 23	1	R1. 10. 25 口頭陳述	① R1. 11. 25 ② 棄却 ③ 財産の適正な管理を怠る事実はない。	無	E	
福岡県	宗像市	① 市長 違法又は不当に公金の賦課を怠る事実(体育施設 の減価償却及び料金改定の根拠に計算誤りがあ る。) ③ 公金の適正な賦課を怠っているので、是正するこ と。	R2. 10. 16	1	R2. 10. 26 口頭陳述 (本人欠席)	① R2. 12. 8 ② 棄却 ③ 公金の適正な賦課を怠る事実はない。	有	E	1
福岡県	太宰府市	① 文書情報課長 ② 違法な報酬、費用弁償の支出(審議会委員の選任 の無効) ③ 文書情報課長に対する損害賠償請求	R2. 7. 13	1	R2. 7. 30 口頭陳述	① R2. 9. 2 ② 棄却 ③ 審議会委員の選任手続は有 効であり、報酬、費用弁償 の支出に違法性はない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
福岡県	太宰府市	① 市長 ② 違法な補助金の支出(補助金の支出は公益上の必要性がない) ③ 交付決定の取消、補助金の返還	R2. 10. 23	1	R2. 11. 6 口頭陳述	① R2. 12. 18 ② 棄却 ③ 補助金の支出には公益上の必要性があり、補助金の支出に違法性はない	無	E	
福岡県	福津市	① 市長 ② 不当な交付金額の支出(交付団体が交付要綱に違反する事業に対して財政援助を行っている) 交付要綱に違反することのない交付金額確定により議会で決算の承認、事業を行う団体へ市から補助金を直接交付するように改める ③	H31. 3. 18	1	請求人から陳述を希望しないとの申し出があったため省略	① R1. 5. 15 ② 棄却 議会で決算の承認を再度受けるべき理由は存在しない。市からの直接交付に改めるべき理由は存在しない。	無	E	
福岡県	福津市	① 市長 ② 違法な協定の締結(指定管理者の選定手続きに問題) ③ 指定管理者の選考やり直し、現指定管理者が不適切と判断された場合は指定取消	H31. 4. 5	1	請求人から陳述を希望しないとの申し出があったため省略	① R1. 5. 29 ② 棄却 ③ 当該手続に違法性はない	無	E	
福岡県	福津市	① 市長 ② 不当な交付金額の支出(交付団体が交付要綱に反する事業に対して支出を行っている) ③ 交付金の返還	R2. 3. 18	1	請求人から陳述を希望しないとの申し出があったため省略	① R2. 5. 15 ② 棄却 ③ 当該支出に不当性はない	無	E	
福岡県	福津市	① 市長 ② 不当な交付金額の支出(交付団体が交付要綱に反する事業に対して補助金を支出している) ③ 交付金の返還	R2. 3. 23	1	請求人から陳述を希望しないとの申し出があったため省略	① R2. 5. 18 ② 棄却 ③ 当該支出に不当性はない	無	E	
福岡県	福津市	① 市長 ② 不当な交付金額の支出(補助団体が余剰金を返還していない) ③ 交付金の返還措置	R2. 3. 23	1	請求人から陳述を希望しないとの申し出があったため省略	① R2. 5. 18 ② 棄却 ③ 当該支出に不当性はない	無	E	
福岡県	福津市	① 市長 ② 不当な交付金額の支出(交付団体が交付要綱に違反する事業に対して支出を行っている) ③ 交付金の返還	(R2. 5. 19)	1		① R2. 6. 10 ② 却下(不受理) ③ 同一住民が同一の財務会計上の行為を対象とした住民監査請求を行うことができない	無	D	
福岡県	福津市	① 市長 ② 不当な交付金額の支出(会則で定められていない団体に支出が行われている) ③ 交付金の返還	(R2. 5. 21)	1		① R2. 6. 10 ② 却下(不受理) ③ 同一住民が同一の財務会計上の行為を対象とした住民監査請求を行うことができない	無	D	
福岡県	福津市	① 市長 ② 不当な交付金額の支出(交付団体が交付要綱に違反する事業に対して支出を行っている) ③ 交付金の返還	R2. 5. 24	1		① R3. 6. 22 ② 取下げ ③ 請求人からの申出による	無	A	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
福岡県	福津市	① 市長 ② 不当な交付金額の支出(交付団体が交付要綱に違反する事業に対して支出を行っている) ③ 交付団体の会則改正と財政援助による処理を行うように勧告	R2.12.8	1	請求人から陳述を希望しないとの申し出があったため省略	① R3.2.9	② 棄却 ③ 当該支出に不当性はない	無	E	
福岡県	福津市	① 市長 ② 不当な交付金額の確定(補助団体が余剰金を返還していない) ③ 余剰金の返還	R2.12.17	1	請求人から陳述を希望しないとの申し出があったため省略	① R3.2.12	② 棄却 ③ 当該処理に不当性はない	無	E	
福岡県	福津市	① 市長 ② 違法な契約の締結(地方自治法、福津市財務規則等に基づいていない) ③ 契約の違法性又は不当の認定、市長に対する損害賠償請求、虚偽有印公文書の認定	R2.12.25	1	R3.1.22 口頭陳述	① R3.2.22	② 棄却 ③ 公金支出については容認できる。虚偽有印公文書の判断はできない。	無	E	
福岡県	福津市	① 市長 ② 不当な交付金額の支出(交付団体が交付要綱に違反する事業に対して支出を行っている) ③ 交付団体の会則改正と財政援助による処理を行うように勧告	R3.1.19	1	請求人から陳述を希望しないとの申し出があったため省略	① R3.3.18	② 棄却 ③ 当該支出に不当性はない	無	E	
福岡県	宮若市	① 市長 ② 違法な契約の締結(違法な随意契約) ③ 支出した公金の返還と今後の支出差し止め	R2.7.6	1	R2.8.6 口頭陳述	① R2.9.2	② 棄却 ③ 一部合議不調	有	E	1
福岡県	宮若市	① 市長 ② 違法な契約の締結(違法な随意契約) ③ 支出した公金の返還と今後の支出差し止め	R2.7.13	2	R2.8.27 口頭陳述(出席なし)	① R2.9.7	② 棄却 ③ 一部合議不調	有	E	1
福岡県	宮若市	① 市長 ② 違法な契約の締結(違法な随意契約) ③ 所管職員に対し賠償請求	R2.8.18	1	R2.9.28 口頭陳述	① R2.10.15	② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無	E	
福岡県	宮若市	① 市長 ② 違法な契約の締結(違法な随意契約) ③ 所管職員に対し賠償請求	(R2.10.25)	1	口頭陳述行わず	① R2.12.25	② 却下 ③ 当該契約に違法性はない	無	D	
福岡県	嘉麻市	① 市長 ② 不当な委託料の支出 ③ 支払済の委託料返還請求	H30.5.7	6	H30.5.22 口頭陳述	① H30.6.15	② 棄却 ③ 当該支出は違法・不当であるとはいえない	無	E	
福岡県	みやま市	① 市長 ② 職員措置請求(財産の管理を怠る事実の確認) ③ 市の賠償金に対する職員等への求償権の行使	(R2.9.1)	2		① R2.10.5	② 却下(不受理) ③ 期間経過	有	B	1

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
福岡県	糸島市	① 市長 ② 契約に基づく解除権の行使及び目的物の返還請求を怠る事実が違法又は不当 ③ 契約の解除及び物件の返還請求	(R2. 5. 28)	8	請求人から新たな証拠書類等の提出及び陳述の申し出はなかった。	① R2. 7. 22 ② 受理後却下 ③ 財務会計上の行為と認められない	無	C	
福岡県	糸島市	① 市長 ② 不当な公金の支出(対応不備による) ③ 支払われた公金の賠償請求	R3. 2. 26	2	請求人から新たな証拠書類等の提出及び陳述の申し出はなかった。	① R3. 4. 12 ② 棄却 ③ 事実及び根拠に不当性は認められず請求人の主張には理由がない	無	E	
福岡県	粕屋町	① 町長 違法な公金支出及び財産管理を怠る事実(契約約款上、事業者が負担すべき費用を町が支払った) ② ③ 支払った費用(遅延損害金含む)を事業者に返還請求すること	H30. 5. 15	33	H30. 6. 7 文書及び口頭陳述	① H30. 7. 12 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な公金の支出及び財産の管理を怠る事実に該当しない	有	E	1
福岡県	小竹町	① 監査委員 ② 違法な補償費の支出 ③ 支出の中止、返還請求の勧告	R1. 9. 11	27		① R1. 9. 25 ② 却下 ③ 期間経過	無	B	
福岡県	小竹町	① 監査委員 ② 9月11日の監査請求の却下 ③ 補償費に対する課税	R1. 10. 10	10	R1. 11. 28	① R1. 12. 6 ② 勧告 ③ 一部容認	無	F	
計	18団体	49件					有 8件 無 41件		
佐賀県	佐賀市	① 明記なし ② 明記なし ③ 地場産品交流会館の使用許可に関する請求(違法不当の内容の明記なし)	H31. 2. 14	1		① H31. 2. 25 ② 取下げ ③ 本人申出により取下げ	無	A	
佐賀県	佐賀市	① 建築指導課長 ② 明記なし 建築基準法に基づく建築監視員又は建築に関する審査会に関する請求(違法不当の内容の明記なし)	(R1. 7. 1)	1		① R1. 7. 17 ② 却下(不受理) ③ 補正要請に対し、要件を満たす補正がなかった。	無	B	
佐賀県	佐賀市	① 明記なし ② 明記なし 佐賀インターナショナルバルーンフェスタに関する請求(違法不当の内容の明記なし)	(R1. 7. 17)	1		① R1. 7. 24 ② 却下(不受理) ③ 要件審査(形式的審査)にて、要件を満たしていない	無	C	
佐賀県	佐賀市	① 建築住宅課長、副課長、係員 ・市営住宅の修繕工事の不備による追加費用の発生 ② ・指定管理者による市営住宅退去時の立会い、原状回復、修繕完了確認がずさん ③ ・指定管理者の取消し ・地方公務員法第30条による職員の処分	R2. 10. 2	1	R2. 11. 27 口頭陳述	① R2. 12. 22 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当であるとは認められない	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
佐賀県	唐津市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の賦課 ③ 制度の正しい運用、条例、規則の施行	(R2. 4. 3)	1		① R2. 4. 17 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
佐賀県	唐津市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 市長及び相手方に対する報酬の返還請求	R2. 12. 14	1	R3. 1. 8 口頭陳述	① R3. 2. 10 ② 一部勧告 ③ 報酬の一部返還措置	無	F	
佐賀県	武雄市	① 市長、責任を有する者 ② 公金の徴収を怠る事実の違法確認請求 ③ 市長、責任を有する者に対する損害賠償請求	R1. 12. 25	1	R2. 1. 14 口頭陳述	① R2. 2. 12 ② 勧告 ③ 責任を有する者に対して必要な措置を講じる	無	F	
佐賀県	武雄市	① 市長 ② 違法な契約の締結(必要とされる議会の議決を欠く) ③ 契約の解除、業務の説明を行ったうえで改めて議決を行うことの請求	R2. 10. 9	6	R2. 10. 16 口頭陳述	① R2. 11. 24 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有	E	1
佐賀県	小城市	① 市長 ② 補助金支出の責任追及 ①清水の滝ライトアップ事業の補助金返還を求める請求、 ②前商工観光課長への退職金返還を求める請求、 ③歴代の商工観光課長が観光協会事務局長を兼任しながら、小城市より給与を支給していた分の返還を求める請求	H30. 7. 6	39	H30. 7. 25 口頭陳述会	① H30. 8. 30 ② ①却下②棄却③棄却 ①正当な請求がなく請求期限を経過した不適法な請求 ②分限及び懲戒審査委員会の結果を基に退職承認処分がなされたもので退職金の支給も違法にならない。 ③ ③課長が兼務した業務内容で観光協会に対する指導、監督、助言等の範疇であった。また、市の指揮監督下にあったと認めることから、給与を支給することは妥当であった。なお、兼務したことで課長の業務に支障をきたすことは無かったため、給与を減額する必要はない。	無	E	
佐賀県	小城市	① 市長 ② 補助金支出の責任追及 ①H29年度清水の滝ライトアップ事業への補助金支出、 ②H24~H28年度清水の滝ライトアップ事業への補助金支出、 ③前商工観光課長が懲戒免職処分受けるべき行為をしたと認めるべきであることを怠っていることへの監査請求、 ④7/6付監査請求の一部について改めての監査請求	H30. 9. 27	3	H30. 10. 22 口頭陳述会	① H30. 11. 20 ② ①棄却②~④却下 ①措置を講ずるべき、また適宜対応すべき請求理由に当たらない。 ②~④監査委員の合議により却下(同一請求人が同一住民監査請求を行うことや市職員の懲戒処分に関する指針における免職処分相当な案件には当たらないものと判断したことに対し、市長や専決者が違法な措置があったとは認められない)	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
佐賀県	小城市	① 市長 ② 補助金支出の責任追及 ①H27年度観光協会への補助金支出についての監査請求 ②H28, 29年度の観光協会への委託金支出について監査請求 ③観光協会を随意契約で委託し続けていることの違法性について ④契約に反して委託料が支払われたことへの不当利得返還請求について ⑤市長が委託料の改定を怠ったことによる不当利得返還請求と市長の損害賠償責任について ⑥前商工観光課長の退職処分承認、退職金支給決定についての監査請求	H30. 9. 27	3	H30. 10. 22 口頭陳述会	① H30. 11. 20 ② ①却下②~⑤棄却⑥却下 ①請求期限を経過した不適法な請求 ②実績報告書提出後、内容確認及び現地確認を行い問題はなかった。また、会計帳簿、伝票も支出は適正だった。 ③随意契約については、法的要件を満たしており、また、民間団体ではあるが市の観光振興事業を補完する組織として信用もありサイト上での新商品の登録や商品写真等の変更、商品の発送等適正な業務を行っている。 ④平成26年度一般会計補正予算で歳出科目を報償費で計上し議会に説明し、議決を経て執行されている。市と観光協会は業務委託契約書で委託料は無料としているが、人件費、手数料は報償費に含めることを確認しているため対価の支払いは適切である。 ⑤全国的にふるさと納税の競争が激化している中で報償費率の引き下げを行うと返礼品の質が低下し、実績も下がることが懸念されたため実施を見送った。その結果、毎年寄付額が増加し、全国でも上位の実績を残し、市の税収増加に貢献していることから、市の判断は適切であった。 ⑥法242条1項の規定による住民監査請求に対し不服があるときは、法242条の2第1項に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきもので、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されないもの。	無	E	
佐賀県	小城市	① 市長 ② 補助金支出の責任追及 ①H21~H23年度補助金の支出に関与した職員の責任追及、 ②清水の滝710アップ実行委員会ら関係者に対しH21~23年度補助金の不当利得返還請求、その他の理由による返還請求賠償請求 ③その他適切な措置を行うこと	(R2. 3. 10)	3		① R2. 3. 13 ② 却下 ③ 正当な請求がなく請求期限を経過した不適法な請求	無	B	
佐賀県	小城市	① 市長 ② 補助金支出の責任追及 補助金の不当利得返還請求、その他の理由による返還請求賠償請求	(R2. 4. 8)	3		① R2. 4. 13 ② 却下 ③ 正当な請求がなく請求期限を経過した不適法な請求	無	B	
佐賀県	小城市	① 市長 ② 補助金支出の責任追及 補助金の不当利得返還請求、その他の理由による返還請求賠償請求	(R2. 4. 8)	3		① R2. 4. 13 ② 却下 ③ 同一請求人が同一住民監査請求を行った	有	D	1
佐賀県	嬉野市	① 市長、職員等 ② 違法かつ不当な支出負担行為及び支出命令行為 ③ 損害賠償及び不当利益返還請求	(H31. 1. 8)	1	H31. 2. 7 口頭陳述	① H31. 3. 8 ② 却下 ③ 不適法	有	B	1

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
佐賀県	嬉野市	① 市長、職員等 ② 違法かつ不当な支出負担行為及び支出命令行為 ③ 損害賠償及び不当利益返還請求	H31.1.8	1	H31.2.7 口頭陳述	① H31.3.8 ② 棄却 ③ 当該契約等に違法性はない	有	E	2	
佐賀県	嬉野市	① 市長、職員等 ② 違法かつ不当な支出負担行為及び支出命令行為 ③ 損害賠償及び不当利益返還請求	H31.1.22	1	H31.2.7 口頭陳述	① H31.3.20 ② 棄却 ③ 当該契約等に違法性はない	有	E	3	
佐賀県	嬉野市	① 市長、職員等 ② 違法かつ不当な支出負担行為及び支出命令行為 ③ 損害賠償及び不当利益返還請求	H31.2.22	1	H31.3.4 口頭陳述	① H31.4.19 ② 棄却 ③ 当該契約等に違法性はない	有	E	4	
佐賀県	嬉野市	① 市長、職員等 ② 違法かつ不当な支出負担行為及び支出命令行為 ③ 損害賠償及び不当利益返還請求	H31.2.28	1	H31.3.4 口頭陳述	① H31.4.23 ② 棄却 ③ 当該契約等に違法性はない	有	E	5	
佐賀県	嬉野市	① 市長、職員等 ② 違法かつ不当な支出負担行為及び支出命令行為 ③ 損害賠償及び不当利益返還請求	H31.3.15	1	H31.4.12 口頭陳述	① R1.5.13 ② 棄却 ③ 当該契約等に違法性はない	有	E	6	
佐賀県	嬉野市	① 市長、職員等 ② 違法かつ不当な支出負担行為及び支出命令行為 ③ 損害賠償及び不当利益返還請求	H31.3.15	1	H31.4.12 口頭陳述	① R1.5.13 ② 棄却 ③ 当該契約等に違法性はない	無	E		
佐賀県	嬉野市	① 市長、職員等 ② 違法かつ不当な支出負担行為及び支出命令行為 ③ 損害賠償及び不当利益返還請求	H31.3.25	251		① R1.5.24 ② 棄却 ③ 当該契約等に違法性はない	無	E		
佐賀県	嬉野市	① 市長等 ② 違法かつ不当な公金支出 ③ 違法かつ不当に支出された公金の返還等	(R1.7.29)	1		① R1.9.4 ② 却下 ③ 不適法	有	C	7	
計	5団体	23件					有 9件 無 14件			
長崎県	長崎市	① 市長 ② 不当な公金の支出等(違法な公正取引委員会への 要請及びそれに係る出張旅費) ③ 違法な行為の是正及び旅費の返還請求	H30.9.14	2	H30.10.4 口頭陳述	① H30.11.2 ② 一部却下・一部棄却 (一部却下) ③ 監査請求対象外 (一部棄却) 不当性は認められない	無	E		
長崎県	長崎市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実(所有すべき財産である里 道の管理を怠っている) ③ 市の所有にかかる里道としての管理	(R1.6.5)	3	R1.7.16 口頭陳述	① R1.8.1 ② 却下 ③ 請求期間徒過	無	B		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
長崎県	長崎市	① 市長 不当な財産の処分及び違法な契約の締結(著しく 廉価での土地・建物の売却及び随意契約による契 約) ② 適正価格との差額についての損害賠償請求等必要 な措置	(R1. 8. 5)	1		① R1. 8. 20 ② 却下(不受理) ③ 請求期間徒過	有	B	1
長崎県	佐世保市	① 教育長 名称不存在の申請書及び指令書等による瑕疵ある 行政財産目的外使用許可(虚偽公文書作成を疑 う) ② 許可の取り消し	(R2. 7. 13)	1		① R2. 8. 5 ② 却下 ③ 財務会計上の損害の発生がない	無	C	
長崎県	佐世保市	① 教育長 無効かつ公益性を阻害する行政財産目的外使用許 可(佐世保市財務規則第237条第2号及び佐世保市 都市公園条例第3条第1項の適用条項に裁量権逸脱 があり、適格性を欠く) ② 許可の取り消し	(R2. 11. 16)	1		① R2. 12. 14 ② 却下 ③ 財務会計上の損害の発生がない	無	C	
長崎県	諫早市	① 諫早市契約管財課職員 ② 財産の処分(法定外公共物の払い下げ価格の不当な 設定) ③ 法定外公共物の払い下げ価格の改訂	(R2. 12. 15)	1		① R3. 1. 6 ② 却下(不受理) ③ 市に損害が発生する可能性はない	無	C	
長崎県	対馬市	① 市長 財産の処分(市有財産の無償譲渡(建物)行為及び 有償譲渡(土地)行為が違法又は不当な財務会計行 為に該当する。) ② 譲渡契約の解約及び対価として拠出された金員の 返還請求	R1. 7. 24	1	R1. 8. 9 口頭陳述	① R1. 9. 20 ② 棄却 ③ 違法・不当な点は見られない	無	E	
長崎県	五島市	① 市長 補助金が交付されて建設された施設の土地に対し て、当該土地の固定資産税を現況地目により課税 を行わず、登記地目により課税している。 ② 補助金が交付されて建設された施設の土地に対し て、固定資産税を適正に賦課徴収すること。	(H30. 5. 21)	1	H30. 6. 20 口頭陳述	① H30. 7. 20 ② 却下 ③ 既に必要な措置がとられている事実が確認され、 住民監査請求の理由を失うに至っている。	無	D	
長崎県	五島市	① 市長 市の財産である里道の一部が太陽光発電設備の設 置により不法に占有されており、市は財産の管理 を怠っている。 市は財産である里道の一部が不法に占有されてい ることに対して、相手方に土地の明渡し又は占用 料相当額あるいは地代相当額を請求すべきであ る。	H30. 8. 21	1	H30. 9. 21 口頭陳述	① H30. 10. 19 ② 一部却下・一部棄却 ③ 既に必要な措置がとられている事実が確認され、 住民監査請求の理由を失うに至っている。	無	E	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
長崎県	五島市	① 市長 ② 市が補助金の返還に係る加算金の徴収の権利を放棄したことは、市に損害を生じさせている。 ③ 補助金の返還に係る加算金の徴収の権利を放棄する議案の議会の議決の無効を求める。	R1. 12. 25	1	R2. 1. 15 口頭陳述	① R2. 2. 21 ② 棄却 ③ 市長が補助金の返還に係る加算金を免除したことは、違法又は不当な財産の処分に当たるとはいえない。	無	E	
長崎県	五島市	① 市長 ② 市の施設を10円にて譲渡した行為は公正公平な手続きの手順を踏んでいないため、無効である。 ③ 不動産鑑定士による本件施設の時価額を算出させ、市長に譲渡額との差額を市に返還する措置を講じること。	R2. 3. 27	1	R2. 4. 24 口頭陳述	① R2. 5. 26 ② 勧告 請求には一部理由があると認め、市長に対し次のとおり勧告する。 (1) 市長は、本件施設の譲渡額10円と不動産鑑定評価額1,680,000円との差額に相当する額1,679,990円を五島市に支払うこと。 ③ (2) 市長は、(1)の措置を講じないときは、本件施設を減額譲渡したことについて、地方自治法第237条第2項の規定による議会の議決を経ること。 (3) (1)又は(2)の措置は、令和2年7月26日までに講じること。	有	F	3
長崎県	五島市	① 市長 市が譲渡した施設に係る温泉権の使用について、無償で当該施設の所有者に使用させていることは、市長の裁量権の逸脱に当たり、違法なものである。 ② 施設所有者及び施設の利用者に対して、温泉権の使用に対する適正な対価を請求し、市に納付させること。 ③	R2. 7. 10	1	R2. 8. 21 口頭陳述	① R2. 9. 8 ② 棄却 ③ 市は財産の管理を怠っているとはいえない。	無	E	
長崎県	五島市	① 市長 令和2年3月27日に提出された住民監査請求に基づく監査結果において、不動産鑑定士に鑑定を依頼し勧告という監査結果を出したのは、監査委員に原因がある。 ② 不動産鑑定士と締結した鑑定委託料を市に返還すること。 ③	(R2. 7. 10)	1		① R2. 9. 8 ② 却下(不受理) ③ 監査委員が監査を行うことができない。	無	D	
長崎県	南島原市	① 市長 ② 給食センター建設事業 ③ 給食センター建設事業にかかる公金支出に対する監査並びに是正措置請求	(R2. 9. 23)	4		① R2. 9. 30 ② 却下(不受理) ③ 不適法(請求要件を欠いている。)	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
長崎県	南島原市	① 市長 ・令和元年12月23日執行 学校給食センター厨房 機器購入 ② ・令和2年5月26日執行 学校給食センター厨房機 器購入(1工区) ・令和2年5月26日執行 学校給食センター厨房機 器購入(2工区) ③ 市長や業者に対する損害賠償請求その他適切かつ 必要な措置を講ずるよう勧告	R2.12.15	3	R2.12.24 口頭陳述	① R3.2.9 ② 棄却(追加書類却下) ③ 対象入札に違法または不当な行為は認められない	無	E	
長崎県	南島原市	① 市長 ② MINAコイン関連事業 ・MINAコイン関連の支出の差し止め ③ ・MINAコインでの納税の差し止め ・MINAコインの名称変更	R3.1.6	2	R3.1.26 口頭陳述	① R3.2.22 ② 却下・意見 ③ 不適法(請求対象行為の特定を欠いている。)	無	D	
長崎県	南島原市	① 議長 ・一般質問において質問時間を30分に一律制限す ること ② ・元市議会議員の刑事裁判に公費を使って議長が 傍聴へ行ったこと及び報告をしていないこと ③ ・一般質問の質問時間を60分確保すること ・議長に対する交通費や旅費日当の返還請求 ・議会だより印刷代の返還請求	(R3.2.18)	2		① R3.2.22 ② 却下(不受理) ③ 不適法(市議会議長への請求)	無	D	
長崎県	時津町	① 職員 ② 職員への過大な給与支給 ③ 職員の給与の返還	(H30.12.18)	1		① H31.2.1 ② 却下 ③ 法第242条の要件を満たして いない	無	E	
長崎県	時津町	① 議員 ② 委員会視察研修の目的を果たせていない ③ 視察研修費用の返還	(H30.12.18)	1		① H31.2.1 ② 却下 ③ 法第242条の要件を満たしていない	無	E	
長崎県	東彼杵町	① 町長 ② 将来的に発生する財務会計上の損害請求 ③ 前町長に対する損害賠償請求	(R2.11.26)	1		① R3.1.18 ② 却下 ③ 町に損害をもたらすものではない	無	D	
長崎県	東彼杵町	① 町長 ② 条例のない違法な職員の派遣 ③ 違法な派遣職員の給与等の返還	R2.11.27	1	R3.1.13 口頭陳述	① R3.1.18 ② 棄却 ③ 条例の非制定による派遣に違法性はない	無	E	
長崎県	新上五島町	① 町長 ② 違法な補助金の支出(支出予定の補助金は公益性 を欠く。) ③ 支出された場合は町長に対して賠償することを勧 告するよう求めるもの	(R2.1.9)	1		① R2.1.30 ② 却下(不受理) ③ 違法又は不当な財務会計上の行為はなく、損害も もたらさない。	有	D	4
計	9団体	22件					有 無	3件 19件	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
熊本県	熊本市	① 市長 違法又は不当な公金の支出(費用対効果がないことにとどまらず、観光客、潜在来訪者に対して誤解を与えてしまう情報を発信しているポスター作成及び印刷に係る費用の支出) ② ③ 市長に対する費用返還請求	(H30.5.2)	1		① H30.6.1 ② 却下(不受理) ③ 住民要件を欠いた不適法な請求である。	無	D	
熊本県	熊本市	① 市長 違法に財産の管理を怠っている事実(建物の違法な占有者に対し、明渡しを求め、行政財産を適正に管理する義務があるところ、これを怠っている。)及び賃料相当損害金の請求を怠る事実(本件建物を使用する対価に相当する金銭の請求を違法に怠っている。) ② ③ 市長に対する行政財産使用許可における建物の明け渡し請求及び賃料相当額の支払請求の勧告	H31.2.18	1		① H31.3.28 ② 棄却 ③ 当該請求に理由がない。	有	E	1
熊本県	熊本市	① 市長、健康福祉局局长及び中央区役所福祉部長 民生委員・児童委員としての活動をしていないにもかかわらず、民生委員・児童委員の活動の対価が市から支給されている。 ② ③ 市長、健康福祉局局长及び中央区役所福祉部長に対する活動費返還請求	R1.10.21	1		① R1.12.11 ② 棄却 ③ 当該請求に理由がない。	無	E	
熊本県	人吉市	① 市長 ② 無駄な公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	H30.12.3	1		① H31.1.11 ② 棄却 ③ 違法、不当な公金支出ではない	無	E	
熊本県	荒尾市	① 議員 ② 政務活動費の会計帳簿等の管理を怠る ③ 議会組織の内部統制の業務改善の策定・公表	(H30.6.27)	1		① H30.7.9 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為でない、議員は請求対象者ではない	無	C	
熊本県	荒尾市	① 市長、職員 ② 違法不当な公金の支出 ③ 損害金額の返還請求、支出のあり方の業務改善	H31.2.14	1		① H31.3.26 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無	E	
熊本県	荒尾市	① 市長、職員 ② 違法不当な公金の支出、精算処理の組織的な改ざんによる職員の違法行為 ③ 職員の懲戒処分、損害金額の返還請求、公費支出の内部統制の改善	(H31.3.18)	1		① H31.4.15 ② 却下(不受理) ③ 期間徒過	無	B	
熊本県	荒尾市	① 市長、職員 ② 不当な公金支出及び不当な契約締結 ③ 不当な公金の返還、契約の再締結、業務改善	R2.2.12	1	R2.2.26 口頭陳述	① R2.4.8 ② 棄却 ③ 支出及び契約締結に違法性はない	無	E	
熊本県	荒尾市	① 市長、職員 ② 会議録の虚偽公文書作成 ③ 職員の懲戒処分、法的措置	(R2.11.2)	1		① R2.12.14 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為でない	無	C	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
熊本県	山鹿市	① 所管課職員 ② 違法な申請による工事の実施 ③ 工事及び公金支出の中止	R2. 12. 7	5	R2. 12. 21 口頭陳述を予定していたが 請求人都合により中止	① R3. 1. 19 ② 棄却 ③ 違法な公金の支出に該当しない	無	E	
熊本県	山鹿市	① 市長 ② 違法若しくは不当な契約の締結 市長に対する損害賠償請求、今後の適法な契約締 結及びプロポーザル方式による委託先決定の見直 し	R3. 2. 15	3	R3. 3. 3 口頭陳述	① R3. 3. 23 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性及び不当性はない	無	E	
熊本県	菊池市	① 市長 ② 違法な契約の締結(財産取得契約は予算の裏づけ を欠く。) ③ 契約手続の適正を調査するよう請求	H30. 10. 1	1	請求人より希望しない旨の 回答あり	① H30. 11. 26 ② 棄却 ③ 当該契約手続に、市に損害をもたらす行為は認め られない	無	E	
熊本県	天草市	① 市長 違法・不当な公金の支出(指定管理料の余剰金を 清掃費に充ててよいと口頭で了承した。指定管理 料から支出した清掃費返還請求) ③ 了承の取消・公金の返還請求	R1. 12. 16	1	R2. 1. 8 口頭陳述	① R2. 2. 3 ② 棄却 ③ 違法・不当とする理由がなく、措置の必要がな い。	無	E	
熊本県	天草市	① 市長 ② 違法な公金の支出(違法な事務手続きで開催され た委員会へ出席した職員の給与) ③ 公金の返還措置	R2. 1. 6	1	R2. 1. 20 口頭陳述	① R2. 2. 20 ② 棄却 ③ 財務会計上違法はなく、措置の必要がない。	有	E	2
熊本県	天草市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(違法な農薬散布に係る 委託料の返還) ③ 公金の返還措置	R2. 4. 13	1	R2. 4. 22 口頭陳述	① R2. 5. 28 ② 条件付き勧告 サクラに対して行ったものは不当なもの認めら れるから、不当な行為により市が損害を被ったと 認められる場合は、過失割合に応じた金額を受注 者に対して返還を求め、その余の金額は天草市長 ③ に対して返還を求める。また、一定期間内(遅く とも落葉時期)に被害が無かった場合は、その効 果があったと認められ、不当なものであったとし ても、市は損害を受けたことにはならないので棄 却する。	有	F	3
熊本県	益城町	① 町長 ② 違法な公有財産の交換 ③ 公有財産の交換を無効とする	(H30. 4. 20)	1		① H30. 5. 1 ② 却下(不受理) ③ 請求期間途過	無	B	
熊本県	相良村	① 村長 ② 給料の減額(一部返還を求める) ③ 相良村長の給料の減額に関する条例に基づき、減 額分の返還を請求	R1. 6. 27	2	R1. 8. 2 口頭陳述	① R1. 8. 20 ② 棄却 ③ 条例が公布されていないため、給料を減額支給す ることはできない。	有	E	4

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
熊本県	あさぎり町	① 町長 ② 違法・不当な公金の支出及び徴収を怠ること ③ 怠る事実の違法確認及び行為の差し止め	(R2. 9. 7)	1	R2. 10. 9 口頭陳述	① R2. 10. 22 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を具備していない	無	D	
計	9団体	18件					有 4件 無 14件		
大分県	別府市	① 市長および財務会計行為に関与した当該職員 ② 違法又は不当な公金の支出 違法又は不当に財産の管理を怠る事実 ③ 是正する措置の勧告	R2. 7. 30	2	R2. 8. 28 口頭陳述	① R2. 9. 28 ② 一部棄却・一部却下 違法、不当な支出とはいえない ③ 違法、不当な財産の管理を怠る事実があるとはいえない	有	E	1
大分県	日田市	① 市長 ② 委託料の違法又は不当な支出 ③ 市長に対し、市が被った損害全額の補てん請求	R1. 6. 24	1	R1. 7. 16 口頭陳述	① R1. 8. 21 ② 棄却 ③ 監査の対象ではない	無	E	
大分県	臼杵市	① 市長 ② 怠る事実(損害賠償請求)の違法確認 ③ 契約相手方に対する損害賠償請求の義務付け請求	R2. 1. 31	1	R2. 2. 18 口頭陳述	① R2. 3. 23 ② 棄却 ③ 怠る事実はない	無	E	
大分県	竹田市	① 市長 ② 行政財産の貸付契約 議会の議決を経ずに締結したものであるため違法 かつ不当であるから、市長に対して適切な事務手 続きをなすよう勧告すること	(R1. 11. 28)	10		① 令和元年12月24日 ② 却下 ③ 財務会計行為の損害は見とめられない	無	C	
大分県	豊後大野市	① 市長 ② 違法な補助金交付 ③ 補助金の返還	(R2. 4. 14)	1		① R2. 5. 22 ② 却下 ③ 請求対象行為の特定を欠いている	有	D	2
大分県	由布市	① 市長 ② 違法・不当な指定管理の指定(指定条件を欠く) ③ 指定管理者の指定解除	(R1. 9. 19)	2	R1. 10. 11 口頭陳述	① R1. 10. 28 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
大分県	由布市	① 市長 ② 違法・不当な補助金の支出(相手方の補助金目的 外使用) ③ 相手方に対する補助金返還請求	(R1. 10. 4)	2		① R1. 10. 29 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為でない	無	C	
大分県	由布市	① 市長 ② 違法・不当な契約の締結(相手方の委託費目的外 使用) ③ 相手方に対する委託費返還請求	(R1. 10. 4)	2		① R1. 10. 29 ② 却下(不受理) ③ 期間経過	無	B	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果		住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
						①監査結果通知年月日	②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容			
大分県	由布市	① 市長 ② 違法・不当な契約の締結(相手方の委託費目的外 使用) ③ 相手方に対する委託費返還請求	(R1.10.21)	2		① R1.10.29 ② 却下(不受理) ③ 期間途過	無	B		
大分県	由布市	① 市長 ② 税金の賦課徴収を怠る事実(法人市民税) ③ 適正な賦課徴収の実施	R1.12.3	2	R1.12.23 口頭陳述	① R2.1.23 ② 棄却 ③ 賦課徴収を怠る事実はない	無	E		
大分県	国東市	① 市長・林業水産課職員 ② 条例に基づいた過料の請求を行っておらず、市の 担当課職員が職務を怠った。 ③ 違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠っている。	(R2.4.17)	1		① R2.5.7 ② 却下 ③ 要件を具備していないものとして却下	無	C		
計	7団体	11件					有 無	2件 9件		
宮崎県	宮崎市	① 市長 (1)違法又は不当な行為(補助決定は違法又は不当 な行為) (2)違法又は不当な公金の支出(補助金の支出は違 法又は不当) (3)違法又は不当な公金の支出(交付金返還は違法 又は不当な行為で、遅延損害金を払うべき) ③ 市長に対する損害賠償請求	R1.7.5	1	R1.7.23 口頭陳述及び追加証拠提出 の受理	① R1.9.3 (1)却下 (2)却下 (3)棄却 ③ (1)(2)監査請求期間を経過 (3)損害は認められない	有	E	1	
宮崎県	宮崎市	① 市長 (1)違法な公金の支出(調査報告書に瑕疵がある委 託料の支出は違法) (2)不当な契約の履行(調査報告書が契約書どおり に作成されていない) ③ 市長に対する損害賠償請求	R2.8.12	1	R2.8.27 口頭陳述及び追加証拠提出 の受理	① R2.10.8 ② (1)棄却(2)棄却 ③ (1)当該委託料の支出に違法性はない (2)当該契約の履行は正当なもの	有	E	2	
宮崎県	延岡市	① 議会議務局(職員)及び議会 ② 違法な議決(憲法第94条及び地方自治法第14条違 反) ③ 審議のやり直しによる原案可決	(R1.9.26)	2		① R1.10.2 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない。	無	C		
宮崎県	西都市	① 市長 ② 市有財産の無償譲渡契約(不当な財産処分) ③ 契約の解除及び契約解除に伴う違約金の損害賠償 請求	R2.12.24	1	R3.1.14 口頭陳述	① R3.2.12 ② 棄却 ③ 当該契約に不当性はない	無	E		
宮崎県	えびの市	① 市長ほか庁議構成員 ② 庁議の結果、公平な手数料徴収が行われず市に損 害が生じている。 ③ 過去の徴収可能な範囲の手数料請求と公平な徴収 を求める。	R1.9.17	1	R1.9.27 口頭陳述	① R1.10.17 ② 棄却 ③ 請求に理由がないもの	無	E		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
宮崎県	高鍋町	① 町長 ② 違法な契約の締結、債務負担行為 ③ 契約の解除、町長に対する損害賠償請求	R3. 2. 1	13	R3. 2. 12 口頭陳述	① R3. 3. 24 ② 棄却 ③ 当該契約、債務負担行為に違法性はない	無	E	
計	5団体	6件					有 2件 無 4件		
鹿児島県	出水市	① 市長ほか ② 違法・不当な委員会の開催 ③ 委員会開催に係る公金支出によって市の被った損 害を補填する措置	R1. 8. 28	1	R1. 9. 30 陳述会	① R1. 10. 25 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性・不当性はない	有	E	1
鹿児島県	出水市	① 市長 ② 広報誌への掲載による赤字決算の隠蔽 ③ 広報誌への訂正文の掲載	(R2. 11. 16)	1		① R2. 12. 24 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
鹿児島県	垂水市	・当該予算執行担当課長及び職員 ・職員を指揮監督すべき市長及び副市長 ① 監査委員及び監査事務局職員 ・市役所顧問弁護士 ② 垂水市行政事務委託料の支払い及び垂水市振興会 長連絡協議会の事務局支援に関する措置請求 ③ 垂水市行政事務委託料の支払い及び垂水市振興会 長連絡協議会の事務局支援の適正な運営	(R2. 9. 14)	1		① R2. 10. 1 ② 却下(不受理) ③ 地方自治法242条に規定する監査の対象外	無	D	
鹿児島県	東串良町	① 町長 ② 違法な財産行為 ③ 不法行為に基づく損害賠償請求などの措置	(H31. 4. 8)	1		① H31. 4. 26 ② 却下 ③ 住民監査請求として不適法	無	D	
鹿児島県	東串良町	① 町長 ② 違法な財産行為 ③ 町長に対する不法行為に基づく損害賠償請求	(R1. 6. 27)	1		① R1. 7. 10 ② 却下 ③ 住民監査請求として不適法	有	D	2
鹿児島県	屋久島町	① 町長 ② 公金の徴収を怠る事実 ③ 町長に対する損害賠償請求	H31. 4. 15	1	R1. 5. 13 口頭陳述	① R1. 6. 11 ② 棄却 ③ 請求人の主張に根拠がない	無	E	
鹿児島県	伊仙町	① 町長 ② 公金の不正支出(備品購入事業に関し、実際には 納品されていない物品代金も含め、契約金額全額 を支払った) ③ 町長・副町長・教育長に対し、支出された公金の 弁済	H30. 6. 18	1	H30. 6. 28 口頭陳述	① H30. 8. 17 ② 損害賠償責任を負う勧告 不正支出額分に関し、町長、副町長、教育長及び ③ 発生当時の主管課長・補佐・担当に対する損害賠 償責任	無	F	
計	5団体	7件					有 2件 無 5件		

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
沖縄県	那覇市	① 市 ② 公園内に設置させた施設は違憲な施設 ③ 施設の設置許可取消、撤去及び免除された賃料、 固定資産税の損害賠償請求	R2. 2. 26	2	R2. 4. 3 口頭陳述	① R2. 4. 22 ② 却下及び棄却 ③ 期間徒過及び賦課・徴収を怠る事実はない。	有	E	1
沖縄県	那覇市	① 市 ② 市営住宅への不当入居 ③ 市営住宅への不当入居者への是正措置請求	(R2. 3. 26)	1	R2. 4. 23 口頭陳述	① R2. 5. 18 ② 却下 ③ 対象とならない	無	C	
沖縄県	石垣市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出 ③ 支出した公金を市長に返還させる措置を求める請 求	H30. 8. 21	13	H30. 10. 18 口頭陳述	① H30. 10. 25 ② 棄却 ③ 公金の支出は適法である	有	E	2
沖縄県	石垣市	① 市長 ② 違法又は不当に公金の賦課、徴収、財産の管理を 怠る事実 ③ 市が被った損害賠償の勧告を求める請求	R2. 7. 9	7	R2. 8. 12 口頭陳述	① R2. 8. 28 ② 棄却 ③ 違法又は不当に公金の賦課、徴収、財産の管理を 怠る事実であるとは言えない	有	E	3
沖縄県	名護市	① 市長 ② 違法及び不当な財務会計上の行為 ③ 助成金の返還	(H30. 5. 11)	1		① H30. 5. 28 ② 却下 ③ 期間途過による	無	B	
沖縄県	沖縄市	① 市長 ② 補助金事業にかかる適法性 ③ 工事契約の契約の禁止及び事業計画の見直し	H30. 6. 28	1	H30. 7. 10 口頭陳述	① H30. 8. 14 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無	E	
沖縄県	沖縄市	① 市長 ② 補助金事業にかかる適法性 ③ 工事契約の契約の禁止及び事業計画の見直し	H30. 8. 14	1		① H31. 2. 20 ② 取下げ ③ 当該契約に違法性はない	無	A	
沖縄県	沖縄市	① 市長 ② 補助金事業にかかる適法性 ③ 事業計画の見直し	(H31. 1. 28)	1		① H31. 2. 5 ② 却下 ③ 請求対象行為の特定に欠けている	無	C	
沖縄県	沖縄市	① 市長 ② 補助金事業にかかる適法性 ③ 支出の見直し	(H31. 4. 15)	1		① H3. 4. 26 ② 却下 ③ 請求対象行為の特定に欠けている	無	D	
沖縄県	沖縄市	① 市長 ② 契約の適法性 ③ 事実関係の確認	(H31. 9. 30)	1		① R1. 10. 29 ② 却下 ③ 財務会計上の違法性・不当性は認められない	無	D	
沖縄県	沖縄市	① 市長 ② 文書偽造及び契約お適法性 ③ 事実関係の確認	(R2. 2. 17)	1		① R2. 3. 11 ② 却下 ③ 請求対象行為の特定に欠けている	無	D	

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を 与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由 又は請求を認容した場合の 勧告の内容	住民訴訟提起 の有無	様式ア(総 括表)にカ ウントした 項目(A~ G)	様式ウ(法第242 条の2による住民 訴訟が提起され た場合)の、対 応する事件番号
沖縄県	うるま市	① うるま市身体障がい者協会会長 外4名 ② うるま市身体障がい者協会の不当な財務会計行為 ③ うるま市身体障がい者協会への不当支払の返還請求	(H31.4.2)	1		① H31.4.11 ② 却下 ③ 法第242条に定める請求の要件を欠き不適法	無	C	
沖縄県	うるま市	① 経済部長 ② 指定管理者への不当な財務会計行為 ③ 指定管理者への指定管理料返還請求	(R3.3.18)	1		① R3.4.8 ② 却下 ③ 法第242条に定める請求の要件を欠き不適法	無	B	
沖縄県	西原町	① 職員 ② 社団法人設立時の違法な情報遮断、情報操作行為 ③ 書面での説明責任、法人に対する関与からの除外	(R2.12.18)	1		① R3.1.6 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為ではない	無	C	
沖縄県	伊平屋村	① 村長 ② 村長の監督義務違反 ③ 損害賠償請求の勧告を求める。	R3.2.10	8		① R3.4.27 ② 勧告 ③ 村長個人に対し、勧告	有	F	4
計	7団体	15件					有 4件 無 11件		
合計	473団体	2,340件					有 371件 無 1,969件		

ウ 法第242条の2による住民訴訟が提起された場合

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員の 監査の結果 又は勧告に 不服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服がある 場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
1	北海道	札幌市	市長に対し補助金の交付に係る損害賠償請求権の行使を請求する事件	R2. 5. 12	○							○					札幌地裁係属中	
-	北海道	札幌市	市長に対し政務調査費の交付に係る不当利得返還請求権の行使を請求する事件	H24. 2. 8	○									○			H29. 3. 16札幌地裁請求一部認容、一部棄却 H30. 8. 9札幌高裁一審被告の控訴に基づき原判決変更自判、一審原告の控訴棄却 H31. 1. 25最高裁上告不受理決定	
-	北海道	札幌市	市長に対し補助金の支出の差止めを請求する事件	H28. 6. 24	○				○					○			H30. 3. 27札幌地裁請求棄却 H30. 4. 11判決確定	
2	北海道	帯広市	市長に対する、再開発事業に関する補助金の支出についての公金支出差止請求及び駐車場廉価処分等に対する損害金（4億9725万5599円）の請求等	H31. 4. 15	○				○		○	○					釧路地裁係属中	
3	北海道	稚内市	市長に対する違法な公金支出に伴う損害金（42,388千円）の請求	H30. 9. 13	○							○					R2. 12. 25旭川地裁請求棄却。 札幌高裁係属中	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の結果又は 不服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が監査又 は勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴	第12項 の規定に 基づく請 求に対する 支払い	
4	北海道	稚内市	市有地の不法占有者に対する不当利得の返還及び遅延損害金の支払いの請求	H30. 11. 26			○						○	○			R1. 12. 3旭川地裁判決 請求棄却 原告控訴せず判決確定	
5	北海道	深川市	市長らに対し指定管理者への損害金の請求 (1, 078, 900 円)	R1. 12. 20	○						○	○	○				R3. 3. 5旭川地裁請求棄却	
6	北海道	留寿都村	違法な契約の締結の解消を求める請求	H30. 7. 19	○					○			○				H31. 1. 31札幌地裁請求却下	
7	北海道	留寿都村	怠る事実の違法を確認する請求	H30. 7. 19	○						○		○				H30. 12. 7札幌地裁請求棄却 H31. 4. 12札幌高裁控訴棄却	
8	北海道	留寿都村	公共下水道への接続義務確認する請求	R2. 1. 20	○						○		○	○			R2. 8. 6札幌地裁請求却下	
-	北海道	留寿都村	入湯税の過少申告に対する行政処分取り消しを求める請求	H29. 12. 6	○					○			○				H30. 10. 2札幌地裁請求却下	
-	北海道	留寿都村	村と顧問弁護士の顧問契約及び村とふるさと納税業務委託事業者の委託契約の差止めを求める請求	H30. 2. 13	○				○				○	○			H30. 8. 17札幌地裁請求却下	
-	北海道	芽室町	町長らに対し、H25工事怠りによる損害賠償を請求するもの	H30. 5. 7	○								○	○			H30. 9. 25釧路地裁請求却下 H31. 3. 15札幌高裁請求却下	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査又 は勧告に 不服があ る場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
-	北海道	芽室町	町長らに対し、H29訴訟事務委託料支払に対する損害賠償を請求するもの	H30. 5. 7	○							○		○				H30. 9. 25釧路地裁一部却下、一部棄却 H31. 2. 28札幌高裁請求棄却
-	北海道	芽室町	町長らに対し、H23工事怠りによる損害賠償を請求するもの	H30. 5. 7	○							○	○	○				H30. 9. 25釧路地裁請求却下 H31. 3. 15札幌高裁一部却下・一部棄却
9	北海道	芽室町	町長らに対し、H29訴訟事務委託料支払に対する損害賠償(432,000円)を請求せよという訴え及び諸費用(1,626,768円)を請求するもの	H30. 11. 22	○							○		○				H31. 2. 15釧路地裁一部却下、一部棄却 R1. 9. 10札幌高裁請求棄却
10	北海道	芽室町	町長らに対し、H30工事怠りによる損害賠償(324,000,000円)を請求せよという訴え及び諸費用(1,626,768円)を請求するもの	H30. 11. 22	○							○		○				R1. 5. 10釧路地裁請求棄却 R1. 11. 8札幌高裁請求棄却
11	北海道	芽室町	町長らに対し、H25工事怠りによる損害賠償(945,001円)を請求せよという訴え及び諸費用(1,617,018円)を請求するもの	H30. 11. 22	○							○		○				R1. 5. 10釧路地裁請求却下 R1. 11. 21札幌高裁請求棄却

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告に不 服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
12	北海道	芽室町	町長らに対し、H25工事怠りによる損害賠償(133,350,001円)を請求せよという訴え及び諸費用(1,617,018円)を請求するもの	H30.11.22	○						○		○				R1.5.10釧路地裁請求却下 R1.11.8札幌高裁請求棄却	
13	北海道	芽室町	町長らに対し、H30訴訟事務委託料支払に対する損害賠償(540,000円)を請求せよという訴え及び諸費用(1,619,500円)を請求するもの	R1.7.24	○						○		○				R1.12.17釧路地裁請求棄却 R2.8.6札幌高裁請求棄却	
14	北海道	芽室町	町長らに対し、H29訴訟事務委託料支払に対する損害賠償(864,000円)を請求せよという訴え	R1.7.24	○						○	○					R1.12.17釧路地裁請求却下	
15	北海道	芽室町	町長らに対し、H24工事怠りによる損害賠償(37,292,100円)を請求せよという訴え	R1.7.24	○						○	○					R1.12.17釧路地裁請求却下	
	計	6団体	22件		21件	0件	1件	0件	3件	2件	4件	16件	8件	13件	1件	0件	1件	
1	青森県	青森市	財産の管理を怠る事実の違法確認の請求	R3.4.1	○	○					○							
	計	1団体	1件		1件	1件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
1	岩手県	盛岡市	赤せん道路の林道編入請求	R1.12.12	○				○				○				R2.8.28盛岡地裁請求却下	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服がある 場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
-	岩手県	奥州市	市長に対する不法行為に基づく損害金（33,294,900円及びこれに対するH29.6.1から支払い済みまで年5部の割合による金員）の請求	H29.9.19	○							○	○				R2.3.27盛岡地裁損害賠償請求却下、その他請求棄却	
-	岩手県	雫石町	町長に対する公金支出の違法に伴う損害金（1869万6千円）の請求	H29.10.24	○							○					H30.6.29盛岡地裁訴え却下（確定）	
-	岩手県	雫石町	町長に対する公金支出の違法に伴う損害金（2848万2千円）の請求	H30.3.30	○							○					H30.9.13盛岡地裁請求棄却（確定）	
2	岩手県	大槌町	大槌町旧役場庁舎の解体等について	H30.8.17	○				○			○	○				H31.1.17盛岡地裁請求棄却及び棄却	
	計	4団体	5件		5件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	3件	3件	1件	0件	0件		
1	宮城県	石巻市	市長に対し事業者へ支出された公金（3億4123万7600円）に係る不当利得返還請求権の行使を求めるもの	H31.3.14	○							○	○				R3.1.18仙台地裁請求却下 現在、仙台高裁係属中	
2	宮城県	石巻市	市長に対し事業者へ支出された公金（4億8979万5000円）に係る不当利得返還請求権の行使を求めるもの	R2.2.19	○							○					仙台地裁係属中	
3	宮城県	塩竈市	市長に対し、市が業務委託した相手方に不当利得返還請求をすることを求める請求	H31.1.16	○							○					R2.6.8仙台地裁請求棄却 R3.2.25仙台高裁請求棄却 現在、最高裁係属中	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の結果又は 不服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴	第12項 の規定に 基づく請 求に対す る支払い	
-	宮城県	塩竈市	市が業務委託した相手方に対して不当利得返還請求を怠る事実の違法確認の請求	H26.7.25	○						○							H30.3.6仙台地裁請求却下 H30.11.7仙台高裁請求棄却 H31.4.25最高裁上告棄却
-	宮城県	塩竈市	市が業務委託した相手方に対して不当利得返還請求を怠る事実の違法確認の請求	H28.6.24	○						○							H30.12.25仙台地裁請求棄却 R1.5.24仙台高裁請求棄却 R1.12.10最高裁上告棄却
4	宮城県	角田市	市長に対する違法な公金支出に伴う遅延損害金の請求	R2.1.30	○							○	○					R2.9.23仙台地裁請求却下
5	宮城県	大河原町	町長に対する違法契約締結に伴う損害金(144,617,940円)の請求	R1.8.26	○								○					R3.2.18仙台地裁請求棄却
	計	4団体	7件		7件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	5件	2件	3件	0件	0件	0件	
1	山形県	小国町	町長に対する行政財産の無償使用に伴う損害金(131万4,791円)の請求	R1.10.18		○						○						R3.4.20山形地裁請求却下 現在、仙台高裁係属中
2	山形県	飯豊町	町長に対する違法な補助金支出に伴う返還請求及び執行停止	R2.6.15	○						○			○				R3.4.20山形地裁請求棄却
	計	2団体	2件		1件	1件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	
1	福島県	田村市	市長の違法な補助金交付に対する損害賠償請求ないし不当利得返還請求	R1.9.6	○							○						福島地裁にて係属中

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告に不 服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
5	茨城県	かすみがうら市	市長に対する市職員に支出した給与の返還請求等	R1. 10. 22	○							○						現在、水戸地裁係属中
一	茨城県	行方市	市長に対する不当に安価な譲渡契約に伴う損害金(4,150万円)の請求事件	H29. 8. 4		○						○						H31. 1. 24水戸地裁請求棄却
7	茨城県	行方市	市長に対する不当に安価な譲渡契約に伴う損害金(4,150万円)の請求控訴事件	H31. 1. 31		○						○						R1. 6. 13東京高裁請求棄却
	計	5団体	7件		5件	2件	0件	0件	2件	0件	0件	6件	1件	1件	0件	0件	0件	
1	栃木県	宇都宮市	市長に対する違法な支出に伴う損害金(265,000円)の請求	H31. 1. 18	○							○	○					R1. 12. 25宇都宮地裁請求棄却 R3. 2. 10東京高裁請求棄却
2	栃木県	壬生町	自治会から消防団に支払われた金銭の管理を怠る事実が違法であることを確認する請求	R2. 5. 11	○						○	○						R3. 3. 18宇都宮地裁請求却下(終結)
3	栃木県	野木町	町長は政務活動費を違法に受領し、違法に支出した7名の議員に対し、各々の「視察に係る支出」欄に記載する金員(614,627円)の返還請求を履行せよ	R2. 7. 30	○			○				○						現在、宇都宮地裁係属中
	計	3団体	3件		3件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	2件	1件	1件	0件	0件	0件	
1	群馬県	前橋市	職員に対する時間外勤務手当の返還請求	H30. 9. 28	○							○						現在、前橋地裁係属中

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長の その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服がある 場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長の その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号による 請求	同項第2 号による 請求	同項第3 号による 請求	同項第4 号による 請求	請求却下	請求棄却	原告一部 勝訴	原告全部 勝訴	第12項の 規定に基 づく請求 に対する 支払い	
-	群馬県	高崎市	市長に対する介護報酬 (1,292,146円)及びこれに 対する100分の40を乗じた金 員の返還請求	H28.6.22	○							○		○				H30.11.7前橋地裁 請求棄却 H31.4.11東京高裁 控訴棄却 R1.12.6最高裁上 告棄却
2	群馬県	みなかみ町	RDF違法事業費用損害賠償請 求事件	R1.10.30	○							○						現在、前橋地裁係 属中
	計	3団体	3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	0件	1件	0件	0件	0件	
1	埼玉県	さいたま市	政党等に対する政務調査費 及び政務活動費の請求	H30.8.27	○							○		○				R2.7.22さいたま 地裁請求棄却 現在、東京高裁 係属中
2	埼玉県	さいたま市	市長等に対する売買契約締 結に伴う損害金の請求	R2.3.25	○							○						現在、さいたま地 裁係属中
3	埼玉県	東松山市	市長に対する違法財務行為 に伴う損害金(1億5056万 5000円)の請求	H31.1.17	○							○						現在、さいたま地 裁係属中
4	埼玉県	狭山市	狭山市入曽駅周辺事業に係 る支出差止請求事件	R1.12.18	○				○									現在、さいたま地 裁係属中
5	埼玉県	狭山市	指定管理者への債権回収不 能に係る損害賠償請求事件	R2.6.22	○							○						現在、さいたま地 裁係属中
6	埼玉県	深谷市	市長に対しプロジェクトに 関する一切の公金支出、契 約締結又は債務その他の義 務の負担の差止め請求	R2.10.23	○				○									現在、さいたま地 裁係属中

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の結果又は 不届がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不届がある 場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
7	埼玉県	桶川市	新庁舎建設工事に伴い、建設業者に支払った違法かつ過大な工事代金の返還請求	R1. 6. 11	○							○						現在、さいたま地裁係属中
8	埼玉県	桶川市	市長が締結した水路敷及び廃道敷の払下げに関する土地売買契約の取り消しについて	R1. 5. 24	○							○						現在、さいたま地裁係属中
—	埼玉県	桶川市	庁舎建設設計業務委託の解除における損害賠償金の額が違法であるため、差額分の返還を求める請求	H27. 3. 27	○							○	○					H31. 4. 24さいたま地裁請求却下・請求棄却 R1. 11. 27東京高裁請求棄却
9	埼玉県	八潮市	監査請求処分取消請求事件	H30. 5. 24	○							○						現在、さいたま地裁係属中
10	埼玉県	蓮田市	市長に対する違法な契約の締結による違法な支出差止等の請求	H30. 8. 10	○				○									現在、さいたま地裁係属中 第4訴訟へ共同訴訟参加
11	埼玉県	蓮田市	蓮田市に対する行政処分無効確認請求	H31. 12. 17	○					○				○				R3. 4. 20最高裁上告棄却 上告として受理しない決定
12	埼玉県	蓮田市	市長に対する権利変換差止請求	H31. 1. 23	○				○					○				R2. 12. 4最高裁上告棄却、上告として受理しない決定
13	埼玉県	蓮田市	市長に対する特定施設建築物整備施工協定差止請求	H31. 4. 12	○				○									現在、さいたま地裁係属中 第1訴訟へ共同訴訟参加

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告に不 服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴	第12項 の規定に 基づく請 求に対す る支払い	
14	埼玉県	嵐山町	町長に対して違法支出の損害金(2177万6000円)の請求	H30.11.28	○							○						現在、さいたま地裁係属中
15	埼玉県	小川町	行政区長報酬等の支払いの差し止め	H30.10.23	○				○	○	○	○	○					H31.2.20さいたま地裁請求却下
	計	9団体	16件		16件	0件	0件	0件	6件	2件	2件	9件	2件	4件	0件	0件	0件	
1	千葉県	船橋市	市長が国民健康保険法に基づく保険給付の差し止めを行っていないことが地方自治法242条1項の不当に公金の徴収を怠る事実にあたり、違法であることの確認を求めるもの。	R2.8.11	○							○						現在、千葉地裁係属中
—	千葉県	成田市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金の請求	H27.2.25	○				○		○	○		○				H30.10.26千葉地裁請求棄却
—	千葉県	成田市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金の請求	H28.12.6	○							○		○				H30.10.26千葉地裁請求棄却
—	千葉県	成田市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金の請求	H30.10.26	○						○	○		○				H31.3.27東京高裁請求棄却
—	千葉県	成田市	市長が固定資産税等の納入を求めないことの違法確認	H30.3.27	○						○	○		○				R1.9.10最高裁上告審として受理しない

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査 結果又は 勧告に不 服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が監査又 は勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
1	千葉県	佐倉市	(1) 前市長及び現市長に対する違法な契約の締結に伴う損害賠償請求 (2) 施設整備事業に関する公金の支出差止請求	R2. 9. 4	○			○									現在、千葉地裁係属中	
-	千葉県	習志野市	(1) 市長及び前市長に対する公園用地無償譲渡に伴う損害金(31億3,427万3,476円)の請求	H29. 11. 29	○							○					千葉地裁 H30. 12. 7判決	
1	千葉県	市原市	市長に対する違法な開発行為の許可に伴う損害金(985,472,000円)の請求	R2. 12. 18	○							○					現在、千葉地裁係属中	
2	千葉県	市原市	市長に対する違法な政務活動費の支出に伴う損害金(1,752,850円)等の請求	R2. 12. 18	○							○					現在、千葉地裁係属中	
3	千葉県	市原市	市長に対する違法に開催された資格審査特別委員会に伴う損害金(委員会支出相当額)等の請求	R2. 12. 18	○							○					現在、千葉地裁係属中	
4	千葉県	市原市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金(固定資産評価額と売却額の差額相当額)の請求	R2. 12. 18	○							○					現在、千葉地裁係属中	
-	千葉県	市原市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金(2,169,616,722円)等の請求	H29. 7. 10	○							○		○			R1. 10. 25千葉地裁 請求棄却 R2. 6. 15東京高裁 請求棄却 R2. 11. 12最高裁上 告棄却	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の結果又は 不服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が勧告又 は法定期 間に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
1	千葉県	八千代市	市長に対して支出済みの補助金(4,264千円)を不当利得返還請求するよう義務付けを請求	R2.4.7	○							○						現在、千葉地裁係属中
1	千葉県	大網白里市	市長に対する市有地の管理を怠る事実の違法確認請求	H31.3.13	○						○			○				R3.1.21東京高裁上告却下
	計	6団体	14件		14件	0件	0件	1件	2件	0件	5件	12件	1件	6件	0件	0件	0件	
-	東京都	千代田区	区議会各党派に対する違法な政務調査研究費の請求												○			R1.5.16東京地裁判決確定
1	東京都	港区	公金不当利得返還請求	H31.4.17	○							○						R1.9.12東京地裁請求取下げ
2	東京都	文京区	【1次】文京区長らに対する、補助金不交付に伴う損害金の損害賠償請求行為請求(2814万8000円)(及び本件事案に関して監査委員が却下したことが違法であるとする損害賠償請求(66万3000円))	R1.12.17	○							○						現在、東京地裁係属中(1次～3次併合)
3	東京都	文京区	【2次】文京区長らに対する、補助金不交付に伴う損害金の損害賠償請求行為請求(2814万8000円)(及び本件事案に関して監査委員が却下したことが違法であるとする損害賠償請求(12万3000円))	R2.2.28	○							○						現在、東京地裁係属中(1次～3次併合)

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に ある場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
4	東京都	文京区	【3次】文京区長らに対する、補助金不交付に伴う損害金の損害賠償請求行為請求(2814万8000円)(及び本件事案に関して監査委員が却下したことが違法であるとする損害賠償請求(39万8000円))	R2.5.7	○							○						現在、東京地裁係属中(1次～3次併合)
5	東京都	文京区	区長及び事業者に対する、通行認定に起因する道路摩耗に伴う損害金(30万円)の請求	R3.2.4	○							○						現在、東京地裁係属中
6	東京都	世田谷区	教職員等からの学校給食費の徴収に関する件	R3.3.24	○						○							現在、東京地裁係属中
7	東京都	渋谷区	区長に対する定期借地権設定契約に伴う損害金の(約220億)請求	H30.8.29	○							○						現在、東京地裁係属中
8	東京都	渋谷区	区長が定期借権設定契約の賃料改定協議の申し入れをしないことが怠る事実に該当し、その違法を求める請求及び区長に対し当該怠る事実に伴う損害金(約4億)の請求	R2.2.19	○						○	○						現在、東京地裁係属中

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
9	東京都	渋谷区	区が株主である公社に対し役員に対する責任追及等の訴えを提起することを請求しないことが怠る事実当該に該当し、その違法確認を求め請求及び区長らに対する当該怠る事実等に伴う損害金(約200万円)の請求	R. 2. 6. 8	○						○	○					現在、東京地裁係属中	
—	東京都	渋谷区	区長らに対し、違法契約締結に伴う損害金(約9億円)及び課長等に対し損害金(約1億)の請求を行わないことの違法確認及び当該請求	H26. 9. 24	○							○					R1. 11. 21東京地裁請求棄却 R2. 7. 16東京高裁控訴棄却 R2. 9. 18上告取り下げ R2. 12. 1上告受理申立書不受理	
—	東京都	渋谷区	区長らに対する違法契約締結に伴う損害金(約18億)の請求	H29. 8. 24	○							○	○				H30. 12. 5東京地裁一部却下、一部棄却	
27	東京都	渋谷区	区が株主である公社に対し公社の役員に対する責任追及等の訴えを提起することを請求しないこと及び区が公社の役員に対する責任追及等の訴え請求しないことの違法確認、区長らに対する損害金(約5000万円)の請求等	H30. 5. 24	○						○	○	○	○			R1. 9. 26東京地裁一部却下一部棄却 R2. 3. 12東京高裁控訴棄却	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置があ る場合	監査委員 が監査又 は勧告期 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
10	東京都	中野区	区長に対する違法な支出命令に伴う損害賠償金（1億180万5,030円）の請求	R1. 8. 23	○							○					R3. 4. 9東京地裁 請求棄却 現在、東京高裁 係属中	
-	東京都	中野区	区長が公園再整備工事により公園の価値を減少させ、適正な管理をしないことの違法確認	H30. 2. 16	○						○		○				R1. 12. 4東京地裁 請求却下 R2. 9. 16東京高裁 控訴棄却	
-	東京都	杉並区	区議会議員の支出した政務活動費の一部について按分率が社会通念上相当な割合でない等として、区議会議員に不当利得（43万5,994円）の返還請求等を行うことを区長に求める請求及び当該返還請求等を怠る事実の違法確認の請求	H28. 7. 8	○						○	○			○		H30. 8. 28東京地裁 請求一部認容、一 部棄却 H31. 4. 16東京高裁 原審判決の変更 （一部認容）	
-	東京都	杉並区	区議会議員らの支出した政務活動費の一部について按分率が社会通念上相当な割合でない等として、区議会議員らに政務活動費の不当利得（1,094万2,774円）の返還請求等を行うことを区長に求める請求及び当該返還請求等を怠る事実の違法確認の請求	H28. 9. 27	○						○	○			○		H31. 3. 22東京地裁 請求一部認容、一 部棄却 R1. 10. 30東京高裁 棄却、付帯控訴棄 却	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告に不 服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が監査又 は勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
一	東京都	杉並区	区長が非常勤職員に支出した月額報酬が違法・無効である等として、非常勤職員に不当利得（35万円）の返還請求等を行うことを区長に求める請求及び当該返還請求等を怠る事実の違法確認の請求	H29. 2. 6	○						○	○		○			H30. 2. 13東京地裁棄却 H30. 7. 18東京高裁棄却 H31. 1. 15最高裁不受理	
28	東京都	杉並区	中小企業勤労福祉事業に参加資格のない企業が参加していた等として、区長に対する当該企業に不当利得返還請求権の行使を怠る事実の違法確認の請求及び当該企業に不当利得（235万3,308円）の返還請求等を行うことを求める請求	H30. 6. 14	○						○	○	○	○			R1. 11. 13東京地裁一部却下、その余の請求棄却 R2. 4. 21東京高裁棄却 R3. 1. 15最高裁不受理	
11	東京都	杉並区	区議会議員の支出した政務活動費の一部について按分率が社会通念上相当な割合でない等として、区議会議員に不当利得（52万3,580円）の返還請求を行うことを区長に求める請求及び当該返還請求を怠る事実の違法確認の請求	H30. 8. 21	○						○	○		○			R1. 11. 7東京地裁棄却	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に あたる場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴	第12項 の規定に 基づく請 求に対す る支払い	
12	東京都	杉並区	商店会連合会が不正に補助金を受給していた等として、商店街連合会及び区長に3,901万5,723円の支払を請求することを区長に求める請求並びに当該請求を怠る事実の違法確認の請求	R1. 12. 12	○						○	○					R2. 4. 21取下げ	
13	東京都	杉並区	商店会連合会が不正に補助金を受給していた等として、商店街連合会及び区長に80万9,211円の支払等を請求することを区長に求める請求並びに当該請求を怠る事実の違法確認の請求	R2. 3. 12	○						○	○					現在、東京地裁係属中 (R3. 5. 13 東京地裁却下)	
14	東京都	杉並区	区議会議員の支出した政務活動費の一部について按分率が社会通念上相当な割合でない等として、区議会議員に不当利得 (3万6,599円) の返還請求等を行うことを区長に求める請求及び当該返還請求等を怠る事実の違法確認の請求	R2. 7. 22	○						○	○					R2. 10. 9取下げ	
15	東京都	荒川区	区議会議員選挙の実施に際し条例の規定に基づき区が負担した立候補者の選挙活動に係る費用について、区に返還するよう当該立候補者に対し請求することを区長に対し求める請求	R1. 10. 8, 9	○							○					現在、東京地裁係属中	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査 結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に ある場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
16	東京都	荒川区	会派が政務活動費を充てて支出した新潟県越後湯沢にて実施した研修会に係る費用について、区に返還するよう当該会派に対し請求することを区長に対し求める請求	R1. 10. 15	○												R3. 1. 13東京地裁 請求一部認容 その後控訴が提起 され、期日の指定 を待っている状況	
17	東京都	荒川区	会派が政務活動費を充てて支出した九州方面への視察に係る費用について、区に返還するよう当該会派に対し請求することを区長に対し求める請求	R2. 2. 4	○								○				R2. 10. 23東京地裁 請求棄却	
18	東京都	荒川区	区議会議員選挙の実施に際し公職選挙法の規定に基づき区長（個人）が支出した立候補者の選挙活動に係る選挙葉書の費用について、区に返還するよう区長（個人）に対し請求することを区長に対し求める請求	R2. 2. 25	○								○	○			R2. 12. 22東京地裁 請求棄却	
19	東京都	荒川区	会派が政務活動費を充てて支出した週刊誌の購入代金について、区に返還するよう当該会派に対し請求することを区長に対し求める請求	R2. 3. 2	○								○	○			R3. 1. 15東京地裁 請求却下、棄却	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に あたる場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
25	東京都	足立区	違法な公金支出に関する返還請求（1,224万円）	R1.11.28		○						○					R2.10.9 東京地裁請求棄却 現在、東京高裁係属中	
26	東京都	葛飾区	NHK放送受信料返還請求	H31.1.16	○								○				R1.11.28東京地裁請求棄却	
1	東京都	八王子市	市が事業者に対して行ったサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の取消しの請求	R2.3.24			○			○							R3.3.2東京地裁訴え取下げ	
2	東京都	八王子市	市が事業者に対して行った指定訪問介護事業所の指定の取消し等の請求及び当該指定訪問介護事業所に対し市が支払った介護給付費等相当額の損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを市長に求める請求	R2.6.26			○			○		○					現在、東京地裁係属中	
1	東京都	立川市	市長に対する介護不正請求返還請求	R2.4.14	○							○	○				R3.2.25東京地裁請求却下	
1	東京都	町田市	市長に対して政務活動費の不当利得返還請求をすることを求める住民訴訟	R2.1.15	○							○					現在、東京地裁係属中	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告に不 服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
-	東京都	小金井市	市有財産（地上権）を一般競争入札によって売却することなく処分（解除）したことに伴って損害金（2億2030万0672円）が発生したとして市長に賠償請求するよう求める請求	H30.3.16	○							○		○			R1.7.17東京地裁請求棄却	
1	東京都	小金井市	条例違反した報酬の一部不払いに伴って損害金（51万4464円超）が発生したとして市長等に賠償請求するよう求める請求	H30.8.16	○							○	○	○			R1.7.9東京地裁請求却下、請求棄却	
1	東京都	日野市	前市長及び市長に対する違法な臨時職員雇用契約の締結に伴う損害金の請求	R1.6.12	○							○					現在、東京地裁係属中	
2	東京都	日野市	土地区画整理組合に対する違法な助成金交付に伴う不当利得の返還請求	R2.5.8	○							○					現在、東京地裁係属中	
3	東京都	日野市	元臨時職員に対する兼業、重複勤務等に伴う不当利得（支払済賃金等の一部）の返還請求	R2.6.26	○							○					現在、東京地裁係属中	
4	東京都	日野市	当時の市立病院長ほか市立病院職員らに対する違法な臨時職員への賃金支給に伴う損害金の請求	R2.6.26	○							○					現在、東京地裁係属中	
1	東京都	東村山市	市長に対して、違法契約締結に伴う損害賠償請求権等を行使するよう求める事案	H31.2.6	○							○					現在、東京地裁係属中	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服がある 場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
—	東京都	国分寺市	市の求償権の行使を求める請求	H29. 5. 23	○							○		○				H31. 4. 11東京地裁 ＝原告全部勝訴 →H31. 4. 22東京高 裁控訴 R2. 3. 11東京高裁 ＝原判決取消・請 求棄却 →R2. 3. 11最高裁 上告・上告受理申 立 R2. 10. 1最高裁＝ 上告棄却・不受理
1	東京都	あきる野市	市が支出した損害賠償金 (5,076,044円)を市長に請 求。	R2. 12. 21	○							○						現在、東京地裁係 属中
1	東京都	日の出町	町体育施設使用料につい て、不当な手続きによる減 免を繰り返したことで町に 損害を与えたと主張し減免 額に相当する金員を請求	R2. 7. 1	○							○						現在、東京地裁 係属中
	計	19団体	49件		45件	1件	2件	0件	1件	2件	13件	44件	6件	13件	4件	0件	0件	
1	神奈川県	横浜市	市長等に対する小学校用地 の売買契約の契約締結に伴 う損害金（7億円）の請求	H31. 4. 17	○							○						R2. 12. 9横浜地裁 請求棄却 現在、東京高裁 係属中
2	神奈川県	横浜市	執行機関に対する横浜市所 有地の貸付契約又は売買契 約の締結に係る差止請求	R2. 4. 23	○				○				○					R3. 2. 24横浜地裁 請求却下

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服がある 場合	監査委員 が監査又 は勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
3	神奈川県	横浜市	執行機関に対する横浜市所有建物の売買契約及び横浜市所有土地の貸付契約の締結に係る差止請求	R2. 6. 9	○				○									現在、横浜地裁係属中
4	神奈川県	川崎市	市長に対し、違法契約締結に伴う損害金（約6,129万円）について、市長等に請求することを求めるもの	H30. 10. 10	○							○						現在、横浜地裁係属中
5	神奈川県	川崎市	市長に対し、違法契約締結に伴う損害金（約662万円）について、市長等に請求することを求めるもの	R2. 1. 17	○							○						現在、横浜地裁係属中
6	神奈川県	川崎市	市長に対し、違法契約締結に伴う損害金（約67万円）について、職員に請求することを求めるもの	R2. 7. 15	○							○						現在、横浜地裁係属中
7	神奈川県	川崎市	市長に対し、違法公金支出に伴う損害金（約779万円）について、各議員・会派に請求することを求めるもの	R2. 8. 25	○							○						現在、横浜地裁係属中
8	神奈川県	川崎市	市長に対し、財産管理を怠ることに伴う損害金（20億円）について、市長等及び指定管理者に請求することを求めるもの	R2. 9. 2	○							○						現在、横浜地裁係属中
9	神奈川県	川崎市	市長に対し、違法契約締結に伴う損害金（約327万円）について、市長等に請求することを求めるもの	R2. 11. 18		○						○						現在、横浜地裁係属中

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 不届がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服がある 場合	監査委員 が監査又 は勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
10	神奈川県	川崎市	財産管理を怠ることが違法であることの確認を求めるもの	R2. 11. 30	○						○							現在、横浜地裁係属中
11	神奈川県	川崎市	財産管理を怠ることが違法であることの確認を求めるもの	R2. 11. 30	○						○							現在、横浜地裁係属中
12	神奈川県	川崎市	財産管理を怠ることが違法であることの確認を求めるもの	R2. 12. 4	○						○							現在、横浜地裁係属中
13	神奈川県	川崎市	市長に対し、違法公金支出に伴う損害金について、事業者に請求することを求めるもの	R3. 2. 17	○							○						現在、横浜地裁係属中
14	神奈川県	相模原市	元職員らに対する違法な支出による損害金(合計3,680,000,000円)の請求	R2. 9. 10	○							○						現在、横浜地裁係属中
15	神奈川県	相模原市	市長に対する違法な支出による損害金(38,880円)の請求	R3. 1. 13	○							○						現在、横浜地裁係属中
16	神奈川県	横須賀市	市長及び副市長に対する不当な契約締結に伴う損害金(2億3528万5257円)の請求	H31. 4. 25	○							○						現在、横浜地裁係属中

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服がある 場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
17	神奈川県	横須賀市	市長に対する怠る事実の違法確認等の請求	R3. 4. 28	○				○		○	○						現在、横浜地裁係属中
18	神奈川県	平塚市	市長に対する行政処分取り消しの請求	R2. 1. 17	○					○								R3. 2. 24横浜地裁一部棄却、一部却下 現在、東京高裁係属中
19	神奈川県	平塚市	市長に対する公金支出に伴う損害賠償の請求	R3. 1. 21	○							○						現在、横浜地裁係属中
20	神奈川県	平塚市	市長に対する公金支出に伴う損害賠償の請求	R3. 1. 21	○							○						現在、横浜地裁係属中
21	神奈川県	平塚市	市長に対する公金支出に伴う損害賠償の請求	R3. 1. 21	○							○						現在、横浜地裁係属中
-	神奈川県	鎌倉市	市長に対する違法な契約による金員42,703,200円の支払いの差止めの請求	H30. 3. 1	○				○					○				H31. 2. 13横浜地裁請求棄却 R1. 6. 26東京高裁請求棄却
22	神奈川県	鎌倉市	市長に対する違法な契約による金員14,990,400円の支払いの差止めの請求	H31. 1. 11	○				○									R3. 1. 27横浜地裁請求棄却 現在、東京高裁係属中

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に あたる 場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
23	神奈川県	鎌倉市	市長が、違法な契約による支払い済みの21,575,000円の金員について、全部あるいは一部の返還を請求するあるいは調査の追加を請求することを怠る行為が、違法であることの確認	R1.7.5	○						○						横浜地裁係属中	
24	神奈川県	鎌倉市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金(250万円)の請求	R1.10.7	○							○	○				R2.6.10横浜地裁請求却下	
25	神奈川県	鎌倉市	市長に対する損害金(3,933万5,000円)の請求	R2.5.18	○							○					横浜地裁係属中	
-	神奈川県	茅ヶ崎市	怠る事実の違法確認請求	H30.4.13	○						○		○				H31.2.6横浜地裁請求棄却 R1.7.3東京高裁請求棄却	
-	神奈川県	大和市	再開発事業に関する保留床譲渡契約の違法・無効を原因とした支払金の差止め及び再開発組合等の相手方に対し、市が被った損害を請求することを求めるもの	H27.8.21	○				○			○		○			H30.2.21横浜地裁請求棄却 H30.9.4東京高裁控訴棄却	
-	神奈川県	大和市	再開発事業に関する保留床譲渡変更契約の違法・無効を原因とした支払金の差止め及び再開発組合等の相手方に対し、市が被った損害を請求することを求めるもの	H29.1.10	○				○			○		○			地裁判決で上記と併合 控訴審は1本	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に あたる場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
-	神奈川県	大和市	施設の使用料を無償とする ことの違法・無効の確認及 び再開発組合等の相手方 に対し、市が被った損害を請 求することを求めるもの	H29.9.29	○					○		○					H30.4.24横浜地裁 請求棄却 H30.10.4東京高裁 控訴棄却	
26	神奈川県	大和市	市の市民課窓口業務委託契 約について、不当な支出、 官製談合等があったとし て、市が被った損害を請求 することを求めるもの	R2.12.25	○							○					現在、横浜地裁係 属中	
27	神奈川県	大和市	市の市民課窓口業務委託変 更契約について、不当な支 出、官製談合等があったと して、市が被った損害を請 求することを求めるもの	R3.5.10	○							○					現在、横浜地裁係 属中	
28	神奈川県	葉山町	怠る事実の違法確認請求	H30.7.6	○						○		○				H31.4.24横浜地裁 請求却下 R1.5.17東京高裁 請求棄却	
-	神奈川県	大磯町	町長、職員に対する違法な 団地プロパンガス庫に対 する固定資産の未賦課相当 額の請求	H29.10.2	○							○		○			R2.6.24横浜地裁 原告一部勝訴	
	計	10団体	34件		33件	1件	0件	0件	7件	2件	7件	23件	3件	5件	1件	0件		
1	新潟県	新潟市	法定外公共物の使用業者に 対する損害賠償金の請求	H29.10.27 (同訴訟の 追加)	○									○			R1.7.26最高裁判 所請求棄却	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服がある 場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
2	新潟県	三条市	市長に対する不当な支出に伴うプール改修工事費用及び損害賠償請求	R2. 4. 21	○							○						現在、新潟地裁係属中
3	新潟県	見附市	予算執行職員に対する違法な入札により与えた損害賠償（156,981円）の請求	R2. 3. 25	○													現在、新潟地裁係属中
4	新潟県	村上市	市長に対する違法な財産取得に伴う損害金（1,973万円）の請求	H30. 8. 24	○							○						H31. 1. 31新潟地裁請求棄却 H31. 2. 15確定
5	新潟県	魚沼市	市長に対する瑕疵担保請求（滞納繰越分）の違法・不当性に関する損害賠償請求	H31. 4. 19	○					○								R2. 3. 6新潟地裁請求棄却 R2. 12. 16東京高裁控訴棄却 現在、最高裁係属中
6	新潟県	魚沼市	市長に対する無償譲渡の違法・無効を求める損害賠償請求	R1. 10. 21	○							○						R3. 3. 10新潟地裁請求棄却 現在、東京高裁係属中
7	新潟県	魚沼市	市長に対する無償譲渡の違法・無効を求める損害賠償請求	R2. 11. 9	○							○						現在、新潟地裁係属中
	計	5団体	7件		7件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	4件	0件	1件	0件	0件	0件	
1	富山県	富山市	市長に対し政務活動費の支出に関し、会派へ不当利得返還請求を行うよう求めるもの	H30. 4. 25	○							○						現在、富山地裁係属中
2	富山県	富山市	市長に対し政務活動費の支出に関し、会派へ不当利得返還請求を行うよう求めるもの	R2. 7. 10	○							○						現在、富山地裁係属中

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 不届がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服がある 場合	監査委員 が監査又 は勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
-	富山県	富山市	市長に対し政務活動費の支出に関し、会派へ不当利得返還請求を行うよう求めるもの	H29.10.3	○							○						R1.12.20原告が取り下げ
3	富山県	小矢部市	市長に対する指定管理料不履行分の返還請求	H30.9.4	○							○	○					H31.1.21富山地裁請求却下
	計	2団体	4件		4件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	4件	1件	0件	0件	0件	0件	
1	石川県	金沢市	市長に対する政務活動費返還請求事件	H31.4.26	○							○						R2.12.9名古屋高裁請求棄却 最高裁で係争中
2	石川県	金沢市	市長に対する政務活動費返還請求事件	R2.4.27	○							○						R3.3.15金沢地裁請求棄却 現在、名古屋高裁係争中
3	石川県	珠洲市	市長に対する不当な負担金支出の返還請求	R2.1.26	○					○	○							R2.11.10金沢地裁請求却下 現在、名古屋高裁金沢支部係属中
	計	2団体	3件		3件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	
1	山梨県	甲府市	甲府地方裁判所民事部において、判決の下った損害賠償金について被告人に対し求償すべきである。	R3.1.20	○							○						R3.3.31取り下げ
1	山梨県	南アルプス市	市長に対する実施設計費用水増しに伴う損害金(4,731,040円)の請求	R2.11.25	○							○						現在、甲府地裁係属中
	計	2団体	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に ある場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴	第12項 の規定に 基づく請 求に対する 支払い	
1	長野県	松本市	市長に対する殺虫剤空中散布の公金支出及び契約締結の差止	H30. 8. 8	○				○									R2. 6. 26原告の訴えの取下げにより訴訟終了
2	長野県	松本市	市長に対する殺虫剤空中散布の公金支出及び契約締結の差止	R1. 9. 19	○				○									R2. 6. 26原告の訴えの取下げにより訴訟終了
3	長野県	松川町	町長及び工事請負企業に対し、競争入札における不公正な手続き及び不当に高い価額での請負契約の締結に伴う損害金（97,343,726円及び遅延損害金）の請求	R2. 2. 13	○						○							現在、長野地裁係属中
	計	2団体	3件		3件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	
6	岐阜県	岐阜市	市長に対し、談合による損害賠償請求を行うよう求める請求	H30. 5. 28	○							○						現在、岐阜地裁係属中
7	岐阜県	中津川市	市長に対し、A社及びB社への損害賠償の支払請求を求める	H30. 5. 28	○							○						岐阜地裁係属中
1	岐阜県	中津川市	市長に対し、措置の取り消し及び消防団への過払い金2,951,300円の返還請求	H30. 11. 30				○				○						R3. 1. 27岐阜地裁請求棄却 現在、名古屋高裁係属中
2	岐阜県	中津川市	市長に対し、消防団への過払い金756,800円の返還請求	R3. 2. 10				○				○						岐阜地裁係属中
3	岐阜県	海津市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金の請求	H30. 7. 5	○						○	○						H31. 3. 13岐阜地裁原告取り下げ

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 不服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に あたる場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
-	岐阜県	安八町	町長に対する違法公金支出に伴う損害金の請求	H29. 11. 16	○							○		○				R1. 11. 8岐阜地裁 請求棄却
-	岐阜県	安八町	町長の行為が違法であることの確認及び町長に対する違法公金支出に伴う損害金の請求	H30. 3. 22	○						○	○	○	○				R1. 8. 9岐阜地裁 請求一部却下一部 棄却
4	岐阜県	安八町	町長に対する違法公金支出に伴う損害金の請求	H30. 6. 19	○							○		○				H31. 1. 30岐阜地裁 請求棄却
5	岐阜県	安八町	町長に対する違法公金支出に伴う損害金の請求	H30. 7. 20	○							○		○				H31. 1. 30岐阜地裁 請求棄却
	計	4団体	9件		7件	0件	0件	2件	0件	0件	2件	9件	1件	4件	0件	0件	0件	
-	静岡県	静岡市	市議団Aの政務調査費及び政務活動費（H24～H27年度分）の用途が違法なものであるとして、市長に対する当該市議団への損害賠償請求又は不当利得返還請求（1,256万6,870円）の権利の行使を求める請求	H29. 2. 17	○							○		○				H31. 2. 15静岡地裁 請求一部認容 R1. 8. 21東京高裁 請求棄却 R2. 2. 20最高裁 上告棄却（不受 理）
-	静岡県	静岡市	事業者Aが市から補助金を違法に取得したとして、市長に対する当該事業者への損害賠償請求（3,205万3,927円）の権利の行使を求める請求	H29. 3. 3	○							○						R1. 12. 20静岡地裁 請求棄却 現在、東京高裁係 属中
-	静岡県	静岡市	市議団Aの政務活動費（H28年度分）の用途が違法なものであるとして、市長に対する当該市議団への損害賠償請求又は不当利得返還請求（288万5,256円）の権利の行使を求める請求	H29. 10. 6	○							○		○				H31. 2. 15静岡地裁 請求一部認容 R1. 8. 21東京高裁 請求棄却 R2. 2. 20最高裁 上告棄却（不受 理）

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置があ る場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴	第12項 の規定に 基づく請 求に対する 支払い	
4	静岡県	浜松市	・市長に対する水路用地の交換又は譲渡の差止請求 ・市長が国に対し水路用地の譲与を求めないことの違法確認請求 ・市長が水路用地の崩落防止措置を怠っていることの違法確認請求	R1. 10. 15	○				○		○						R3. 3. 16取下げ	
5	静岡県	浜松市	・市長に対し、違法な補助金交付に係る市長への損害賠償請求権及び補助事業者への不当利得返還請求権(43億5,534万8,300円)の行使を求める請求 ・市長が補助事業者への補助金の不当利得返還請求権の行使を怠っていることの違法確認請求	R2. 12. 18	○						○	○					現在、静岡地裁係属中	
6	静岡県	三島市	市長が、土地開発公社の土地を買取って転売すれば得られた転売差益相当額の損失を三島市に補填することを求める	H30. 8. 8	○							○	○				R1. 10. 11静岡地裁請求却下 R2. 7. 14東京高裁控訴棄却 R2. 12. 8最高裁上告棄却	
7	静岡県	三島市	令和元年11月15日に行われた「三島市庁舎に関する市民アンケート」の案作成過程に違法性があるため、当該アンケートに係る委託料の支出を損害として請求する。	R2. 6. 4	○							○	○				R3. 2. 18静岡地裁請求棄却	
8	静岡県	富士宮市	市長に対する違法公金支出金返還請求	H30. 7. 30	○							○					R1. 5. 10原告取下げ	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長の その他の 執行機関 又は職員 の措置があ る場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長の その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴	第12項の 規定に基 づく請求 に対する 支払い	
9	静岡県	富士宮市	市長に対する損害賠償請求事件	H30.10.19	○							○		○			R1.5.23静岡地裁 請求棄却	
10	静岡県	富士宮市	市長に対する怠る事実の違法確認請求事件	H30.11.26	○							○		○			R1.9.26静岡地裁 請求棄却	
11	静岡県	富士宮市	市長に対する虚偽公金支出の違法確認請求事件	R1.6.5	○							○	○	○			R2.3.5静岡地裁 請求棄却	
12	静岡県	富士宮市	市長に対する撤去費用公金支出の損害賠償請求事件	R1.6.24	○							○	○				R3.1.29静岡地裁 請求棄却 現在、東京高裁係 属中	
13	静岡県	伊豆市	市長に対する公費の不当な支出に伴う損害金(344,150円)と遅延利息の請求	H30.9.26					○					○			R2.11.26静岡地裁 請求棄却 確定	
14	静岡県	御前崎市	市長に対する住民投票実施に伴う損害金の請求	R2.6.5	○								○				R3.1.27静岡地裁 取下げ	
15	静岡県	御前崎市	市長に対する公民館長任命に伴う給与支出等に係る損害金の請求	R2.11.18	○								○				現在、静岡地裁 係属中	
16	静岡県	御前崎市	市長に対する住民投票実施に伴う損害金の請求	R3.1.19	○								○				現在、静岡地裁 係属中	
17	静岡県	御前崎市	市長に対する避難地整備事業に係る損害金の請求	R3.1.21	○								○				現在、静岡地裁 係属中	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に あたる 場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
18	静岡県	長泉町	前町長、町長に対する違法な 公金支出に伴う損害金 (2,204.2千円)の請求。(後 に監査請求期間を過ぎた請 求であった1,542.2千円は取 下げ)	R1.5.24	○													R3.3.18 静岡地 裁請求棄却 現在、東京高裁係 属中
計		7団体	18件		17件	0件	0件	1件	1件	0件	5件	16件	1件	8件	0件	0件	0件	
1	愛知県	名古屋市	名古屋城天守閣整備事業の 基本設計代金の支払は違法 な公金の支出であるとし て、市長等に対し基本設計 代金の支払を求める請求や 当該事業の差し止めを求め る請求等	H30.12.17	○				○	○								R2.11.5名古屋地 裁一部却下、一部 棄却 現在、名古屋高裁 係属中
-	愛知県	豊橋市	工場用地を返還しなかった 企業に対し、市長が売却代 金相当額の損害賠償請求す ることを求めるもの	H28.8.23	○													H30.2.8名古屋地 裁判決 R1.7.16名古屋高 裁判決 R2.7.21最高裁請 求却下等により高 裁判決確定
-	愛知県	豊橋市	市長に対し、入札における 失格判断基準について、そ の適正さの検証を怠り違法 な入札を行ったとして、契 約①②につき、公金支出の 差止を求めるもの(契約① につき控訴審にて損害賠償 請求することを求めるもの に変更(訴えの交換的変 更)、及び契約②につき、 第1審にて損害賠償請求す ることを求めるものに変更 (訴えの交換的変更))	H29.1.12	○													H29.10.26名古屋 地裁請求棄却 H30.4.24名古屋高 裁請求棄却

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告に不 服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴	第12項 の規定に 基づく請 求に対す る支払い	
-	愛知県	一宮市	違法な公金支出に伴う当該公金（1,600,000円）の返還請求	H31.1.23	○							○						R1.7.17名古屋地裁原告による訴えの取下げ
-	愛知県	一宮市	公金（1,600,000円）の不当利得返還請求	R2.3.26	○								○					R3.3.8名古屋地裁原告による訴えの取下げ
2	愛知県	春日井市	執行機関の職員に対する過大な給与支給に伴う不当利得返還及び賠償金（11,000,000円）の請求	R2.9.10		○							○					現在、名古屋地裁係属中
3	愛知県	西尾市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金の請求	R2.5.27	○													名古屋地裁係属中
4	愛知県	西尾市	市長が西三河農業協同組合に対し不当利得の返還請求をすることを求める。	R2.7.17	○													名古屋地裁係属中
5	愛知県	西尾市	市に対する根拠のない違法な公金支出差し止めの請求	R2.10.13	○					○								名古屋地裁係属中
-	愛知県	西尾市	市に対する違法契約締結に伴う公金支出差し止め及び既に支払った金員返還措置の請求	H29.2.10	○					○								R2.8.7名古屋地裁原告らによる訴えの取下げ
6	愛知県	小牧市	市長に対する違法な契約に伴う損害金（1億3,365万円）の請求	H30.10.12	○													R2.1.22名古屋地裁請求棄却 R2.11.13名古屋高裁請求棄却 R3.3.8上告受理申立て

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告に不 服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
7	愛知県	新城市	市長に対し、契約先に返還(7,040千円)を請求することを求める	R2.9.15	○							○						現在、名古屋地裁係属中
-	愛知県	高浜市	市長に対する公共施設の解体に伴い建物を一にする会館の入居団体等への移転補償費等の支出は違法であるとしての公金支出差止め請求	H29.2.3	○					○				○				R1.12.1名古屋地裁請求棄却 R2.10.16名古屋高裁控訴棄却 R3.4.16最高裁上告不受理
-	愛知県	高浜市	市長に対する公共施設の解体に伴い建物を一にする会館への解体工事費の支出は違法であるとしての不当利得返還請求	H30.2.9	○							○		○				上記と弁論を併合 R1.12.1名古屋地裁請求棄却 R2.10.16名古屋高裁控訴棄却 R3.4.16最高裁上告不受理
8	愛知県	高浜市	市長に対する建設発生土の処理費用を市が負担する契約は違法であるとしての損害賠償請求	R1.12.30	○							○						名古屋地裁係属中
9	愛知県	高浜市	市長に対する建設発生土の処理費用を市が負担する協定は違法であるとしての損害賠償請求	R2.8.3	○							○						名古屋地裁係属中
10	愛知県	高浜市	市長に対する廃止予定の公共施設の老朽化調査は違法であるとしての損害賠償請求	R2.10.20	○							○						名古屋地裁係属中
-	愛知県	岩倉市	不当利得返還の請求をすることを市長に対して求める請求	H30.5.21								○						H31.2.6訴訟取り下げ

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告に不 服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が監査又 は勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
11	愛知県	愛西市	受益者負担金等賦課徴収懈怠違法確認請求事件	R3. 2. 24	○						○							現在、名古屋地方裁判所係属中
12	愛知県	弥富市	市長が行った行政財産の用途廃止決定取消の請求	H30. 7. 10	○					○			○					R1. 8. 29名古屋地裁 請求却下
14	愛知県	弥富市	前市長に対する土地売却契約に伴う損害賠償金（885万6千円）の請求	H30. 4. 16	○							○	○					R2. 7. 22名古屋地裁 請求却下 R2. 8. 6判決確定
	計	11団体	21件		19件	1件	0件	1件	4件	2件	2件	16件	2件	3件	1件	0件	0件	
-	三重県	津市	観光協会に対する違法な補助金の支出に伴う損害金（454万9,450円）の請求	H28. 3. 28	○									○				H30. 5. 22名古屋高裁勝訴

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告に不 服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
9	滋賀県	野洲市	市長に対する市民病院整備 工事の発注、市の野洲病院 に対する債権放棄、本件住 民訴訟についての弁護士費 用の支払い等の損害の填補	R1. 8. 20	○				○									大津地裁係属中
10	滋賀県	甲良町	町長に対する違法な財務会 計行為に対する損害賠償請 求	H31. 1. 21	○							○						大津地裁係属中
	計	6団体	13件		11件	2件	0件	0件	5件	0件	2件	10件	2件	3件	0件	0件	0件	
一	京都府	京都市	・市長に対する補助金を支 出した認定事業者ら（X等及 びY）への損害金（X等47 9万1900円、Y272万 4900円）の請求 ・市長に対する市長の違法 公金支出に係る損害金（75 1万6800円）の請求 ・市長に対する公金（75 1万6800円）支出の専 決権限を有していた職員ら への賠償命令の請求	H28. 3. 4	○							○		○				H31. 2. 26京都地裁 請求棄却
一	京都府	京都市	・市長に対する補助金を支 出した認定事業者ら（X等及 びY）への損害金（X等48 4万1700円、Y304万 9500円）の請求 ・市長に対する市長の違法 公金支出に係る損害金（78 9万1200円）の請求 ・市長に対する公金（78 9万1200円）支出の専 決権限を有していた職員ら への賠償命令の請求	H29. 3. 24	○							○		○				H31. 2. 26京都地裁 請求棄却

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員の 結果又は 勧告に不 服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置が ある場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
一	京都府	京都市	市長に対する市会議員への 政務活動費（242万30 03円）の返還請求	H29.8.31	○							○		○			H31.2.22京都地裁 請求棄却	
1	京都府	京都市	市長に対する怠る事実の違 法確認及び業務の委託契約 を締結した法人に対する損 害金（1600万9865 円）の請求	H30.7.10	○						○	○		○			R1.8.30京都地裁 請求棄却	
2	京都府	京都市	・市長及び業務の委託契約 を締結した法人に対する違 法公金支出に係る損害金 （420万円）の請求 ・市長に対する公金（42 0万円）支出の専決権限を 有していた職員への賠償命 令の請求	R2.3.12	○							○					R3.4.23京都地裁 請求棄却 現在、大阪高裁 係属中	
3	京都府	宮津市	市長に対する財産の適切な 管理の請求	R2.12.24	○							○					現在、京都地裁係 属中	
4	京都府	宮津市	市長に対する財産の適切な 管理の請求	R3.4.5	○							○					現在、京都地裁係 属中	
5	京都府	亀岡市	市長に対する違法契約締結 に伴う損害金（1,826,000 円）の請求	H30.6.21	○							○		○			R2.5.25京都地裁 判決言渡、控訴な く確定	
-	京都府	城陽市	市長に対し、文化パーク城 陽の行政財産の用途廃止の 無効確認等を求めたもの	H30.3.16	○				○	○	○			○			R1.5.24京都地裁 一部却下、一部棄 却 R2.6.12大阪高裁 控訴棄却 R2.12.11最高裁 上告一部棄却、一 部不受理	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 不届がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に あつた場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
6	京都府	八幡市	建設請負契約履行差止等請求事件	R2. 1. 7	○				○									現在、京都地裁係属中
7	京都府	八幡市	怠る事実の違法確認等請求事件	R2. 2. 26	○				○		○							現在、京都地裁係属中
計		5団体	11件		11件	0件	0件	0件	3件	1件	3件	8件	0件	6件	0件	0件	0件	
—	大阪府	大阪市	市長に対する地域活動協議会補助金の支出に係る損害565,747円の不当利得返還請求又は賠償請求をすることの請求	H27. 4. 15	○							○		○				H30. 5. 10大阪地裁請求棄却
—	大阪府	大阪市	市長に対する政務活動費の支出に係る損害27,218,624円の不当利得返還請求をすることの請求	H28. 1. 6	○							○	○	○				H30. 12. 19大阪地裁請求一部却下・一部棄却
—	大阪府	大阪市	市長に対する政務活動費の支出に係る損害1,430,000円の不当利得返還請求又は賠償請求をすることの請求	H29. 3. 2	○							○			○			R1. 6. 19大阪地裁原告一部勝訴
1	大阪府	大阪市	市長に対する万博の推進に係る支出の差止めをすること及び万博の推進に要した支出に係る損害229,276,000円の賠償請求をすることの請求	H31. 2. 15	○				○			○						R2. 11. 13大阪地裁請求一部却下・一部棄却 現在、大阪高裁係属中
2	大阪府	大阪市	市長に対する大阪市内の高校生らへのギャンブルに関するリーフレットの配布の差止めをすること及びリーフレットの印刷に要した費用の支出に係る損害382,500円の賠償請求をすることの請求	H31. 3. 18	○				○			○						R2. 9. 17大阪地裁請求一部却下・一部棄却 R3. 5. 27大阪高裁控訴棄却

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に あたる場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
3	大阪府	大阪市	市長に対する政務活動費の支出に係る損害2,160,000円の不当利得返還請求又は賠償請求をすることの請求	H31.4.3	○							○		○			R2.6.3大阪地裁請求棄却	
4	大阪府	大阪市	市長に対する市有建物の貸付に係る条件付一般競争入札の執行に係る損害417,588,600円の賠償請求をすることの請求	R2.10.21			○					○					大阪地裁係属中	
5	大阪府	大阪市	市長に対する特別区設置に関するパンフレットの作成等に要した費用の支出に係る損害113,041,000円の賠償請求をすることの請求	R3.1.15			○					○					大阪地裁係属中	
6	大阪府	大阪市	市長に対するもと財政局長に係る退職手当の支払の差止めをすること及び当該差止めに係る命令を発しないことの違法の確認の請求	R3.3.15	○				○								大阪地裁係属中	
1	大阪府	豊中市	市長に当時の決裁権者及び契約の相手方に対し、違法な財産処分に係る損害金を請求するよう求めるもの	H30.6.1	○							○		○			R1.12.12大阪地裁判決請求棄却(確定)	
1	大阪府	吹田市	市長に対し、違法に支出された政務活動費を会派に返還させるよう請求	R1.8.23	○							○		○			R3.1.27大阪地裁請求棄却	
2	大阪府	吹田市	市長に対し、違法に支出された補助金を団体に返還させるよう請求	R2.8.4	○							○					現在、大阪地裁係属中	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員の 結果又は 勧告に不 服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
一	大阪府	泉大津市	市長に対し、耐震補強工事を実施した当時の市長及び教育長に損害賠償請求を行うことを請求	H29. 7. 26	○								○	○			H30. 7. 26大阪地裁請求却下 H30. 8. 7原告控訴 H30. 12. 19大阪高裁控訴棄却 H30. 12. 27上告状兼上告受理申立書提出 H31. 2. 8訴えの取下書提出により控訴審判決確定	
1	大阪府	泉大津市	市長に対し、図書館移転に関して公金支出差止め等の請求	R2. 4. 28	○								○					
1	大阪府	高槻市	教育長らは大阪府北部地震により倒壊した市立小学校のブロック塀の法定点検を怠ったとして教育長並びに法定点検委託業務の検査監督職員及び受託業者に対し損害賠償請求を怠っていることの違法確認を求めたもの	H30. 11. 16	○								○				R3. 1. 20大阪地裁請求棄却 現在、大阪高裁係属中	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置が ある場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
2	大阪府	高槻市	大阪府北部地震により市立小学校のブロック塀が倒壊し、児童が死亡した事故について、市は児童の遺族に対し解決金を支払ったが、この支払いは違法にブロック塀を放置したことが原因であるとして教育長、ブロック塀を管理していた学校職員並びに法定点検委託業務の検査監督職員及び受託業者に対し、損害賠償請求を怠っていることの違法確認を求めたもの	H31.3.11	○												R3.1.20大阪地裁 請求棄却 現在、大阪高裁係 属中	
一	大阪府	高槻市	有給とする根拠がないにもかかわらず、職員の特別休暇及び病気休暇を有給扱いとしたことは給与条例主義に反し違法であるとして、市長(個人)及び人事課長に対し総額1,359,744,000円、教育長(個人)及び教育委員会総務課長に対し総額239,046,000円並びに自動車運送管理者(個人)及び交通総務課長(総務企画課長を含む。)に対し総額139,056,000円の損害賠償又は賠償命令をするよう求めるとともに、給付を受給した職員に対し不当利得返還請求をするよう求めたもの	H25.6.11	○							○	○				H29.12.21大阪地 裁請求一部却下・ 一部棄却 H30.6.28大阪高裁 請求棄却 H31.1.25最高裁上 告不受理	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に あたる場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
—	大阪府	高槻市	遅刻をした市営バス運転士に対し、有給休暇半日分に振り替え、給与を減額しなかったことが不法行為に当たるとして自動車運送事業管理者が、自動車運送管理者(個人)、総務課長及び営業所長に対し上記不法行為に係る損害賠償請求又は賠償命令を怠っていることの違法確認を求めるとともに自動車運送管理者は自動車運送管理者(個人)等に対し総額13,350,000円の損害賠償請求又は賠償命令をするよう求めたもの	H27.11.6	○					○	○		○				H30.7.12大阪地裁 請求棄却 H30.12.6大阪高裁 請求棄却 R1.6.11最高裁上 告不受理	
—	大阪府	高槻市	有功者及び職員団体への無償駐車バスカードの発行が不法行為に当たるとして、市長が、市長(個人)及び歴代の総務課長に対し、上記不法行為に係る損害賠償請求を怠っていること並びに有功者及び職員団体に対し、市営駐車場使用料相当額の不当利得返還請求を怠っていることの違法確認を求めるとともに、市長は市長(個人)及び歴代の総務課長並びに有功者及び職員団体に対し、総額9,926,000円の損害賠償請求又は不当利得返還請求をするよう求めたもの	H27.11.9	○					○	○		○				R1.6.21大阪地裁 請求棄却	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 不届がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に あたる 場合	監査委員 が監査又 は勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
一	大阪府	高槻市	水利権の消滅した溜め池を水利権者に無償使用させていたこと及び水利権補償金の支出を行ったこと並びに第三者へ安価で売却を行ったことについて、市長が資産管理課長及び水利権者に対して使用料相当額の請求を怠ったことが違法であることの確認並びに市長は市長（個人）、総務部長及び水利権者に対して、総額27,569,192円の損害賠償請求又は賠償命令をするよう求めたもの	H29.5.26	○					○	○	○	○				R1.8.22大阪地裁 請求棄却 R2.2.13大阪高裁 請求一部却下・一部棄却	
1	大阪府	守口市	違法・不当な政務活動費の返還請求を怠ったために市が被った損害を補填するための措置請求	H31.4.14	○							○	○				R2.2.5大阪地裁 請求棄却	
一	大阪府	大東市	市民会館工事に関し、市長に対する請求を怠る事実の違法確認の請求等	H27.1.16	○					○	○	○	○				H30.5.24大阪地裁 請求棄却 H31.2.1大阪高裁 判決	
1	大阪府	和泉市	造園工事の入札において、談合により市が損害を与えられたとして、落札者に損害額を請求するよう求める訴訟	H30.4.20	○							○	○				R2.11.27大阪高裁 請求棄却	
1	大阪府	柏原市	損害賠償請求権若しくは不当利得返還請求権の行使	H30.7.13	○							○	○				R3.3.31時点 大阪地裁係属中	
2	大阪府	柏原市	損害賠償請求権の行使	H30.12.19	○				○			○	○				R2.3.19大阪地裁 請求棄却	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服がある 場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
3	大阪府	柏原市	怠る事実の違法確認請求	R2. 8. 3		○					○				○		現在、大阪高裁係属中	
4	大阪府	柏原市	不当利得返還請求権の行使	H30. 6. 15	○							○	○				R1. 5. 24大阪地裁請求棄却	
	大阪府	東大阪市	庁舎建替事業に関する公金支出の差止め及び市長に対する損害金（金1億円）の請求	H30. 5. 10	○				○			○					現在、大阪地裁係属中	
1	大阪府	泉南市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金（9億円及び遅延損害金）の請求	H30. 8. 8	○								○				R2. 11. 13最高裁請求棄却	
1	大阪府	大阪狭山市	市長に対する損害賠償等請求	H31. 1. 24	○							○	○				R2. 2. 21大阪地裁請求却下	
1	大阪府	阪南市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金（55,433,520円）の請求	H30. 11. 9	○								○				R2. 1. 16大阪地裁請求棄却	
2	大阪府	阪南市	市長に対する財産の管理を怠る事実に係る相手方へ損害金（576,000円）の請求	R1. 7. 17	○												R3. 3. 19原告取下げ	
	大阪府	島本町	水路外付替工事に関する公金支出の差し止め請求	R2. 8. 20			○		○								現在、大阪地裁係属中。	
	計	14団体	36件		32件	1件	3件	0件	7件	0件	10件	29件	4件	19件	1件	1件	0件	
1	兵庫県	神戸市	弁護士委託料支出の取消し及び違法の確認の請求	R2. 6. 30	○					○							R3. 3. 2神戸地裁請求却下 現在、大阪高裁係属中	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服がある 場合	監査委員 が勧告又 は法定期 間に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴	第12項 の規定に 基づく請 求に対する 支払い	
2	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当な公金の支出（特定団体への補助金の支出等）に伴う損害補てん請求	H30.4.26	○							○		○				H30.11.30神戸地裁請求棄却
3	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当な公金の支出（特定団体への補助金の支出等）の損害補てん請求	H30.6.22	○								○		○			H31.3.27神戸地裁請求棄却
4	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当に公金の賦課、徴収を怠る事実（特定団体に施設の使用を許可し、使用料を免除等）の損害補てん請求	H30.6.22	○									○		○		H31.3.15神戸地裁請求棄却
5	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当な公金の支出（特定団体への補助金の支出等）の損害補てん請求	H30.6.22	○									○		○		H30.11.14大阪高裁請求棄却
6	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当に公金の賦課、徴収を怠る事実（特定団体に施設の使用を許可し、使用料を免除等）の損害補てん請求	H30.11.16	○										○		○	H31.4.16神戸地裁請求棄却
7	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当な公金の支出（特定団体への委託料の支出等）の損害補てん請求	H30.12.6	○										○		○	H31.2.28神戸地裁請求棄却
8	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当な公金の支出（特定団体への補助金の支出等）の損害補てん請求	H31.3.27	○										○		○	R1.11.7神戸地裁請求棄却

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服がある 場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴	第12項 の規定に 基づく請 求に対する 支払い	
9	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当な公金の支出（特定団体への補助金の支出等）の損害補てん請求	H31.4.17	○							○		○				R1.11.26神戸地裁請求棄却
10	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当な公金の支出（特定団体への補助金の支出等）の損害補てん請求	R1.8.27	○								○		○			R2.6.9神戸地裁請求棄却
11	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当に公金の賦課、徴収を怠る事実（特定団体に施設の使用を許可し、使用料を免除等）の損害補てん請求	R2.6.9	○								○		○			R2.12.4神戸地裁請求棄却
12	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当な公金の支出（特定団体への補助金の支出等）の損害補てん請求	R2.6.9	○								○		○			R2.12.4神戸地裁請求棄却
13	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当な公金の支出（特定団体への補助金の支出等）の損害補てん請求	R1.10.17	○								○		○			R2.9.3神戸地裁請求棄却
14	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当に公金の賦課、徴収を怠る事実（特定団体に施設の使用を許可し、使用料を免除等）の損害補てん請求	R2.9.3	○								○		○			R3.3.11大阪高裁請求棄却
15	兵庫県	尼崎市	市長に対する違法・不当な公金の支出（特定団体への委託料の支出等）の損害補てん請求	R2.4.7	○								○					現在、神戸地裁係属中

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告に不 服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が勧告又 は勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
22	兵庫県	丹波篠山市	市長に対する違法公金支出、契約締結に伴う損害金（合計6,865,228円）の請求	H30.8.12	○						○	○		○			R1.11.7神戸地裁請求棄却 R2.3.27大阪高裁控訴却下命令	
23	兵庫県	丹波篠山市	市長に対する違法公金支出に伴う損害金（47,164,305円）の請求	H31.2.6	○						○	○		○			R2.2.4神戸地裁請求棄却 R2.6.22大阪高裁控訴却下命令	
24	兵庫県	朝来市	1 市長に対し、違法な公金の支出による損害金（348,060円）の支出先への不当利得返還と利息の請求を求めるもの 2 市長が、不当利得返還請求を怠っていることが違法であることの確認	R3.6.7	○						○	○					現在、神戸地裁係属中	
-	兵庫県	南あわじ市	市長に対する違法公金支出に伴う損害金（25,012,800円）の請求	H30.3.14	○										○		R2.3.26神戸地裁一部原告勝訴 R2.12.3大阪高裁原告敗訴 R3.5.21付 最高裁上告不受理決定	
計	6団体		25件		25件	0件	0件	0件	0件	1件	4件	24件	0件	15件	0件	0件		
1	奈良県	奈良市	里道の境界確定に関する住民監査請求	H30.10.12	○					○				○			R2.9.4大阪高裁請求棄却	
2	奈良県	奈良市	新斎苑建設用地取得に関する住民監査請求	H30.5.24	○							○			○		R3.2.26大阪高裁請求棄却 現在、最高裁係属中	
3	奈良県	奈良市	公園施設撤去工事に関する住民監査請求	R2.8.31	○				○			○		○			R3.3.16奈良地裁請求棄却	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告に不 服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が監査又 は勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
-	奈良県	奈良市	未収債権の管理に関する住民監査請求	H26.7.30	○						○		○				H30.10.25奈良地裁請求却下	
1	奈良県	大和郡山市	市長に対する違法な財産処分に伴う損害金（5450万円及び平成31年3月27日から支払済みまで民事法定利率5分の割合による遅延損害金）の請求	R1.11.15	○							○					現在、奈良地方裁判所係属中	
2	奈良県	大和郡山市	市長に対する違法な公金支出に伴う損害金（21万6千円及び訴状送達の日翌日から支払済みまで民事法定利率5分の割合による遅延損害金）の請求	R2.3.31	○							○					現在、奈良地方裁判所係属中	
1	奈良県	橿原市	怠る事実の違法確認等請求	H30.5.18	○						○	○		○			R3.2.19最高裁上告不受理決定	
-	奈良県	橿原市	市長に対する違法契約の差止め請求	H28.1.6	○					○							H31.3.28奈良地裁一部却下、一部棄却	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告に不 服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
1	奈良県	御所市	市長に対する不動産の明渡請求をしないことの違法確認及び明渡済みまでの金員の請求	R2. 9. 30				○			○						現在、奈良地裁係属中	
1	奈良県	生駒市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金(47,325,481円)の請求	H31. 2. 25	○							○					R3. 2. 16奈良地裁請求棄却 現在大阪高裁継続中	
2	奈良県	生駒市	市長に対する違法支出に伴う損害金(754,000円)の請求	R1. 9. 5	○							○					奈良地裁係属中	
3	奈良県	生駒市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金(119,663,727円)の請求	R2. 1. 24	○							○					R3. 2. 16奈良地裁請求棄却 現在大阪高裁継続中	
4	奈良県	生駒市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金(309,905,152円)の請求	R3. 1. 15	○							○					奈良地裁係属中	
1	奈良県	葛城市	交付金の目的外支出について、相手方に対する返還請求	R2. 7. 25	○							○					奈良地裁係属中	
2	奈良県	葛城市	市長に対する違法契約締結に伴う公金支出等差止請求	R3. 4. 19	○				○								奈良地裁係属中	
1	奈良県	宇陀市	市長に対する違法入札損害賠償等の請求	H30. 12. 21	○						○	○					現在、奈良地裁係属中	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告に不 服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
1	奈良県	明日香村	村長に対する新庁舎建設事業の過剰な床面積の先源	R2. 11. 20	○				○									現在、奈良地方裁判所係属中
	計	8団体	17件		16件	0件	0件	1件	4件	1件	4件	11件	1件	3件	1件	0件	0件	
1	和歌山県	和歌山市	市長に対する不当利得(1万3,000円)の返還請求	H30. 6. 26	○							○		○				R2. 1. 24和歌山地裁請求棄却
-	和歌山県	印南町	町長に対する不適切な補助金交付に伴う損害賠償の請求	H29. 6. 23	○							○		○				R2. 3. 24和歌山地裁請求棄却
3	和歌山県	白浜町	町長を被告として、町有地の売買契約締結の差止、売買契約による所有権移転登記の抹消登記手続を怠っていることの違法性の確認及び当該売買契約により町が被った損害賠償を求めた事件	H30. 4. 20	○				○									R2. 3. 10和歌山地裁請求棄却 R3. 4. 23大阪高裁請求棄却 現在、最高裁係属中
	計	3団体	3件		3件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	2件	0件	2件	0件	0件	0件	
1	鳥取県	八頭町	町長に対する財産管理を怠る事実の違法確認等請求事件	R2. 12. 10	○						○		○				○	鳥取地方裁判所 R3. 3. 19

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に あつた場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
2	鳥取県	大山町	原告である住民（3名）は、本町が2016年度に国の補助金で行った道路改良工事の工期が翌年度にずれ込んだものを、当年度内に完成したとする工事検査調書を作成した件で、国からの指摘もあり補助金等を返還することとなった問題について、原告は被告である町長並びに当時の町長、副町長、担当課長と遅延を招いた工事業者へ損害賠償請求を求めて提訴したものである。	H30.6.30	○													R3.3.26松江地裁 請求一部棄却 R3.4.14確定
計	2団体	2件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	1件	0件	1件	0件	1件		
1	島根県	松江市	市長に対する新庁舎整備事業の公金支出の差止等の請求	R3.2.22	○				○									現在、松江地裁係属中
2	島根県	益田市	市長等に対する債権（国営土地改良事業分担金）の時効消滅に伴う損害金（99,073,662円）の請求	R1.7.4	○													R3.1.25松江地裁 原告死亡による当然終了
3	島根県	益田市	市長等に対する債権（市税）の時効消滅に係る損害金（53,095,399円）及び相手方に対する公金（委託料）の支出に係る損害金（1,458,000円）の請求	R1.7.19	○													R3.1.25松江地裁 原告死亡による当然終了
計	2団体	3件	3件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件		

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告に不 服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
1	岡山県	岡山市	違法に支出した政務活動費を市議会各会派から返還させるよう市長に求める請求 (12,791,782円)	H30.7.20	○							○					R2.10.27岡山地裁一部勝訴 (212,328円敗訴) 現在、広島高裁係属中	
-	岡山県	倉敷市	病院事業管理者に対して、違法な公金の支出を行った職員に損害賠償請求を行うこと等を求める請求	H30.1.18	○							○	○				30.9.18岡山地裁一部却下、一部棄却 31.3.28広島高裁岡山支部 控訴棄却	
10	岡山県	倉敷市	病院事業管理者に対して、違法な公金の支出を行った職員に損害賠償請求を行うこと等を求める請求	H30.5.15	○							○					R1.5.18 取下げ R1.5.24 同意書提出	
2	岡山県	倉敷市	市長に対して、違法な公金の支出について損害賠償請求するとともに、当該支出の相手方に返還請求すること等を求める請求	R1.6.27	○							○					R2.11.25岡山地裁請求棄却 現在、広島高裁岡山支部係属中 R3.6.15第2回口頭弁論期日(予定)	
3	岡山県	倉敷市	市長に対して、違法な公金の支出について損害賠償請求するとともに、当該支出の相手方に返還請求すること等を求める請求	R2.6.26	○							○					R3.5.26岡山地裁第5回口頭弁論期日(予定)	
4	岡山県	真庭市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金(1,781,730円)の請求	H30.7.10	○							○					現在、岡山地裁係属中	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置があ る場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号による 請求	同項第2 号による 請求	同項第3 号による 請求	同項第4 号による 請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
3	広島県	広島市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金（189万9,080円）等の請求	R1. 11. 28	○				○	○		○						R2. 12. 9広島地裁請求却下 現在、広島高裁係属中
4	広島県	広島市	市長が行った公共下水道物件設置行為・占有許可申請に対する許可処分及び占有料免除処分の取消の請求	R2. 12. 17	○					○								現在、広島地裁係属中
5	広島県	福山市	土地譲渡差止等請求	R2. 9. 30	○				○									R3. 4. 14広島地裁訴えの取下げ
6	広島県	三次市	教育長に対する違法契約締結に伴う損害金（34,650円）の請求	R2. 6. 24	○							○	○					R3. 2. 24広島地裁請求棄却
—	広島県	府中町	町長に対する普通財産の管理を怠る事実の違法確認並びに当該怠る事実により損害を生じさせた前町長に対する損害賠償金の請求	H28. 6. 9	○						○	○	○	○				H30. 2. 7広島地裁請求棄却 R1. 12. 28広島高裁請求一部却下・一部棄却
計		4団体	7件		6件	0件	0件	1件	3件	3件	2件	4件	2件	3件	0件	0件	0件	
1	山口県	岩国市	不当利得返還請求及び損害賠償請求	R1. 11. 28	○							○						山口地裁係属中
計		1団体	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	
-	徳島県	徳島市	違法建築物の所有者に対する撤去費用及び不法占有に基づく使用料相当額の損害賠償請求（2,156,788円）をすることを求める訴訟	H29. 10. 23		○						○	○					H31. 2. 18 徳島地裁請求棄却 R1. 8. 20 高松高裁控訴審期日不出頭等に伴う控訴取下擬制により確定

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に ある場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
1	徳島県	勝浦町	地籍調査事業随意契約差止請求事件	R2. 9. 18	○				○								現在、徳島地裁係属中	
2	徳島県	美波町	議会の議決を得ていない議員派遣に係る、派遣旅費を返還するようを議員に請求すること	R2. 7. 15	○					○							R3. 1. 18徳島地裁請求却下 現在、高松高裁係属中	
3	徳島県	上板町	町長に対し、町が被った無償譲渡処分に伴う損害金(60万円)の請求	R3. 2. 19	○						○						現在、徳島地方裁判所係属中	
	計	4団体	4件		3件	1件	0件	0件	1件	1件	0件	2件	0件	1件	0件	0件		
1	香川県	高松市	市長に対する修正申出書(国土調査)送付の取消し及び支出金(336,960円)の返還命令の請求	R1. 12. 16	○					○		○					R2. 9. 10高松地裁請求却下 R3. 1. 15高松高裁控訴棄却	
2	香川県	土庄町	町長に対する違法契約締結に伴う損害金(1,216,750円及び利息)の請求	H30. 9. 18	○						○		○				R1. 6. 14高松地裁請求棄却 R1. 7. 2確定	
3	香川県	土庄町	町長及び元顧問に対する違法に財産の管理を怠る事実に伴う損害金(597,806,816円)の請求	R3. 2. 25	○						○						現在、高松地裁係属中	
	計	2団体	3件		3件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	3件	1件	1件	0件	0件		
-	愛媛県	松山市	市長に対し、市長個人に下水道使用料未賦課分(2,626円)を請求するよう求める請求	H30. 3. 22	○						○	○					H30. 11. 27松山地裁請求却下	
1	愛媛県	松山市	市長に対する公有財産の管理に係る怠る事実等の違法確認の請求	R1. 11. 2	○				○		○						R3. 2. 18松山地裁請求却下又は棄却 現在、高松高裁係属中	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員の 結果又は 勧告に不 服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 は勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
2	愛媛県	松山市	市長に対し、違法支出された政務活動費（761,784円）を議員に損害賠償請求するよう求める請求	R2.6.19	○							○					R3.4.15松山地裁 請求棄却 現在、高松高裁 係属中	
1	愛媛県	今治市	獣医学部今治キャンパス開設に伴う土地の無償譲渡及び補助金の交付が違法であるとして、（主位的請求）①学園に対し補助金の返還請求の義務付け、②学園に対する支出差し止めを求め、（予備的請求）③市長個人に対し補助金相当額の金員支払いの義務付けを求めるもの。	H30.7.12	○				○			○					現在、松山地裁係 属中	
2	愛媛県	今治市	動物及びマイクロバスの取得費への補助が違法であると主張し、補助金の返還及び無償譲渡した土地の返還を求めないことが請求を怠る事実であり、その違法性の確認と市長をはじめとした関係職員、学園理事長への金員支払いの義務付けを求めるもの。	R1.6.21	○						○	○					現在、松山地裁係 属中	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服がある 場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
3	愛媛県	今治市	① 獣医学部の入学式当日に学園が無償で市有地を利用したことが占用料の徴収を怠る事実であることの確認 ② 市有地を無償でボーリング調査させたことが使用料の徴収を怠る事実であることの確認 ③ 市長をはじめとした関係職員、学園理事長に①②の徴収を怠った金員の支払いの義務付けを求めるもの。	H31.1.24	○						○	○						現在、松山地裁係属中
-	愛媛県	今治市	獣医学部今治キャンパス開設に伴う土地の無償譲渡及び補助金の交付が違法であるとして、(主位的請求)①学園に対し無償譲渡した土地代金36億7500万円の不当利得返還請求の義務付けを求め、(予備的請求)②市長個人に対し36億7500万円の支払い請求の義務付け、③補助金の差し止めを求めるもの。	H29.9.6	○				○			○						R2.9.3取下げ
	計	2団体	7件		7件	0件	0件	0件	3件	0件	3件	6件	1件	0件	0件	0件	0件	
1	高知県	室戸市	市長に対する固定資産税の賦課徴収の違法確認請求	R1.8.7	○						○			○				R2.12.1最高裁判所請求棄却
2	高知県	宿毛市	市長に対する契約無効・違法確認の請求	R2.6.1	○						○							現在、高知地方裁判所係属中
3	高知県	東洋町	町長に対する研修に係る公金の返還及び研修補助金の返還請求	R2.10.13	○							○						現在、高知地方裁判所にて係属中

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 不届がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服がある 場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
4	高知県	四万十町	新条例による議員報酬の支払い差し止め請求	R2. 2. 6	○				○									現在、高知地裁係属中
	計	4団体	4件		4件	0件	0件	0件	1件	0件	2件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	
1	福岡県	北九州市	市議会議員の海外視察に伴う不当利得返還請求(約800万円)	H31. 2. 8	○							○						福岡地裁係属中
2	福岡県	北九州市	公金支出金返還請求(33,572円)	R1. 10. 11	○									○				R3. 1. 13 福岡地裁請求棄却
1	福岡県	福岡市	市長が「日本の建国をお祝いする集い」に出席するに際し、市長等の給与等を支出したのは違法であるとして、市長は、市長に対し、損害金(54,826円)を請求するよう求めたもの。	H28. 9. 30	○							○		○				H30. 7. 4福岡地裁請求棄却
1	福岡県	八女市	市長に対する市職員給与の違法支出に伴う損害金(1,414,390,444円)の請求	H31. 1. 9		○					○							R2. 3. 25福岡地裁請求棄却 R2. 10. 1福岡高裁請求棄却 現在、最高裁係属中
-	福岡県	宗像市	行政財産管理違法確認等の請求	H30. 3. 13	○					○	○	○						H31. 3. 6福岡地裁一部却下、一部棄却
1	福岡県	宗像市	体育館使用料過大徴収確認等の請求	R3. 1. 1	○						○	○						現在、福岡地裁係属中
1	福岡県	宮若市	市長に対し公金支出差し止め、損害額の請求	R2. 10. 5	○							○						現在福岡地裁係属中

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告に不 服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が監査又 は勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
1	福岡県	みやま市	求償権不行使についての怠る事実の確認・求償権の行使(約37万円)	H2. 10. 26	○							○						現在、福岡地裁係属中
1	福岡県	粕屋町	相手方に損害賠償及び不当利得返還の請求をすることを町長に求める請求	H30. 8. 10	○							○						現在、福岡地裁係属中
	計	7団体	9件		8件	1件	0件	0件	0件	1件	3件	8件	0件	2件	0件	0件	0件	
1	佐賀県	武雄市	市長に対する違法契約締結に伴う無効確認等の請求	R2. 12. 21	○				○									現在、佐賀地裁係属中
-	佐賀県	武雄市	市長に対する業務委託に伴う損害賠償等の請求	H28. 1. 14	○						○	○		○				H30. 9. 28 佐賀地裁請求棄却 H31. 4. 18 福岡高裁控訴棄却 R1. 10. 1最高裁上告棄却

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置が ある場合	監査委員 が監査又 は勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
1	佐賀県	小城市	①-①市長がした補助金の交付決定、支出命令及び額の確定が無効であることの確認請求、①-②市長がした補助金の交付決定、支出命令及び額の確定を取り消すことの請求、②市長がした補助金の交付決定、支出命令及び額の確定を取り消すことを怠ることが違法であることの確認請求、③-①市長が損害賠償請求対象者に対し、損害賠償請求者及び損害賠償命令対象者と連帯して補助金及びこれに対する遅延損害金の支払を請求することの請求、③-②市長が損害賠償請求対象者に対し、損害賠償請求者及び損害賠償命令対象者と連帯して補助金及びこれに対する遅延損害金の賠償命令の請求、④-①市長が上記③-①の請求を怠っていることが違法であることの確認請求、④-②市長が上記③-②の命令を怠っていることが違法であることの確認請求、⑤-①市長が監査委員に対し金員の賠償責任について監査を求めることを怠ることが違法であることの確認請求、⑤-②監査委員に対し金員の賠償責任があると監査することを怠ることが違法であることの確認請求（平成24年度から平成29年度分）	H30.9.18		○				○	○	○					現在、佐賀地裁係属中	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の結果又は 不届がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に あつた場合	監査委員 が勧告又 は法定期 間に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴	第12項 の規定に 基づく請 求に対す る支払い	
2	佐賀県	小城市	①-(1)市長がした補助金の交付決定、支出命令及び額の確定が無効であることの確認請求、①-(2)市長がした補助金の交付決定、支出命令及び額の確定を取り消すことの請求、②市長がした補助金の交付決定、支出命令及び額の確定を取り消すことを怠ることが違法であることの確認請求、③-(1)市長が損害賠償請求対象者に対し、損害賠償請求者及び損害賠償命令対象者と連帯して補助金及びこれに対する遅延損害金の支払を請求することの請求、③-(2)市長が損害賠償請求対象者に対し、損害賠償請求者及び損害賠償命令対象者と連帯して補助金及びこれに対する遅延損害金の賠償命令の請求、④-(1)市長が上記③-(1)の請求を怠っていることが違法であることの確認請求、④-(2)市長が上記③-(2)の命令を怠っていることが違法であることの確認請求、⑤-(1)市長が監査委員に対し金員の賠償責任について監査を求めたことを怠ることが違法であることの確認請求、⑤-(2)監査委員に対し金員の賠償責任があると監査することを怠ることが違法であることの確認請求(平成21年度)	R2.4.9		○					○	○	○					現在、佐賀地裁係属中

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 不届がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に あたる 場合	監査委員 が監査又 は勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
3	佐賀県	小城市	①市長がした業務委託契約、支出決定及び会計担当者に対する支払命令が無効であることの確認請求あるいは取消請求、②市長が業務委託契約、支出決定及び会計担当者に対する支出命令の取消を怠る事実が違法であることの確認請求、③市長が関係者に支払請求することの請求、④市長が関係者に支払請求することを怠る事実が違法であることの確認請求	H31.1.22	○					○	○	○						現在、佐賀地裁係属中
1	佐賀県	嬉野市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金(399万6000円)の請求	H31.1.8	○							○	○					H31.3.29佐賀地裁請求棄却
2	佐賀県	嬉野市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金(599万6000円)の請求	H31.1.8	○							○						現在、佐賀地裁係属中
3	佐賀県	嬉野市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金(29万1600円)の請求	H31.1.22	○							○						現在、佐賀地裁係属中
4	佐賀県	嬉野市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金(300万2400円)の請求	H31.2.22	○							○						現在、佐賀地裁係属中
5	佐賀県	嬉野市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金(481万6800円)の請求	H31.2.28	○							○						現在、佐賀地裁係属中
6	佐賀県	嬉野市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金(488万1600円)の請求	H31.3.15	○							○						現在、佐賀地裁係属中

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員の 結果又は 勧告がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に ある場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴	第12項 の規定に 基づく請 求に対する 支払い	
7	佐賀県	嬉野市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金(6万9750円)の請求	H31.1.8	○							○		○				R2.10.2福岡高裁控訴棄却
	計	3団体	12件		10件	2件	0件	0件	1件	3件	4件	11件	1件	2件	0件	0件	0件	
1	長崎県	長崎市	市長に対する違法契約締結に伴う、売却代金と適正価格の差額(8億7,400万円)の請求	R1.9.13	○							○	○					R2.9.15長崎地裁請求却下
2	長崎県	長崎市	市長に対する違法な行為により支出したことに伴う損害金(2億7,562万8,960円)の請求。	H30.4.16	○							○		○				R2.4.14長崎地裁請求棄却
3	長崎県	五島市	市長に対して、財産の減額譲渡契約により市に与えた損害額の請求訴訟	R2.8.1		○						○						現在、長崎地裁係属中
—	長崎県	南島原市	市長に対する怠る事実の違法確認等請求	H29.4.21	○							○		○				R3.1.22最高裁上告審として受理しない。
4	長崎県	新上五島町	町長に対する違法公金支出金(1億6,998万5,728円)の返還請求	R2.2.25	○							○		○				R3.3.16長崎地裁請求棄却 現在、福岡高裁係属中
	計	4団体	5件		4件	1件	0件	0件	0件	0件	1件	4件	1件	3件	0件	0件	0件	
1	熊本県	熊本市	市長が違法に財産の管理を怠っている事実の確認の請求	H31.4.19	○							○	○					現在、熊本地裁係属中
2	熊本県	天草市	天草市議会事務局職員の給与(17,950円)の返還請求	R2.3.17	○							○						現在、熊本地裁係属中

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の結果又は 不服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴		
3	熊本県	天草市	サクラ等樹皮病防除石灰硫黄合剤散布公金支出(196,570円)の返還請求	R2.6.25	○						○							現在、熊本地裁係属中
4	熊本県	相良村	議決した条例を公布していないことは、違法であることの確認 条例の公布請求	R1.9.6				○			○		○					R2.7.22熊本地裁請求却下 R2.10.6福岡高裁和解
計		3団体	4件		3件	0件	0件	1件	0件	0件	2件	3件	1件	0件	0件	0件	0件	
1	大分県	別府市	市長及び職員に対する違法公金支出等に伴う賠償金の請求	R2.10.29	○						○	○						現在、大分地裁係属中
2	大分県	豊後大野市	市長に対する補助金の不当利得による返還を求める請求	R2.6.19	○							○						現在、大分地裁係属中
計		2団体	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	
1	宮崎県	宮崎市	事業者に対する交付金の不当利得返還請求及び市長に対する損害賠償請求の義務付け並びに交付金の返還過程等の違法であることの確認を求めるもの	R1.10.2	○							○	○	○				R2.8.26宮崎地裁一部却下、一部棄却 R3.2.10福岡高裁宮崎支部控訴棄却
2	宮崎県	宮崎市	市との委託契約に基づき第三者委員会が作成した報告書の内容が違法であることの確認及び当該報告書の訂正を求めるもの並びに同委員会の委員に対する損害賠償請求の義務付けを求めるもの	R2.11.7	○							○						R3.4.23宮崎地裁一部却下、一部棄却 R3.5.7原告控訴
計		1団体	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	1件	1件	0件	0件	0件	

番号	都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果 (確定した場合のみ記入)				公費負担 の状況	訴訟の係属状況等
					監査委員 の監査の 結果又は 勧告に不 服がある 場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 の措置に 不服があ る場合	監査委員 が監査又 は勧告を 法定期間 内に行わ ない場合	議会、長 その他の 執行機関 又は職員 が必要な 措置を講 じない場 合	第1項第 1号によ る請求	同項第2 号によ る請求	同項第3 号によ る請求	同項第4 号によ る請求	請求却 下	請求棄 却	原告一 部勝訴	原告全 部勝訴	第12項 の規定に 基づく請 求に対す る支払い	
3	沖縄県	石垣市	市有地の無断使用者に対して市長への損害賠償請求義務付けを求める訴訟	R2. 9. 26	○							○						現在、那覇地裁係属中
4	沖縄県	伊平屋村	村長に対する職員の不正行為に伴う損害賠償（8680万円）の請求	R3. 6. 10				○				○						現在、那覇地裁係属中
	計	3団体	6件		5件	0件	0件	1件	0件	0件	2件	5件	0件	1件	0件	1件	0件	
	合計	204団体	430件		400件	15件	6件	11件	61件	24件	90件	341件	51件	133件	10件	2件	2件	